



昭和十八年十一月二十五日刊

國際月報

（自昭和十八年十月一日
至昭和十八年十月末日）

第三十五號

情報局編輯

319
323

内閣文庫
八九五〇四号
和書



319
323

國際月報 第三十五號 目次

—(1)—

第八十三回帝國議會に於ける東條内閣總理大臣演説	一頁
第八十三回帝國議會終了に際しての東條内閣總理大臣談話	九
米英の帝國主義的野望に關する重光外務大臣議會答辯	一〇
ビルマ國特派大使テ・モン氏の入京に關する情報局發表	一七
テ・モン特派大使歡迎宴に於ける東條内閣總理大臣挨拶	一七
フィリピン獨立準備委員長一行歡迎宴に於ける東條内閣總理大臣挨拶	一九
フィリピン獨立に關する帝國政府聲明	二一
フィリピン獨立並に日本國フィリピン國間同盟條約署名調印に關する情報局發表	二三
フィリピン獨立に際しての東條内閣總理大臣放送	二四
自由インド假政府承認に關する帝國政府聲明	二七
自由インド假政府承認に關する情報局發表	二七
自由インド假政府承認に關する天羽情報局總裁談	二七
自由インド假政府承認に關する情報局發表	三〇

日本國中華民國同盟條約締結に關する帝國政府聲明	三〇
日本國中華民國同盟條約締結に關する情報局發表	三一
日本國中華民國同盟條約、附屬議定書並に交換公文	三一
日本國中華民國同盟條約締結に際しての東條内閣總理大臣談	三五
第二次日米居留民交換に關する外務當局談	三七
~~~~~	
第八十三回帝國議會に於ける東條陸軍大臣戰況報告	三七
第八十三回帝國議會に於ける嶋田海軍大臣戰況報告	四三
~~~~~	
ソロモン群島方面戰況並に戰果に關する大本營發表(一)	四八
帝國海軍艦艇並に陸海軍航空部隊の敵潜水艦擊沈に關する大本營發表	四九
大島島敵襲に關する大本營發表	五〇
ソロモン群島方面戰況並に戰果に關する大本營發表(二)	五〇
ニューブリテン島ラバウル來襲敵機擊退戰果に關する大本營發表	五一
緬甸方面帝國陸軍部隊の西南支那方面重慶軍擊破に關する大本營發表	五一
帝國海軍航空部隊のニューギニア島ブナ灣敵輸送船團強襲戰果に關する大本營發表	五二

帝國陸軍航空部隊の支那方面綜合戰果に關する大本營發表	五三
ニューギニア島方面に於ける戰況並に戰果に關する大本營發表	五三
ニューギニア島フィンシハーヘン北方地區戰果に關する大本營發表	五五
モノ島敵上陸點附近攻撃戰果に關する大本營發表	五五

國 際 時 報

フィリピン共和國の誕生	五六
自由インド假政府の樹立	八五
日華同盟條約締結の意義	一〇三
米英ソ三國外相會談の實情	一一四
~~~~~	
米國內經濟狀況一覽表	一二五
米國鐵鑛業々態分析表	一二六
~~~~~	
十月中の世界戰況概観	一二七
十月中の世界政治日誌	一三三

各國動向

【米 國】

— 軍 事 —

海軍首脳部對日反攻作戰協議……………	一四一	ソマーヴィル軍需部隊司令官重慶訪問……………	一四四
建艦計畫一部變更……………	一四一	陸軍地上部隊の編成改正……………	一四四
新空母續々進水……………	一四一	陸軍航空部隊事實上獨立……………	一四四
四萬五千噸級大型空母建造計畫發表……………	一四二	——一年に搭乗員十萬を養成——……………	一四五
「潜水艦の脅威依然重大」……………	一四二	「陸軍擴充は七百七十萬で打切り」……………	一四六
——ノックス海軍長官言明——……………	一四二	——スチムソン陸軍長官言明——……………	一四六
バレット海兵隊代將死去……………	一四三	海外派遣兵力軍需補給狀況……………	一四六
海軍人事異動……………	一四三	空襲警報機構事實上解消……………	一四七
陸軍人事異動……………	一四三	西部諸州燈火管制緩和……………	一四八
		眞珠灣責任者裁判延期……………	一四八
		新兵器性能……………	一五〇

— 外 交 —

ハリマン駐ソ大使信任狀捧呈……………	一五五
駐英武器貸與連絡官にリード任命さる……………	一五六
外交官異動……………	一五六
—— 一 般 ——……………	
大統領選挙と輿論……………	一五七
共和黨の選挙政策……………	一五八
ウイルキー立候補第一聲……………	一五九
戦線視察上院議員團英國を痛撃……………	一六〇
父親召集案上院通過……………	一六二
出征家族扶助料増額案兩院通過……………	一六二
支那移民禁止法撤廢案下院通過……………	一六二
上院國際協力案討議開始……………	一六三
増税總額百六十億弗……………	一六四
戦勝税即時拂戻案下院通過……………	一六五
會計検査院長陸軍の綱紀紊亂糾弾……………	一六五
ブラウン物價管理局長官辭職……………	一六六

ハル國務長官モスクワ着……………	一五二
——米英ソ三國外相會談開始——……………	一五二
アゾレス協定に賛意表明……………	一五二
パドリオ政權を交戦國として承認……………	一五二
——伊俘虜取扱は不變——……………	一五三
米芬兩國の辨濟取扱……………	一五三
ガソリン不足對策にイラン石油を利用……………	一五三
西亞向供給委員會新設……………	一五三
對バラグアイ航空協定締結……………	一五三
武器貸與總額百五十二億弗……………	一五四
各國商社のブラツク・リスト作成……………	一五四
——對外經濟恫喝政策益々露骨——……………	一五四
ネルソン戰時生産局長官訪ソ……………	一五五
モーゲンソー財務長官地中海前線視察……………	一五五
地中海委員會代表着任……………	一五五
アーマー駐亞大使歸任……………	一五五

軍需生産計畫變更……………	一六六
九月中の軍需生産高……………	一六六
九月中の船舶建造高……………	一六八
開戦以來の事故死傷者七百八萬人……………	一六八
食糧機關改造……………	一六八
紐育でバタ使用制限……………	一六八
食糧事情深刻……………	一六九
ゴム問題危機に直面……………	一六九
ガソリン不足東部より西部に波及……………	一六九
東部炭田罷業益々擴大……………	一七〇
全米鐵道罷業か……………	一七一
労働不足對策……………	一七二
労働力不足のため鑛産制限……………	一七二
労働總同盟第六十三回年次大會……………	一七三
對外投資總額十一弗……………	一七四
本年八月末輸出貿易額七十九億弗……………	一七五

【英國】

——軍事——

「戦争の長期化を覺悟せよ」……………	一七五
——ホプキンス大統領特別顧問警告——……………	一七五
海軍々令部長更迭……………	一七五
地中海方面反樞軸艦隊司令長官更迭……………	一七六
海軍人事異動……………	一七六
奇襲部隊司令官任命……………	一七六
軍事使節團太平洋戰域視察……………	一七六
チャーチル首相伊艦隊の利用價值肯定……………	一七七
對歐空爆實績……………	一七七
各種新兵器性能……………	一七七
——外——交——	
——イーデン外相モスクワ着……………	一七八
——米英ソ三國外相會談開始……………	一七八

【ドイツ】

リンリスゴ前インド總督歸着……………一八五

ヒトラー總統等戰勝の確信表明……………一八六

——ナチス黨全國指導者會議……………一八九

新兵器性能……………一九一

對英捕虜交換……………一九一

對瑞新經濟協定成立……………一九一

「アゾーレス軍事基地提供は中立違反」……………一九一

——英葡協定に關し嚴重抗議……………一九一

アゾーレス問題に關する獨紙論調……………一九三

「バドリオ政權宣戰は實質的影響なし」……………一九三

——外務省當局言明……………一九五

ヒトラー總統ブルガリア攝政等を引見……………一九五

本年度收穫豐作……………一九六

——ゲツベルス宣傳相等農民に感謝……………一九六

チャーチル首相英葡協定内容發表……………	一七八
——アゾーレス諸島便宜供與獲得——……………	一七八
米上院議員の對英非難にレウエリン應酬……………	一七九
ホーア駐西大使歸任……………	一八〇
ヨーク大司教歸英……………	一八〇
サウデイ・アラビアとの友好條約更新……………	一八一
——一般——	
攝政法改正案上院通過……………	一八一
外務次官更迭……………	一八一
民間航空會議開催……………	一八二
保守黨の戦後改造問題報告……………	一八二
保守黨及び統一黨中央評議會……………	一八三
リットルトン生産相ゴム自給豪語……………	一八四
工業事故増大……………	一八四
英蘭銀行保護發行限度擴張……………	一八四
ケニヤ産のマリア劑……………	一八五

降誕祭食糧特配……………二〇〇
 民間のガソリン使用を禁止……………二〇一
 労働従業員の経済改良案其中獎勵……………二〇一
 フンク経済相等貯蓄の重要性強調……………二〇一
 開戦後の新設住宅四十五萬戸……………二〇二
 「報復は早晚必ず實行」……………二〇二
 —ゲツベルス宣傳相戰況説明—……………二〇二
 東條首相議會演説に關する論調……………二〇四
 重光外相議會答辯に關する論調……………二〇五

【イタリア】

國內取締令發布……………二〇六
 陸軍參謀總長にガアムピラ將軍任命さる……………二〇六
 レグナニ海軍次官逝去……………二〇六
 —後任はベルレーニ提督—……………二〇六
 國軍再建方針決定……………二〇六

【ソ聯邦】

新ファシスト黨加入規定……………二〇七
 裏切黨員の罪狀審理……………二〇七
 人事異動……………二〇八
 新聞新體制……………二〇九
 ~~~~~  
 國王等ナポリに到着……………二〇九  
 バドリオ政權對獨宣戰布告……………二〇九  
 ~~~~~  
 米英ソ三國外相會談開催……………二一一
 米英加との第三次武器貸與協定成立……………二一一
 グロムイコ駐米大使信任狀捧呈……………二一一
 グウセフ駐英大使就任……………二一一
 マイスキー外務人民委員部長歸國……………二一一
 外交官更迭……………二一一
 外交官の制服制定……………二一一

上級元帥の稱號設定

—元帥肩章制定—……………二二三
 フメリニツキー勳章制定……………二二三
 チモシエンコ元帥敍勳……………二二三
 —ベトロフ大將、軍大將に昇進—……………二二三
 クズネツオフ農業人民委員に任命さる……………二二四
 工場労働者の二割を軍へ轉用……………二二四
 戦費財源……………二二四
 革命二十六周年標語五十四項……………二二五
 汎スラブ委員會總會開催……………二二五
 回教徒大會開催……………二二六
 ロシア正教會會議新設……………二二六
 セルギー總主教エルサレム訪問……………二二六
 【フランス】
 資源管理委員會並に原料資材省新設……………二二六
 遺獨労働者問題話合成立……………二二七

【滿洲國】

鳥取震害御救恤金……………二二七
 普新祭御儀……………二二七
 對獨經濟第三次協定調印……………二二八
 價格等臨時措置法改正公布實施……………二二九
 陸軍高等軍事學校開設……………二二九
 人事異動……………二二九

【中華民國】

「民族の熱情を奮起せよ」……………二二九
 —双十節に際し汪主席聲明—……………二二九
 日華同盟條約調印式……………二二九
 汪行政院院長挨拶……………二二九
 谷大使挨拶……………二二九
 内務部次長に袁愈佳決定……………二二九
 —十月中の人事異動—……………二二九

軍事委員會機構改革	二二六
米糧收買價格決定	二二七
東條首相に感謝電發送	二二七
——新民會全體聯合協議會開催	二二〇
(重慶政權)	
蔣介石主席就任式舉行	二二二
宋子文歸國	二二三
新政府委員決定	二二三
梁寒操宣傳部長に任命さる	二二三
梁寒操宣傳部長中共を非難	二三四
經濟難深刻	二三四
【タイ】	
ウイチット外相駐日大使に轉出	
——外相後任はディレック駐日大使	二三六
マライ及びビヤン新領土編入完了	
——新領土入國通過規則制定	二三六
人事異動	二三七
明年度豫算四億バーツ	二三八
新首都候補地はベチャブンに變更	二三九
【フィリピン】	
軍政撤廢布告	二三九
獨立宣言發布	二三九
關係並に參議決定	二三九
日比同盟條約調印	二四〇
新國旗正式決定	二四〇
——道義、勇氣、希望を表徴	二四〇
國歌正式決定	二四一
十月十四日を國祭日に決定	二四二
國家計畫局新設	二四二
レクト外相外交政策闡明	二四二
駐日大使にバルガス前行政政府長官決定	二四三

【ヒルマ】

本年度歳出一億八千萬ルピー	二四三
財務相にウセツト顧問官任命さる	二四四
地方長官會議開催	二四五
「我等の任務は獨立強化と戰勝」	
——パー・モウ 國家代表訓示	二四五

【インド】

自由インド假政府樹立	二四六
自由インド假政府米英に宣戰	二四六
早期釋放をガンヂー翁要請	二四七
マウントバッテン着任	
——重慶軍政首脳部と協議	二四七
ウエーヴェル新總督着任	二四七
食糧饑饉依然深刻	二四八

【濠洲】

四三―四四年度豫算案内容	二五一
議會無期休會	
——軍需相等重要報告	二五二
米濠武器貸與狀況	二五三
カーチン首相石炭不足に苦慮	二五三
牛肉割當制實施	二五四
ニューギニア戰線兵士休暇	二五四

【ニュージーランド】

議會新分野	二五四
-------	-----

【南阿聯邦】

スマッツ首相訪英	二五五
白人二百萬中三十六萬が軍關係に勤務	二五六

【カナダ】

ヴェニア少將北阿派遣代表に任命さる……………二五六
第五回國債募集開始……………二五六

【アルゼンチン】

フアーレル陸相副大統領に任命さる……………二五七
斷交派官公吏を罷免……………二五七
藏相、法相、公共事業相任命……………二五九
專任外相及び内相任命……………二六〇
ヒルベルト外相外交政策を闡明……………二六〇
「亞伯親善に努力」
——ロソン駐伯大使赴任聲明——……………二六〇
外交官異動……………二六一
北米預託金塊本國に移動……………二六一
ユダヤ新聞を停刊……………二六一

【チリ】

移民局は内務省が管轄……………二六一
亞、智關稅同盟準備進捗……………二六二
十月中貿易總額三億一千萬ペソ……………二六二

【ウルグアイ】

フェルナンデス外相滯米動靜……………二六二
ドヴァリアス空軍司令長官訪米……………二六三
水力電氣六百萬キロワット増大計畫……………二六三

【ブラジル】

在伯邦人商社清算開始……………二六三
海外派遣部隊選抜開始……………二六四
參戰以來の船舶喪失高二十隻……………二六四

【ウルグアイ】

徴兵制決定……………二六五

【ハラグアイ】

對通商使節派遣……………二六五
新貨幣發行……………二六五

【コロンビア】

カルダス州に戒嚴令布告……………二六五
新内閣成立……………二六六

【メキシコ】

對米勞働供給協定成立……………二六六
對智通商假協定一ヶ年延長……………二六六
外人の採油一切不許可……………二六七

【パナマ】

對米新協定締結……………二六七

【スペイン】

フランコ統領中立堅持言明……………二六七
——アゾーレス問題に政府慎重——……………二六七
ヴァイロンガ總督ミノルカ島着任……………二六七

【ホルトガル】

アゾーレス協定公報發表……………二六八
アゾーレス協定に關する各紙論調……………二六八
國際電話に外國語使用禁止……………二六九
再度防空演習實施……………二七〇
特別軍事豫算支出……………二七〇
陸軍追加豫算百八十萬エスクド……………二七〇

【スエーデン】

議會開會……………二七〇

瑞芬兩國社會民主黨協議……………二七〇

【デンマーク】

戒嚴令解除……………二七一

【ノールウェイ】

戦時刑法強化……………二七一

【スウェーデン】

政府勢力減退……………二七二

對獨新經濟協定調印……………二七二

避難民六萬餘……………二七三

フアンスト系九團體を解散……………二七三

【ヴァチカン】

ヴァチカン市平穩……………二七三

ドイツ軍との關係良好……………二七三

【ルーマニア】

交通相更迭……………二七四

更に兵員徵集……………二七四

【ブルガリア】

キリル、フィロフ兩攝政訪獨……………二七四

外相更迭……………二七五

國立大學に日本語講座設置……………二七五

【ハンガリー】

議會開會……………二七五

兩政黨國內清掃主張……………二七六

【クロアチア】

新内閣成立……………二七六

【エジプト】

エジプト・アラビア間鐵道建設計畫……………二七六

【トルコ】

バイドウル駐ソ大使信任狀捧呈……………二七六

重慶公館を昇格……………二七七

英國より快速艇購入……………二七七

「日本の戰略的態勢は堅固」
——軍事評論家エルキレ將軍論說……………二七七

【イラン】

國王危機打開策に苦慮……………二七八

食糧借款五億リアル……………二七八

ダルザン將軍參謀次長に任命さる……………二七九

議會對米通商協定を批准……………二七九

【イラク】

總選舉終了……………二七九

議會開會……………二七九

首相パレスチナ、シリア兩國歴訪……………二八〇

第八十三回帝國議會に於ける 東條内閣總理大臣演説

昭和十八年十月二十五日

本日、開院式に當りましては、特に、優渥なる 勅語を賜はり、洵に、恐懼感激に、堪へない次第であります。私は、諸君と共に、謹んで、聖旨を奉戴し、全力を擧げて、決戦下、重大なる職責の遂行に當り、速に、競争目的を達成し、以て 聖慮を安んじ奉らんことを、深く、期するものであります。

大東亞戰爭勃發以來、正に、二年に垂んとし、皇軍將兵は、あらゆる困難を克服して、御稜威の下、敵の執拗なる反攻を撃摧し、戦果を擴大致して居るのであります。私は、諸君と共に、皇軍將兵の、善謀勇戦と、言語に絶する、勞苦とに、對しまして、心から、感謝の意を、表するものであります。而して、此の機會に於きまして、私は又、諸君と共に、護國の華と、散られたる勇士に對し、謹んで、敬弔の誠を捧げ、戦傷病將兵の、速かなる再起奉公の日を、祈念し、更に、遺族の方々に對しまして、衷心より、同情の意を、披瀝するものであります。一方、銃後に於きましては、國民諸君は、或は、其の子を、或は、其の兄弟を、前線に送りつつ、専ら、力を戦力の増強に傾倒し、將兵をして、何等、後顧の憂なくして、縦横に、其の戦力を、發揮せしめんことを、只、是れ、努めて來られて、居るのであります。此の間に於ける、國民諸君の、擧げられたる功績と、又、管められたる勞苦の、如何に大なるかに、思ひを致し、私は茲に、諸君と共に、國民諸君に對し、深甚なる謝意を、表するものであります。

現下の戦局を、大観致しまするに、緒戦に惨敗を喫せる、敵米英は、帝國を中核とする、大東亞に於ける人的結束と、其の豊富なる資源の戦力化とに依つて、帝國の戦力が、急速に、擴充しつつある事實に直面して、愕然とし、帝國に一大反撃を加へ、以て、速に、帝國を壓倒せんことを、決意するに至つたのであります。斯くて、敵米英は、あらゆる危険を冒し、手段を選ばずして、反攻の舉に出で、戦闘は、日に日に、熾烈の度を加へて居るのであります。

而して、彼等が、猪突猛進を、敢てしつつある此の機に乗じ、帝國は、彼等に、猛撃を加へて、敵の戦力を破砕し、勝利への途を、確保せんとして居るのであります。此の緊迫せる情勢に對處し、我々、國民の果すべき責務は、只、一途に、戦力を、急速に、増強するに在るのであります。敵米英に、痛撃を加ふべき、必勝の戦力を、最も敏速に、而も、間斷なく、整備して、以て、遺憾なく、前線の要求を、充足するに在るのであります。此の責務たるや、決して、生易しいものでは、ないのであります。從來の考へ方、從來の行き方では、到底、成し遂げ得ないものであります。一億國民悉くが、真に一切の情性を放擲し、一切の行き懸りを擲つて、渾身の力を傾倒してこそ、始めて果し得るものであります。而も、戦局の推移は、我々に、寸刻の猶豫も、與へて居らないのであります。

曩に、政府が、「現情勢下に於ける國政運営要綱」を決定したる所以は、實に、茲に存するのであります。而して、今回、議會の召集を奏請して、時局に關し、緊急なる諸議案の、御審議を願ふことと、致しました所以のものも、實に、茲に存するのであります。

政府の、今回行はんとする國政運営刷新の眼目とする所は、統帥と國務との關係を、愈々緊密化して、雄渾活潑な

る、戦争指導の遂行を圖り、又、戦争完遂の一翼として、機敏潑刺たる對外施策を行ふと共に、此等に即應し、國內諸般の態勢を、劃期的に、強化せんとするに、在るのであります。而して、國內態勢強化の、目標とする所は、官民を擧げて、不屈不撓、軍需生産の急速増強、特に、航空戦力の躍進的擴充を圖り、之を中心として、帝國の決勝態勢を徹底的に強化せんとするに在るのであります。

今こそ、一億國民、悉くが、總員戰闘配置に就き、官民一人一人が、新らしく、生れ變つた氣魄を以て、文字通り、完勝の一點に、總力を、集中しなければならぬ秋であります。

此の信念の下に、政府と致しましては、決心を新にし、從來の、官廳の傳統、行き懸り等に、一切、拘泥することなく、苟くも、必要な施策は、思ひ切つて、強力に、之を、斷行することに、決意したのであります。

國內態勢強化の、具體的方策に付きましては、屢次、之を發表致して参りましたが、其の重點とする所は、行政運営の決戦化、國民動員の擴大、及、國內防衛態勢の強化に、在るのであります。而して、此等の方途實行の、基本的措置として、政府と致しましては、愈々、民心の作興を圖ると共に、國論統一の爲には、萬全の處置に出づべきは勿論のことであります。

以上の趣旨に基き、政府は、急速に、國內態勢強化方策の實行に着手致したのであります。

政府は、先づ、行政運営の決戦化方策として、農商省、軍需省、運輸通信省の設置を始めとして、行政機構の整備を行ひ、再び、其の職員の大縮減を圖り、又、官廳事務の刷新を圖ると共に、豫算を徹底的に單純化することに方針を決定致したのであります。

國民動員の擴大に付きましては、學生等に對する一般徵集猶豫の停止、及、徵集徵用の範圍の、擴大普遍化等に對する措置を、急速に進め、又之に關聯し、教育に關する戰時非常の措置を、定めたのであります。

國內防衛態勢の強化に付きましては、國內防衛行政の統一的運營を期して、新に、防空總本部を設置することとし、更に、帝都、及、重要都市に於ける人員、施設を疎開する方針を定めたのであります。

今や國內態勢の徹底強化が、最も迅速に、最も力強く、實行せらるるや否やは、正に大東亞戰爭の成否を決すべきものと、考へるのであります。此の見地に基きまして、政府と致しましては、既に決定せる事項の今後の運營に付きましても、又、新に着手すべき、幾多の事項に付きましても、飽く迄も、強靱果斷なる態度を以て臨み、必ず、之が成果を挙げ、以て、作戰上の要求を、充足せんことを、固く期して居る次第であります。未曾有の重大戰局下、政府は、愈々、國民諸君の、心からなる協力を、切望して已まないものであります。

帝國が、自存自衛の爲、已むに已まねずして、立ち上り、一切の障礙を破砕して、速に、禍根を爰除し、以て大東亞を解放せんとする、此の正義の大戰爭に於て、究極の勝利の、我に歸すべきは、我等の信じて疑はざる所であります。而も、開戦以來の作戰の經緯に鑑み、又、現實、大東亞に於ける情勢、竝に、彼我攻防の大勢を、達觀致しまする秋、我等は、愈々、必勝の信念を、堅くするものであります。況んや、戰局の現段階を轉機として、一億國民、悉く、戰闘配置に就き、愈々、決意を新にして、一切を、大君の御爲に、捧げまつり、眞に、總力を米英擊攘の一點に、集中することなれる以上、我等の前途には、只、勝利あるのみであります。

驕つて歐洲の形勢を見まするに、伊太利に於けるパドリオ一派の、恥を知らざる、裏切り行爲は、我等の洵に、遺

憾とする所であります。然し乍ら、彼等の此の行爲は、徒らに、伊太利國民をして歸趨に迷はしめ、塗炭の苦みに陥らしむる結果を、招來せるに過ぎないのであります。之に依り、樞軸國の必勝の態勢には、微動もする所はないのであります。

而して、ヒトラー總統の、機敏適切なる處置に依り、今や、ムツソリーニ統帥は、再び、同志の伊太利人を糾合して、政府を樹立し、日獨兩國と、愈々、力を發せて、依然米英の擊攘に邁進するに至つたのであります。日獨兩國は、直に、新政府を承認致したのであります。私は、衷心よりムツソリーニ統帥の再起を、慶祝すると共に、今後の健闘を祈つて已まないものであります。

今や、獨逸は、歐洲戰局の新局面に處し、異常なる決意の下に、周到にして、大規模なる國內總動員を敢行し、歐洲に於ける確固たる態勢に立つて、新に、縱横の作戰に、出でんとして居るのであります。帝國は、盟邦獨逸が、此の新作戦に於て、總て、所期の戰果を收め、帝國と相携へて、米英を屈服せしむる日の、近からんことを期待し、之を確信するものであります。

一方、大東亞の情勢を見まするに、多年米英の、野望に、塗炭の苦しみを重ね來つた。大東亞の諸國家、諸民族を、宿敵米英の桎梏より、解放せんとする大事業は、極めて、堅實なる歩みを以て、着々として、其の基礎を、築き上げて居るのであります。曩に、ビルマは獨立し、今、又、フィリピン共和國の獨立を、見るに至つたのであります。帝國が、國際信義の上に立つて、約束せる所は、常に必ず、現實の姿となつて、顯はれて參つて居るのであります。是れ、實に、八紘爲宇の、聖國の大理想の、顯現に外ならず、帝國の最も本懐とする所であります。

今や、滿洲國に於きましては、畏くも、皇帝陛下、御躬ら、率先、御垂範遊ばされ、國民上下一致、力強き躍進の歩を進め、帝國との交誼、日に敦きを加へ、帝國に對する、物心兩面に互る協力、洵に、大なるものが、あるのです。茲に、帝國は、滿洲國の渝らざる協力に、感謝すると共に、其の健全なる發展に、更に、一段の力を致さんことを、固く、期するものであります。

中華民國に付きましては、本年初頭以來、帝國が、既定の方針に従ひ、租界の還付を始め、幾多の案件の、具體的措置を、急速に、進めて居りますことは、御承知の通りであります。而して、日華基本條約の、根本的なる改訂に付きまして、近く、之が具體化を、見るの運びに、至つて居るのであります。先般、汪主席兼行政院院長、來朝せられ、私は、膝を交へて、日華兩國の、共同戦争遂行の方途に付、忌憚なき、意見の交換を行ひ、完全なる、意見の一致を、見るに至つたのであります。

汪主席以下、中國の官民が、愈々、帝國の眞意に共鳴し、「中國人の中國」の、理想達成の爲、將又、大東亞十億民衆の、解放の爲、邁進せんとする、烈々たる氣魄に、對しましては、私は、更めて、茲に、衷心より、敬意を表するものであります。此の秋に當り、兄弟尙ほ隣に相闘ぎ、中國更生の雄圖に、參與し得ず、延いては、大東亞民族共同の大事業に、行を共にし得ざる、重慶政權下の民衆に對しましては、私は、洵に、同情の念に堪へざる、ものがあるのであります。

タイ國に付きましては、先般北部マライの四州、及、シヤンの二州を、タイ國の領土に、編入するの措置を、了したのであります。

今や、日タイ兩國の關係は、日に日に、敦きを加へ、タイ國の、帝國に對する協力を對しましては、帝國の、深く感謝する所であります。而して帝國と致しましては、此の上共、タイ國の興隆の爲、全幅の力を致さんことを、深く期して居る次第であります。

ビルマ國は、去る八月一日、日出度くも、獨立致したのであります。嘗て、英國の野望の爲、空しく、其の生命を奪はれたる、ビルマは、英國の、重なる壓制に、呻吟すること多年、而も、大東亞戦争勃發するや、驟然として起ち上り、帝國に、全幅の協力を寄せて参つたのであります。而して、今や、ビルマ民衆の、多年の宿望は達せられ、其の獨立は茲に實現致したのであります。私は、諸君と共に、此の機會に、更めて、ビルマ國の、獨立を祝し、今後の發刺たる、發展を祈ると共に、ビルマ國が、大東亞防衛の第一線に於て、愈々、帝國と相携へて、健闘を続けられんことを、切望して已まない次第であります。而して帝國と致しましては、今後、益々、ビルマ國の興隆の爲、更に、協力援助の勞を致さんことを、固く期するものであります。

去る十月十四日、我々は、フィリピン共和國獨立の、日出度き日を、迎へたのであります。茲に、フィリピンは、四百年に亙る、他民族の支配より脱し、特に、最近四十年に及ぶ、米國の欺瞞と、壓制下より、解放せらるるに至つたのであります。今や、千八百萬の比島民衆は、ラウレル大統領の、逞ましき統率の下に、「比島人の比島」を建設すると共に、帝國と相結んで、大東亞戦争の完遂、並に道義に基く大東亞の建設に、大いに、寄與せんとして、居るのであります。帝國は、フィリピン國民の、此の大事業が、順調に進展せんことを、祈念すると共に、其の完成の爲、あらゆる協力を致さんことを、茲に更めて、深く期する次第であります。

曩に、私は、本議場に於て、マライ、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス等に於ける原住民の民度に應ずる政治參與に關し、聲明する所があつたのでありますが、爾來、之が具體的措施は、極めて、順調に、進められて來たのであります。而して此等民衆は、大東亞戦争完遂の爲、帝國に對し、愈々、協力の實を發揮致して居るのであります。此の機會に於て、私は、更めて、此等民衆に對し、心から、感謝の意を表すると共に、其の福祉増進の爲、此の上共、更に一段の、力を致さんとするものなることを、更めて表明するものであります。

萬邦をして、各々其の所を得しめ、兆民をして、悉く、其の堵に安んぜしむる、我が肇國の大理想は、以上、申述べましたる如く、歩一步、實現せられて居るのであります。多年、米英蘭の蹂躪に委せ、其の搾取に、苦しんで居りましたる東亞は、今や、大東亞の爲の大東亞となり、道義に基く、新しき世界建設の先驅として、力強く、發足して居るのであります。

翻つて印度四億の民衆は、依然として、英國の彈壓の下に、又、最近に於ては、米國の野望も加はり、言語に絶する苦惱を、續けて居るのであります。

今や英國の虐政と、英米軍の暴戾とは、彼等と印度民衆との軋轢乖離を愈々、激化せしめ、深刻なる社會混亂を惹起し、其の結果、遂に印度に於ける空前の饑饉を持ち來らすに至つたのであります。

而かも、其の慘狀は、日に月に、悪化の度を加へて居りますことは、米英の自ら認めて居る所であります。

斯くて、印度に於ては、志あるものは、悉く、牢獄に投ぜられ、無辜の民衆は總て餓えに泣く、是れ、正に世界の悲劇であり、人類共同の痛恨事であり、我々の斷じて放置し得ざる所であります。

此の秋に當り、印度の志士スバス・チャンドラ・ボース氏の下に、憂國の印度人は、祖國解放の爲に、結束して起上り、去る十月二十一日、印度假政府の樹立を見るに至つたのであります。茲に於てか、帝國は、直に、二十三日、同政府承認の意志を表明致したのであります。今後帝國は同政府を飽く迄も支援し、印度の獨立と解放の爲には、あらゆる力を致さんとの決意を、本議場を通じ、中外に聲明し得るは、我々の、洵に欣びとする所であります。

蓋し、印度の完全なる獨立と、自由と、而して印度四億民衆の永遠の繁榮こそは、帝國の衷心より念願する所であります。而かも此の帝國の目指す所は、大東亞全民族の心からなる協力を得るは勿論、更に、全世界の人士の志を得るものなることを、私は、信じて疑はないものであります。而して、私は、此の澎湃たる印度解放の氣運と、逞ましき大東亞民族の協力とは、必ずや、印度に、其の獨立と自由と繁榮とを齎す日の、遠からざることを確信するものであります。

以上、重大戦局に臨む、政府の所信を、披瀝致したのでありますが、どうか、諸君に於かれましては、政府の決意を、篤と了解せられ、此の上とも、愈々、心からなる、協力を賜はりますと共に、今回、政府提出の豫算案、法律案に付きまして、何卒、御審議の上、速に、協賛を與へられんことを、切望する次第であります。

第八十三回帝國議會終了に際しての

東條内閣總理大臣談話

昭和十八年十月二十九日

本日、閉院式を舉行せられ第八十三回帝國議會は茲に終了した。

今回の議會は大東亞戰爭以來將に二年に垂んとし、戦局愈々苛烈なる時期に開會せられたのであるが、貴衆兩院とも克く現下時局の要求に即應し、一切を捧げて戰爭完遂を期する一億國民の不拔の決意と不動の結束とを其の儘議場に反映し、慎重に而も敏速に協賛の重責を果されたことは洵に同慶に堪へない。

本議會を通じて、現情勢下に處する帝國の國策は中外に闡明せられ、之に基く、具體的諸方策は一億總集集の下に急速且つ強力に展開具現せらるゝこととなつた。而して、今や其の歴史を一新し創建の雄圖に燃ゆる大東亞十億の諸國家諸民族は物心を擧げて固く帝國と相結び、米英撃滅と大東亞の爲の大東亞建設とに邁進せんとする意氣烈々たるものありて、全東亞鐵桶の布陣益々強靱を加ふ。内外の情勢斯くの如く我が必勝の信念愈々固し。茲に帝國は更に歐州に於ける盟邦諸國との提携を緊密にし、東西相呼應して飽く迄も共同の宿敵米英撃摧に邁進するの決意を新にする次第である。

今回協賛を経たる豫算案及法律案に付ては御裁可を経て、政府は直ちに實施に移すのみならず、其の決戰的運營を行ひ必ず所期の成果を收めんことを期すると共に、國民諸君が急速に總員戰團配置に就き、凡ゆる時艱を超克し此の上とも只一途に戦力の飛躍的増強に挺身し、以て、作戰の要求を充足せられんことを深く願つて已まない次第である。

米英の帝國主義的野望に關する重光外務大臣議會答辯

昭和十八年十月二十七日

大東亞建設は勿論大東亞圏域の内にありまする諸民族、諸國家の自發的なる協力と云ふことが基礎になるのであります。随ひまして各民族、各國家が自發的に喜んで自分の爲に協力すると云ふ風を持つて行く爲には、度々公表致されて居りまする所の帝國の精神、即ち平等にして互恵の觀念を以て總て之に接して行き、各民族、各國家の要望を十分に達成せしめると云ふことが根本になるのであります。即ち左様な要望を達成せしめなかつた從來の國際關係は之を打破して行く、即ち是が大東亞アジアの解放であります。左様に致しまして、互に和親協力の關係を以ちまして、一家族として親和の境域を拓いて行くならば、必ず大東亞各構成分子は自覺を致しまして奮起して建設の聖業に協力することと考へるのであります。併しながら斯様な精神は勿論我が隆國の大精神でありまして、是は單に大東亞だけに獨占的のものでは無論ないのであります。世界に向つて古今東西に對して何人も承服する立派な天下の公道なればならぬのであります。左様な點に於きましては今述べられました諸點の如きは最も其の内容に富むものだと考へる次第であります。それらのことに付て具體的に組織的に政策を進めて参りますことは、今内閣總理大臣の答へられた通り、政府に於ても十全の對策を講じて居る譯であります。左様な心構へで以て政策を進めて行きたいと考へて居る次第であります。

今次の世界大戰は、英米が乘出して來た最も大きな、謂はば帝國主義的の戰爭であるのであります。世界の大部分を自分の植民地として制御せんとするのが、實は彼等の政策であるのであります。ヨーロッパに於ける諸國家も、アジアに於ける諸民族も、皆彼等は自分の所に集まつて來るのであると、當然に考へて居るのであります。御承知の

通りに、彼等は、重慶は既に當然彼等の手先として、東亞全體に謀反をするものと考へ、インドは永久に彼等の搾取に甘んずる、而してフィリピンも亦永久に彼等の驅使し得べきものと考へて居る。英國は其の世界植民地の維持を目的と致しまして、歐洲に於ける傳統的勢力均衡政策を運用して、戦争を挑發したのであります。今次の戦争に依つて彼等は遠くアラブ、スラブ、インド方面に於ても、アジア民族の支配の手を益々鞏固にせんと考へて居る。それのみならず更に再びビルマに對する把握を回復して、進んで支那及び東亞全體に對する支配的地位を回復致さんとして、目下焦慮して居るやうな状態であります。

例へば米國は今度の戦争を利用致しまして、其の世界的帝國の建設の野望を實現せんとしつつあるやうな状態であります。南北アメリカに於ける其の勢力の擴張は、モンロー主義の變型であると云つて、之を辯明して居る譯であります。但し、今回の戦争に依つて更に海を越えて大西洋方面に於ても、北の方に於ても、又直接ヨーロッパを支配し得る北アフリカ、西アフリカ方面、更にアジア方面其他に於ても、アメリカは着々其の世界帝國建設の地歩を固めんとしつつある譯で、恰も英帝國の地位を取つて代らんとするやうに見える部分もありません。東の方に於てはフィリピンを出来るならば再び回復して、東亞制壓の本據と成し、太平洋を支配せんと企てて居るかの如くであります。

斯くの如くにして、世界を米英及び其の追隨國の勢力下に置くことが彼等の眞意であることが、戦争に依つて益々明かになつて來たのであります。彼等の子弟は遙かに其の本國を離れて、南北太平洋に於て、將又西南アジア方面に於て、赤道直下のソロモン群島に於て、又無人のニューギニアに於て、彼等の最も恐がつて居る敵、即ち我が忠勇無

双の陸海の精銳である其の敵と死闘を繰返して居る。彼等は何故に瘴癘未開の地に懸軍萬里、其の子弟を犠牲にして敵の砲彈に曝して居るか、何の爲に大軍を派して東亞を東亞人の手から奪はんとするのであるか、言ふまでもなく、其の世界的植民帝國を回復して、又新たに建設をして、其の野望を達せんとするものであることは明かであります。彼等は此の野望を他の民族の犠牲に於て、而して相手方の敵に對しては、彼等の所謂無條件降伏を強ひるまでに、徹底的に斯様な野望を遂行して行かう、斯う言つて居るのであります。是等の言葉は彼等自身の野望を最も能く天下に示して居る譯であります。而も斯様なことをやつて居る其の勢力自身は、實は曾て帝國をも他の東亞諸國と同様に植民地としよとすやうな、不逞な心を持つて來た其の同一の勢力であるのであります。帝國が肇國以來の我が善隣友好の精神を、所謂對支新政策の實施に依つて愈々鮮明に致して參りまして以來、英米のアジアに對する政策は、どうやら不思議にも表面的に變化を見つつあるやうな有様であります。彼等は最近世界を支配する數國の大國の中に重慶支那をも加へて、さうして數國で世界を支配せんとするやうなことを頻りに言つて居るのであります。重慶支那を、加へて居ると云ふ斯様なやり方は、從來彼等の殆ど夢想だもしなかつたことで、戦争遂行に伴つて凡ゆる手段を以て重慶の甘心を買つて、之を説得して東亞に反抗せしめんと焦つて居ることは明かであります。彼等はアジア人を以てアジアを制御せんとする傳統的政策を拋棄することは出来ないと思つて居るのであります。帝國が、中國は中國人の主義の下に新政策を遂行して、幾多の施策を實施に移しますや、彼等は重慶と交渉を致しまして、名義上の不平等條約撤廢の空手形を出した。前回大戰の終りにパリ會議が開かれました、平和の理想境を將來作り出さう、斯う云ふことで各國の代表者が皆集まつたのであります。其の時に我が代表者の提案致しました所の、是こそ世界に通ずる正義で

ある人種平等待遇の主義、之に對して參列者大多數は同意を致したのでありますが、英米は之に反對して此の立派な政策を弊履の如く捨てて顧みなかつた、それ程彼等は人種差別の觀念に深いのでありますが、不思議にも、戰爭遂行と共に、支那人に限つては移民法の改訂を行つて、重慶に對する甘言の表徴とするものの如くであります。長い間約束せられたフィリピンの獨立は、米國がフィリピンを占領して居る間は凡ゆる口實の下に之を遷延して、恰も無期延期の觀があつたのでありますが、然るに戰爭の形勢が變りまして、米國軍隊がフィリピンから追ひ退けられて、而してフィリピンの獨立は帝國の手に於て直ちに準備せられ、又今日實現したのであります。即ち日本の政策は今總理の御説明の通り寧ろ不言實行を重んずる政策であるのであります。然るにアメリカは其の行ひ得べき時に行はなかつた政策を、速かに日本と競争するかの如くルーズヴェルトは急に比島獨立を速かに實現し得るの權限を議會に要求したと報道されて居るやうな状況であります。是が彼等のやり方であります。東亞は即ち東亞人の奮起に依つてのみ救ふことが出来るのであります。英國のアジア侵略の歴史は御承知の通り既に久しいものであります。英國はインドに對し其の抑壓力の弱い間には幾度か空虚の約束を致しまして一時を糊塗して參りました。然るに抑壓力を再び回復するに及んで約束は破棄せられて顧みられなかつた有様であります。此のやり方は前回の大戰の時にも亦今回の戰爭に於ても揆を一にするのであります。恐らくチャンドラ・ボース氏の奮起に依りまして、インド假政府が成立した今日、或は英國は又復重慶に與へたと同じやうな何等かの空證文をインドに供與するのではないかと思はれる次第であります。インドが其の東洋の本然の姿に復歸するのはインド人自身の自覺と奮起とに依ることが最も捷徑であることは明かな事實であります。英米の野望は前述のやうに既に明瞭でありまして、今次の戰爭に依つて世界に於ける其の

覇權を確立し、アジアに於ける其の植民地的支配を回復せんとするにある譯であります。東亞は英米人から見れば侵略及び搾取に好都合な植民地的地域であるかも知れませぬ。併し之を吾々から見れば東亞は東亞人の郷土であり故郷であり又本據であるのであります。吾々は此の本據を護り、此の郷土を飽くまでも防禦しなければならぬと考へるのであります。此の戰爭は米英が日本を政治的に經濟的に將又武力的にも抹殺せんとするに發した次第で、帝國に取つては自存自衛の戰爭でありまして、帝國にして若し東亞の防衛を他の東亞人と共に果し得なかつたならば、日本が大國として其の姿を無くするのみならず、東亞民族は永遠に自主獨立の機會もない、即ち彼等は東亞の精神的故郷に復歸し得ざるのみならず、遂に米英の植民地として去勢せられ搾取せらるるの外はない。東亞及び東亞人に取りましては此の戰爭は民族覺醒の闘争でありまして東亞復興の聖戰であります。是が爲に東亞が毅然として起つて、此の大事業に全部協力せんとすることに相成つて居りますのは蓋し當然の歸結であります。支那は既に支那人の手に歸しつつあるのであります。又タイ國は英國に奪はれたる其の古來の領土を回復したのであります。ビルマも比島も獨立し、自由インドは奮起したのであります。茲に東亞復興の黎明は到來したのであります。吾人は東亞なる吾人の郷土を侵略より護り、搾取より救ひ、之を共同の繁榮に導かねばならぬのであります。是が吾人の戰爭目的であります。

而して大東亞各國の自主獨立を基礎とする共存共榮の大東亞建設は平等互恵の主義に依つて和親協力關係を樹立することに依つて可能となるのであります。勿論東亞は大いに覺醒し奮闘しなければならぬのであります。其の爲に固有の傳統を重んじ、文化を發揚し、東亞に復歸して東亞自體の自信を取返さなければならぬと思ふのであります。併

しながら東亞は決して排他的ではない。東亞共存共榮は世界平和の一部分でありまして、之を侵略する者に對しては斷然東亞保衛の鐵槌を加ふるものでありますけれども、東亞を理解する者に對しては之を歓迎するに吝かでないのであります。否、東亞は世界に向つて平和發展に貢獻せんとするものでありまして、無論斯様なことは建設の根本觀念であるのであります。此の崇高な理想あるが爲に吾人は勝利に向つて絶對の確信を有し、此の戦争を必要あらば最後の一人まで戦ひ抜く決意を持つて居る次第であります。

今日の戦争は深刻重大であります。吾人は凡ゆる力を結集して之を内外に用ひなければならぬ。戦争の勝敗は是からであります。一に吾人の將來の努力如何に懸かる次第であります。今次戦争が今申す通りに吾人に取りましては我が東亞と云ふ郷土を護り通さなければならぬ死活の戦争であるのであります。敵米英に取りましては世界制覇の侵略戦争であると言つても差支ないであります。由來正義に反する侵略的植民地戦争が勝を制したと云ふことは其の例非常に稀でありまして、自分の記憶する所に依れば、支那に對する阿片戦争がさうではなかつたかと思ふ。此の阿片戦争の何物であるか、又其の如何に正義に反して居るものであるかと云ふことは申すまでもないことでもあります。アメリカは困難な長期の戦争の後にイギリスから漸く獨立し得た歴史を持つて居るのであります。是もアメリカは郷土を護ると云ふ精神に依つて成功を致して居ります。勝敗の原因は唯單純な兵器の数でもなければ、物資の量でもないことはアメリカ人自身が能く承知をして居るのであります。此の點に於きまして我が皇軍の威力、國民精神の發揚も其の意義は實に茲に存するのであります。我が大東亞政策は今日御承知の通りに實行せられ、徹底せられ、戦争と共に完遂せられるのであります。今や大東亞は解放せられ、獨立し、東亞民族は何れも其の要望を達成して、將來に對す

る希望に満ちて居るのであります。彼等の世界に對する要求は平等互恵の主義に依る共存共榮以外の何物でもないのであります。今日東亞は協力し、援助し、善隣親和の環境に於て飽く迄アジアの解放と東亞の復興とを目指して世界を革新すべく、此の神聖なる闘争の戦争を戦ひ抜かんとして居るのであります。是が東亞全部の姿と考へる次第であります。御質問の點に對して聊か對外方面に對する東亞の姿を説明し、又所見を述べて御答と致す次第であります。

ビルマ國特派大使テー・モン氏の入京に關する 情報局發表

昭和十八年十月十日

ビルマ國特派大使テー・モン氏はビルマ國獨立に對する帝國の援助に對し謝意を表明する爲本十日入京せり

テー・モン特派大使歓迎宴に於ける 東條内閣總理大臣挨拶

昭和十八年十月十二日

今夕、茲に、ビルマ國特派大使テー・モン閣下御一行に對し、歓迎の意を表し、併せて其の勞を備ふ機會を得ましたることは私の最も欣幸とする所であります。

御一行には、長途の御旅行にも拘らず、又氣候の激變にも拘らず、至極御健勝に御見受け致しますことは、何よ

りのことと御喜び申上げる次第であります。

デー・モン閣下には、帝國に對する新生ビルマ國民擧げての感謝の意を表明せんが爲特派大使として來朝せられ、本日天皇陛下に對し奉り、國書捧呈の儀を、滞りなく済ませられましたことは、御目出度き限りでありまして、茲に、私は衷心より、慶祝の意を表するものであります。

デー・モン閣下は、當初醫學を修められ、後、政界に入り、幾多の要職に就かれ、其の間、只管、ビルマを英國の桎梏より、解放せんことを念願として、行動せられたのであります。大東亞戰爭勃發直前、閣下は、議會に於ける英國彈劾の演説の爲、當局の壓迫を受け難をメイミヨに避けたのであります。皇軍一度、メイミヨの地に達しまするや、閣下は、身を以て、皇軍に協力し、ビルマ國の誕生育成に盡瘁せられて、今日に及んだのであります。

私は、茲に、閣下の、多年、英國の壓制に抗し、ビルマ國獨立の闘ひを續けられたる氣魄と、大東亞戰爭勃發以來帝國に寄せられたる協力とに對しまして、深く敬意と謝意とを表する次第であります。

今や、戦局は、愈々決戦段階に突入せる秋、ビルマ國民諸君は、バー・モウ國家代表の逞ましき指導の下、あらゆる不自由と困難とを突破して、第一線に立つて、一路、大東亞戰爭完遂、大東亞建設の共同目的に向つて、邁進して居るのであります。ビルマ國民諸君の、此の御健闘に對しましては、我々は、滿腔の敬意と、感謝とを表して居るのであります。大東亞を米英の羈絆より解放すべき正義の師の進む所、之を遮り得るものはないのであります。究極の勝利は、必ず我等大東亞十億の民衆の上に輝くのであります。帝國は、此の必勝の信念を以て、而も今日迄に、獲得せる必勝の態勢に立つて、大東亞の中核となつて、飽く迄も米英擊推の一路を、突進して居るのであります。

大東亞十億の民衆の運命は、一に此の戰爭の歸趨に係つて居るのであります。ビルマの獨立の完成も亦、然ること勿論であります。帝國は、茲に、大東亞戰爭完遂の決意を新にすると共に、ビルマ國民諸君が、此の上共、帝國と相協力し、最大の力を致してビルマ國の獨立完成と國運の隆昌の爲、將又、新しき大東亞の建設の爲、勇戦奮闘せられんことを切望して已まないものであります。而して私は此の際ビルマ國民諸君が、今、尙、英國の羈絆の下に、塗炭の苦を重ねつつある隣邦印度四億の民衆に對し、率先民族解放の範を示されんことを、祈念して已まないものであります。

茲に閣下の御來訪を感謝し、杯を舉げてビルマ國の隆昌と閣下の御健康とを祈りたいと思ひます。

フイリピン獨立準備委員長一行歓迎宴に於ける

東條内閣總理大臣挨拶

昭和十八年十月二日

本夕茲に、比島獨立準備委員長ラウレル閣下、比島行政府長官バルガス閣下、比島獨立準備副委員長アキノ閣下御一行を御招き申上げて、一言御挨拶を申し述べたことを得ましたことは、私の洵に欣快とする所であります。

御一行には長途の御旅行にも拘らず、又氣候の激變にも拘らず、至極御元氣に見受けられ、殊にラウレル閣下には其の後の御經過も頗る御順調の様子を拜見して洵に喜びに堪へない次第であります。再度の比島訪問に依りマニラに

於て、御懇情を受けましたる私が、舊知の友たる御一行を今回帝都に御迎へ致しまして、此の上もなき懐しさを感ずるものであります。御一行には本日特に

天皇陛下に拜謁の光榮に浴せられ、又昨日は勳章贈與の榮に浴せられたのでありますが、皆様方の感激の程を御察し致しまして、私は衷心より其の光榮に對し慶祝の意を表するものであります。

ラウレル閣下には當初司法部長官として、次で内務部長官として比島の秩序の恢復及治安維持の重責に任じ、更に本年六月衆望を擔つて委員長に任命せられ、比島獨立準備の大業に邁進せられて居るのでありますが、此の間不幸兇漢の爲重傷を負はれましたのにも拘らず、毫も屈することなく、愈々熱烈に皇軍に協力し新比島建設に精進し、此の度衆望を荷つて大統領候補者に推舉せられたのであります。

又バルガス閣下には、皇軍がマニラに入城するや一身の危害も顧みず、大マニラ市長として直に我が軍に協力せられ、我が軍政の施行せらるや、比島行政府長官として比島側最高行政者たる責任の下に行政の實施に方り、以て軍政の滲透に努力せられ、次で新比島奉仕團結せらるるや其の總裁として克く全比島民衆を結集して新比島建設に盡瘁せられて居るのであります。

又アキノ閣下には、内務部長官として比島の治安維持に任じ、次で新比島奉仕團の副總裁として危害を顧みず、挺身地方に遊説して民衆の啓蒙、匪族の轉向に努力せられ、更に副委員長として比島獨立準備に精進せられて居るのであります。

以上の方々の烈々たる愛國的指導の下、比島全民衆の努力に依つて、茲に新しき比島は米國の羈絆を完全に脱却し

て其の獨立の實現を見んと致して居るのであります。萬邦をして各々其の所を得しむる帝國の肇國の精神は、今や比島の天地に、具現されんとして居るのであります。比島民衆の爲、將又大東亞民族の爲洵に御同慶に堪へない次第であります。

今や内外の情勢は愈々決戰の様相を呈し、敵米英の反撃も執拗に繰り返へされつつあります。帝國は之に對處致しまして、愈々大東亞十億の力を擧げて、敵の反抗を擊推すると共に歐洲盟邦諸國との提携を更に緊密化し、東西相呼應して新しき世界秩序の建設を目指して敢闘を續けて居るのであります。世界平和の禍根爰除の牢固たる決意を以て、あく迄も勝ち抜かんとして居るのであります。今や大東亞に於きましては、滿洲國、中華民國、泰國及ビルマ國を始め、十億民族の結束愈々固く、更に、茲に、新しき比島の生成を加へまして其の結束は益々鞏固となり、我等は、帝國必勝の確信を更に堅く致して居るのであります。

新しき比島の指導者たる皆様方には、此の帝國不動の決意と確乎たる信念とを篤と御了解下さつて、御歸りの後の上は此の上共比島の獨立完成の道義に基く大東亞の建設の爲御盡瘁の程を祈つて已まぬ次第であります。

此の度の御來訪に方りましては、時日の餘裕も少く御多忙の事とは存じますが、出來得る限り戦時下日本の有りの儘の姿を御覽になり、之を比島民衆諸君に御傳へあらんことを希望するものであります。

茲に杯を擧げまして、皆様方の御健康と今後の御活躍とを祈り度いと存じます。

フィリピン獨立に關する帝國政府聲明

昭和十八年十月十四日

十月十四日フィリピンは、多年の宿望を達成し、茲に其の獨立を中外に宣言せり。依て帝國は、直ちに同國を承認し、且同國との同盟條約に署名調印を了せり。

フィリピンは他國より統治せらるること四百年、其の間獨立を所期するや切なるものあり。而も多年の努力に依り、漸く、米國より約諾を得たる獨立は、畢竟米國の利益の爲にするものにして、眞の獨立にあらざることは、フィリピン民衆の最も良く知る所なり。然るに大東亞戰爭勃發するや、忽ちにして米國の勢力はフィリピンより一掃せられ、爾來二年に滿たざるに、茲に、同國民衆多年の念願たる眞の獨立の日は到來せり。東亞積年の禍根を爰除し道義に基く新秩序の建設を期する帝國として洵に同慶に堪へざる所なり。

既に大東亞の地域に於ては、中華民國、タイ國及ビルマ國は、帝國と緊密なる協力の下に、共同の戰爭完遂に邁進し、滿洲國、亦、總力を擧げて、一億一心、帝國に協力しつつあり。此の秋に當り、新生フィリピン國を加ふ。斯くて大東亞の諸國家諸民族は、悉く、其の本然の特性を發揮し、不動の結束を固むるに至る。大東亞共榮の爲、世界永遠の福祉の爲、帝國の洵に欣快とする所なり。

帝國政府は、重ねてフィリピン國の獨立を衷心より慶祝すると共に、大東亞の諸國家、相携へて、俱に倚り、俱に信じ、相互に其の自主獨立を尊重しつつ、大東亞戰爭の完勝、大東亞建設の完成に邁進し、以て、萬邦共榮の大理想を達成せんことを期し、茲に帝國政府の所信を中外に闡明す。

フィリピン獨立竝に日本國フィリピン國同盟條約 署名調印に關する情報局發表

昭和十八年十月十四日

フィリピンは十月十四日獨立を宣言せり帝國は即日同國を承認し特命全權大使村田省藏をしてフィリピン共和國全權委員クラロ、エメ、レクトとの間に日本國フィリピン國間同盟條約に署名調印せしめたり其の要旨左の通

前文に於ては大日本帝國 天皇陛下及フィリピン共和國大統領は日本國がフィリピン國を獨立國家として承認することに決したるに因り兩國は相互に善隣として其の自主獨立を尊重しつつ緊密に協力して道義に基く大東亞を建設し以て世界全般の平和に貢獻せんことを期し確乎不動の決意を以て之が障害たる一切の禍根を爰除せんことを欲し之が爲同盟條約を締結することに決したる旨を述べ

- 一、締約國間には相互に其の主權及領土の尊重の基礎に於て永久に善隣友好の關係あるべきこと
- 二、締約國は大東亞戰爭完遂の爲政治上、經濟上及軍事上緊密なる協力を爲すべきこと
- 三、締約國は大東亞の建設の爲相互に緊密に協力すべきこと

四、本條約實施の爲必要な細目は締約國當該官憲間に協議決定せらるべきこと

五、本條約は締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべきこと

六、本條約は成るべく速に批准せらるべく且批准書の交換はマニラに於て成るべく速に行はるべきことを約す

尙本條約には附屬了解事項あり大東亞戰爭完遂の爲の軍事上の緊密なる協力の主たる態様はフィリピン國が日本國の爲すべき軍事行動の爲一切の便宜を供與すべきこと又日比兩國はフィリピン國の領土及獨立を防衛する爲相互に緊密に協力すべきことなるべき旨を定む

フィリピン獨立に際しての東條内閣總理大臣放送

昭和十八年十月十五日放送

昭和十八年十月十四日、フィリピン國は、獨立を宣言し、大東亞共榮圈の一員たる完全なる獨立國として、光輝ある其の第一歩を踏み出し、ホセ・ペー・ラウレル閣下は、全國民の輿望を荷うて、初代大統領に就任せられたのであります。

再度フィリピンを訪問致しましたる私は、此の光榮ある日を迎へられたるフィリピン一千八百萬民衆の歡喜が如何に大なるかに想到致しまして茲に衷心より慶祝の意を表するものであります。

願るに四十有餘年前ホセ・リサル氏を始め、幾多の志士の活動に依り、フィリピンは將に獨立を獲得せんとした

のであります。當時、米國はフィリピンの獨立を約束して居りながら、一度、スペインよりフィリピンの割讓を受くるや、忽ちにして其の態度を變じ、フィリピン義勇軍の勇士を攻撃し、遂にフィリピンの民衆をして、米國への忠順を誓はしめたのであります。

爾來四十有餘年、フィリピン民衆は隱忍自重、先づ自治を、次いで獨立の約束を米國から獲得したのであります。が、米國が與へると稱した獨立なるものの内容が、米國自體の經濟的利益擁護の爲フィリピン民衆を欺瞞せんとする單なる手段に過ぎなかつたことは、私が、此處に、多言を要する迄もなくフィリピン國民諸君の最も克く知つて居らるる所と信ずるのであります。

而して米國は其の物質文明を以てフィリピン民衆を欺瞞麻痺せしめつつ、他面比島を以て、東亞を壓迫擽取する基地となし飽くなき世界制覇の野望を逞うせんとしてつあつたのであります。

此の間に處し、帝國は平和の裡に、東亞の安定を確保せんと、隱忍久しきに互り、努力し來つたのであります。が、東亞擾亂の禍根交除の爲一昨年十二月八日、遂に干戈を執つて起つたの已むなきに至つたのであります。皇軍一度進むや、御稜威の下、忠勇なる皇軍將兵の善謀勇戦に依り、比島に幡居せる米國の勢力は一朝にして、掃蕩せられたのであります。

爾來二年に至らずして、諸般の準備は完成し、茲に、フィリピン人は東洋人としての自覺に立つて、新なる構想の下に、多年の念願たる眞の獨立を獲得するの機會を與へらるるに至つたのであります。フィリピンの爲、將又、大東亞の爲、洵に御同慶に堪へない次第であります。

惟ふに凡そ一國の創成は決して容易の業ではないのであります。況んや、未曾有の大戦争の眞只中に於ける新フィリピン國の生成發展は、蓋し尋常の努力を以てしては、完成せらるるものではないのであります。併しながら、フィリピン國一千八百萬全民衆の燃ゆるが如き愛國の熱意は、必ずや、之を完成すべきことを私は信じて疑はないのであります。

素よりフィリピンの獨立は大東亞戦争の完遂に依つてのみ完遂するものであることは、申す迄もない所でありませう。帝國と致しましては此の上共フィリピン國の發展興隆のために、全幅の支援をなさんとするものであります。が、フィリピン國民諸君も亦ラウレル大統領閣下指導の下に今後愈々フィリピン國に相應はしき剛健進取の氣風を養ひ、大東亞民族の眞の姿に立ち還ると共に自國の防衛及戰時態勢の確立に全力を致し、以て、大東亞共榮圈の一環たる獨立國として大東亞の建設の爲、帝國及大東亞の諸國と、緊密に協力せられんことを切望して已まないものであります。

今や大東亞に於ける諸國家は、帝國と緊密なる協力の下に、大東亞を解放し、道義に基く世界を建設すべき共同の目的達成に邁進して居るのであります。而して今、新に、フィリピン共和國が誕生し、大東亞諸國家の一員に加はつたのであります。洵に力強き限りであります。

帝國は愈々此等諸國家と相携へて、俱に倚り、俱に信じ、以て萬邦共榮の大理想を達成すべく挺身努力致さんことを固く期して居る次第であります。

茲に友邦フィリピン共和國の紀念すべき獨立に際し、遙かに慶祝の意を表すると共に、フィリピン國今後の御發展

を祈りまして、私の挨拶を終ります。

自由インド假政府承認に關する帝國政府聲明

昭和十八年十月二十三日

今般スパス、チャンドラ、ボース氏を首班とする自由印度假政府の成立を見たる處帝國政府は右が印度人多年の念願たる獨立印度完成への一大躍進なることを確信し之を自由印度假政府として承認し其の目的達成の努力に對し有ゆる協力支援を爲すべきことを茲に聲明す

自由インド假政府承認に關する情報局發表

昭和十八年十月二十三日

本月二十一日スパス、チャンドラ、ボース氏自由印度假政府を樹立したるにより帝國政府は本二十三日右假政府を承認し直に此の旨を通告せり

自由インド假政府承認に關する天羽情報局總裁談

昭和十八年十月二十一日

十月二十一日、スバス・チャンドラ・ボース氏を首班とする自由印度假政府は東亞諸民族の輿望を擔つて雄々しく誕生した。抑も印度の獨立は全印度民衆の宿望であり、世界全體の待望であつた。

大東亞に於ては、曩きに久しく英帝國の侵略と擄取の下に呻吟して居たビルマは獨立し、米國の經濟的帝國主義の下に、其固有の民族的特質の發揚を抑壓せられて居たフィリピンも亦、純然たる東亞の一國として獨立したが、茲に又、自由印度假政府の樹立を見るに至り、一段の光彩を添へた。十七世紀初頭英國が、印度に侵略の手を伸して以來英國は、印度人を壓迫し擄取を恣にし、印度人の犠牲に於て英國人は飽食暖衣し來つたのである。然し印度人は漸次反抗の氣勢を醸成し殊に日露戰爭以來印度の獨立を獲得せんとする要望は益々熾烈となつて來たのである。

前世界大戰に於て英國政府は、戰後印度に自治權を附與すべしとの好餌を以て印度人の人的物產を極度に利用したのであるが、戰後英國は其の約束を擧げの如く擲つたのみならず、代償として印度に與へたものは極端なる壓迫とアムリツァーに於ける無辜の印度民衆數千名の大虐殺とであつた。

今次大戰に於ても英國の印度に對する強壓は益々加はり、印度人は無理に徵集せられて常に最前線に立たされ、本年六月英國政府發表の數字に依るも、開戰以來の英帝國兵員損耗數五十萬の内印度軍の損害は、其の二割たる十萬に上ることであり、又多額の軍費負擔及多量の軍需物資供出に依り、現在印度は惡性のインフレーションと強度の物資不足に悩まされて居る。又目下ベンゴール州其他に於ては、英國の惡政により所謂人為的饑饉を起し日々多數の餓死者を出して居ると言ふ悲惨な報道が、英米方面にも流布せられ新聞の論議となり英國議會の問題となつて居る。

而も、英國の印度に對する壓制は益々強化せられ、昨年八月以來、其の傾向は愈々顯著となりつつある。米英の戰爭目的たる所謂大西洋憲章中には民族自決の原則あるも、印度は遂に顧られず米英の欺瞞政策はここにも曝露せられた。斯くて印度の自由は英國に懇願することに依つては絶対に與へられず、武力を以て英國を印度より驅逐する外なき状態となつた。天下の志士は英國の暴壓に對して限り無き義憤を感じて居たのである。

ボース氏は夙に印度獨立の爲に闘つて居たが、一昨年七月印度に於て英國官憲に捕へらるるや印度民衆はハルタルを行つて英國に抗議した。其の後彼は印度を逃れ獨逸に於て研鑽を重ね、印度獨立に付畫策する所があつたが、本年六月突如本邦に來朝し更に南方に渡つて印度獨立聯盟を強化し印度國民軍を組織し着々獨立に歩を進め今回機愈々熟して自由印度假政府を創設した。右假政府は今後印度に於て眞に解放せられたる全印度の政府に生成發展する輝しき運命を荷つて居るものである。

此の印度國民軍は獨立の熱意に燃え祖國に殉ぜんとする決死の青年より成るものであるが、此の軍隊が印度本土に向つて祖國解放の進撃を開始するときは正に全印度が幾世紀に亙る英國の桎梏より解放せらるる秋である。

萬邦をして各々其の所を得しめ、兆民をして悉く其の堵に安んぜしむる我が肇國の大理想の下に帝國政府は印度の獨立に對しては、其の衷心よりの同情と有ゆる援助とを惜まざることを表明し來つたのであるが、今般印度假政府の成立は獨立印度完成の爲至大の意義を有することを確信し、帝國政府は本二十三日同政府を承認し其の目的達成の努力に對し有ゆる支援を與ふべきことを再確認したのである。

英國は、之に對抗する爲必ずや印度に對する壓迫を加重し或は印度人に對する懷柔政策を助長するであらう。然し

英國の印度に對して與へんとする所は畢竟桎梏のみである。我々は此の桎梏を排せんが爲起つた。印度人も亦厥起した。日本と印度、共に戦ひ共に勝抜かん。我々は印度假政府代辯者の言明したる如く獨立後の印度に對し何等政治的經濟的野心を有するものではない。其の念願とする所は唯印度民衆の福祉増進のみにある。而かも其の念願達成の日はずや近く來るべきを確信して疑はぬのである。

自由インド假政府首班スバス・チャンドラ・ボース氏の 入京に關する情報局發表

昭和十八年十月三十一日

自由印度假政府首班スバス・チャンドラ・ボース氏は帝國政府の自由印度假政府承認及同政府に對する協力に對する謝意を表明する爲本三十一日入京せり

日本國中華民國間同盟條約締結に關する帝國政府聲明

昭和十八年十月三十日

帝國政府は本二十日中華民國國民政府との間に「日本國中華民國間同盟條約」を締結せり右同盟條約締結の結果「日本國中華民國間基本關係に關する條約」及其の附屬文書は其の效力を失ふと共に日華間の條約關係は茲に劃期的發展

を見るに至れり

曩に帝國政府は本年一月九日聲明を以て大東亞戰爭發生後の新事態に即應する帝國の對華方針に關し所信を闡明する所ありたり爾來帝國は右聲明に於て言明せる所を著々如實に實行に移し以て中國の自主獨立と國民政府の政治力發揮とを根基とする新中國の速なる建設を極力支援し來り國民政府亦之に呼應して自強の途を講じ戰爭協力を強化し日華新關係は順調なる發展を見るに至れり

惟ふに大東亞戰爭の發生を劃して大東亞の形勢は激變するに至れり即ち本戰爭發生前に於ては大東亞に於て米英の跳梁甚しく帝國は日華間の條約關係を律するに當りても米英跳梁の事實を無視するを得ざる事情に置かれたり然るに大東亞戰爭發生後に於ては大東亞より米英の勢力一掃せられ國民政府亦米英に對し宣戰するあり日華兩國は茲に過去一切の行掛りに拘泥することなく善隣として本然の姿に立還り相携へて大東亞の安定を確保し其の復興興隆を圖るべき兩國共同の使命を達成せんか爲其の條約關係に付ても新事態に即應する如く之を調整するを適當と認むるに至れり是れ即ち今次新條約の締結を見るに至れる所以なり

帝國は既に滿洲國タイ國ビルマ國及びフィリピン國と道義を基調とする緊密なる協力關係を確立し今又中華民國との間に兩國提携の新たな基礎を確立するに至る斯くて大東亞に於て各國共存共榮を確保すへき新秩序は着々として建設せられつつあり帝國政府は日華新條約の根本精神に則る兩國關係の劃期的發展を期待すると共に中華民國の自主獨立の完成に對しては今後も有らゆる支援を惜まざるものにして兩國相携へて大東亞戰爭完遂大東亞新秩序建設に邁進せんことを期し茲に帝國政府の所信を中外に聲明す

日本國中華民國間同盟條約締結に關する情報局發表

昭和十八年十月三十日

日華兩國政府は豫て兩國間同盟條約締結方交渉中なりし處今般右條約案文の妥結を見十月三十日南京に於て特命全權大使谷正之と中華民國行政院院長汪兆銘との間に右條約の署名調印を了せり

日本國中華民國間同盟條約、附屬議定書並に交換公文

日本國中華民國間同盟條約

大日本帝國政府及中華民國國民政府ハ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ之カ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除スル確平不動ノ決意ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國及中華民國ハ兩國間ニ永久ニ善隣友好ノ關係ヲ維持スル爲相互ニ其ノ主權及領土ヲ尊重シツツ各般ニ互リ相互致睦ノ手段ヲ講スヘシ

第二條

日本國及中華民國ハ大東亞ノ建設及安定確保ノ爲相互ニ緊密ニ協力シ有ラユル援助ヲ爲スヘシ

第三條

日本國及中華民國ハ互惠ヲ基調トスル兩國間ノ緊密ナル經濟提携ヲ行フヘシ

第四條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セラルヘシ

第五條

昭和十五年十一月三十日即チ中華民國二十九年十一月三十日調印ノ日本國中華民國間基本關係ニ關スル條約ハ其ノ一切ノ附屬文書ト共ニ本條約實施ノ日ヨリ效力ヲ失フモノトス

第六條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルヘシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十八年十月三十日即チ中華民國三十二年十月三十日ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

附屬議定書

本日日本國中華民國間同盟條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰爭狀態終了シタルトキハ中華民國領域内ニ派遣セラレタル日本國軍隊ヲ撤去



スヘキコトヲ約ス

日本國ハ北清事變ニ關スル北京議定書及關係書類ニ基ク駐兵權ヲ拋棄ス

第二條

本議定書ハ條約ト同時ニ實施セラレヘシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本議定書ニ署名調印セリ

昭和十八年十月三十日即チ中華民國三十三年十月三十日ニ於テ日本文及漢文ヲ以テ本書各二通ヲ作成ス

交換公文

(來翰譯文)

以書翰敬上致候陳者本日中華民國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官ト閣下トノ間ニ左ノ了解成立致候

現ニ中華民國ニ存在スル既成ノ事項ニシテ本條約ノ趣旨ニ鑑ミ調整ヲ要スルモノハ兩國間ノ全般的平和克復シ戰

争状態終了シタルトキ本條約ノ趣旨ニ準據シテ根本的ニ調整セラレヘシ

戰爭状態繼續中ト雖モ情況之ヲ許スニ應シ逐次兩國間ノ協議ニ依リ本條約ノ趣旨ニ準據シテ所要ノ調整ヲ行フモ

ノトス

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

敬具

中華民國三十三年十月三十日

南京ニ於テ 行政院長 汪兆銘

(往翰)

以書翰敬上致候陳者本日附貴翰ヲ以テ左記ノ趣御申越相成敬承致候

本日中華民國日本國間同盟條約ニ署名スルニ當リ本官トノ間ニ左ノ了解成立致候

現ニ中華民國ニ存在スル既成ノ事項ニシテ本條約ノ趣旨ニ鑑ミ調整ヲ要スルモノハ兩國間ノ全般的平和克服シ戰

争状態終了シタルトキ本條約ノ趣旨ニ準據シテ根本的ニ調整セラレヘシ

戰爭状態繼續中ト雖モ情況之ヲ許スニ應シ逐次兩國間ノ協議ニ依リ本條約ノ趣旨ニ準據シテ所要ノ調整ヲ行フ

モノトス

本官ハ閣下ニ於テ前記了解ヲ確認セラレンコトヲ希望致候

本使ハ茲ニ前記了解ヲ確認致候

右回答旁本使ハ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

昭和十八年十月三十日

南京ニ於テ 特命全權大使 谷正之

敬具

日本國中華民國間同盟條約締結に際しての
東條内閣總理大臣談

本日、日華兩國間に、「日本國中華民國間同盟條約」が締結せられ、劃期的日華新關係の基礎が確立せられたことは、日華兩國にとつて更に慶賀すべきことであると共に、大東亞の建設に更に一步を進むるものとして意義深きものがある。

昭和十八年十月三十日

大東亞諸國が相互に善隣として其の自主獨立を尊重しつつ緊密に協力して、道義に基く共存共榮の秩序を大東亞に建設し、以て世界全般の平和に貢獻せんことは、帝國が多年冀念し來つた所であるが、米英の東亞制覇の野望と東亞諸民族離間の陰謀とは、之が實現を阻害し來つたのである。帝國は、斯かる米英の野望を破砕し、自存自衛を全うする爲斷然之を執つて立つに至り、爾來、大東亞諸國家諸民族の心からなる協力の下、確固不動の決意を以て、戰爭の完遂と大東亞の建設とに邁進して來たのである。斯くて、日滿華の關係は、日に月に緊密の度を加へ、日タイの親善關係は、更に一步を進め、新にビルマ及フィリピンは獨立し、米英的舊秩序は大東亞より排除せられ、大東亞の復興は着々と進捗するに至つたのである。

此の間に於て、中華民國は、本年初頭米英に對し宣戰し、飽く迄も、帝國と同生共死、共同戰爭完遂の決意を固めたのであるが、此の秋に當り、帝國は日華提携の根本精神に則る兩國關係の劃期的發展を期待し、中華民國の自主獨立と國民政府の政治力發揮とを根基とする、新中國の速かなる建設を冀念し、中華民國に於ける一切の帝國專管租界の還付、上海共同租界厦門共同租界及北京公使館區域回收の承認、治外法權の撤廢を實施する等各般に互り、有らゆる好意的措置をなすことを決意し、爾來、之を具現し來つたのである。之に呼應し、中華民國に於ては、愈々新中國

の建設を促進し、戰爭協力の實を擧げ、斯くして新しき日華の關係は順調に進展し、本日茲に日華基本條約の根本的改訂を行ひ、同盟條約の締結を見るに至つたのである。蓋し、本同盟條約は大東亞の新事態に即應し、日華本然の關係を律するものであつて、日華兩國の永久友好と、大東亞建設との崇高なる共同使命達成の礎石たるものであり、斯くの如きは、全く帝國の正しき戰爭目的と必勝の信念とに立脚して始めて行ひ得る所であると確信するものである。

帝國は今後益々本條約の根本精神に則り、新中國の建設の爲に有らゆる支援を惜しまざるものであつて、日華兩國相携へて大東亞戰爭の完遂と、大東亞新秩序の建設とに邁進せんことを期する次第である。

第二次日米居留民交換に關する外務當局談

昭和十八年十月二十七日

第二次日米居留民交換のため派遣せられたるわが方交換船帝亞丸は豫定通り十月十五日にまた米國交換船グリブスホルム號は荒天のため遅延し、翌十六日にそれ／＼マルマゴン港に入港、被交換者の交換を無事完了の上、帝亞丸は十月二十一日同港を出帆歸國の途に就けるが、途中昭南港およびマニラに寄港のうへ、十一月十四日横濱に入港の豫定なり。

第八十三回帝國議會に於ける東條陸軍大臣戰況報告

昭和十八年十月二十六日

前回本講場に於きまして報告致しました以後に於きまする作戦一般の推移に付きましては、大本營發表に依り御承知の如く、今や敵の本格的總反攻を邀へまして、各方面共に戦況愈々激烈と相成つて居るのであります。以下其の状況に付きまして報告致したいと存じます。第一に北東方面に付て申し上げます。アツツ島に於ける山崎部隊の壯烈鬼神を泣かしむる戦闘に付きましては、前回本講場に於きまして詳細御説明致した次第であります。キスカ島に在りました部隊は、自主的に撤退せしむることに決せられ、七月二十九日、何等敵の妨害を受くることなく、一兵をも剩さず撤退し、新任務に就かしめられて居ります。敵の制空制海權下、斯くの如き行動が成功致しましたる所以のものは、御後威の下、海軍の決死的協力と山崎部隊英靈の加護とに依るものであります。米軍が、我がキスカ部隊の撤退後、全く之を察知することなく、約二週間餘に互り依然としてキスカ島に對し相次いで爆撃、銃砲撃を加へ、八月十五日に至りまして漸く同島に上陸しましたることは、敵側の公式發表に依り明かであります。キスカ部隊撤退後、幌延島に對し敵機が來襲致しましたことは、其の都度大本營より發表せられた通りであります。敵の來襲延機数は約三十機であります。之に對し我が方は、其の約半數を撃墜し、其の残りの少くも三分の一に損害を與へ、米國自ら極めて高價なる試みであつたことを認めて居るのであります。第二にニューギニア、ソロモン方面の状況に付て申し上げます。ニューギニア方面に於きましては、我が一部隊が本春以來サラモア南方地區に於て優勢なる敵と相對して居つたのであります。六月三十日に至り、敵の一部隊はサラモア南方地區に上陸し來り、我が先遣部隊は寡兵克く勇戦奮闘、之を拒止致して居つたのであります。然るに敵は更に九月四日及同二十二日、それ〴〵ラエ及フインシハーフェン附近に有力なる一部隊を上陸せしめましたが、此の方面我が陸海航空部隊は、相協力して之を攻撃致しますると共

に、各方面の我が地上部隊亦渾然一體となり、目下フインシハーフェン方面の敵を攻撃激戦中であり。先程入手致しましたる情報に依りますと、敵の遺棄屍體約二千、鹵獲火砲十四門、銃器多數の戦果を擧げて居ります。尙サラモア及ラエ附近に於て勇戦中でありました我が部隊は、敵に大打撃を與へ、十月中旬ラエ北方地區に集結を完了、又マダン南方地區の我が部隊は、ラム河上流右岸地區に進出せる敵と、十月上旬以來交戦中であり。ニューギニア及ソロモン方面に於きまする敵航空勢力は、第一線機約千二百機、後方約千八百機でありまして、敵の戦法は、先づ其の優勢なる航空兵力を以て確實に制空し得たる地點に上陸し、飛行基地を急速に設置し、更に之を根據として制空範圍を擴大しつつ、一步々作戦を進めて來て居るのであります。而も敵は上陸後、我が地上部隊の勇戦を恐れて、其の地上兵力を以てする力攻を避け、専ら兵力を増強する一方、其の優勢なる航空機及艦艇を以て我が後方補給の遮斷を行ひ、我が地上第一線戦力の低下を待つて攻撃を執るを例と致して居ります。之に對しまして陸軍航空部隊は、海軍航空部隊と協力し、或は遠く敵航空基地を攻撃し、或は近く直接地上部隊の戦闘に協力すると共に、我が後方根據地及輸送船團の掩護に任ずる等、連續不斷の戦闘を致して居ります。最近に於ける航空戦闘の戦果統計を見まして、我が損害一機に對し、敵は常に數倍を撃墜破せられて居るのであります。而して我が航空部隊將兵の敢闘と其の戦技の卓越とは、常に局部の戦闘に於て赫々たる戦果を收めて居るのであります。而して我が地上部隊亦不屈不撓、有らゆる困難を克服し、常に寡を以て衆に當り、皇軍の本領を遺憾なく發揮致して居るのであります。六月以降ニューギニア方面に於て敵に與へましたる損害は、撃墜破せる敵飛行機約五百、撃沈破せる敵艦艇十八隻、輸送船約四十隻、舟艇約五十隻以上、地上戦闘により敵に與へたる損害は、少くも一萬二千名を超え、鹵獲火砲、銃器多數であり

ます。申す迄もなく此の方面の作戦は、炎熱瘴癘、不毛の地域に於て行はれて居るのでありまして、彼我共にマラリヤ、デング熱、其の他幾多の悪疫を征服しなければならぬばかりでなく、現地物資は殆ど皆無に近く、補給は悉く追送に依らねばならぬのであります。従ひまして我が第一線將兵の勞苦は想像に餘りある所でありまして、敵の苦惱亦極めて大でありまして、俘虜の言其の他を綜合致しまして、敵第一線將兵は生活に悩み、悪疫患者の外、精神病患者さへ續出し、長期間第一線に従軍し得ないもの如く、敵の損害特に人的損耗は極めて大なるものがあるものであります。ソロモン方面一般の情況に付きましては、後刻海軍大臣より報告せらるゝことと存じます。第三に南方方面に於て申上げます。ビルマ正面に於きます所の航空作戦逐次激化の傾向にありますことに付きましては、既に御承知のことと存じますが、六月以後雨季に入りましても、敵機の來襲は大なる變化を示さず、毎月の來襲延機数は約一千機の多きを數へ、九月に入りましても、更に千六百機に増加し、終始激烈なる戦闘を繼續して居る次第であります。此の方面に於ける敵航空勢力は、第一線機約一千機内外と判断されますが、其の戦法は、主として我が後方補給遮断に重點を置くと共に、後方擾亂の目的を以て屢々市街地の直撃を行つて居ります。我が陸軍航空部隊はビルマ、佛印、タイ、マライの極めて廣汎なる地域に亘り、寡兵克く常時不斷の防空に任じ、又ベンガル灣、或はスマトラ、ジャワ島南方海上の全域に亘りまして哨戒任務に服し、又機を見て西北濠洲方面の攻撃に任じて居る次第であります。又我が軍は雲南省方面の重慶軍に對し、其の意表に出で、十月中旬突如進攻を起しましたが、敵の有力なる一部隊を怒江正面に包圍して、重慶直系軍に大打撃を與へ、目下尙戦闘續行中でありまして、ビルマの反攻は、敵が屢々呼號して居る所でありまして、今や其の兆候が逐次濃化しつつあります。我が軍は愈々此の方面の防衛態勢を強化し、

滿を持して次期作戦に備へて居るのであります。其の他南方全般に於ける治安の良況にありますることは御同慶に堪へぬ所であります。第四に支那、滿洲方面及内地の状況に於て申上げます。在支敵空軍は、米支合計約三、四百機と判断せられますが、中核を成すものは有力なる長距離爆撃機を有する米軍でありまして、我が本土攻撃を企圖しつつあります。七月以來重慶、衡州、零陵、建甌、寶慶、桂林、昆明等、相次いで敵策動の根據地を攻撃し、之に大打撃を與へ、其の企圖を破砕し、以て我が本土防衛の第一線を形成して居るのであります。今後尙一瞬の倫安を容さざる状況であります。七月下旬以後、此の方面の我が航空戦果は、撃墜破敵機約百二十四機、撃沈破船十八隻、軍事施設の破壊多數、我が損害約四十機であります。支那に於ける地上作戦は、各方面共不斷の討伐を實施中でありまして、敵の戦意は、重慶の呼號に反し逐次低下し、我が對支施策の進捗と相俟つて、俘虜若しくは歸順者の數は頗る増加して居るのであります。軍は愈々潑刺たる對敵壓迫を繼續し、以て敵の戦意破砕に邁進して居る次第であります。滿洲方面に於きましては靜謐を保つて居りまして、其の護り磐石であります。次は從來と變化ない所でありまして、次に各方面よりする我が本土の攻撃に對しましては、前述の如く各方面第一線に於きまして、敵を積極的に制壓し、又備を整へまして、我が本土の防衛に當つて居りますと共に、内地に在ります防衛部隊亦日夜を分かたず警戒に任じて居りますことは、皆様の常に御覽の通りであります。本土防衛の完璧を期し、一意其の任務に邁進して居る次第であります。第五に南方占領地に於きます軍政の状況に付説明を致します。短時日ではありまするが、先般私が視察致しましたる結果に依りましても、南方占領地の軍政は引續き順調なる進展を續けて居りまして、特に治下諸民族は我が相次ぐ公明正大なる施策に浴し、克く帝國の眞意を解して、

嬉々として各々其の分に應じて大東亞戦争の完遂に協力致して居ります。即ちジャワ、スマトラ等に於きましては、原住民の防衛義勇軍志望者相續き、各種産業の復舊開發、木造船の建造に於きましても、進んで積極的に事業に従事し、又治安が極めて良好に保たれあること等、何れも此の原住民の心よりの協力を如實に示すものと考へて居ります。而して現下に於きまます軍政は、決戦即應の態勢整備を重點と致しまして、特に整備機構の強化、交通通信の整備、重要生産施設に對する防空設備の改善、現地自給力の強化等に意を用ひて施策中でありまして、現地自給力強化に關しましては、兵器の修理、兵器材料の現地自給も、其の範圍を擴大して居りますのみならず、逐次製鐵、伸鐵、セメント製造施設の建設移駐等を実行しつゝありますので、生活必需品生産施設の建設と相俟つて、現地の自給力は一段と向上し來るものと確信致して居ります。以上各方面の戦況並に占領地軍政に付て御説明致したのであります。之を要しまするに、各方面の狀況を通じ今日最も緊要なるものは、航空戦力の増強であり、制空權の擴大であります。御承知の如く、現下戦局の歸趨は、制空權の掌握如何に依ること絶大であります。特に東亞に於ける地勢の特質、就中我が當面する現戦況は、此の關係を如實に示して居るのであります。既に申述べました如く、我が航空部隊は常に局部の戰術的戰闘に於きましては有利なる戰果を得て居るのであり、且又我は有利なる航空戰略態勢を保持して居るのでありまして、更に之が戦力増強を圖ることに依り、必勝の道は自ら明かなのであります。軍と致しましては、愈々皇國獨得の戦法を研究致しますると共に、量に於ても有らゆる工夫を凝らし、兩々相俟つて米英航空勢力の撃滅を期して居る次第であります。各位に於かれましても、航空戦力の劃期的増強に關しまして、此の上共全幅の御協力を切望致す次第であります。戦局の前途には、固より幾多の困難を豫想せられまするが、我の苦痛

に更にも増して敵の苦痛の大なることを銘肝し、陸軍と致しましては、御後威の下、密に海軍と協力し、愈々必勝の信念を堅持し、必勝の施策を盡し、現戦局に對應しつつ、將來の積極作戰の準備に邁進せむことを期するものであります。終りに臨み、右戦場に於て戦歿せられたる幾多の尊き英靈に對し、謹んで敬弔の誠を捧げますると共に、其の御遺族に對しまして深く御同情を申上げ、又常に熱誠渝らざる國民各位の御後援に對し、厚く御禮を申上ぐる次第であります。

第八十三回帝國議會に於ける嶋田海軍大臣戰況報告

昭和十八年十月二十六日

本年六月本講場に於て説明致しました以後に於ける海軍作戰の概要に付て申上げます。

大東亞戦争開始以來精銳なる我が陸海軍部隊が西太平洋及びインド洋に互つて築き上げた帝國の優位なる戰略態勢は引續いて強化せられ、全域に互る我が軍不斷の果敢なる作戰に依りまして隨所に敵を撃碎して居りますが、敵も亦各方面より相次いで執拗なる反撃に出で、戦局は全般に於て熾烈なる決戦の様相を示し、戦機極めて重大であります。帝國海軍は、御後威の下、陸軍部隊と緊密なる協同を以ちまして、廣大なる戦域に互り旺盛なる攻撃精神を以て敵兵力の捕捉殲滅に努めて居ります。此の期間に於ける主なる作戰を大別致しまして、インド洋方面、北太平洋方面、南太平洋方面の順序に是が大要を説明致します。

先づインド洋方面に於きましては、陸軍部隊のビルマ方面の作戰にも呼應し、占領地周邊の備へを益々固むると共

に、潜水艦及び航空機を以て進んで敵の後方を攻撃擾亂し、遠くアフリカ東岸に互り、所要海域の制御に任じて居り、又近く十月十二日我が航空部隊は長驅セイロン島及びインド東岸マドラスを急襲し、船舶及び軍事施設を爆砕致しました。更に濠洲西北岸方面に對しましては、有力なる航空部隊を以て、屢々ポートダーウイン、プロククスクリーク及びドライズデル等、敵大型機の巢窟たる要地に大規模なる空襲を加へ、敵機合せて五十九機を撃墜撃破しました外、軍事施設に多大の損害を與へました。是等の攻撃に於きましては、敵の警戒も極めて嚴重でありまして、到る處壯烈なる空中戦を展開し、中には攻撃目標に至る途上、敵機との交戦に依り片舷機のみとなり、尙ほ能く豫定の攻撃を續行し、見事に目的を達成し長途歸還したのもあります。

次に北太平洋方面に於きましては、曩にアツツ島に於きまする壯烈なる戦闘があり、將兵の士氣愈々振ひ、引續き彼我活潑なる作戦が行はれましたが、キスカ島守備の帝國陸軍部隊は、七月下旬全く敵の意表を衝いて全兵力を撤收し、何等敵の妨害を受くることなく新任務に就きました。九月十二日敵飛行機北千島に來襲致しましたが、精銳なる我が陸軍部隊は、之を邀撃して忽ち其の大半を撃墜し、次いで十月十四日、我が海軍航空部隊は、長驅アツツ島を急襲して、敵軍事施設を爆砕炎上せしめ、斯くして帝國北方の護りは儼として確保せられて居ります。

轉じて南太平洋方面に於きましては、引續き激烈なる戦闘が行はれ、特に彼我航空戦は極めて熾烈でありまして、六月十六日、ルンガ沖航空戦の如き、我が海軍航空部隊は勇猛なる戦闘に依り、敵輸送船七隻を屠り、敵の反攻準備に大なる打撃を與へたのであります。敵は益々兵力を増派し、六月末日よりソロモン群島及びニューギニアに於て、逐次反撃を進めて参り、茲に彼我の有力部隊至近に對峙し、一層苛烈なる戦闘を交ゆることとなつたのであります。

す。

即ち六月三十日、敵有力部隊ソロモン群島中部のレンドバ島に對し、次いで七月五日ニューチョーディア島に對し、それぞれ上陸して参りました。爾來同方面は、陸海空に互る壯烈なる戦場となり、帝國海軍部隊は陸軍部隊と極めて緊密なる協力の下に、晝夜連續此の敵に果敢なる攻撃を反復すると共に、敵艦艇、飛行機及び輸送船に大なる打撃を與へました。此の間我が陸軍部隊及び海軍陸戦隊は、前人未到の密林を戰場とし、悪疫を克服し、連日多數敵機の空爆下に於て終始勇戦奮闘、隨所に果敢なる攻撃を加へて敵上陸部隊を撃破し、又海軍航空部隊之に呼應して優勢なる敵の空襲を反撃し、其の上空警戒、地上砲火を冒しつつ敵艦艇及び揚陸地點の攻撃に敵航空部隊の制壓に努め、更に進んで敵の後方基地に遠くパニコロ島、フナフチ島、カントン島方面敵の補給基地に痛爆を加へました。又此の間我が水雷戦隊は附近海面に於きまして、屢々敵の有力なる海上部隊を強襲し、クラ灣夜戦、コロンバンガラ島沖夜戦を初め、相次ぐ海戦に於きまして敵巡洋艦及び驅逐艦各々六隻を撃沈し、輸送船其の他の艦艇五隻を撃沈破致して居ります。是等の損害に苦慮した敵は、七月中旬以後益々同方面兵力の増強に努めまして、八月十五日には有力なる部隊を以てペラペラ島に上陸しましたので、海軍部隊は直ちに之に反覆猛襲を加へ、敵艦艇、飛行機に甚大なる損害を與へたのであります。

斯くてニューチョーディア島方面の戦場は、彼我部隊互に交錯して愈々激烈を加へ、我が軍の勇戦奮闘に依り、敵の損害は洵に甚大なるものがありました。十月初旬に至つて、此の方面の我が部隊は之を集結することとなり、殆ど敵の妨害を受くることなく、それ／＼之を附近の基地に撤收致しました。

ニューギニア東部方面に於きましても、戦闘は同様に苛烈を極め、彼我近距離に對峙して、終始活潑なる作戦を續けて居り、我が海軍陸戦部隊は陸軍部隊と密接に協同して、瘴癘困苦の下、敵の撃滅に努めて居ります。又九月四日敵輸送船團に依るホボイ附近上陸作戦に伴つて起りました此の方面航空戦は、壯烈を極めたものでありまして、同日此の輸送船團に對する我が陸海軍航空部隊の協同攻撃、同十二日海軍航空部隊のモロベ灣敵在泊艦船に對する攻撃、竝に十月十二日より十五日に亙る同方面の敵在泊艦船及び陸上軍事施設に對する攻撃等、何れも多大の戦果を收め、特に九月二十二日クレテン岬沖に於きましては、寡勢克く敵の輸送船團に肉薄し、雷撃を決行して、同時に我に六倍する敵の戦闘機と壯烈なる空中戦を交へ、一舉に敵巡洋艦三隻、驅逐艦二隻、及び輸送船一隻を撃沈し、敵機十四機を撃墜して居ります。

斯くて九月以後、此の方面に於て撃沈しましたもの合せて輸送船十八隻、巡洋艦四隻、驅逐艦二隻、又撃破炎上せしめましたもの輸送船二十一隻、巡洋艦、驅逐艦各々四隻、其の他小艦艇多數に上つて居ります。

次に潜水艦戦に付て申上げます。我が潜水艦部隊は常に廣大なる海域に亙り、勇敢なる作戦を行つて居りまして、六月以來今日までに敵の船舶二十隻、約十七萬八千トンを撃沈しました外、七月二十日サンクリストバル南方海面に於きまして、敵のサンフランシスコ型巡洋艦一隻、又九月十二日ニューブリス東方海面に於きまして乙級巡洋艦一隻、更に十月三日南太平洋に於きまして驅逐艦二隻を、何れも撃沈致して居ります。又大東亞各海域に於ける敵の潜水艦に對する我が掃蕩作戦も、非常なる苦心の中に極めて活潑に行はれ、廣き海域に亙つて風浪寒暑を冒し、見えざる敵を相手として、日夜防備並に護送任務等に從事して居ります。是等艦艇及び航空部隊が七月以降四箇月間に確實

に撃沈致しました敵の潜水艦、合計二十二隻に上つて居ります。

斯くて全作戦を通じて前同説明以後四箇月間に、海軍部隊の擧げました戦果を綜合致しますと、艦船の撃沈しましたもの巡洋艦十七隻、驅逐艦十八隻、潜水艦二十二隻、輸送船七十隻、約三十二萬トンの他艦艇七十三隻でありまして、其の他に撃破したものの多數に上ります。之に對して我が方の喪失しましたものは驅逐艦六隻、其の他艦艇十二隻であります。

飛行機に於きましては、撃墜撃破しましたもの千六百十三機に上り、我が方の喪失四百十五機でありまして、航空戦の如何に苛烈なるかを示し、戦局の大勢之に負ふ所極めて大なるものがあり、今尙ほ晝夜を分たず激烈なる航空戦が展開されて居ります。

寡兵克く敵の優勢に當り、是が撃滅を期する我が將兵の苦心は、洵に並々ならぬものがあります。烈々たる攻撃精神と百千鍊磨の術力とを以ちまして、飽くまで滅敵の信念に燃えて居るのであります。

敵は斯くの如く多大の損害を受けながら、只管之を國民に秘匿し、一方我が軍の損害に付きましては、徒らに荒唐無稽の數字を示して居りますが、何れ遠からず其の真相は知れ渡るものと思ひます。

今や戦局は愈々深刻を加へ、激戦各方面に行はれて、帝國陸海軍部隊は隨所に其の眞價を發揚し、武威を中外に輝かして居りますが、敵亦其の戦力を傾倒して各方面より反攻の態勢を進めて居りまして、以上の外既に九月以來、敵機動部隊は相次いで南島、ギルバート方面及び大島島に來襲し、倉皇として我が捕提を逃れ去りましたが、今後更に各方面に反撃のあることは必然であり、一層苛烈なる戦闘隨所に起り、聊かも油断を許さぬ状況であります。

今や國を擧げて來るべき決戦に備へ、文字通り總員戰鬪配置に就くべき重大なる秋と存する次第であります。

海軍と致しましては、多年錬磨の實力の満を持し、隨時敵を邀へ撃つゝの態勢を愈々固めて居りまして、全將兵常に聖旨を奉體し、益々旺盛なる士氣、強靱不屈の精神を以て、勇戦奮闘誓つて敵軍を撃滅し、以て戰爭最終の目的を達成し、上 聖明に應へ奉らんことを固く期して居ります。

終りに臨み、壯烈に殉ぜられましたる幾多忠勇なる將兵に對し、茲に衷心哀悼の誠を捧げ、其の遺家族に對しまして、深厚なる同情の意を表します。

ソロモン群島方面戰況並に戰果に關する大本營發表(一)

昭和十八年十月一日

一、ソロモン方面其の後の戰況は依然熾烈にして

(一) コロンバンガラ島の帝國陸海軍守備部隊は連日百機に及ぶ敵機空爆下に於てアルンデル島及ウッドフォート島に進出せる有力なる敵軍と交戦中なり

(二) ベララベラ島の帝國陸海軍守備部隊は九月三日以來同島北部地區に於て有力なる敵軍と交戦し九月二十一日迄の戰鬪に於て敵兵七一〇を殲し多數の直獲兵器を得、今尙激戦中なり

二、所在帝國海軍航空部隊及海上部隊は地上部隊の奮闘と相俟ち敵航空兵力の破壊、増援の阻止撃攘等に任じつつあり

(一) 九月中敵に與へたる損害

飛行機	撃墜	三四〇機
艦艇	撃破	一〇機
魚雷艇	魚雷艇	六隻
海上トラク	海上トラク	一隻
輸送船	擊破	魚雷艇 四隻
小型一隻	擊破	大型一隻
同期間に於ける我方の損害	飛行機	自爆未歸還 四〇機
	艦艇	大破 一隻
		上陸用舟艇 一隻

帝國海軍艦艇並に陸海軍航空部隊の敵潜水艦撃沈に關する大本營發表

昭和十八年十月四日

帝國海軍艦艇並に陸海軍航空部隊は日本近海其他作戦海面に於て九月中敵潜水艦六隻を撃沈せり

大島島敵襲に關する大本營發表

昭和十八年十月八日

十月六、七日有力なる敵部隊大島島に來襲し爆撃及び砲撃を行へり、同方面の帝國陸海軍部隊は之と交戦の後撃退せり

ソロモン群島方面戦況竝に戦果に關する大本營發表(二)

昭和十八年十月九日

ソロモン方面其後の戦況は依然熾烈にして

一、コロバンガラ島竝にベララベラ島の帝國陸海軍守備部隊は所在の敵に多大の損害を與へたる後後方基地に轉進せり、右轉進は殆んど敵の妨害を受くることなく順調に行はれたり

二、所在帝國海軍艦艇竝に航空部隊はこの間敵艦艇竝に航空機と交戦し

(一) 航空部隊は十月一日ベララベラ島ビロア附近に於て敵驅逐艦一隻、中型輸送船二隻、小型輸送船一隻を撃沈、中型輸送船一隻を撃破、敵飛行機十機を撃墜、一機を撃破せり、右戦闘において我方自爆未歸還計八機を出せり

(二) 水雷戦隊は十月六日夜ベララベラ島西方海面に於て敵巡洋艦、驅逐艦各三隻と交戦し巡洋艦一隻、驅逐艦三

隻を撃沈せり、右戦闘に於て我方驅逐艦一隻を失へり

ニューブリテン島ラバウル來襲敵機撃退戦果に關する大本營發表

昭和十八年十月十五日

十月十二日午前敵機約二百ニューブリテン島ラバウルに來襲せるも我海軍航空部隊及陸海軍地上部隊は之を反撃撃退せり

本戦闘に於て

一、敵に與へたる損害

空戦に依り

撃墜 八機

地上砲火に依り

撃破 四機

二、我方の損害

撃墜 五機

飛行機

自爆及炎上 十五機

船隻

沈没 一隻

緬甸方面帝國陸軍部隊の西南支那方面重慶軍擊破 に關する大本營發表

昭和十八年十月十六日

緬甸方面帝國陸軍部隊は緬甸奪回を企圖して西南支那方面に兵力集結中の重慶軍に對しその機先を制し十月上旬騰越ミイトキーナ方面より攻撃を開始目下隨所に敵を擊破進撃中なり

帝國海軍航空部隊のニューギニア島ブナ灣敵輸送船團 強襲戰果に關する大本營發表

昭和十八年十月十八日

帝國海軍航空部隊は十月十五日朝ニューギニア島ブナ灣在泊中の敵輸送船團を強襲し、反撃し來たれる敵機約百機以上と交戦せり、本戰團に於て

一、敵に與へたる損害

輸送船 大型四隻擊沈 中型一隻擊破(炎上)
飛行機 十四機以上擊墜

二、我方の損害

自爆未歸還計十五機

帝國陸軍航空部隊の支那方面綜合戰果に關する 大本營發表

昭和十八年十月十九日

帝國陸軍航空部隊は在支敵航空勢力特に米空軍基地を攻撃すると共に敵軍事施設、船舶等を爆撃し或は來襲する敵機を邀撃し隨所に其の蠢動企圖を擊碎中にして七月下旬より十月上旬までの綜合戰果次の如し

一、敵に與へたる損害

飛行機 擊墜破 百二十四機(うち不確實二十四機)
飛行場軍事施設 爆碎 十七箇所延五十三回
船舶 擊沈 七隻 擊破 十一隻
二、我方の損害
飛行機 自爆 四十機

ニューギニア島方面に於ける戰況並に戰果に關する 大本營發表

昭和十八年十月二十二日

ニューギニア島方面其後の戦況次の如し

- 一、フィンシハーヘン附近の我部隊は同地北方地区に上陸せる敵を攻撃中なりしが彼我逐次兵力を増加し十月十六日以降戦況頓に激化しつゝあり
- 二、サラモア及ラエ附近にて勇戦中なりし我部隊は敵に大なる損害を與へたる後九月上旬より逐次轉進を開始し十月中旬ラエ北方地区に集結を完了せり、右期間敵に與へたる損害推定一萬二千以上にして我方の損害現在までに判明せるもの戦死約二千名なり、又マダン附近の我部隊はラム河上流右岸地区に進出せる敵と十月上旬以來交戦中なり
- 三、我陸海軍航空部隊は地上部隊の戦闘に協力すると共に敵航空基地に進攻し或ひは敵艦船を攻撃し又は來襲せる敵機を遂撃する等連日熾烈なる戦闘を繼續中にして九月一日以降現在までの主要なる戦果次の如し

イ、敵に與へたる損害

- 飛行機 擊墜 百六十四機(うち不確實十二機) 擊破 五機
- 艦船 擊沈 巡洋艦四隻、驅逐艦二隻、輸送船十八隻、魚雷艇六隻、海上トラック四隻、舟艇多數
- 擊破 巡洋艦六隻、驅逐艦六隻、輸送船二十一隻、魚雷艇二隻、海上トラック五隻、舟艇多數

ロ、我方の損害

- 飛行機 四十九機

ニューギニア島フィンシハーヘン北方地区戦果に関する大本營發表

昭和十八年十月二十六日

ニューギニア島フィンシハーヘン北方地区に於ては依然激戦繼續中にして目下特にソング河口附近の戦闘熾烈なり、現在までに判明せる該方面の主要なる戦果次の如し

一、敵に與へたる損害

- 遺棄屍體約二千、鹵獲品 火炮十四門、銃器約六百挺
- 二、我方の損害 戦死約三百五十名

モノ島敵上陸點附近攻撃戦果に関する大本營發表

昭和十八年十月二十八日

十月二十七日早朝敵の一部隊モノ島に上陸せり、帝國海軍航空部隊は上陸點附近の敵艦船を攻撃し、巡洋艦一隻を轟沈し他の一隻を撃破せり

國 際 時 報

フィリピン共和国の誕生

巻頭所掲の東條内閣総理大臣議會演説にも明示されてゐる通り、大東亞諸民族をして米英の搾取と桎梏とから離脱せしめるのみならず、万邦をして各々その所得しめ、兆民をしてその堵に安んぜしむるは我輩國の大理想であつて、しかも大東亞戦争以來歩一步實現されてゐるのである。

すでにビルマは、去る八月一日、英國の壓制を一擲して輝かしい獨立の榮譽を擔つたが、フィリピン一千八百萬の民衆も、十月十四日、米國の支配を脱却して雄々しくも自由獨立の第一歩を踏み出した。

かくして、東亞諸民族は、今更の如く、帝國の公正な態

度と崇高な道義的精神とに對する理解讃仰の念を深め、東亞に對する米英の魔手を破砕することによつてのみ東亞の新秩序は建設される反面、米英勢力を東亞の天地より驅逐せずしては東亞諸民族共存共榮の天地は確立され難いことを悟つたのである。

フィリピン共和國は、昭和十八年十月十四日、ラウレル大統領を政府首班として嚴然と樹立された。この日午前八時、帝國政府は比島方面陸軍最高指揮官の名をもつて軍政撤廢を聲明、これにもとづき國會議事堂前式場においてフィリピン共和國樹立大典が盛大嚴肅に舉行された。

先づバルガス行政長官起つて大日本帝國より軍政を撤廢せられたる旨を發表、帝國の好意に對し全比島民を代表して深甚なる謝意を表明したる後、萬雷の如き歡呼に迎へられて獨立準備委員會委員長ホセ・ビー・ラウレル氏起ち力強い語調をもつて歴史的な獨立宣言文を朗讀、フィリピンは平和、自由及び道義に基く世界秩序の創造に寄與すべくこゝにフィリピン共和國を樹立すると堂々中外に獨立を宣言した。時に午前九時五十分、日星燦めく國旗はこの光輝ある日のために生涯を捧げた七十四歳の老アギナルド將軍の手によつて感激の裡に中天高く掲揚された。

次いで同十時五分バルガス行政長官より大統領總選舉の結果を報告するや、ホセ・ビー・ラウレル氏再び起つてフィリピン共和國大統領に就任の宣言を行ひ、全員起立、禮砲轟き渡るなかには晴れの初代大統領に就任、祖國建設の大業に最後の血の一滴を捧げて邁進する事を堅く

誓約宣言した。

フィリピン共和國獨立宣言文要旨

自由愛好の精神こそはフィリピン民族の歴史的發展を通じて意義と目的とを付與せられたる一貫せる指導方針なり。フィリピン人は三百年にわたりてスペインの治下に在り、つゞいて四十有餘年に及ぶ米國の支配を受けたるが、この間、和戦を間はず終始自由獲得の努力及び闘争を繼續し、幾多の先烈殉國の士はその鮮血をもつて至難なる民族解放の大業完遂につとめたり。しかもフィリピンが多年にわたり喪失せる自由を東洋の強邦により回復し得たるは人類史上正當適切な歸結なり。大日本帝國は今大征戰の完遂により大東亞の諸壓迫民族を解放せんとする使命に則り、フィリピンに於ける西洋の支配を排除し、フィリピン國民をしてフィリピン獨立準備委員會を組織せしめ、もつて多年の願望なりし自由を實現し獨立國としての憲法を

採擇し、かつフィリピン共和國建設の爲必要な一切の措置を執ることを得せしめたり。吾人はこの獨立をもつて諸方の戦場に於て身命を捧げたる父祖兄弟の犠牲のたまものなりと信するものなり。吾人はこの獨立をもつて世界各國民に不可缺の權利として自由と獨立とを求むることを許し、萬邦をして各々そのところを得せしめんとする神意の顯現としてこれを讚美するものなり。今や吾人待望の秋は到れり。植民國的煉獄の暗夜は明けて明瞭なる曉は來れり。こゝに吾人は四百有餘年前自由にして何人にも屈従することなかりし吾人の祖先と同じく頭をあげ、清澄なる面持を以て陽光を浴び得るに至れり。國民としての名譽はこゝに回復せられ、自由の實現による無限の機會を利用し、左の諸項に努力することを得るに至れり。

- 一、如何なる外國の干渉をも受くることなく自力をもつて統治すること

- 一、資源を開發し以てフィリピンのためのフィリピンの原則の下に自給自足を確保すること
- 一、政治的隸屬による制約又は人種的差別待遇による迫害を受くることなく各人及び國家の自力を發現し、且つこれを發展せしむること
- 一、人類歴史最善の成果たる先人の思索又は言行に則り精神智能を昂進すること
- 一、東洋本然の姿に還元し祖先傳來の精神に蘇り、神と自然との意思に遠へる國家を建設すること
- 一、平和自由及び道義に基く共和國を建設し以て大東亞共榮圏の一環として世界新秩序の創造に寄與すること
- 一、大東亞諸民族並に全人類の共榮實現のためその職分を盡すこと
- 一、吾人の獨立を育成し以て當代及び將來のフィリピン民族の幸福の源泉として永遠に存續せしむること

吾人は神明並に祖國の自由のため生命を捧げたる先烈殉國の士の英靈の加護を祈念し、全世界に對し今や自由且獨立なる國民となり、今後如何なる外國に對しても隸屬することなく、自由且獨立なる國家の權能として領有すべき一切の權限並に權利を行使し又は保有し、その領土の防衛と獨立保存のため、誓つて一切の資源生命及び名譽を捧ぐべき事を宣言するものなり。

一九四三年十月十四日

フィリピン獨立準備委員會委員長

ホセ・ビー・ラウレル

この大統領就任式に引續いて、ラウレル大統領は一場の演説を行ひ、フィリピン建國の歴史的意義並にフィリピン共和國の使命を明かにした。

演説要旨左の通り。

「今こそ數世紀に亙り我が民族が闘ひつゞけてきた

崇高なる理想が正に達成されんとしてゐる秋である。比島歴史上最も意義深きこの秋に際して我らが今日この自由を獲得するために嘗て最大の犠牲を拂つた國に殉じた愛國者の靈に對し心からなる感謝の祈りを捧げねばならない。

比島民族の不滅の英雄よ、聖なる墓に永久に眠られんことを。屈辱の夜は永久に終り、我等の祖國は大成功の眞只中に生れたのである。我が國土は血腥き戦場と化し巨大なる鬭争の歴史的指標となり、アジア人を外國の支配の鐵鎖から解放する雄々しき力が世界の大混亂の中から生れたのである。畏しこくもこの征戰を遂行せられ、わが民族の翹望を現實化せしめられたる大日本帝國 天皇陛下の御聖徳に對し、我々が持つ崇高なる感謝の念を全世界に示すべき秋なのである。大日本帝國及び他の大東亞各地からの來賓の列席は東洋民族間の傳統的友交關係と相互理解とを證據だてるも

のである。フィリピン民族の名に於て、余は來賓各位に對し、われらの心からの親善精神をお傳へし、我々を結びつける紐帯とし、これを強化して行くことを言明する。

余はまたこの機會において、過去現在を通じ、比島民に示された大日本帝國陸海軍の最高指揮官閣下の溢るる信頼に對し深く感謝の意を表し、特にワイリピン獨立準備委員會の任務に對し不斷の援助と激勵をくだされた黒田比島方面陸軍最高指揮官閣下及び軍政官閣下に深甚の感謝を表明するものである。自由なる獨立國家として我々の第一に當面すべき義務は領土内の平和秩序の維持である。國內の安寧なくして我々の日常生活、國家存続の基礎たる機能を成功に導くことは不可能である。憲法は大統領に廣汎な権限を與へたがこの機能を効果あらしめるため實力ある警察隊の訓練整備が行はれるのであらう。

萬が一にも不逞の徒があくまでわが再建事業の計畫を阻害し、共和國の存立をおびやかすとしたならば、余は彼等を我が民衆の敵と見做し、これに適當なる措置を取ることと斷言する。前聯邦政府の好景氣時代ですら我々は米その他食料品を多量に輸入せねばならなかつたのであるが、戦争の影響で食料の不足は深刻化して來た。しかし我々の肥沃なる土地は全人民を養ふに必要な物資の、二倍はおろか三倍の生産を行ひ得るのである。我々は工業の必要と物資の共榮圏各地との交流等につき調査を進める。共榮圏經濟と歩調を合せるため國內の經濟機構を再編成し、かくて共榮の崇高な目標に對する我々の責務を果さなければならぬ。このことは我々の國家經濟を構成し、健全且安定した通貨を採用し資本の健全な流通を保證し、企業における個人の創意と研究發明を刺戟し、新たな工業を起し、交通新設備を改良し、相互の連絡を促進するためよく計畫

された具體案に基き、道路、港灣設備の改善、船舶の建造を行ひ、一方不當利得の防止、戦時經濟に即應する必需物資のよりよき配給を計るため物價統制機構を設定しなければならぬ。われわれの政治的自由の獲得は同時に經濟的自活を伴はない限り有名無實となる。國家經濟自給態勢の確立とともに貧困者の福祉も考慮し、各種救濟策を講じなければならぬ。社會における總ての階級間に經濟的均衡が達成されずしては全民衆の福祉はない。幸ひに我が國は經濟資力の根幹を形成してゐるとも言ふべき充分な耕作地に恵まれてゐる。この土地を大衆に分割し、物資的援助を與へることによつて、經濟的安定の要求に應へなければならぬ。愛國の精神は土に對する純な愛着心から生ずる。國民がさらに新しい力と熱とを持つて彼等の新しい責任に直面するやう彼等の道徳的良心を改革する必要がある。また國家のより重要な利害のため敢然として挺

身出來る新しい型の人間を我々は創造しなければならぬ。我國の憲法は個人の幸福と満足のため必要な最大限の自由を保證してゐる。しかし新しい型の國民は個人の特權よりも義務を諒得し、その上で自己の權利を犠牲にしてまでも、自己の義務を果し得る人間でなければならぬ。義務に對する忠誠はまづ軍人、官吏によつて模範が示されるべきである。余は我が國の官吏は國民の忠誠なる僕として國家の利益を聖火の如く守る思想堅固な男子であることを期待する。國民精神を作興する我國教育制度は東洋精神に基き刷新されなければならぬ。家庭は社會の根柢であり、家長の權威の強化、婦人本來の地位の復活こそ比島民の家族制度を向上し強固ならしめる要件である。女性は子供の教育を崇高な使命となすべきで、徒らに自由を認め無爲を許した現代主義に我々は同意出來ない。家族の長たる者はその權威の維持に努むべきである。家庭は學

校以上に國語を育てあげる場所でないならばならない。政府は國語學校及び國文學校獎勵により、又は公文書、公けの儀式などを通じ、タガログ語の普及發達につとめるであらう。時は將に我々が現實に直面し、社會の痼の眞因を探究し、これを矯正しなければならぬ秋である。

出生率の増加はわが國の如き若い國家には望ましいことであり、また民衆各人の質を改善することは爲政者としての余が關心をもつところである。わが共和國の初期において余が政治の指針として述べた廣汎にして重要な事業は隣時にして完成されるものと期待してはならない。わが國境の彼方においては熾烈な戦争が續けられてをり、またわが資源は未だ開發されておらず、最少限度にない得るものは、限られた我が經濟力の許す範圍内において、急速且つ最大限に實現し得る遠大な計畫を、第一段階において爲し遂げなければならぬ

いことである。共和國家の新政府の興隆は如何なる障礙にも屈することのない國民への奉仕にある。人民の安居、厚生を保障せんがためには、科學的に政府の機構を完成し、能率的に運営する必要がある。行政簡素化はもとより待遇改善も實現されなければならない。政黨の解消は特にわが共和國の生成時代において顯示さるべき問題である。我々は派閥的鬭争を排除し、余が國家の全責任を擔つてゐる間は余は、如何なる政黨にも關與せず、ただ一人の主人たるわが共和國に奉仕するであらう。我々は人民の政黨であるただ一つの黨を持つべきである。しかもこの政黨は平和再建、健全なる國家經濟、社會改善、大衆の向上および新秩序創造を目的とするものである。わが歴史の如何なる時代よりも今日程我國民の和合一致が要望される時代はない。

牢固たる團結によつて今日の重大問題に對處してこそ強力な共和國の基礎建設が期待されるのである。余

は國旗、憲法、國歌及び大統領を國民の指向すべき國家團結の中心とみなす。國旗はわれ等の勇士達を象徴し、憲法は領土主權を表し、國歌はわが民族の希望を結晶せしめてゐるから、われ等の中心である。大統領は人民に選ばれた指導者として、指導誘掖の根幹として、國家の中心である。これら四つの點に全比島人の新しい精神と情熱が喚起されなければならないのである。わが國民は恰も一人の人間の如き團結をもつて水平線の彼方よりの挑戰に立向ふことを確信する。神は我々とともにあり、われ等は大地に足を踏みしめて恐るゝことなく、疑ふことなく、迷ふことなく堂々と前進するであらう。われ等は全力を盡して未だかつて働いたことのない程働くのである。

我々各人の唯一滴の努力は、總て共同の努力の溝に合流され、急流となり激流となり、また怒濤の洪水となり、如何なる障礙物も無力化せしめるであらう。か

くて我々の眞一の目的、共同の決意は眞の永久不壞の獨立を確立するにあるのである。」

新生フィリピン共和國の憲法は、さきに比島獨立準備委員會中に設けられたラウレル氏を委員長とする憲法起草委員會の手によつて起草着手、九月三日漸く憲法草案の起草を完了、六、七兩日に互り特別全島代表者大會を開催、憲法草案承認の手續を完了したものであるが、その全文は左の通りである。

フィリピン共和國憲法

千九百四十三年九月三日マニラ市に開催のフィリピン獨立準備委員會總會に於て採擇

前文

フィリピン國民は、神助を祈願しつゝ、且自由なる國の存立を維持せんことを欲しつゝ、茲に其の獨立を布告し、且一般の福祉を増進し國民の世襲財産を保存開發

し、竝に平和、自由及道義に基く世界秩序の創造に寄與すべき政府を創立せんが爲本憲法を制定す

第一條 フイリピン共和國

第一節 フイリピン國は共和國なり、本憲法に依り創立せらるゝ政府は、フイリピン共和國と稱せらるべし

第二節 フイリピン共和國は現在法律に依り定められたる一切の國家領域に對し主權を行使すべし

第二條 行政部

第一節 行政權はフイリピン共和國大統領に附與せらるべし

第二節 大統領は法律に依り定めらるべき場所及期日に於て、國民議會の全議員の過半数に依り選舉せらるべし

第三節 何人と雖も年齢四十歳以上にして、選舉の直前少くとも十年間フイリピン國に居住したるフイリピン

國の生來の市民たる者に非ざれば大統領に選舉せらるることを得ず

第四節 大統領は六年間在職すべく次期は再選せらるゝことを得ず

第五節 大統領の任期は其の選舉後の六年の満了に次ぐ十二月三十日の正午に終了すべく、其の後任者の任期は右の時刻より開始すべし、後任者が右の時までに選定せられ居らざるか、又は大統領當選者が資格を具へざりしときは退任大統領は其の後任者が選舉せられ、且資格を具ふるに至る迄引續き在職すべし、大統領の免職又は其の死亡、辭職若は其の職權及職務の執行不能の場合に於ては、大統領の職は新大統領が殘存任期に對し選舉せらるゝに至るまで、法律の定むる席次による上席大臣に移行すべし、後の場合に於ては選舉は右免職、死亡、辭職又は不能の生じたる後六十日以内に行はるべし

第六節 大統領は其の就任に先立ち左の宣誓又は確信を爲すべし「余は忠實に且良心に従ひフイリピン共和國大統領として余の職責を果しフイリピン國の憲法保持擁護し、其法令を執行し、各人に對し正義を行ひ且國家への奉公に盡すべきことを茲に嚴肅に誓ふ（又は確言する）ものなり、神よ願はくば照覽あれ」（確言の場合には最後の句を略すべし）

第七節 大統領は官邸を有し、且法律に依り定めらるる報酬を受くべし、右報酬は大統領の在任期間中増加せられ、又は減少せらるることなかるべし、大統領は右期間中政府又はその部局若は代理機關より他の何等の給與をも受くることなかるべし

第八節 大統領は一切の省、部局又は官署、一切の地方政廳及び行政部の他の一切の部門又は代理機關を監督統轄し、且法令が忠實に執行せられるやう注意すべし

第九節 大統領はフイリピン共和國の一切の軍隊の總司

令官たるべく、且必要あるときは不法行爲、侵略、暴動又は叛亂を防止し又は鎮壓する爲右軍隊を出動せしむることを得、侵略、暴動若は叛亂又は其の危険の急迫の場合、或は公共の安全上必要なる場合には、大統領は人身保護令の特權を停止し、またはフイリピン國、若はその何れの部分にも戒嚴令を布くことを得

第十節 大統領は大臣及次官を任命し、且つ大使、公使、領事、部局及官署の長、大佐の階級以上の陸軍士官、大佐又は中佐の階級以上の海軍及空軍士官、州知事、市町村長並に任命に關し、法律に別段の規定なき他の一切の官吏を内閣の諮問を経て任命すべし

第十一節 國策に關し大統領の諮問に應ずるため、參議會を設くべし、參議會は國家に對し顯著なる功績ありたる市民中より大統領が任命すべき二十名を超えざる議員を以て組織せらるべし

第十二節 大統領は國民議會の全議員の三分の二の同意

を得るときは、宣戦及講和を爲すの権能を有すべく、又全議員の過半数の同意を得るときは條約を締結するの権能を有すべし、大統領はフィリピン共和國に適法に派遣せられたる大使及び公使を接受すべし

第十三節 大統領はその課するを適當なりと認むる條件及制限の下に、一切の犯罪に付有罪の判決後において執行猶豫、減刑及赦免を許可し竝に罰金及沒收を免除するの権能を有すべし、大統領は國民議會の同意を得て大赦を行ふの権能を有すべし

第十四節 大統領は國の狀況に關し、時々國民議會に報告を爲し其の必要且便宜なりと認むる方策を提示して議會の審議を勧告すべし

第三條 立法部

第一節 立法權は國民議會に付與せらるべし

第二節 國民議會は職務上の議員としての州知事および市長ならびに各州および各特別市より三年毎に一名づ

つ選舉せらるべき代表者を以て組織せらるべし、議員の選舉の期日及方法竝に副員の補充方法は法律に依り定めらるべし、右法律は大東亞戰爭中は變更せられ、又は修正せらるゝことなかるべし

第三節 何人と雖もフィリピン國の市民たること五年に及び、且年齢三十歳以上たるに非ざれば國民議會議員に選舉せらるゝことなかるべし

第四節 (一) 國民議會は法律に依り定めらるべき期日において毎年一回通常會期を開催すべし、但し日曜日を除き六十日を超え繼續することなかるべし、國民議會はまた一般法令をまたは大統領が指定する問題のみを審議するため大統領によりその定むる期間内特別會期として招集せらるゝことを得

(二) 國民議會は其の議長、一名の書記官、一名の守衛其の他必要なる職員を選任すべし、全議員の過半数は事務執行の定足数を構成す、但し議員数が右定

足數に満たざるときは連日議事を延期することを得べく、又國民議會の定むる方法及罰則を以て副席議員の出席を強要することを得

(三) 國民議會は其の選舉せられたる議員の選舉、報告及資格に關し唯一の判定者たるべく且其の議事規則を定め、秩序を紊す行爲に對し議員を罰し及三分の二の同意を得て議員を除名することを得、國民議會は其の議事日誌を保存すべく且秘密を要すと認むる部分を除くの外時々之を公表すべし如何なる問題に對する贊成投票者及不贊成投票者も出席議員の五分の一の要求ある場合には之を議事日誌に記入すべし

第五節 國民議會の議長及議員は法律に依り定めらるゝ報酬を受くべく、國民議會の會議に出席の際の各自の州又は都市よりの往復旅費は含まれざるものとす、國民議會は其の議長及議員の報酬を其の任期中に於て増加する爲機能を會せざるべし

第六節 國民議會の議員は國民議會の會議に出席中、及國民議會への往復の途次に於て逮捕せられざるの特權を有す、但し法律に依り定めらるゝ刑が死刑、又は十二年を超ゆる禁錮たる犯罪を爲したる場合はこの限に非らず、議會に於ける如何なる演説、又は討論に付ても議會以外の場所において質問せらるゝことなかるべし

第七節 (一) 大統領は國民議會の各通常會期の開會期日より十日以内に一般支途振當法案の基礎たるべき收支豫算書を提出すべし

(二) 會計年度末に際し、次年度の政府維持に必要な支途振當がなされ居らざるときは、その前年度の支途振當法案中に於て振當てられたる各金額は大統領が可能なりと判斷する限り、一般支途振當法案が可決せらるに至る迄、右法案中に特定せられたる各目的及び用途に對し再び振當てられたるものと看做さるべし

(三) 一般支途振當法案中の或特定の支途振當に特に關係あるものに非ざれば、如何なる規定又は法令も一般支途振當中に包含せらるゝことなかるべし、又右の規定又は法令は其の適用に付ては右支途振當のみに局限せらるべし

第八節 大臣はその發意又は國民議會の要求に基き國民議會に出席して自省の所管事項に關し意見を開陳することを得、但し公益上右意見を開陳せざることを必要とし且大統領に對して其の旨を書面により陳べたる場合は此の限に在らず

第九節 (一) 國民議會を通過せる法案は大統領により裁可せらるゝに非ざれば法律となることなかるべし、大統領は右法案を裁可する場合にはこれを署名すべく、又裁可せざる場合にはその反對理由を具してこれを國民議會に返付すべし、國民議會は其の議事日誌中に右反對理由を詳細に記載すべく、又右法案を再審議し全議員の三分の二の表決に依り之を再可決することを得、右の如き一切の場合に於ては、國民議會の表決は贊否の投票に依りて決せらるべく、又贊成又は反對の投票を爲せる議員の氏名は議事日誌に記載せらるべし、大統領が法案を再度否認するときは國民議會は同一會期中に於て右法案を再審議し之を再可決することを得ず、法案が大統領に提出せられたる後二十日以内(日曜日を除く)に大統領が本憲法の定むる所に從ひ之を返付せざる場合には、右法案は大統領が之に署名したると同様に法律と爲るべし但し國民議會が閉會に依り右法案の返付を妨げたる場合はこの限に在らず、この場合においては右法案は議會の閉會後四十日以内に大統領により拒否せられざる限り法律となるべし

案を再審議し全議員の三分の二の表決に依り之を再可決することを得、右の如き一切の場合に於ては、國民議會の表決は贊否の投票に依りて決せらるべく、又贊成又は反對の投票を爲せる議員の氏名は議事日誌に記載せらるべし、大統領が法案を再度否認するときは國民議會は同一會期中に於て右法案を再審議し之を再可決することを得ず、法案が大統領に提出せられたる後二十日以内(日曜日を除く)に大統領が本憲法の定むる所に從ひ之を返付せざる場合には、右法案は大統領が之に署名したると同様に法律と爲るべし但し國民議會が閉會に依り右法案の返付を妨げたる場合はこの限に在らず、この場合においては右法案は議會の閉會後四十日以内に大統領により拒否せられざる限り法律となるべし

るの機能を有すべし、但し右拒否は大統領の反對せざる一または二以上の項目に影響を及ぼすことなかるべし、支途振當法案中の規定が該法案の一または二以上の項目に影響を及ぼす場合には、大統領は右規定の關する特定の一又は二以上の項目を同時に拒否することなくしては右規定を拒否することを得ず

第十節 (一) 法律として制定せらるべき法案は一個を超ゆる主題を包含することなかるべく、該主題は右法案の標題に於て表示せらるべし

(二) 法案は其の最終の形式に於ける謄本が國民議會の該法案可決の少くとも三日前に議員に提供せらるゝに非ざれば可決せられ又は法律と爲ることなかるべし、但し大統領に於て右法案を即時法律として制定するの要あることを證明したる場合はこの限に在らず、法案の最終議會終了ときはその修正は許されざるべく、また右法案を最終的に可決すべき

か否かの問題は最終議會後直に付議せられ贊成投票者または議事日誌に記載せらるべし

第十一節 (一) 特別の目的のため賦課せられたる租税による一切の徵收金は特別基金として取扱はれ右目的にのみ支出せらるべし、特別基金を設定したる目的が達成せられ、または拋棄せられる場合に殘額あるときは、該殘額は政府の一般基金に移さるべし

(二) 如何なる金額も法律に依り爲されたる支途振當に依る場合を除く外、國庫より支出せらるゝことなかるべし

(三) 公金又は公の財産は宗派、教會、分派、宗派の施設又は宗教的組織の使用、利益又は維持のため或は僧侶、傳道師、牧師又は他の宗教的教師若は高位僧としての教師若は高位僧の使用、利益又は維持の爲に直接にも間接にも振當てられ、流用せられ、又は使用せらるゝことなかるべし、但し右の僧侶、傳

導師、牧師又は高位僧が軍隊又は刑事施設、孤兒院若しは癩病保護院に配屬せしめられ居る場合はこの限に在らず

第十二節 (一) 課税規則は一律たるべし

(二) 國民議會は其の定むることあるべき制限に従ふの條件の下に大統領に對し關稅率、輸出入の割當、噸稅及波止場使用料を特定の範圍内に於て決定するの權限を法律を以て付與することを得

(三) 墓地、教會及教會附屬の牧師住宅又は修道院並に専ら宗教的、慈善的又は教育的目的に使用せらるる一切の土地、建築物及其の改修は租稅を免除せらるるべし

第十三節 戰時又は他の國家的緊急時に於ては、國民議會は宣言せられたる國策の遂行の爲規則及規程を公布するの權限を一定の期間中、且議會の定むる制限に従ふの條件の下に法律を以て大統領に付與することを得

第十四節 國民議會閉會中に於て緊急の必要あるとき

は、大統領は規則及命令を公布することを得右規則及命令は國民議會の次回の通常會期の終了に先ち決議に依り否認せらるる迄法律としての努力を有すべし

第四條 司法部

第一節 司法權は大審院および法律により設置せらるることあるべき下級裁判所に付與せらるるべし

第二節 國民議會は各種の裁判所の管轄權を明定し、規定し及割當つるの權能を有すべし、但し大使公使及領事に關聯せる事件に對する第一審管轄權を大審院より奪ふことを得ざるべく、又法律、命令、行政命令又は規則の合憲性が問題となり、或は裁判所の管轄權が論争點と爲り、又護謄若しは法律問題のみが含まるる一切の事件における下級裁判所の最終判決及命令を、法律または裁判所規則の定むる所に従ひ、控訴、訴訟書類移送命令または再審命令に基き再審し、變更し、破棄し、修正し、または確認するの管轄權を大審院より奪ふこと

を得ず

第三節 法律に別段の規定なき限り大審院は大審院長及六名の陪席判事を以て組織せらるるべし

第四節 大審院判事は内閣の諮問を経て大統領に依り任命せらるるべし下級裁判所の一切の判事は大審院の諮問を経て大統領に依り任命せらるるべし

第五節 何人といへども年齢四十歳以上にして、少くとも十年以來フイリピン國において記録裁判所の判事たりしか、また法律事務に従事し來れるフイリピン國民たる者に非ざれば大審院判事に任命せらるることを得ず

第六節 國民議會は下級裁判所の判事の資格を定むべし、但し何人と雖もフイリピン國において法律事務に従事することを許されたるフイリピン國民市民たる者に非ざれば右裁判所の判事に任命せらるることを得ず

第七節 大審院判事及び下級裁判所の判事は、その職務を遂行し能はざるに至るまでは、その行狀善良なる限

りその職を保持すべし右判事は法律により定めらるる報酬を受くべく該報酬は政府の一切の官吏及雇傭人の俸給の一般的改正の場合を除き、其の在職中減額せらるることを得ず

第八節 判決を求むる爲、大審院に付託せられたる事件に關する大審院の結論は大審院の意見を記載するたゞめ、右事件が一名の判事に割當てらるるに先ち、合議の上定めらるるべし、決定に不同意なる判事は其の不同意の理由を陳述すべし

第九節 如何なる法律又は行政命令、命令若しは規則と雖も大審院判事の全員の表決なくしては憲法違反と宣告せらるることを得ず

第十節 記録裁判所は判決の根據たる事實及び法律を判決中に明瞭に表示するに非ざれば如何なる判決をも下すことなかるべし

第十一節 大審院は一切の裁判所における答辯、裁判手

續ならびに訴訟手續ならびに法律事務従事の許可に關する規則を公布するの權能を有すべし、右規則は同一階級の一切の裁判所に對しては一律たるべく、且右裁判所の本質的權利を縮小し、増加し又は修正することなかるべし、答辯、裁判手續及訴訟手續に關する一切の現行法律の大審院に依り變更せられ又は改正せらるゝことあるべし

第五條 彈 劾

第一節 大統領及大審院判事は罰せらるべき憲法違反、叛逆、贈收賄又は他の重大犯罪に對する彈劾及右に關する有罪判決に因り免職せらるべし

第二節 國民議會は其の議員の三分の二の表決に依り彈劾の權能を專有すべし

第三節 大審院は一切の彈劾を管理するの權能を專有すべし、何人と雖も大審院の全判事の四分の三の同意あるに非ざれば有罪の判決を受くることなかるべし

第四節 彈劾事件の判決は免職及びフイリピン共和國の政

府の下において、名譽、信用又は利得を伴ふ職に就き、且これを享有するの資格の剝奪以上に及ぶことなかるべし、但し有罪の判決を受けたる當事者は右に拘らず法律に従ひ追訴せられ審理せられ且罰せられるべし

第六條 市 民 權

第一節 左の者をフイリピン國民とす

(一) 本憲法採擇の時にフイリピン國民たる者及其の子孫

(二) 法律に従ひ歸化せる者

第二節 フイリピン國民は法律の定むる方法に依り之を喪失しまたは再取得することを得

第七條 市民の義務及權利

第一節 法律の要求する文武の役務に服し、租稅及公課を支拂ひ、竝に有用なる生業、業務又は職業に従事することは一切の市民の義務なりとす

第二節 何人と雖も正當なる法律上の手續を経ずして、

生命、自由または財産を剝奪せらるゝことなかるべく、また何人と雖も法律の平等なる保護を拒否せらるることなかるべし

第三節 宗教の創立に關する又は宗教の自由なる信奉を禁止する法律は制定せられざるべし、又市民權又は政治的權利の行使に付ては何等の宗教上の宣誓をも要することなかるべし

第四節 契約上の義務を毀損する法律は可決せらるゝことなかるべし

第五節 遡及法は制定せらるることなかるべし

第六節 何人と雖も負債の故を以て投獄せらるゝことなかるべし

第七節 意思に反する服役は如何なる形式のものたるを問はず存在することなかるべし、但し當事者が適法に有罪と判定せられたる犯罪に對する刑罰としての場合はこの限に在らず

第八節 人身保護令の特權は停止せらるゝことなかるべし、但し侵略、暴動若しは叛亂の場合または公安上必要なる場合はこの限にあらす

第九節 私有財産は公正なる補償なくしては公共の用に供するため收用せらるることなかるべし

第十節 何人といへども貧窮を理由として裁判所又は行政裁判所における自由の訴訟を拒まるゝことなかるべし

第十一節 平和、道徳、衛生、安全又は公安のため法律に依り課せらるゝ制限に従ふにおいては

(一) 不當の搜索及び差押に對し安全なるの權利は侵さるゝことなかるべし

(二) 通信及び信書の秘密は侵さるることなかるべし

(三) 法律に違反せざる目的のため組合又は結社を組織するの權利は侵さるることなかるべし

(四) 宗教上の表白及禮拜の差別及優先權なき自由な

る享有及實行は制限せらるゝことなかるべし
 (五) 法律の定むる範圍内における居住及住居變更の自由は毀損せらるゝことなかるべし
 (六) 言論若は出版の自由または平穩に集合して不法を匡救することを政府に請願するの國民の權利は剝奪せらるゝことなかるべし

第八條 天然資源の保存及利用

第一節 フィリピン國の公有地の一切の農地、採木地および採鑛地、水、鑛物、石炭、石油および他の鑛油、潜在エネルギーの一切の源泉ならびに他の天然資源は國に屬しその處分、採取、開發または利用はフィリピン國民又は資本の少くとも六十パーセントがフィリピン國民に依り所有せらるゝ會社、若は組合に局限せらるべし、但し本憲法に基く政府の創立の時に現存する一切の權利、許可、借地權又は特惠は此の限に在らず、天然資源は公有農地を除くの外讓渡せらるゝことなかるべし、又何れの天然資源の採取、開發又は利用に關する免許、特許又は租借も二十五年を越ゆる期間に付許可せらるゝことなかるべし、右許可は更に二十五年に付更新せらるゝことを得、但し灌溉、給水、漁業又は水力開發以外の工業的用途に關する水利權に關しては此の限に在らず此の場合に於ては有益なる使用を以て許可の標準および限度とす

第二節 如何なる私立會社又は組合と雖も千二十四ヘクタールを越ゆる公有農地を取得し、租借し又は保有することを得ず、又如何なる個人と雖も右土地の購入に依り百四十四ヘクタール、租借に依り千二十四ヘクタール又は開墾地特別分譲に依り二十四ヘクタールを超え取得することを得ず二千ヘクタールを超えざる牧畜に適する土地は之を個人、私立會社又は組合に貸貸することを得ず

第三節 國民議會は個人、會社又は組合が取得保有し得

る私有農地の面積を法律をもつて決定することを得、但し右法律の制定前に存在する權利はこれに服従すべきものとす

第四節 國民議會は小區劃に分割せられ、かつ實費をもつて個人に讓渡せらるべき土地を公正なる補償を支拂ひて收用するの權限を付與することを得

第五節 如何なる私有農地と雖もフィリピン國において公有地に屬する土地を取得し、または保有するの資格を有する個人、會社若は組合または無遺言相續の場合に法律に依り相續の權利を付與せらるゝ者に對する場合を除くの外移轉せられまたは讓渡せらるゝことなかるべし

十月十四日、フィリピン共和國獨立と同時に、憲法の規定によりフィリピン共和國政府が成立したが、行政各部は、内務、財務、司法、農商務、教育厚生、土木交通

の六省と決定、各省大臣は比島行政府各部前長官が昇格就任した。尙、十月十八日には特別國會が開會され、大統領の國策諮問機關として參議會參議六名が指名された。閣僚その他政府要人並に參議の顔觸れは次の通りである

内閣閣僚並に政府要人

- 大統領兼 内務大臣 ホセ・ビー・ラウレル
- 財務大臣 アントニオ・デ・ラス・アラサ
- 司法大臣 テオフィロ・シソン
- 農商務大臣 ラファエル・アール・アルナン
- 教育厚生大臣 クラロー・エメ・レクト
- 土木交通大臣 キンティン・パレデス
- 大審院長 ホセ・ユーロー
- 書記官長 フランシスコ・ラビデス

參議會參議

- ラモン・アヴァンセニア(獨立準備委員、元大審院長)
- エミリオ・アギナルド(獨立準備委員、比島革命志士)

ミグエル・ウソン(獨立準備委員、實業家)
 ラファエル・コルバス(前比島國立銀行總裁)
 バドロ・アウナリオ(スペイン語新聞ラヴァンガルデイ
 ア主筆)
 ラモン・フェルナンデス(前上院議員)
 尙各關係に政府要人の略歴は左の通りである
 ホセ・ビー・ラウレル(大統領兼内務大臣)

ラウレル大統領は、一八九一年バタングス州に生れ、
 フィリピン大學、エール大學に學び、一九二二年内務
 次官となりついで翌二三年内務長官に推され、一九二
 五年から三一年まで上院議員となる。またケソン大統
 領時代には大審院判事を勤め、憲法制定の折には要員
 として活躍、昭和十三年には東京帝國大學より「比島
 憲法論」で法學博士の學位を授與された。昨年一月比
 島政府が成立するや、司法長官に推されたが、アキ
 ノ内務長官がカリバビ副總裁に就任するや、その後を

襲つて内務長官となつた。今年六月二十日獨立準備委
 員會成立とともに委員長に就任、殊に憲法起草委員會
 委員長として縦横の才腕を揮ひ、その間兇漢のため狙
 撃されたこともある。夙に日本の東洋に於ける立場、
 日本の國體、比島と日本との關係をよく理解し、アメ
 リカの欺瞞政策を早くより看破し、しかもそれを堂々
 と發表し來つたことは有名である。本年五十三歳。そ
 の親日ぶりは次男が日本の士官學校出身であることに
 もよく窺はれる。

アントニオ・デ・ラス・アラス(財務大臣)

戦前には財務長官をつとめ、軍政下に入るや、比島
 行政政府財務部長官として戦争により破壊された比島財
 政の再建に努力し、軍政當局とよく協力し、新情勢に
 即した財政金融政策の樹立と實行とに粉骨碎身した。
 特に日本の堅實な財政政策を研究し、比島の財政が如
 何に今まで放任主義であつたかを知るや、斷乎として

不急支出を削減し、増税を行ひ、獨立以前の比島行政
 府財政をして安定に導いた。
 テオフィロ・シソン(司法大臣)

本年六十四歳、サント・トーマス大學卒業と同時に文
 學士となつたが、のち法律を學び辯護士試験に合格、
 四十二歳でパンガシナン州長に選出されたのを手はじ
 めに内務労働長官、内務長官と果進。戦争勃發後、ラウ
 レル司法部長官の下に次官として新比島建設に盡し、
 ラウレル氏の内務部長官轉出の後を追つて、司法部長官
 に就任した。比島政治家としては地味な方であるが、
 内に藏する熱情の強さは時にその演説に現はれ、巧み
 な話術とともに、比島民衆に絶大の人氣をもつ所以と
 なつてゐる。

ラフェル・R・アルナン(農商務大臣)

比島糖業の中心地西ネグロス州のタリサイに生れ、本
 年五十八歳。比島糖業協會々長として相當長期間に互

り、糖業界のために盡した。軍政下に入ると共に、日本
 の糖業轉換計畫を知ると同時に、これの積極的な支持
 者となり、自ら第一線に立つてその實行に協力した。

クラロ・エメ・レクト(教育厚生大臣)

行政府時代の厚生部長官として英語の拂拭、タガロ
 グ語、日本語の普及、大學、専門學校等の機構改革、
 教授教師團の再編成、學校衛生の完備など各方面に功
 績を残したが、特に比島人に東洋精神、民族精神を培
 養鼓舞した功績は大きい。一八九〇年、南部ルソン、
 タヤパス州のチアオンに生れ、一九二三年サント・ト
 マス大學法科卒、一九一九年下院議員に當選、十年間
 に亘つて下院に議席を有した。一九二八年上院議員に
 立候補して當選、一九三四年には憲法會議々長として
 名聲を博したが、後大審院判事に任ぜられた。

キンティン・バレデス(土木交通大臣)

比島政界の第一流人物として自他ともに許されてゐ

る。行政府時代には土木交通長官となつて、比島の交通、通信網の復舊に寢食を忘れて盡瘁した。アブラ州の生れで、一九二〇年、三十六歳の若さで司法長官となつたが、翌年ウッド總督と衝突して辭職、一九三四年フィリピン聯邦政府最初の國民議會に際し議會幹部選定問題でケソンと意見合はず、ケソンの推挙する議長の椅子を斷然拒絶してしまつたといふ剛直の士であり、その堂々たる風格と信念の強さは比島大衆の支持を受け、かつてはケソン退陣の後の大統領候補の一人としてオスマニヤ、ロハスなどと並び稱されてゐた。本年六十歳。戰爭勃發後は行政府土木交通長官として、また獨立準備委員委員として獨立比島創生の大業に參與した。

ホセ・ユロー(大審院長)

一八九四年ネグロス州バゴに生る、フィリピン大學法科を卒業。同年優秀の成績を以て辯護士試験に合格

したが、若年のため二ヶ年間辯護士開業を待たされたといふ秀才である。戰後行政府が成立するや推されて大審院長の重職に就き、今日に至つた。

ホルヘ・ビバルガス(前行政府長官、新駐日大使)

フィリピン中部西ネグロス州出身で、本年五十四歳、フィリピン大學卒業後、一九一八年第一回獨立使節委員として渡米、ケソン大統領時代書記官長となつた。昭和十六年末、アメリカ東亞軍がマニラ無防備都市を聲明してバタン半島へ敗走した際、ケソンも行を共にしたが、バルガス氏はマニラを日本軍に無事引渡すべき役目を買つて出、昨年マニラ市長となつた。軍政實施とともに行政長官に任命され、爾來比島的全責任を負ひつゝ、共榮圏の一環としての比島建設に全力を傾倒して來た功績は極めて大きい。

ベニグノ・エス・アキノ(カリバビ總裁、國會議長)

マニラ近傍タルラック州出身、本年四十九歳、サン

ト・トーマス大學卒業後、二十五歳にして下院議員となり、更に上院議員に當選、政界に重きをなした。比島行政府成立するや内務長官となり、次いで日本の大政翼賛會にも比すべき新比島奉仕團(カリバビ)副總裁兼事務總長に就任、新比島獨立への母體たるカリバビ運動を強力に推進する一方、獨立準備委員として活躍した卓越せる獨立運動の闘士であり、現に國會議長の重責に任じてゐる。



フィリピン共和國では、獨立宣言とともに、十月十四日午後共和國大統領ホセ・ビーラウレルの名を以て、日滿華三國をはじめ共榮圈内獨立國、樞軸各國並に中立國合計二十七ヶ國に對して獨立を通告したが、これに對し滿洲國、中華民國、タイ國は十五日獨立承認の旨電報を以て回答し來り、ドイツ、ビルマ、クロアチア、ブルガリア、イタリア共和政府の諸國も相次いでその輝かしい

獨立を承認した。

就中、帝國政府は、十月十四日、比島が獨立を宣言するや直ちにフィリピン共和國を正式承認するとともに、同國政府との間に同盟條約を調印したが、比島側は十八日特別議會を開き批准を終了、帝國側でも二十日の樞密院本會議で同條約御批准の件が可決され、所要の國內手續を了したので、茲に日比同盟條約は同二十日效力を發生することになつた。同條約の大意は左の如くで帝國とフィリピン共和國は、一、善隣友好、一、政治の獨立、一、經濟の提携の三原則により固く相結ばれ、大東亞の建設、大東亞戰爭の完遂に向ひ、提携協力して強力に進ずることになつた。

なほ軍事上の協力につき、同條約附屬了解事項において、日比兩國は共同防衛の立場に立ち、フィリピン國は帝國の軍事行動に對し一切の便宜を許與すべきことが約定され、明確化された。

日本國フイリピン國同盟條約

大日本帝國天皇陛下及びフイリピン共和國大統領は日本國がフイリピン國を獨立國家として承認することに決したるに因り

兩國相互に善隣として其の自主獨立を尊重しつゝ緊密に協力して道義に基く大東亞を建設し以て世界全般の平和に貢獻せんことを期し確乎不動の決意を以て之が障害たる一切の禍根を免除せんことを欲し之が爲同盟條約を締結することに決し左の如く各其の全權委員を任命せり

大日本帝國天皇陛下

特命全權大使從三位 村田省藏

フイリピン共和國大統領

國務大臣 クラロ・エメ・レクト

右各全權委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一條 締約國間には相互に其の主權及領土の尊重の基礎に於て永久に善隣友好の關係あるべし

第二條 締約國は大東亞戰爭完遂の爲政治上、經濟上および軍事上緊密なる協力を爲すべし

第三條 締約國は大東亞の建設のため相互に緊密に協力すべし

第四條 本條約の實施の爲必要な細目は締約國當該官憲間に協議決定せらるべし

第五條 本條約は締約國に於て其の批准を了したる日より實施せらるべし

第六條 本條約は成るべく速に批准せらるべし批准書の交換はマニラに於て成るべく速に行はるべし

右證據として各全權委員は本條約に署名調印せり

昭和十八年十月十四日即ち千九百四十三年十月十四日
マニラに於て本書一通作成す

村田省藏(印)

クラロ・エメ・レクト(印)

日本國フイリピン國同盟條約附屬了解事項

條約第二條に付

同條に規定する大東亞戰爭完遂の爲の軍事上の緊密なる協力の主たる態様は左の通とす

フイリピン國は日本國の爲すべき軍事行動の爲一切の便宜を供與すべく又日本國及フイリピン國はフイリピン國の領土及獨立を防衛する爲相互に緊密に協力すべし

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本了解事項に署名せり

昭和十八年十月十四日即ち千九百四十三年十月十四日
マニラに於て本書一通を作成す

村田省藏

クラロ・エメ・レクト

光輝あるフイリピン共和國の獨立に對し東亞共榮圈内各國は各獨自の立場より聲明を發し、新生フイリピン國の要路に對し深甚な敬意を表するとともに、相携へて大東亞建設に邁進せんとする固い決意を中外に宣明した。滿洲國に於ては、十月十四日、フイリピン共和國獨立に關し聲明書を發するとともに、張國務總理亦新友邦の誕生を衷心より祝福する旨の談話を發表、滿洲國四千三百萬國民は擧つて大東亞共榮圈内の一環として起ち上つたこの同志國家に對し堅い契りを誓つたのである。張國務總理の談話の大意は次の通りである。

「今回比島の獨立が實現されたことを聞き眞に欣快に堪へない。日本はさきに中華民國に對し治外法權の撤廢、租界の返還を行ひ、またビルマ國の獨立を支援實現し、更に引續いて今また比島の獨立を實現せしめた。このことは所謂日本の道義戰爭が着々成果を示してゐることを如實に物語つてゐる。今や敵米英の勢力は大

東亞の諸地域より驅逐せられ、大東亞共榮の新秩序は着々進展し、比島の周圍には、新國家とともに相携へて共に共榮國建設に邁進せんとする諸國家諸地域が、双手を擧げて、その獨立を喜んで迎へてゐるといふ、東亞共榮の榮ある姿を如實に示すに至つてゐるのである。願れば比島民は、長い間、米英の壓迫により、東亞古來の文化を失ひ、國民としての家を奪はれてゐたのであつて、その苦痛悲憤のほど想像に餘りがある。米國は、比島人が獨立の要求を掲げて騒起するや、恰も獨立を將來許すがごとき擬態を装ひつゝ、依然欺瞞政策を續けてゐた。この米國の幾多非道の歴史こそは、親邦日本が、大東亞戰爭遂行中幾多の困難あるにも拘らず、比島獨立を實現せしめた眞に崇高な道義の姿に比し天地雲泥の差がある。ところが比島は今や日本の援助により輝かしい獨立國としての誇りを取戻したのであるから、國民の歡喜興奮はさぞかし絶大なるものがあることと思はれる。われわ

れとしても友達の國が新しく誕生したことを衷心喜ぶ次第である。と同時に、比島國民は、米國の壓迫下に屬領として多年味はつた悲しい心境と今獨立國國民としての深い感懐とを考へあはせて、必ずや今後大東亞共榮圈内の獨立國家として決然たる覺悟を新にするものと信ずる。フィリピン國朝野においては、獨立の榮譽と責任とを自覺され我々東洋人が何千年來持ち續けて來た東洋道義の上にたつ盟主日本と力を合せ、全力をつくして、今次大東亞戰爭の勝利獲得に邁進されることを望む次第である。

滿比國交は大東亞共榮圈内の同志國家として精神的にも經濟的にも同志的緊密關係にあるべきことは勿論であつて、日本を中心とする共同の運命體として永久に結合發展しなければならぬ。余は、十年前、日本の仗義により獨立した滿洲國の今昔を回顧し、比島國家の將來が輝かしいものであることを固く信ずるものである。」

中華民國國民政府汪主席は、十月十四日、フィリピン共和國の獨立に關し左の如き談話を發表し、その潑刺たる新生を心から祝福するとともに、米英多年の桎梏より解放された今次獨立の意義を強調した。

「比島一千八百萬民衆が熱望してゐた光榮ある獨立は今日遂に實現した。余は東亞同志の立場から今次獨立に對してこゝに謹んで無限の祝意を表する次第である。米英が東亞を侵略して以來久しきに亙り、東亞の幾多の民族及び國家が、米英のために奴隸化され、その酷使の下に呻吟して來たことは衆知の事實であるが、比島もまた米國の貪慾飽くなき野望のためその犠牲となつた。

そして、比島民族は、從來屢々反抗運動を行つたが、その都度米國の壓迫にあつて遂に所期の目的を達成し得なかつたのである。大東亞戰爭の目的は米英を撃滅して東亞を解放するにあり、幸ひ友邦日本の將兵の勇戦

により、既に米英の侵略勢力は大東亞地域から一掃された。そして、米英の壓迫と擄取とに苦しんでゐた大東亞諸民族は、遂に復興の權利を獲得し、フィリピン共和國の建設をみたのである。こゝにおいて、吾人は、フィリピン政府の完成を祝福するとともに、友邦日本將兵の英雄的奮戦に對し敬意を表し、更にまた、東亞諸友邦ならびに民族が精神的團結を愈々固くし、共存共榮の觀念をもつて、努力奮闘、大東亞戰爭の最後の勝利完成に邁進せんことを願ふものである。」

大東亞戰爭下最初の新生國家として獨立以來二ヶ月有餘、すでに國礎日に日に固きを加へてゐるビルマ國においては、パー・モウ國家代表が、十月十四日、フィリピン共和國ラウル大統領に對し、全ビルマ國民を代表して、左の如き祝電をおくつた。

「全ビルマ國民は、フィリピン共和國及びその國民が本日をもつて自由對等なる諸國家の大東亞團結に参加

したことを知り、歡喜にたへない。ビルマの喜びは、フィリピンの獨立がビルマの獨立にたくも踵を接して實現した事實によつて、一段と昂揚された。これ實に、我らが多年に亙り且幾多の方法をもつて活動し、鬪争し、翹望した東亞民族の解放に外ならず、かくて遂に大東亞の夢は急速に眞實化しつゝある。一ヶ年足らずにして、殆ど全東亞が日本の戦力によつて敵の手中より奪回され、これと同時に、日本の目的と先見との偉大さが、ビルマ及びフィリピンに對し、その失はれた運命と名譽とを回復せしめたのであり、我らは我ら全體のための平和と、繁榮と、民族的完成に向つて、日本とともに前進してゐる。フィリピンの獨立は、アジア民族のこの偉大な進軍における記念すべき新たな一巨歩であり、新しいアジアの大建設のために置かれた布石である。今やビルマ、フィリピンをはじめ、この新しい世界の各地に適切且確實に置かれた

布石は、我らの最も安全な保障となるであらう。これらのあらゆる地域の力と獨立の總和こそ、今日我らが東亞に建設してゐる新しい世界の眞の力及び自主獨立となるであらう。我らは今やフィリピンが戦時及び平時の何れにおいても、この東洋諸國と永遠に親交する東洋の國家として、その大統領のすぐれた指導の下に、誇らかに前進すべきことを熟知してゐる。茲に我らの最大の喜びと多祥の祈りを捧げて、挨拶を送る。

◇

他方、歐洲における盟邦ドイツの各紙は、フィリピンの獨立に關し數日に亙り各種の報道を掲げ、特に獨立宣言に際しては長文の論文や電報を掲載して居り、フィリピンが大東亞共榮圏の一員として日本政府と全面的に協力するに至つたことを論じ、これによつて米國の野望が根底から粉碎された現實を指摘してゐる。又、ルーズヴェルト大統領が今更の如くケソン亡命政權を引出し、比島獨立の促進

を云々するが如き狼狽ぶりを冷笑し、フィリピンの獨立は日本の絶對的勝利に於てのみ實證されると論じてゐる。最後に、中立國筋論調の一例として、スエーデンのアフトン・ブラデット紙十月二十一日附紙上に掲載された論説を抄記すれば、左の通りである。

「フィリピン獨立について、今回日本政府の執つた措置は、米國の政策に對する勝利であつたことは疑ひない。特にケソン一派の亡命比島人並びに米國內にあつてフィリピンの獨立を延期させようとする人々は、これによつて手痛い打撃を受けたであらう。ケソンは今や失意の極にある

自由インド假政府の樹立

インド三億八千萬の民衆が米英の桎梏から完全に離脱し、その郷土から英國の勢力を驅逐し去るとき、英帝國の頭上には崩壞の吊鐘が高らかに鳴るのである。しかもそのときは間近く迫つてきた。すでに、自由インド假政府は、

が、ルーズヴェルトが去る八月再び比島に獨立の約束を與へたことも何等効果がなかつた。ケソンは「日本政府の措置は必ずや比島人を日本側に誘引する結果にならう」との見解を表明したといはれる。

狼狽した米國政府は、日本政府の措置に對抗する手段に出でようと焦つてゐる。その良い例は、タイディングス上院議員が比島即時獨立案を提出したことである。しかし、最早後の祭で、日本政府の御蔭で實際に獨立を享受してゐる比島人は、かうした時期後れの御氣味取りには見向きもしないであらう。」

十月二十一日、スバス・チャンドラ・ボース氏を主席として成立、米英に對して斷乎宣戰を布告したが、これに對して帝國政府は、同二十三日、同政府を正式に承認し、全面的にあく迄もに支援する決意を中外に明示したのである。

◇
 インドの歴史に、更に進んでは、東亞及び世界の歴史に一大轉機を劃すべき自由インド假政府の樹立は、十月二十一日、昭南で開催されたインド獨立聯盟東亞代表者大會において、同聯盟總裁スバス・チャンドラ・ボース氏により世界に宣言された。

この日、インド獨立聯盟東亞代表者大會の會場に當てられた昭南市大東亞劇場には、鮮やかな三色のインド國旗が朝風に高くはためき、午前九時ころからマライをはじめ、緬、暹、タイ、佛印、ジャワ、ボルネオ、スマトラ、ビルマ、香港、フィリピン、セレベス、廣東など各地代表者並にインド國民軍、婦人部隊幹部等が、いづれも緊張の面持ちで續々會場に到着した。

午前十時半、インド獨立聯盟總裁スバス・チャンドラ・ボース氏が聯盟本部員を従へて來場、同三十五分日章旗とインド國旗との掲げられた壇上に向つて一同起立、

ンデ・マタラム(インド國歌)を齊唱、こゝに總會の幕は切つて落された。インド獨立聯盟昭南支部長エロパー氏の歡迎の辭に次いで、聯盟書記長チャタジー氏が聯盟活動狀況の報告を終るや、同十一時二十分、ボース總裁は靜かに登壇、烈々火を吐く闘志を壯重な語調に包んで、約四十五分に亘り、東亞インド獨立運動の現状、將來の動向に言及、國民軍を提げてインド國內に進撃する前にインド獨立假政府を組織し、その指導下に闘争を開始すると言明、インド獨立運動史上劃期的な重大聲明をなした。演説要旨は次の通りである。

「本會議の目的は、去る七月この大東亞劇場で諸君と會同して以來の獨立運動進展の經過を検討し、更に進んでは、獨立達成を速かならしめようとするにある。余が東亞インド獨立聯盟の總裁に就任した後まづ最初に實行したことは聯盟本部の再組織である。この再組織は東亞インド人の人的物的總動員計畫に基づき實施さ

れたが、次に着手したことは、インド國民軍の改編及び強化である。その結果、インド國民軍は余の指揮下に置かれることとなり、爾來國民軍は面目を一新したが、將來は更に改編強化されるであらう。一方、現存の軍隊に對しては、戰闘の爲の技術的、精神的訓練を實施するとともに、兵力の擴充を着々行つてゐる。志願者の數も増加し、將來はタイ殊にビルマ國內に訓練所を開設するはづである。

總動員計畫に基づき、獨立運動資金の募集及び國民軍軍需品の購入蒐集も各地で行はれて良好な成績を収めてゐる。過去數ヶ月間、印度内部の情勢は、民衆の苦痛を益々増大してゐるが、それだけに我々の運動には拍車がかけてゐる。英國の政治的態度について云へば、高官の中には妥協に傾くものも若干あるが、大勢は依然として暴壓的である。この英國の態度は今後も變らないであらう。インドの政治不安は、インド各

地殊にベンガルに蔓延した飢饉によつて益々増大してゐるが、この飢饉の原因は、過去四ヶ年に亘り英國の戰略態勢を維持するためインドの食糧物資が擄取された結果である。本年における一般世界情勢は、反樞軸側が若干の成功を収めたにも拘らず、依然として我々に有利であり、北阿、イタリヤに生起した最近の事件も、たゞインドにおける反英感情を激化させ、獨立の決意を強化させただけであつた。インドの自由のために戦つてゐるインド人にとつては、去る八月のビルマ獨立、十月のフィリピン獨立はともに大きな示唆となつた。

全東亞のインド人は、今こそインドから英國及びその與國の勢力を一掃し、アジアを解放すべき責任の加重して來たことを痛感してゐる。余はタイ、ビルマ兩國訪問の際、兩政府よりそれぞれ闘争に對する全面的援助の保障を得た。余は諸君に來るべき闘争のみならず、戰闘後の再建についても計畫を準備して來たことを話さう。わ

れわれは英米及びその與國がわが國から掃蕩された時の状態を想像することが出来る。そこでわれわれは、インド獨立聯盟本部に再建部なるものを設けて、戦後再建の諸問題を研究してをり、戦後に採るべき國策の準備は萬端整つた。しかも、凡ゆる點から見て部隊は次の戰闘の場面に對する用意が出来てゐる。今や我々は軍事的には勿論政治的にも工作を行はなければならぬのである。

軍事的にいへば、東亞のインド人殊にインド國民軍將兵は、我々がインド國境を越えて最後の獨立戰を始める日を鶴首待望してゐる。しかし、その前に若干の政治的工作が必要である。たとへば、我々は、インド獨立假政府を組織し、その指導下に闘争を開始しなければならぬ。事實東亞の同胞はインド假政府の誕生を切望してゐる。

インド獨立聯盟は東亞在住インド人の唯一の代表機關であり、獨立假政府の組織には最適任である。即ちインド獨立聯盟といふ機構のもとに、余が體得した力によ

つて、インド獨立假政府を組織することが余の任務とならう。かうした政府がインド國內に樹立され、對英獨立争闘を果敢に開始することが出来れば、これに越したことはない。しかし、知名の指導者がすべて牢獄にある現状を見れば、假政府をインド國內に組織することは望み得ない。従つてこの大業を擔ひ得るのは東亞のインド人である。インド國外の争闘が國內の争闘と密接な關係にあることは今日すでに明白な事實である。

我々が國外で遂行してゐることは、インドの民衆のみならず、大部分の英印軍兵士が充分支持するところである。この事實よりみて、インド國民軍がインド國境を越えて進み、インド國旗をインドの國土に樹て得た時、眞の革命がインド國內に勃發し、此の革命がインドに於ける英國統治に最後のとどめを刺すことは疑ひない。現在われわれが茲で決行しつゝあることは、最後の闘争の準備行動である。われ等の武力闘争はイ

ンドの國境を越えて一路デリーへと果敢な進撃となするものであり、この進撃は、英國人の最後の一人がインドから驅逐されるか、或は牢獄にたゞき込まれるかした後に終る。この進撃はインド國旗が總督官邸の上に翻めき、インド國民軍がその勝利の閑兵をインドの首府の古く赤い城砦の中で行ふ時始めて終るのである。終りに、余は、今日の午後の大會において、インド獨立假政府の組織を發表することを言明する。」

◇
次いで、東亞インド獨立聯盟代表者會議は同日午後四時から再開され、その席上、總會の名において、さきに獨立したビルマ國にフイリピン共和國に對する祝辭及び日本並に盟邦に對する感謝の辭を送つた後、スパス・チャンドラ・ポース總裁より印度獨立獲得の實行計畫について歴史的な發言が行はれた。即ち新聞報道の傳へるところによれば、満場の視線の集中裡に屹立したポース總裁は、

「總會から託された權限において假政府を樹立する」と力強く宣言した。時正に午後四時十五分、そして誰からもなく「インドよ永遠に生きよ」の絶叫が起ると、全會衆はその聲に和し、鯨波の如き會衆の聲は會場を搖がして、壇上のポース總裁の演説を一時中絶させた。やがて總裁が「諸君と共に祖國インド解放のために生命のかぎり戦ふ」と叫ぶや、會衆はまたもや「インドよ永遠に生きよ」と應へ、またしてもポース總裁の演説は中斷され、總裁も遂に感激の餘り感涙を双頬に光らせた。かくて歴史的な總裁の演説が感激裡に終るや、總會の決議によつてポース總裁は假政府主席に就任、續いて各部長の任命があり、また獨立運動を今日まで指導して多難の途を歩み來つた偉大な功勞者ラス・ビハリ・ポース氏を最高顧問に推戴、ここに獨立運動最後の段階に處する自由インド假政府の陣容は完成されたのである。次いでポース主席の宣誓並に各部長の主席に對する忠誠の宣誓あ

り、ボース主席は力強い口調で全東亞、インドにまで響けと自由インド假政府樹立宣言書を朗讀、午後五時二十分歴史的會議は異常な興奮裡に幕を閉じた。尙、自由インド假政府樹立宣言書の内容は左の通りである。

「インド人民は一七五七年ベンガルにおいて英軍のため再度の敗北を喫して以來百年間に互り不屈不撓の戦闘を續けた。この百年間歴史は實に無數の比類のない義勇と自己犠牲との挿話をもつて展開されてゐる。ベンガルに於けるシラジ・ウド、ダウラ及びモハン・ラル、南インドに於けるハイデルアリ、ティップ・サルタンおよびウエル・クムビ、マラーツタに於けるアツバ・サヒブ、ボンズレ、ベシユウ、バジ・ラオ、オウドに於けるベグムス、就中一八五七年最初のインド獨立戦争を指揮したジャンシのラニ・ラクスマイ妃、ナナ・サヒブ等の先烈諸勇士の名は、この百年間に互るインド獨立史上に永久に燦然たる金文字をもつて書きとめられてゐる。

しかし、吾人の祖先は、當時大規模な用意をかけた

め、この大敵に對し全國民的共同戦線をもつて當ることが出来なかつたのは、實に千載の痛恨事であつたが、遂にインド人民は事態の重大性に目醒め共同一致の行動を執るに至つた。そして、一八五七年バハツール・シャアの旗幟の下にインド人は自由な國民として最後の戦ひに驟起したのである。しかし、緒戦の段階に於ける幾多の輝しき勝利はあつたにもかゝらず、戦運利あらず、且つ指揮の誤算もあり、インド軍は一戦また一戦と破れ去り、遂には全軍崩潰し、屈服の途を辿るに至つた。インド人は英國のため無理矢理に武器を剝奪され且彼等のテロと惨忍行爲に憤伏してしまつた。しかし、一八八五年インド國民會議の誕生と共に新な覺醒の時が來た。一八八五年から第一次世界大戰の終末までインド人民は、失はれた自由を恢復すべく、民衆を鼓舞激勵し、英貨不買同盟、テロリズム、罷業、そして遂には

武装革命に至るまでありとあらゆる手段を取つた。

しかしこれらの努力はいづれも成功を得るに至らず、度重なる失敗に士氣を失つたインド人は、一九二〇年に至り、マハトマ・ガンヂーが非協力不服従の新戦術をかかげて起ち上るや、この不徹底ながら殘された唯一の戦術にあげて頼るより他はなかつた。爾來二十年インド人は強烈な愛國的活動を示してきた。祖國の自由恢復を叫ぶ聲はインドの隅々にまで傳へられ、中央から最も邊鄙な山村僻地に至るまで、インド人は一個の政治組織に結合した。

かくしてインド人はその政治的意識を取り戻したのみならず、再び一つの政治的體制を形成するに至つたのである。今や全インドは一つの目標のために一つの聲で且一つの意志で努力することが出来るやうになつた。一九三七年から一九三九年の間八州に於いて國民會議内閣がなし遂げた事績は、インド人が今や自ら

自國を統轄し得る用意ならびにその能力を立派に備へ

てゐることを證明するものである。かくして今次大戰の緒戦においてインド解放に對する決定的闘争の準備は完了した。この大戰において、ドイツは盟邦とともに、歐洲において吾人の敵英國に徹底的打撃を加へた。一方、日本は盟邦とともに、東亞における吾人の敵を粉砕した。かうした世界の情勢は、現にインド人民に國家解放を實現すべき絶好の機會を齎すに至つてゐる。近世史上かつて例のなかつた海外在留インド人の政治的蜂起、完全な團結もここに實現した。

その口火をつけることが即ちインド解放軍の任務なのである。インド解放軍が一度國に入れば國內同胞の、そして英軍麾下のインド人部隊の、熱狂的な支援を受くべきことは絶對確實である。外に勇敢不敗の盟邦の援助あり、しかもまた自らの力を頼むインド解放軍は、その歴史的使命を必ず達成するの自信に満ちてゐる。

祖國解放の日が迫りつつある秋、インド人はここに自らの臨時政府を樹立し、その政府の指導下に、最後の闘争を開始すべき義務を有する。しかし、有力な指導者は悉く獄中にあり、国内同胞が全く武力を剝奪されてゐる現在、インド国内に臨時政府を樹立し、以て闘争を指揮することは不可能である。かうした状態に鑑み、この任務こそは、国内、国外の愛國者の支援下に、東亞のインド獨立聯盟が負ふべき義務となつた。

これら在外インド人は、今や国内同胞と全く同一の考へと感情とを持つに至つたのみならず、同胞と同一歩調をもつて、一路自由への大道を進んでゐる。特に東亞にあつては、二百萬餘のインド人が「總員騰起」の旗幟の下に固い結盟を結んだのである。その先頭には祖國解放のためのインド軍精銳が「デリーへ、デリーへ」の雄叫びをあげて進軍してゐる。英國の偽善主義は、インド民衆を絶望の淵に呻吟させ、その飽なき掠

奪は人民を飢餓と死とへ追ひやつた。インドの民心は既に英國の統治から全く離れ去つた。英國のインド統治は既に人民の信頼と云ふ基礎を喪ひ、瓦解に瀕してゐる。いま事態は一觸即發、この虐政を覆すためには、たゞ口火をつけさへすればよいのである。

即ちインド獨立假政府を樹立し、聯盟の組織したインド解放軍(自由インドフアウジ、即ちインド國民軍)の援助を得て、自由獲得の最後の闘争を行ふこと、これが我等の任務である。ここに東亞インド獨立聯盟よりインド獨立假政府設置を指命されたるにより、吾人は最大の責任感を以てこの義務を遂行せんと決意するものである。われ等の任務遂行に、われ等祖國解放の闘争に、天祐神助あらんことを。われ等は、祖國の自由、幸福そしてその世界的地位の向上の爲に、武装した同志の生命を捧げることと誓ふ。假政府の任務は、インドの地から英國及びその與國を完全に追放することを自

的とする一大闘争を開始し、且これを指導するにある。次いで、假政府は、インド人民の意志に基き、その信頼の上にたつ自由インドの恆久的國民政府を樹立するの任務を有する。英國とその與國を撃滅し、そしてインドの地に恆久的自由インド政府の樹立を見る日まで、假政府は國民の信任を得て、國務を執行するものである。インド人は一人残らず假政府に忠誠を致す義務がある。假政府はこれを全インド人に要請する資格を有する。政府は全人民に對し信教の自由並びに平等の權利と平等の機會とを保證する。又、政府は、人民すべてを平等に訓育し、過去における他國人政府が卑劣な手段を以て醸成し來つたあらゆる國內的對立の障礙を突破し、全國民一人一人に至るまでの幸福と繁榮とを自覺し邁進するの堅い決意を茲に明かに宣言する。神の御名において、全インド人が一國民として固く結ばれてゐた過ぎた時代の名において、そして勇氣と自己犠牲との尊

き傳統精神を殘し給へる先烈諸勇士の名に於て、我等は全インド人に對し高らかに呼びかける、『我等の旗の下に來れ、而してインドの自由のために敵を撃て』と。

我等はこゝに全インド人に對して要請する、『インドにある英國人とその同盟者に對し一大闘争を開始せよ。インドの地から敵が完全に追放され、インド人が再び自由なインド國民として起つ日まで勇氣と忍耐と必勝の信念をもつてこの闘争を闘ひ抜け』と。

更に又、スバス・チャンドラ・ボース氏が自由インド假政府主席に就任するに際して行つた宣誓は次の通りである。

「余、スバス・チャンドラ・ボース、神の御名においてこゝにインド並びにインド三億八千萬民衆を桎梏より解放せんことを誓ふ。余は死の瞬間に至るまでこの誓約を守り、我がインド國民に自由を齎すためあらゆる努力を傾注する。余はインド解放の暁においても我がインドのため一身を捧げることとこゝに誓ふ。」

自由インド假政府の各部長以下幹部は、政府樹立の當日、ボース主席より任命されたが、その陣容及び各部長略歴は左の通りである。

- 主 席 スバス・チャンドラ・ボース
- 軍事部長 主席兼任
- 外務部長 主席兼任
- 財務部長 アニール・チャンドラ・チャタジー
- 宣傳部長 スピアル・アバデユライ・アイヤール
- 婦人部長 スワミナダオ・ラクシニ夫人
- 無任所関係 インド國民軍代表アジス・アーメッド中佐
- 同 N・S・パーガット中佐
- 同 J・K・ボーンズル中佐
- 同 グルザラサシング中佐
- 書記官長 同 M・Zキアニ中佐
- 最高顧問 同 A・Dロガナグン中佐
- 顧問 同 エーサン・ガデアア中佐
- 同 ジャーナワズ中佐
- 同 A・M・サハイ
- 同 ビハリ・ボース
- 同 カリンガニ
- 同 デズナス・ダス
- 同 D・M・カーン
- 同 A・エラバー
- 同 J・ジビー
- 法制顧問 サダール・イシヤール・シング
- 同 A・N・サカル
- 各部長略歴
- 同 アニール・チャンドラ・チャタジー財務部長
- 一八九一年十二月パンジヤブ州ラホールに生れ、カ

ルカッタ大學を卒業した。前大戦にはインド軍軍醫として出征、一九二五年最初のインド人としてインド軍病理學部に勤務、一九三二年から同三六年までデリー州、ベンガル州衛生局長、一九三九年から同四一年までカルカッタその他諸大學の衛生學教授、一九三七年ジャワ島バンドンで開催された農村衛生會議にインド人代表として出席、インド獨立聯盟に参加、書記長として今日に至つた。本年五十三歳。

エス・エー・アイヤール宣傳部長
一八九八年四月南部チナベリー地方に生れ、ユタイアスラのK・A・M中學校を卒業、一九一八年インド聯合通信社に入社し、一九二〇年英國ロイター通信記者を兼ねた。大東亞戰爭勃發と共にパンコックに來り、インド獨立聯盟に参加、兩來宣傳部長として活躍した。本年四十六歳。
スワミナダオ・ラクシニ婦人部長

一九一四年南部インドのマドラスに生れた。辯護士を父に持ち、マドラス大學醫學部のドクターの稱號を受けた。一九四〇年シンガポールに渡つたが、大東亞戰勃發以後、獨立運動が活潑化すると共に同運動に参加、獨立聯盟婦人部長としてスバス・ボース總裁の來昭以來は婦人部隊組織の仕事を担当して活躍した。本年二十歳。

かくして、インド人自身より成るインド政府は英帝國主義壓制以來初めて颯爽と發足したが、同政府は、インド解放を唯一無二の使命とする「戰國の政府」である點において普通の假政府と異なる独自の性格を有してゐるのみならず、既に充分な訓練を受けたインド國民軍を擁し強大な戰鬥力を有してゐる。従つて、同政府は樹立後日未だ淺いにも拘はらず、何等の躊躇するところもなく、決然起つて敵米英に挑戰し、米英勢力をインドの天地より驅逐掃滅し去るべく、祖國解放への進軍を開始した。

即ち、自由インド假政府は、十月二十三日深更、ボース主席官邸に緊急閣議を開催、

一、對米英態度の決定

二、日本帝國の假政府承認に對する感謝

の二件を議題として、再度インドにおける政治、經濟、軍事の諸情勢を評議した結果、満場一致、次の如き結論に達した。

一、自由インド假政府は茲に英國及び米國に對して宣戰す

二、自由インド假政府は日本帝國政府の自由インド假政府承認通達のメッセージを深く銘記す

三、自由インド假政府は日本帝國政府に對し上記通牒に包含されたる全幅の配慮並に援助の供與に滿腔の謝意を表す

そして、ボース主席は、翌二十四日午前零時五十分、對英米宣戰布告文を發表、この旨日本側に通告する

とともに、直ちに全世界に向け放送した。宣戰布告文次の通り。

「自由インド假政府は英國および米國に對し宣戰を布告す

自由インド假政府主席

スバス・チャンドラ・ボース」

次いで、ボース主席は、同日午前十時半、昭南市廳舎前廣場で舉行されたインド國民軍觀兵式場に臨み、次の如き訓示を行つた。

「余は、東亞に還り、獨立運動を起して以來、意志と熱意をもつてインド國民軍に参加した人々を歡びをもつて迎へる。此等の人々が非常な熱意を有してゐるため、余の最後の勝利に對する信念は一層強固となつた。特にジャンシー部隊に屬する女子義勇軍の熱意は著しいものがあり、此等の女子隊員は今や最後の仕上げに邁進してゐる。」

インド國民軍諸君、去る七月、余がインド國民軍結成の聲明を出してより、敵國を始め全世界がインド國民軍の存在を知つた。しかも全世界はインド國民軍こそインドを解放するものであり、諸君こそインドの首都の赤き要塞に到達する唯一のものであることを知つてゐる。余は諸君と共に、今日の重大な使命を祝福し、諸君が課せられた重大責務を必ず達成するであらうことを確信するのである。インド解放のために身命を捧げる戦士たちは、今や自由インド假政府の樹立によつて、彼等が久しく待望してやまなかつた強力な指導體を持つに至つた。インド國民軍の進撃はそれ自身の政府の指導下に開始されるのである。

そして一度び國民軍がインドに進入する時、自由に蘇つた祖國の土地は自動的にわが假政府の行政下に繰入れられるであらう。假政府の樹立によつて諸準備は悉く成功裡に完了した、あとは唯闘争を開始し、最後の

勝利を得る日まで戦ひ抜くことのみである。假政府は既にこの闘争においてその採るべき態度を闡明した。昨夜深更開催された閣議において、わが假政府は、全員一致、英國及び米國に對して宣戰を布告することに決した。この二國こそ今インドを屈辱の底に沈湎せしめてゐる不倶戴天の敵である。進撃開始の命は今や公式に下されたのである。この命令を遂行する者は實にインド國民軍の諸君に外ならない。かくしてインド解放の大業は、インド自身の努力と犠牲とによつて、實現されるのであらう。」

この訓示が終るや、勇壯な行進曲につれて國民軍の大行進が展開された、機械化部隊を先頭に堂々六列縱隊の進軍がつけ、婦人軍もこれに従ふ。各部隊の「頭右」に對しボース主席は微笑さへ浮べていち／＼舉手に答禮で應へ、同十一時半、ボース主席初の觀兵式を意義深く終了した。

これに引續いて、ボース主席は、同日正午、假政府成立後最初の記者會見を行ひ、帝國政府の承認に感謝するとともに、米英に對する宣戰は單なる宣傳ではなく、實踐をもつてこれを遂行する旨闡明、次の如く語つた。

「日本政府の自由インド假政府承認は、我々の自由のための戦に最大の精神的支援を與へるものである。まことに日本政府の假政府承認はその意義深く、全世界に多大の反響を與へるであらう。余の第一の夢はインド革命軍を組織することであつたが、自由インド假政府の組織および日本政府の承認によつて、余の第二の夢もこゝに實現された。

かくて余の前には第三の夢が殘されてゐるのみであり、これが即ちこれからの自由を戦ひ取る闘争である。そして余はこの夢も亦達成されるであらうことを確信する。過去數年間に起つた一聯の事實を顧ると、余は明らかに神の御手が働いてゐることを看取出

來る。何故ならば歴史の歩みはたしかに人間以上の高い力によつて進められたところを辿つて來たことを示してゐるからである。

歐洲戦争の勃發は敵に最初の打撃を與へた。大東亞戦争勃發後、日本軍の赫々たる戦果擴大は、インドの東部並に東北部國境を突如日本軍の脅威に曝すに至り、インド支配當初來維持されてきた英國の戰略は全く効果を失つた。

幸にして東亞におけるインド人は約三百萬を算し、インド獨立聯盟とインド國民軍の結成を可能ならしめた。そして、その活動は、東亞におけるインド獨立運動を何者も否定し得ない現實の力と化し、インドの解放を目指す第二の手段即ち假政府の設立を可能ならしめたのである。歴史は奴隸状態におかれてゐる國がその自由獲得のために戦ふ場合、技術的革命が右手段を必要としたことを證明してゐる。更に又祖國の國境

外においてかうした假政府が組織されたことについても歴史的に幾多の先例が見られるのである。自由インド假政府の組織とともにあらゆる成功への條件はととのへられた。あとに残されてゐるものはたゞ闘争と自由獲得のみである。

日本政府の假政府承認は、自由獲得の戦ひにおいて、日本から我々に與へられ得る最大の精神的支持であり、同時にまたこれは、大日本帝國政府の國策の基調をなす、眞摯且率直な點を最も雄辯に物語るものである。余は日本政府による自由インド假政府承認が、世界的反響を捲き起すであらうことを確信するものである。假政府が日本政府によつて承認された事實のインド國內獨立運動に齎した影響は蓋し甚大で、余は世界の人士が近い將來その具體的成果を目撃することが出来るであらうことを斷言する。余は、茲において、東條首相がインド獨立運動に對して示された深い理解と

終始差しのべられたところの支援に對し、衷心から感謝の言葉を述べるものである。本假政府が、インドを屈從せしめた責任者たる米英に對して宣戰を布告したのは當然極まる措置であつて、インドの獨立黨員が帝國に對し既に永年に亘つて戦を挑んで來てゐることは全世界周知のことである。しかしながら、自由インド假政府は今回誕生したばかりであり、従つて、英米兩國に對する我々の態度を闡明するためには、宣戰の布告を發することが必要であつた。インド民衆は、宣戰が我々の過去において米英兩國のため蒙り、現在も亦蒙りつゝある多くの不正に對する當然な報復であることを知つてゐる。結論として余は唯これだけのことを云はう。我々は、對米英宣戰が宣傳効果を狙つた聲ばかりのものでないことを、我々の實際行動によつて證明するであらう。」

◇

このやうに潑刺とした自由インド假政府の活躍は、たちまちにして在東亞インド人全部の希望と共感との的となり、各地において同政府に對するインド人の熱誠あふれる感謝の意が示されたが、その中、先づマライ在住インド人の決意は、二十五日昭南で開かれた民衆大會の席上、たちまち八百萬圓の獻金となつて表はれた。しかも熱し切つた民衆は二十六日も引續き民衆大會を開き、現金、寶石、裝身具、金銀食器等を獻納、兩日を合して二千萬圓にのぼる巨額を假政府に獻納した。

又、タイでは、二十五日午前八時バンコック在住約二千のインド人が聯盟支部に集合し、獨立インド國旗の掲揚式を行ひ、次いで市内行進に移つてルンビニ公園に到り、民衆大會を開催、同夜は更に民衆祝賀會を盛大に舉行、二十六日は午前九時からインド義勇隊の閲兵式を同營舎で舉行した。

廣東では、二十五日同じく慶祝大會を開催、午後二時よ

り獨立旗を先頭に街頭行進を行ひ、夜は七時より民國公會堂において祝賀會を開催、午後九時半熱狂裡に散會した。

他方、在上海インド人約二千名は、二十五日正午から市内競馬場に參集、盛大な民衆大會を開催したのち、ブラス・バンドを先頭に、ガンヂー翁、ボース主席等の寫眞を高々と掲げて街頭行進を行ひ、祖國獨立の決意を新たにした。フィリピンでは、自由インド假政府の樹立を慶祝するため、二十五日朝、マニラ市メトロポリタン劇場において、フィリピン各地在住インド人代表者多數が參集してインド民衆大會を開催した。

そして、ビルマでは、自由インド假政府に對し忠誠を誓ふビルマ百萬のインド人及び〇〇〇〇前進部隊の宣誓式が、二十五日午後八時から、各界代表八千名を集めてラングーンで盛大に舉行された。インド獨立聯盟本部派遣アラハカン中佐はビルマ在住百萬全インド人を代表して三色國民族の前に立ち、次の如く嚴肅に宣言を行つ

た。
「我々は、親愛なるスバス・チャンドラ・ボース氏の卓越せる指導の下に、十月二十一日昭南において樹立されたインド假政府に對し忠誠を致す旨宣言し、且茲に世界人類に伍してインドの自由福祉のため生命を捧げんことを誓ふ。」

更に、遙か歐洲では、ベルリンの自由インド在獨中央委員會が、二十三日、自由インド假政府の樹立に關し、次の聲明書を發表した。

「スバス・チャンドラ・ボース氏の下に自由インド假政府が組織されたとの報道は、インド並に在外インド人を最大の喜悅と満足とに浸らせた。インド人は今回の假政府成立をもつて自由と獨立を奪還するために過去において續けられた闘争中の最も重要な出来事であると解してゐる。インドの斷乎たる決意が、英國暴政の桎梏を除去するにあり、更にまた凡ゆる手段を盡し

且樞軸各國との緊密な協力の下に自由を獲得するまで英國の帝國主義とその壓迫とに對し戦ひを續けるにあることは、インド人ならば誰しも知つてゐることである。

英帝國不敗の神話は、既に今日インドにおいて激しく揺り動かされた。有名な獨立運動指導者を含む數萬名のインド人男女は目下獄中に喘ぎ、數百萬名のインド人は飢餓線上を彷徨してゐる。飢餓は祖國の到るところに擴がり、數千名のもはその家で、または溝の中で、死につくある。かうした情勢の中に、自由インド假政府が組織されたことはインド國民に新たな希望を與へるもので、假政府組織の日こそ、インド近世史上における最も重要な礎石をなすものである。ベルリンの自由インド中央委員會は、特別の誇りをもつてインド假政府に對し變らざる忠誠を、そしてまた同政府の歴史的任務を完遂せしめるため斷乎戦ふ決意を、披

溼する。全自由インドは、この聲明書をそれ自身の名においてばかりでなく、ヨーロッパにおける他の補助的また姉妹關係にある各種の團體に代り、發表し得ることを欣快とするものである。」

◇

このやうに、自由インド假政府は、在東亞全インド人の輿望を擔ふに至つたが、いまや米英撃滅、インド解放の逞しい進撃を開始するに當り、日本はもとより、滿洲國、中華民國、タイ國、フィリピン國、ビルマ國等の全東亞諸國からあらゆる同情と支援とを與へられ、歐洲においてはドイツ及びイタリヤから力強い聲援を送られ、更に十月二十七日にはクロアチア政府からも承認を受けるに至り、彌が上にもその士氣を昂揚した。他方、自由インド假政府の誕生が敵英國のインド政治に與へた打撃は極めて深刻であり、新任インド總督ウエーヴェルに與へられた唯さへ困難な任務は、更にその難澁を倍加され

ることとなつた。

現に、最近インドにおいては、インド兵の大規模な脱走事件が起り、その數は一萬二千名に及び、このうち八千名は武器を携帯して脱走し、英軍當局はその逮捕に躍起となつてゐるといはれる。この脱走がどの程度迄組織的且集團的に行はれたものかは不明であるが、インドにおける反英國争激化及び食糧飢饉の深刻化等が強く影響してゐることは明瞭である。

インドにおける最近の食糧飢饉の原因は、主として軍隊用糧食の強制徴用並に軍需輸送増加による食糧輸送の不圓滑等にあるが、インド民衆の間には「インド人が何等の關心をも持たない戦争」のためにインドを基地化せんとする英本國の措置に對し、猛烈な反對の聲が轟々と起つてをり、インドを基地としての對日反攻を呼號する英米にとつて極めて困難な事態を醸成してゐる。ウエーヴェル總督に先立つて着任した東南アジア反樞軸軍總司令

官マウントバッテンは、十六日重慶に赴き、五日間に亘つて蒋介石竝に在東亞米軍地上部隊總司令官スチルウェル等反樞軸軍將領と打合せを遂げたが、右はインド民衆の反英運動が激化し、インド兵を對日反攻戦線の矢面に立てることが困難になつて來たので、重慶軍の利用に轉向し、その血の犠牲において、對日反攻を行はんと焦慮してゐることを示すものといへよう。

例へば、十月二十五日附フェルキシアー・ベオバハター紙は、英國の窮境につき、要旨左の通り論じてゐる。

「インド問題は、英國議會の喧しい問題となつてゐるが、インド人に獨立の空約束を與へて、局面を糊塗しようとする英國年來の政策は完全に行詰り、インド人に對する英國の所謂「人道的義務」と云ふ麗句も英印

双方の立場の根本的相違をどうすることも出来ない。

今やボース首席麾下のインド國民軍が立ち、そのインド民衆に與へる影響は極めて著しいのみならず、最も飢饉の甚しい地域に新獨立國ビルマが隣接してゐることは、英國の頭痛の種となつた。インド國民主義者が對英協力を全然停止したことは、今次飢饉にも増して大問題である。そして英政府は、暴力を以てインド人の反抗を抑制すると共に國民會議派の懐柔に努めてゐるが、飢饉によりその希望は全く破砕されるに至つた。英國のインド支配は、インド國民軍の國境侵入を以て終了するとのボース主席の言は、英國を非常に憂慮させてゐるが、チャーチル首相はこれに對し、飢饉と空手形とを與へる以外何等の對抗手段をももつてはゐない。」

日華同盟條約締結の意義

十月三十日、南京に於て調印された日華同盟條約は別

項所掲の如く、全文僅かに六箇條、他に所屬議定書二箇條

及び交換公文が附随するのみで、何等の秘密協定もなく、その形式は頗る簡素なものであるが、その内容たるや、日華兩國の永久友好關係上劃期的意義を有するのみならず、又、大東亞建設に關する日本の獻身的誠意を一つの嚴然たる事實として世界に顯示したことにおいて、流芳を永く後世に傳へるものと考へられる。

古今東西を通じて、強國と稱されるものほど、國家的利己主義を脱却し難い傾向のあることは青史のよく實證するところである。しかも、今次日華同盟條約の締結は、帝國が、領土的野心はもとより一切の國家的利己心を放下して、崇高な道義的精神の下に、ひたすら東亞新秩序の建設に邁進せんとしてゐることを、如實に示したものであつた。

かくして、重慶政權の抗戰目的は、名實ともに雲散霧消し、蔣介石一派は未だ嘗てない窮地に追ひ込まれる一方、中國民心は、汪主席指導下の國民政府に翕然として

集まり、こゝに中國民衆は大東亞人の大東亞たるの自覺に目ざめるとともに、帝國の盟友として、大東亞戰爭完遂並に東亞新秩序建設に邁進せんとして奮ひ立つたのである。我々は、その最も明かな證左を、條約締結當日、中國各地民衆の示した異常な感激に見出すことができる。

日華同盟條約の調印式は、十月三十日午前十時、國民政府大禮堂において嚴肅にとり行はれたが、この日南京においては、これと相呼應して午前十時半より「慶祝中日同盟條約民衆大會」が林柏生國民政府宣傳部長司會の下に、國民大會堂において開催された。そして、同十一時には歴史的調印を終へた汪精衛國民政府主席兼行政院長が右大會席上に姿を現はし、先づ日華同盟條約の公文を読み上げたのち、二十五分に亙り、新條約の重大意義を力説したのである。即ち汪主席は今次條約改訂が完全に日本政府及び國民の厚意に出でたものであることを強調し、

しかも、日本は一點の保留も附せず、中國側懸念の一切は拂拭され、こゝに日華永久友好、東亞和平の大道はひらかれたと明言し、聽衆に多大の感銘を與へたが、演説の最後に及んで、重慶の無益な抗戰を痛嘆し、全國統一の速成を國父在天の英靈に祈る旨を述べるときには、聲涙共に下り、滿場の民衆また肅として聲を呑み、感激の場面を現出したと傳へられる。

尙、この演説は、ラジオを通じて、北京、上海、廣東はもとより、重慶に至るまで、中國全土に向けて放送されたが、いまその要旨を抄記すれば左の通りである。

「日華同盟條約は本日調印を了した。右は日華關係において、もとより東亞においても、一新紀元をひらいたもので、日華兩國は今後完全に平等互惠の立場にたち、永久友好關係を樹立し、共同して大東亞の建設に努力することが出来るのである。

中國と日本との間における國家的及び民族的關係の

發生は、既に二千餘年間にわたり、この間時には衝突があつたが、これを通算するもなほ數年乃至十數年、即ちその百分の一に足らず、その他の百分の九十九の期間はすべて友好關係にあつた。しかしながら、今回の如く、完全に東方の道義精神に基いて兩國の友好關係を規定した條約は、實に最初のことと屬し、百年來中國を束縛し來つた不平等條約の桎梏は、これによつて一掃せられ、東亞同胞本來の面目は完全に回復された。今後日華の友好關係は益々強固を加へ、大東亞共榮圈の建設はいよいよ促進されるであらう。今次の同盟條約を民國二十九年締結の基本關係條約と比較し、その同じからざる重要な二點を挙げれば、その第一點は基本關係條約第三條第三項の防共駐兵と、第四條の治安駐兵と、第五條の從來の慣例に基く艦船部隊の駐留とが、全然取り消されたることである。

尙、今回の附屬議定書第一條第二項には、日本國は北

清事變に關する北京議定書及びその關係書類に基く駐兵權を拋棄する旨規定してあるが、右は本駐兵權が特別の規定に基くがために特にこれを掲げたものである。更に基本關係條約締結の際には、附屬議定書第三條に、日本國軍隊は本日署名せられたる日本國中華民國間基本關係に關する條約及び兩國間の現行約定に基き駐屯するものを除き撤去を開始し、治安確立とともに二年以内にこれを完了すべく、中華民國政府は本期間において治安の確立を期するものとす、と規定してあるが、今回の附屬議定書第一條には、日本國は兩國間の全般的平和克服し、戰爭狀態終了したる時は中華民國領域内に派遣せられたる日本國軍隊を撤去すべき旨規定し、これ等附帶的期限及び條件を完全に撤廢した。

第二點は基本關係條約第六條第二項に華北及び蒙疆の二字句があり、第四項に揚子江下流地域の字句があつて、やゝもすれば中國領域内に特殊地帯が存在する

が如き感と與へ、且つ右は、經濟方面のみにとどまらず政治、軍事各方面においてもまた、これに關聯し、統一を分裂するの危険を生ずる恐れあることを感ぜしめた。然るに今回の同盟條約第三條はこれ等特殊地帯に關する危惧の念を完全に一掃した。

上述の第一點は、中國の自由に関係あり、第二點は中國の統一に關係あり、何れも極めて重要であるが、このほか極めて重要なのは、同盟條約の第五條において、中華民國二十九年十一月三十日調印の日本國中華民國間基本關係に關する條約はその一切の附屬文書と共に效力を失ふ旨規定したことである。從來基本關係條約に對しては所謂密約があり、たとへ密約なしとするもこの附屬文書の中には必ず發表せざるものが存在するであらうと疑ふものが少くなかつたが、今、右第五條の規定をみれば、あらゆる疑惑は雲霧消すべく、しかも今回締結せる同盟條約には、附屬議定書及び交

換公文各一部のほか何等の附屬文書がなく、一層公明正大であることがわかる。更に今次の交換公文における既成事實に關する説明は、基本關係條約議定書の各條項に比べてその意義が一層明瞭且周到である。附屬議定書第一條にはいはゆる特殊事態の存在があり、また同第二條にはいはゆる既成政權の辯事たる事項の繼承があつたが、三年來日本政府が臨時國民政府と誠意を以て協議の上、出来る限りの調整を加へ、新政策實施後は中國の自主獨立完整を援助するため一層果敢にこれを進め、幾多の調整をとげたことは世間周知の事實で、今回の交換公文では更に一層その決心が表示された。もとより全部の調整は全面和平が回復し、戰爭狀態が終了した時をはじめて實行されるものであるが、戰爭狀態繼續中といへどもその状況の許すところに應じ、隨時兩國間において協議の上調整を加へることとなつてゐる。右は全く今回の同盟條約の趣旨に基

き、國民政府をして益々強化せしめ、中國の獨立自由をして益々健全ならしめんとするもので、かゝる好意はまことに吾人をして感奮せしむるものである。たゞ條約の規定は多く弾力性を有し、その適用は吾人が努力すればこれをよき方面に向はしめ、しからざれば惡き方面に傾かざるを得ない。たとへば駐兵時間の長短、駐兵地點の多少、兵數の多少などはすべてなほ未だ協議決定してゐないが、もし吾人が努力してよく全面和平を實現せしめ、治安を確立し、國防の完勝を期せば、駐兵期間は必ず短縮され、駐兵地點および兵數は必ず減少し、もしこれに反すれば期間は延長せられ、地點は増加するであらう。このことは經濟現象にも當てはまり、若し吾人が努力し、正確な經濟方針を樹て、經濟方面の人材を集め、經濟上の技術を磨けば、經濟提携は必ずや合理化され、兩國の目的を達成することが出来る。然らざればたゞ失策の道を進むのみである。吾人は

條約が締結された以上、これを遵守するの義務がある。しかも今回の根本的條約改訂の決意は、日本政府より提出されたものであるのに拘らず、日本は一點の保留も附せず、これを放棄し、同時に中國側の懸念した各項目は徹底的に一掃された。余は今日公然と全國の同胞に告げよう。今回の條約改訂は完全に日本政府および國民の厚意に出たもので、日華兩國の永久友好關係を維持し、大東亞の共榮を圖るため、道義的精神と同胞的感情とに基き、かくの如く公明正大な主張を提出し、中國に對し起死回生の力を與へ、日華兩國のために永久友好をもつて正しい東亞和平の大道を拓いたものである。日本は何故今回の如き決心と實行とに出でたかを思ふのに、善隣友好の觀念は既に近衛聲明に表れてゐたが、當時大東亞戰爭は未だ勃發せず、英米の侵略勢力はなほ中國内に存在し、政治、軍事、經濟、文化各方面を操縱する力があつた。例へば、駐兵の如きは、例へ日本

が從來の慣例を廢棄せんとして單獨に行動しても、中國の束縛と桎梏とを除くのによしないのみならず、却つて英米の横暴を増強する危険があつた。經濟問題についても同様である。然るに、大東亞戰爭勃發し、英米の中國における努力はあますところなく覆滅されるにおよび、かゝる顧慮と幾多の措置は不必要になつた。全國の同胞よ、いま吾人は如何にすべきであるか。事變勃發當初、大多數の同胞は、抗戦するもの亡び、抗戦せざるものまた亡ぶと認め、悲觀的氣持を抱いて抗戦に従事し、和平運動開始の當初もなほ少からざる同胞が日華の提携は望みなしと認め、悲觀的氣持を抱いて和平を拒絶した。こゝ數年來和平の望みはあつたが、一方これに反する事實も亦少くなく、その決心と行動とを鈍らせた。

しかるに今や如何。國父の提唱された大アジア主義は既に理論より實行に進み、國父の希望された日本が中國の不平等條約廢除を援助することも既に事實とな

つて現れ、國父の遺囑の所謂同志努力を繼續して不平等條約を廢除すべしとの期待は既に貫徹された。吾人は今や日華同盟條約に基き、國民の總力を結集して大東亞戰爭を完遂し、大東亞共榮圈の建設を完成するまで努力をつゞけ、中國の獨立と自由とに對する鞏固な保障を得なければならぬ。顧みるに、日支事變勃發以來、重慶側においては普て公然蘆溝橋事件以前の狀態を回復すればはじめて和平を實現するを得べしと主張したが、今日の狀態をもつてすれば、夙に蘆溝橋事件以前の狀態に還り得るのみならず、更に幾倍かを超過した。即ち蘆溝橋以前の中國には租界があり、治外法權があつたが、これらは今やすでに消滅し、蘆溝橋事件以前には、中國の領域内は、到るところ植民地の狀態を呈してゐたが、今や米英の侵略勢力は既に肅清され、百年來中國を束縛し來つた不平等條約は廢棄された。普て日華兩國の方針は相容れなかつたが、今やそ

れも全く一致し、永久友好の關係が樹立された。現在必要とするところは唯重慶が反省することのみである。これを大局より見るに、勿論中國自身にとつても最も有利である。何となれば、かくして日本は撤兵を履行し、中國領域内の戰爭狀態はたちどころに解消するからである。中國は大東亞戰爭中後方の地位にある。これもとより中國が精銳なる軍隊を前線に送つて幾分でも友邦將兵の勞苦を分たんとすることを忘れたものではない。

しかしながら、治安を確立し、生産を増加することは、後方における當面の急務である。中國がかくすれば、大東亞戰爭の後方の義務を果し得ると同時に、戦後各種の事業の復興と改善とを刺戟することが出來よう。これ中國の國力、民力の回復増強に極めて有利なる點である。重慶側において、もしこの際反省しなければ、重慶の所謂抗戦なるものは、中國のための抗戦

でなくて、英米のための抗戦に過ぎず、一方に自國の同胞を爆撃し、安居樂業の地を好んで英米の屠殺場化するのみならず、同時に大部隊の軍隊をビルマ方面に輸送し、英米の走狗となつて獨立の萌芽をあらはした國家に双方向となる。かくの如きは、東亞の叛逆兒たるにとどまらず、實に中國の罪人である。

冀くは重慶側の將兵および民衆は明確に事態を認識し、速かに自己の往くべき道を決定すべきである、これは今からでも遅くはない。一日遅れれば一日を誤るであらう。

惟ふに余が少數の同志を率ゐ、徒手空拳、重慶を出で、和平運動に奔走してより今日までまさに五年に垂んとするが、日本のかくの如き援助により、中國をしてその獨立自主の志を達成せしめることが出来た。余は謹んで衷心より日本政府および國民に對し感謝の意を表するとともに、重慶側における舊知の同僚が今尙

歸へらざるを想起し、無限の悲痛を禁じ得ないのである。國父在天の靈が我々の上に加護を垂れ、全國統一を達成せしめんことを深く祈つて止まない。それとともに、吾人は誓つて勇往邁進、克苦耐勞の精神をもつて、愈々中華復興、東亞保衛の使命を完成せんとを期するものである。」

この演説が終るや、萬餘の民衆は蜿蜒長蛇の列をなして慶祝行進に移り、國民政廳前から帝國大使館、總軍司令部、海軍武官府等首都の大通りを縫つて、秩序整然と進んだが、これと同時に市民代表八名は、日本側各方面を歴訪、日本政府宛宣言文、東條内閣總理大臣竝に谷大使宛感謝文をそれぞれ提出した。

東條首相竝に谷大使宛感謝文(同趣旨)内容は大意左の通りである。

「道義精神に循ひ、全東亞に新紀元を劃する日華同盟條約の成立を見たことは、中國朝野の深く感謝する

ところであつて、中國人民は同條約の趣旨に循ひ、日本との國交を固め、全國和平統一を圖り、大東亞戰爭を完遂し、以て日本の好意に應へんとするものである。」



他方、上海においては、十月三十日朝來、上海市政府を始め官吏代表、國民黨職員、保甲青年團その他各界代表二千名が靜安路の大光明戲院に集合し、市内大中小學生一萬名も第一區、第八區等の映畫館その他に集合して待機した。そして前日新聞紙上の市政府告示によつてラジオ放送を傾聴するやうに知らされた四百萬市民も、各所にひしめき集つて、流れ出る音波に耳を傾けてゐた。やがて、午前十一時、南京放送局を通じて前記汪主席の演説が朗々と流れ出た。そして、これと相前後して國府機關紙中華日報も半頁大の號外を各方面に撒布し、全市はたちまち感激と歡喜との坩堝と化したのであつた。そして、翌三十一日の各華字紙は、紙面の大半を割いて

日華同盟條約締結を報じるとともに、これを歡迎する論説を掲げたが、その中、中華日報の論調は左の通りである。

「日華兩民族は歴史上空前の大團結を行ひ、新時代の東亞を創造すべきであり、我々は徒らに争鬭を事とし、米英に漁夫の利を占めしめるべきではない。」

尙、その他の各紙も舉つて次の如き論調を示した。「今後日支兩國は、完全な互恵平等の立場に立ち、永久に友好關係を樹立し、共同して大東亞建設に努力することとなつたが、日本の對華合作に關する誠意はいまこそ再認識せられるべきである。そして重慶政權は抗戰の名目を完全に喪失したことを反省しなければならぬ。」



廣東始め南支各地の民衆も日華同條約の締結を、三十日午前、汪主席の全國放送によつて知り、絶大の歡喜を示した。この日、廣東省政府では中山記念堂に日華同盟慶祝民衆大會を開催、陳耀祖省長以下日華兩國軍官關係

者も列席してこの歴史の日の喜びを共にした。開會と同時にマイクを通じて汪主席の烈々たる熱辯が堂内に響きわたり、放送が終つても、満場の拍手はしばし鳴りやまなかつた。ついで陳省長の民衆激動演説があつて散會したが、散會後一同は直ちに市中行進に移り、警察隊をはじめ男女中等學生童子軍約二千が手に手に日華兩國旗を振りかざして颯爽と行進、民衆も戸毎に兩國旗を掲げて慶祝の意を表し、廣東市中は感激と興奮に彩られ、到るところに微笑ましい日華親善風景が展開された。

一方、三十一日の廣東各紙朝刊は、いづれも「全面和平實現撤兵」の大見出しの下に全面をうづめ、熱烈にこれを讚美する社評を掲げたが、中山日報は「日華同盟條約の成立」と題して、次の如く論じてゐる。

「日華兩國の提携は、兩國の共存共榮の根本信念から出發するものであり、東亞における最強の日本と最大の國土を有する中國とが提携を強化することは、東

亞の復興、米英の勢力驅逐に絶大の力を發するであらう。茲に日華兩民族は當然共に立ち上るべき運命を有する。日華條約締結の根本もこゝに歸一する。民國二十九年の日華國交基本條約は、兩國關係の新段階を畫したが、大東亞戰爭の展開と共に、中國も米英に宣戦した。かくして同生共死、不即不離の絶對關係にある兩國がこの既存條約に改訂を加ふるべき時節が到來したのである。今次の日華同盟條約は、大東亞の建設に偉大な貢獻をなすのみならず日華外交史上に光榮の一頁を加へた。しかも、この條約は、世界歴史上唯一の正義の和平條約であり、條文中にも、全面和平の到來と共に、根本問題たる撤兵が即時實施される旨明示されてあり、日華百年の國交は確立したといふべきである。今後我々は正義の獲得と大東亞戰爭の完遂とのために日本に愈々協力すべきである。」

更に、北支においては、王克敏華北政務委員會委員長

が、十月三十日、左の如き談話を發表してゐる。

「今次調印された條約本文は世界史上唯一の正義と合致した條約であり、附屬議定書は今次の戰爭の終了を以て日本が直ちに撤兵することを規定し、交換文書は既成事項に對し狀況の許す限り、それぞれ必要な調整を加ふべきことを規定したものである。これは唯單に日華兩國の友好提携關係の具體的表現にとゞまらず、日本の道義的精神の具體的表現でもあり、吾人は誠意をもつて愈々盟約を堅くし、この偉大な道義同盟を擁護すべきである。今次正義の條約の成立により、重慶の抗戰陣營は、實質上において完全にその對象を喪つた。かゝる日華同盟條約が成立した今日、わが全國民衆は一日も早く重慶側が抗戰の迷夢を捨て、大東亞戰爭に共同參加するやう、その覺醒を促すのみである。吾人は大東亞戰爭は自身の戰爭であり、東亞の興隆、中國の存立は一に懸つて今次戰爭にあることを

切實に認識し、物心兩力を動員して、友邦とともに進進し、相互扶助によつて自國を救はなければならない。今や大東亞戰爭は一步一步勝利を收め、既に決戰段階に突入し、米英の敗退によつて東亞民族解放の希望は達成された。日華同盟條約の締結によつて、全國同胞の多年熱望し來つた獨立平等の地位は獲得され、大東亞の共榮は實現されんとするに至り、日華關係および東亞の大勢は新段階に入つた。この際、華北一億官民は、この條約の眞精神を把握し、同生共死の誓ひを愈よ新たにし、大東亞戰爭完遂の後方基地たる使命の達成に向ひ、努力邁進すべきである。」

以上、各地に於ける中國朝野感奮の状況を通觀すると、我々は、帝國と和親協力して大東亞建設の大業に進せんとする中國人の雄々しい決意を明かに窺ひ知り得るのである。

蓋し、昭和十五年十一月三十日調印の日華基本條約は、當時尙、米英勢力が中國各地に蟠踞し、殘存重慶政權を壓して日華間の紛争を激化せしめやうとする策動を止めなかつた結果、政治的、軍事的、經濟的に若干の配慮を必要としたのであつたが、大東亞戰爭勃發して、皇軍の威武により米英勢力が大東亞の天地より掃蕩されるに及んで、帝國は租界の返還を實行し、治外法權の撤廢に着手するとともに、日華條約及びその所屬文書を廢棄し、平等互惠の原則の下に、大東亞建設のため相互に協力支援せんとする日華同盟條

米英ソ三國外相會談の實情

最近の反樞軸側動向を観察するとき、最も目立つ特徴は、今夏來その反攻が全面的に大規模且熾烈になつてきたことであらう。即ち敵米英は、東亞に、歐洲に、武力反攻を激化すると同時に、外交的にも、また謀略宣傳的にも、極めて活潑な攻勢をとり始めたのであつて、そこ

約を締結するに至つたのである。その間の事情は、前記汪主席の演説に詳細に述べられてゐるから、ここには贅言を省くこととするが、しかし、これによつて帝國の誠意が中國民衆に廣く徹底する一方、大東亞戰爭が米英兩國の世界制覇の野望に對する大東亞郷土の自衛戦であり、大東亞諸民族の解放戦であるとの認識が東亞全域に互つて深められたことは、疑念の餘地がないのである。かくして、ビルマ、フィリピン兩國の獨立、自由インド假政府の樹立に引續く日華同盟條約の締結によつて、大東亞建設の礎石はここに全く成つたのである。

に今次敵側總反攻が緻密周到な綜合的計畫に基いて進められてゐることが推察されるのである。

そして、この敵側の綜合的計畫は、一九四一年八月に大西洋上で行はれた第一次米英首腦部會談より本年カナダ領内ケベックに於て開催された第六次米英首腦部會談

に至る六次の米英會談により逐次構成されたものであるが、就中、敵側總反攻計畫が具體的な細目にまで互つて論議決定されたのは、本年一月北阿カサブランカで開催された第四次米英會談、本年五月北米ワシントンで開催された第五次米英會談及び本年八月カナダ領ケベックで開催された第六次米英會談においてなのである。そして、現在見られるが如き對日反攻の強化方針は、實に第五次華府會談において先づ決定され、第六次ケベック會談において更に推進されたものに外ならない。

そして米英は、以上數次に互る米英首腦部會談により米英協力關係を全面的に緊密化する一方、食糧、避難民救済、戦後復興計畫等に關する國際會議を相次いで開催して反樞軸陣營の結束を強化し、又、スペイン、ポルトガル、トルコ、アルゼンチン等の中立國に絶えず働きかけてこれを自己の陣營に抱き込むべくあらゆる策動をこづけ、進んでは樞軸傘下の諸國を切崩すべく、猛烈な宣

傳及び謀略工作を行つてゐる。この敵側工作にうまうまと引かかつたのがイタリアであり、爲政者の不明の致すところ、和平を求めんとして、遂にイタリア全土を酷烈な戦場と化してしまつたのである。

しかし、最近における敵米英の政治的或は外交的活動の中、最も腐心の跡の著しく伺はれるものとしては、第一にソ聯邦との協力關係を緊密化せんとする努力が擧げられるのである。しかもソ聯官民は、昨今自國の戦力に對する信念を強めると共に、歐洲に對する種々の政治的布石を打つてゐる。即ち米英に對しては西歐第二戦線即時開設を迫つて歐洲戦局の全重壓をソ聯のみに負擔させやうとする米英の狡猾を封する一方、ポーランドその他東歐方面に關する國境問題に對しては頑として自説を曲げず、又、佛領北阿政權即ちフランス國民解放委員會内に於けるド・ゴール派を支持して同方面に勢力を扶植し、地中海政治軍事委員會にはストーリーリン議長腹心の敝腕家

ヴァインスキーを派遣して之を縦横に操縦しようとしてゐる。

◇

その中、先づ西歐第二戦線開設問題は、既に二ヶ年越しの懸案であるが、未だにソ聯が第二戦線であると認めざる如き戦線を設立するに米英は成功してゐないのである。過敏のシチリアから伊本土への上陸作戦の如きも、ソ聯側では、これは第二戦線に類するものではあるが、眞の第二戦線ではないとしてゐる。

又十月二十五日のソ聯労働組合機関紙「戦争と労働階級」は現在の米英側軍事行動は戦争期間を短縮する見地よりみても不十分であると述べてゐる。

ソ聯としては、此の儘何時迄も對獨戦の壓力を一手に引受けて、自己の領土を焦土に歸しつゝ、老大な人的物的損耗を続けるわけにはゆかない。

米英は、自己の本土から遙か隔つた地域において緩慢

且悠然と戦争を行つてゆく餘裕があるが、ソ聯は、既に死闘四年に垂んとして、存亡の關頭に立つて戦つてゐる。その人的損耗についても、戦死六百萬、戦病傷者一千

二百萬、捕虜四百萬とみて三千二百萬人に上つてゐるとの説さへあり、しかも聲を大にして宣傳する米英の援助も、軍需品においては僅かに二%に過ぎない状態である。かうした單獨犠牲の不滿に加へて、昨年来種々の難問題が山積して米英とソ聯との間は兎角結束が亂れ勝ちであつた。

ポーランド問題、佛領北阿儀島政權問題、戦後の歐洲におけるソ聯の地位の問題等を巡つて、米英とソ聯との間は屢々摩擦を生じ、輿論もしつくり馬が合はない。かういふことが第二戦線の問題と絡んで、本年三月にはスタンドレの失言問題となり、一方米國內にはソ聯恐怖論又は警戒論が擡頭すると云ふ有様で、米英側首脳はソ聯との關係を何とか再調整しなければならぬと痛感し、

三月十二日には英外相イーデンが渡米してその取持ちをしたのであつた。

しかるにイーデンの歸英後、四月末、蘇聯とポーランドとの紛争は悪化して、ソ聯はポーランドに國交斷絶の通牒を突きつけるといふやうな事態となり、米英は又、對歐作戦のみならず、戦後の諸問題や對日問題についても、ソ聯と具體的諒解に達することが愈々緊要であると考えへるに至つた。要は戦後の歐洲の發言權を如何なる形で整へ、ソ聯に如何なる程度の要求を許すべきかといふことについて、ソ聯と或程度の原則的諒解を遂げると同時に、西歐第二戦線開設の要求に一應の満足を得、ソ聯の反極軸陣營からの離脱を防がなければならぬ——こゝう云ふ必要が米英側に痛感されたのである。そこで、ルーズヴェルトとチャーチルは五月半ばに華府に會談し、對ソ問題を議する一方、ルーズヴェルトは前駐蘇大使ジョセフ・ゲーヴィスを特使として親書を携行せしめ

てスターリンの下に派遣した。

米英は、その後シチリア島やイタリア本土へ侵入作戦を行つたが、これは勿論、前述の如く、ソ聯は第二戦線と認定しなかつたのみならず、米英が愈々、イタリア本土からバルカンへの攻勢を企圖するかにみえた時、既にバルカン就中ユーゴスラヴィア方面への發言權を増大してゐたソ聯との間に、この方面における今後の關係が複雑微妙な問題にならうとする形勢になつた。

即ちトルコに對する海峽問題、ユーゴスラヴィア問題、ベッサラビア問題、更にひいてはフィンランド、バルト三國問題等が何等かの解決を與へられない限り、中南歐への作戦は當然衝突する可能性が生じた。かういふ形勢を緩和するため、米英はアルジェーに設けられた地中海政治軍事委員會にソ聯を一枚加えなければならなかつたのである。

一方、東部戦線では、七月中旬以來赤軍は反撃に轉じ、

ソ聯は今や昨年よりは遙に立ち直つてみえてきた。これが米英の内心恐れる處であることはいふまでもない。この様にして、米英とソ聯は一應の協定を遂げなければ、將來東歐、バルカン方面において重大な紛糾を生ずる可能性があることとなつた。

八月十七日からカナダのケベックで行はれた第六次米英首脳部會談は、こういふ状態に關聯して、對ソ關係を如何にすべきであるかをも議したことは明らかである。そしてこの會談において一九四三年末迄に米英は更に會議を開催し、又出來得べくんばソ聯との間に三國會談を開催することが決議されたのである。即ちケベック會談は一面において、米英ソ三國外相會談の序幕となつたわけであり、又、ソ聯としても米英が第二戦線開設にどの程度の誠意を示すか、又、ソ聯の歐洲に對する發言權と勢力範圍とをどの程度に認めるか、米英の肚の底を探らうといふ氣持から會談開催を認めるに至つたものと考へられる。

かくして三國會談は愈々開かれることになつたのであるが、その開催地を何處にするか——これは會議の前途を卜する一つの鍵となるものであつたが、遂にモスクワときまつた。これは米英が先づソ聯に屈服した證據とみられ、會議は米英の思ふ壺にはまらないのではないかといふことが既に豫測されたのである。

さて米英ソ三國外相會談は、十月十八日、米國務長官ハル及び英外相イーデン等のモスクワ乗り込みによつて幕が開かれたが、同會談に参加した三國代表團の顔觸れは左の通りである。

- 米國側
- 國務長官 コーデル・ハル
- 駐ソ大使 アヴェリル・ハリマン
- 陸軍少將 ジョン・エル・ディーン
- 國務省法律顧問 グリン・ハックワース

國務省政務顧問

ジェームズ・ダン
その他専門家

英國側

- 外務大臣 アンソニー・イーデン
- 駐ソ大使 アーチボルト・カー
- 外務次官 ウイリアム・ストラング
- 國防會議幕僚長 ヘースチング・イズメイ
- 陸軍中將
- その他専門家

ソ聯側

- 外務人民委員 ヴエー・エム・モロトフ
- 外務人民委員部長 アーイー・ヴィシンスキー
- 同 エム・リトヴィーノフ
- 貿易人民委員部長 エム・ヴエー・セルゲーエフ
- 元帥 カー・イェー・ウオロシロフ
- 赤軍參謀本部副將 ウグリロフ
- 陸軍少將
- 外務人民委員部 エム・ダー・エフ・サクシン

そして會議は、十九日の第一次會談を皮切りに、十二次の會議を重ねて、十月三十日迄約二週間に亘つて續けられたのである。

この會談において、米英ソ三國は、夫々當面する種々の問題について討議したであらうことは想像される處であるが、會議後、十一月一日に發表されたものは、

- 一、米英ソ三國共同公報
 - 一、一般安全保障問題に關する米英ソ重慶四國宣言
 - 一、イタリアに關する宣言
 - 一、オーストリアに關する宣言
 - 一、ヒトラー總統並にドイツ首脳部に關する宣言
- 等であり、米英ソ三國當局は、これ以外には何等秘密協定は行はなかつたと稱してゐる。

そしてこれ等の公報及び宣言は何れも抽象的言辭を羅列し、重要問題については明瞭を缺いてゐるのであるが、その中、今次會談に關する米英ソ三國會談公報の要

旨は左の通りである。

米英ソ三國共同公報

合衆國國務長官ハル、英國外相イーデン、ソヴェト外務人民委員モロトフの會議は一九四三年十月十九日から三十日までモスクワにおいて十二回開催された。議題は米英ソ三國政府が討議のために提出した一切の問題を含んでゐる。これら問題の或るものには最後の決定が下され、その他の諸問題については、討議の後、原則について決定が下され、更に細目検討のために新たに設置された各委員会に付託乃至外交機關を通じての處理に委ねられた。

會議においては、第一にドイツ國並に歐洲におけるその衛星諸國に對する戦争を短縮するため採らるべき措置について率直且つ周到な討議を行ひ、三國軍の參謀本部を代表する軍事顧問が會議に出席してゐるのを利用し、將來米英ソ三國間に最も緊密な軍事上の協力の基礎を確立

するための明確な軍事行動について検討が加へられた。次いで重要なことは、米英ソ三國政府が、各國の利益のために、戦争遂行に關する現在の緊密な協同を戦後においても、繼續するに意見一致したことである。以上の確信は、三國外相並にモスクワ駐劄重慶大使が自國政府の代表として調印した宣言に明示されてゐる。會議は、戦争の推移と共に發生する歐洲の諸問題の検討につき、三國政府間の最も緊密な協力を保護する機關として、ロンドンに歐洲諮問委員会を設置し、これら諸問題を研究し、三國政府に對し共同勸告案を提出させることに決定した。

また必要な場合、現在の外交機關を通じて三國政府代表が夫々の首都において協議を繼續するための取極めも纏つた。

會議は更に、イタリアに關する事項につき諮問協議會を設置、差當り三國政府並にフランス國民解放委員會の代表を以て、右協議會を組織するに意見一致した。

右協議會は、作戰準備以外の個々の問題を處理し、イタリアに關する聯合國の政策調整を目的とする勸告案を提出する。

三國外相は、今日公表された宣言において、イタリア國內における民主政治の復興を支持する反樞軸各國政府の態度を再確言することを至當と考へた。

また三國外相は、オーストリアの獨立を回復することが三國政府の目的であることを宣言すると同時に、オーストリアに對し、オーストリアが自身の解放のために爲すべき努力が考慮に入れられることについて注意を喚起したい。會議においては、相互的信頼と諒解の雰囲気の中に、その他の重要諸問題について考慮が加へられた。これらは現在の諸問題だけでなく、ナチス・ドイツ並にその衛星各國の取扱ひ、經濟的協力及び全般的保護等に關する問題を含んでゐる。

右公報の内容によつて判斷すると、結局、會議の主眼

點は略々左の各點にあつたと思はれる。

(一) 對獨作戰を強化して、戦争を短期に終了せしめるため、本格的第二戦線の設定及びトルコを含むバルカン作戦に關して諒解に達すること。

これは、ソ聯が何よりも今次會議に望みをかけてゐるところであるから或程度の諒解が達成されたものと思はれる。即ち米英はソ聯の主唱する戦争短期終了の必要を認め、遅くも來春頃迄に出來るだけ速かにこれを實現することを約した模様である。

即ちこの問題についてはソ聯の要求が完全に通つたわけであり、この意味ではソ聯の成功と云はなければならぬ。しかも、この第二戦線が何れの方面に向けられるかについては種々取沙汰されてゐる様であるが、バルカンは地理的にみても、作戰補給の問題やソ聯との關係等、政治的にみても錯雜してゐるため、實現は望み薄であり、内部擾亂の方策その他からみて、フラン

スに對する上陸と云ふことが、先づ最も可能性があると認められた様である。しかし、茲に問題となるのは、やはり船舶の問題で、現今の太平洋の情勢等からみて、この問題は第二戦線設定にとつては、依然として非常な困難が豫想される次第である。

現に、米國の太平洋作戦のため、大西洋方面では船腹が著しく不足し、ために今秋來英國内の物資は急激に不足を來してゐるといはれてゐる現狀であり、米國としても太平洋から船を歐洲にまはすことは難かしい立場にあると思はれる。

(二) 東歐の國境問題等の政治問題についてはどうかといふと、ソ聯はこれを自己の國內問題であるとして討議を拒み、英米としてもうつかり下手にこれに觸れると紛糾して蝮蛇になると云ふので、深く論議はしなかつた模様で、結局今後生ずべき問題を解決するため、歐洲諸問委員會を設けてお茶を濁さうとしたのである。

即ち當然三國が最も解決を必要とする問題については、その解決を將來に残すこととなり、唯原則的に種々の安全保障機構とか、戦後の協力とかを云々したに止つた模様で、この點丈けからいつても會議は何等收穫は收めなかつたといふことが出来る。即ちポーランドの問題、バルト三國の問題その他は、今後も依然痛として残され、戦局の進むにつれ三國の足並に響いてくる可能性があるわけである。

唯、歐洲再建の根本原則、一般平和安全保障等の戦後問題處理については、米英側は、從來の抽象的主張にソ聯を引きずり込むことに成功した模様である。しかし、ソ聯としては、この様な空念佛はどうでもよいと云ふ肚であらうし、又、却つて民主主義諸國を利用し得る立場にある。しかも、こゝに注意すべきは、米英兩國は反樞軸陣營の勝利を前提に、兩國とも歐洲大陸に版圖を有してゐないのにも拘らず、歐洲の運命を自己の手で支配しようとする。

たくらんでゐることである。

向、歐洲中立國筋では、歐洲委員會をロンドンに持つてきたことは米英側の成功と見てゐる様である。

(三) 米英がソ聯に對して對日作戦への協力要求を持ち出したであらうことは一般に想像される處であるが、これに對して、ソ聯は飽く迄慎重に日ソ中立條約堅持の態度を明白にし、中立國としての義務と信義とを遂守する立場をとつたものと解される。

以上が今次米英ソ三國外相會談の内容の目星しいものであるが、更に一般安全保障問題に關する米英ソ並に重慶の四國共同宣言は左の通りである。

米英ソ重慶四國共同宣言

米英ソ三國並に重慶政權は、一九四二年一月一日、反樞軸各國の宣言並に爾後の宣言に準據し、各國がそれらに交戦状態にあるため各國に對しこれら各國が武器を横たへ無條件降伏するまで戦闘行為を繼續する決意において

一致し、各國自身並に盟邦各國民の自由を確保することにつき責任を痛感して茲に共に次の通り宣言す。

一、夫々の敵國に對し戦争を遂行する四國共同の行動は將來の世界組織維持のためにも繼續されるものとす。

二、四國の内共同の一敵國と戦争状態にある諸國は戦争の完遂につき共同の動作を取るものとす。

三、敵國に對し課せらるべき各條件の違反に對しては各國においてあらゆる必要な措置を講ずるものとす。

四、諸國の主權平等の原則に立脚し大小各國の加盟を認める全般的國際組織を出来る限り早く設置する必要を認む。

五、將來の國際機構が成立する迄四國は共同動作に出る目的を相互に協議し、更に必要に應じて他の反樞軸國と協議す。

六、戦闘行為の終了後においては、今回の宣言において豫見さるる目的外には、他國の領土内において自國の

兵力を行使せず。

七、戦後軍備の統制につき實際的なる全般的取極めを締結するため四國は互に協議協力す。

この四國共同宣言には、要するに新しい形の戦後國際協力機關を復活しようとする米英側従来の主張が盛り込まれたわけであるが、この他ドイツの處置及びオーストリア復興問題等がわざわざ採り上げられたのは、ドイツ國民に對する神經戰を狙つたものであり、イタリアの政體に民主政體の採用を認めたことはソ聯の讓歩であるといはれてゐる。



かくして、モスクワにおける米英ソ三國外相會議は、十月三十日終了したのであるが、その成果については、米英側が例によつて誇大宣傳を開始し、豫想以上の成功であると讃してゐるにもかゝらず、世界の識者は、一般に、米英がソ聯の第二戰線要求に屈服し、軍事上の責務

を負ひ、その代りに抽象的原則の確認をソ聯から得たに止り、肝心の政治問題は何等解決されなかつたとみるのに一致してゐるやうである。

結局、今次モスクワ會議は、近い將來に行はれると豫想される本格的米英ソ三國會議の下地をなすものであり、それ自體としては、米英側の大がかりな宣傳にもかかわらず、餘りに大したものではなく、むしろ米英はソ聯の深謀遠慮と現實に即した臨機應變の懸引の前に、他愛もなく引摺り廻された觀さへ呈してゐるのである。

尙本會議の議事經過を表示すれば左の通りである。

- 十月十八日 ハル米國務長官、イーデン英外相等米英代表團モスクワ着
- 十月十九日 第一次會議
- 十月二十日 第二次會議(各國軍事代表參加)
- 十月二十一日 第三次會議
- 十月二十二日 第四次會議
- 十月二十三日 第五次會議(三國代表團間初會合)
- 十月二十四日 第六次會議

- 十月二十五日 第七次會議
- 十月二十六日 第八次會議
- 十月二十七日 第九次會議
- 十月二十八日 第十次會議
- 十月三十日 第十一次會議(スターリン議長主催午餐會)

十月三十一日 第十二次會議

米國內經濟狀況一覽表

項目	會計九四〇度	會計九四一度	會計九四二度	會計九四三度	備考
	(自一九四〇年七月至一九四一年六月)	(自一九四一年七月至一九四二年六月)	(自一九四二年七月至一九四三年六月)	(自一九四三年七月至一九四四年六月)	
國民生産	九七〇	一、一九〇	一、四九〇	一、八五〇	備考 (一) ルーズヴェルト大統領が七月二十一日に發表した本會計年度(本年七月一日より明年六月三十日までに至る)豫算内容は左の通りである(單位億弗) 内出 一、〇六〇 戦費(陸軍五六〇、海軍二八〇)その他一三〇)九七〇 國債利子 二七〇 戦費外行政費その他 六三 内入 一、〇六〇 個人所得税 三八七 法人所得税 一四一 消費税 二〇 その他 二〇
政府軍事費支出	二〇八	四一六	七二二	九七〇	
政府軍事費外支出	一一七	六七	六一	九〇	
民間消費	六六〇	七五〇	八二〇	九〇〇	
民間設備擴張	一一〇	一四〇	八〇		
民間貯蓄	二〇	四〇	(減)一〇		
輸出入	三〇	一〇	一〇		

米國鐵鋼業々態分析表

註 本表は諸情報より抽出した数字を一括したものであるため、数字相互間に多少の矛盾を生じたが、強ひてこれを調整することは避けた。

Table with columns for manufacturing capacity, investment, and income for 1942 and 1941. Includes a '備考' (Notes) section with detailed data for steel production and inventory.

十月中の世界戦況概観

(一) 太平洋戦線

敵側が去る六月三十日のレンドバ島上陸を皮切りとして開始した南太平洋方面の反攻はその後日を遂つて激化し、南太平洋方面の我が最重要據点であるニューブリテン島ラバウル目がけて、ソロモン群島並にニューギニア島の飛行傳ひに北上する態勢を示してゐたが、米國海軍記念日に當る十月二十七日、敵は遂にブーゲンビル島ブインの南方六十軒のモノ島に上陸し、強引にも我が防禦要線間近く不逞な楔を打込み來つた。

Table showing tax and income statistics for 1942 and 1941, including '諸税納入總額' and '現金配當額'.

註 本表は米國鐵鋼協會が本年八月十三日に發表した年次報告に據る。

るが、十月中の戦局において特に見逃し得ないことは、敵側戦力就中航空戦力集結の傾向極めて著しく、ブーゲンビル島ブインの如きは、十月二十三日より二十日までの五日間に戦機連合の大編隊による敵空襲を受けること二十回に近く、その延機數たるや實に九百七十機に及んだと報ぜられてゐるのである。

爆弾砲彈等の數量において、我が方に比し壓倒的な優勢を保持してゐる。かくして同方面今後の戦局は斷じて樂觀を許さず、我等銃後の國民は、全身全靈を傾けて武器増産に邁進し、一時も早く大量の武器彈藥を、殊に飛行機は一機でも多くを、前線に送り出すことが絶対に緊要となつた。

尙、敵軍のモノ島上陸に先立ち、皇軍は勇戦激闘の末、十月上旬、コロンバンガラ島、ベララベラ島を轉進、十月下旬においては、ニューギニア島サラモア、ラエからの轉進を開始したが、その間我が部隊は敵に對し莫大な損害を與へ、殊にサラモア・ラエ轉進に際しては、巻頭大本營發表に見られる如く、一萬二千以上の戦死を算せしめた外、巡洋艦、驅逐艦十八隻を始め、その他多大の戦果を収めた。これは諸條件の不利な環境によく耐え、よく忍び、血戦死闘をつづけた忠誠無比な皇軍精神の表はれといふべきであらう。

(二) 支那大陸戦線

九月中旬以來、華北建設の痛をなす中國共產黨軍に對し秋季剿共作戦を開始した我が北支派遣軍は、十月五日迄に敵遺棄死體捕虜合せて一萬三千三百の綜合戦果をあげ、引續き活潑な作戦行動をつづけてゐるが、十月十五日には第二十二團參謀長、同二十日には第二十五團參謀長高體乾を戦死せしめる等、その戦果に一段の光輝を加へた。尙、北支軍報道部長は華北秋季作戦に關し、十月十一日、大要左の談話を發表した。

「中共は支那事變以來その禍亂に乗じ、民族統一戦線に藉口して東亞の赤化を企圖し、新民主主義をはじめ各種の宣言等を以て無智蒙昧なる民衆を欺瞞して、これを抗日遊撃戦に驅り立て、新中國の建設を妨害し來つたものである。近時、皇軍の威武儼として華北にあまねく、民心の把握、民生の安定日に成るに反し、中共の武力的頽勢顯著なるものあり、ために彼等は自

己保存と地盤確保のため、根據地の經濟建設、精兵簡政に努めるとともに、我方に對して益々惡質潛行手段をもつて謀略的蠢動と民衆の欺瞞蠱惑を行ひ、執拗な政治攻勢を試みつゝあつた。この時に當り、北支軍の敢行せる今次作戦は、かかる華北治安最大の障害たる中共の勢力覆滅に致命的打撃を與へ、民生活安に一段の向上を齎し、大東亞戦争の要請に應へんとする重大意義を有するものである。

中共の特質に鑑みる時、武力に膚接する政治、經濟文化等凡ゆる施策の推進は、絶対に必要とする處である。今次作戦における治安軍の我軍との共同作戦、保安隊自衛團の地方治安の確保、行政機關、新民會の政治的活動、一般民衆の協力は刮目すべきものがあり、我等はこの輝しき業績に照し、將來における一層積極果敢なる剿共活動に多大の期待を寄せるものである。又、中支軍は、十月一日、浙江省太湖西南地區において

忠義救國軍及び第二十八軍所屬部隊約三萬に對し新作戦を開始し、清郷工作妨害の殘敵の徹底的掃蕩を行ひ、十月十三日迄に遺棄死體一、八一六俘虜四三二の綜合戦果を擧げ、米その他雜穀豐饒の地域を新に確保した。更に南支軍も、儼として南支要域を確保安定するとともに、不斷の討伐作戦により奥地に遁走せる余漢謀麾下の抗日重慶軍に對し、蠢動の餘裕を與へず、これが徹底的撃滅に邁進しつゝあり、一方國府參戰以來、中國側軍隊は積極的に我作戦に参加し、日華一體となり大東亞戦争の完遂に協力中である。

尙、最近重慶軍の戦力低下著しく、殊に近代の裝備の缺乏と補給困難により、現在重慶各師の大部分は火炮を有せず、迫撃砲五、六門を有するにすぎない模様である。九月中我が陸軍航空部隊の連續的猛襲に大打撃を受けた在支米空軍は、その後、福建省、建甌、江西省遂川などの前進基地の整備強化につとめ、ひたすら空軍の再

編成、人員器材の整備補充に奔走し、あくまで我本土空襲を狙つてゐるが、我が在支空軍は巧みに戦機を捉へ、敵空軍の各基地に進攻、敵飛行場及軍事施設を爆撃し、或は空中戦においてこれを捕捉し、血祭りに上げるなど、赫々たる戦果をあげてゐる。

(三) 東南アジア戦線

去る八月ケベックにおいて行はれた第六次米英首脳部會談に際し、對日反攻作戦の強化擴大が決定されたのに伴つて、新設東南アジア方面反樞軸軍總司令官に起用されたルイス・マウントバツテンは、十月七日、インドのニューデリーに着任、同十六日、重慶に赴き、蔣介石等重慶軍事首脳部に在東亞米軍首脳部をも加へて、對日反攻上の協議を行ひ、同二十一日、デリーに歸任した。従つて、この方面の戦局も、遅くも來年春頃までには一大展開を示すものと豫想されるに至つた。

在印反樞軸軍兵力は、英國側発表によれば、英軍(イ

ンド兵を含む)米軍、重慶軍を併せて約二百萬に達し、しかも極めて大規模な戦闘準備が行はれてゐるとの報道が各方面から傳へられてゐるのであるから、この方面今後の戦局の展開も亦斷じて輕視するを許されないものがある。

但し、陸軍兵力に比し、海軍兵力は未だ餘り強大ではない模様であるが、イタリア艦隊の降伏その他により大西洋及び地中海方面米英艦隊に餘裕を生じたことは明瞭であり、やがてその相當部分が東亞に回航されることは必至とみられるから、この増援艦隊の來着した曉こそ印度洋の海路を利用する大膽不敵な反攻作戦がこの方面において開始されるものと豫想しておく必要があらう。尙、十月八日、印緬國境モンドウ正面に舟艇十六隻を以て約二百名の敵が來襲したが、これは忽ち我軍のために殲滅された。

他方、ビルマ方面帝國陸軍部隊は、十月月上旬より雲南省西南方面に兵力集結中の重慶軍に對し、機先を制して攻撃を開始し、騰越、ビルマ北部ミトキーナ方面より

進撃をつゞけ、十月中旬より下旬にかけて怒江西岸地區一帯に大殲滅戦を展開、重慶軍は各戦線に於て支離滅裂の大損害を蒙り、ビルマ方面蠢動の企圖を一先づ放棄するに至つた。

(四) 歐洲南部戦線

ドイツ軍當局は、十月二日、ドイツ軍がナポリ市の軍事施設を完全に破壊した後同市を撤退した旨發表したが、その後、米英軍は絶えず北進を企圖しながら、ドイツ軍の頑強な阻止作戦に悩まされ、僅に「蝸牛の進撃」をつづけてゐるにすぎない状態である。即ち十月末現在、ク

ラク中將麾下の米第五軍はヴォルテウルノ河北方地區において、モントゴメリー中將麾下の英第八軍はイセルニア南方地區において、夫々ドイツ軍に阻止され、突破進撃に焦慮腐心してゐる。このやうに、各戦線において反樞軸軍の進撃が遅々として進まない理由の最大なもの、北阿反樞軸軍總司令官アイゼンハウアーがイタリア本土上陸

以前に樹立してゐた作戦計畫、即ちバドリオ政權系軍隊の協力によつて一氣にローマ地區に對し進攻しようとする作戦計畫が、その初頭においてドイツ軍の神速果敢な電撃的布陣により打破され、完全な誤算となつたこと、従つて、改めて米英軍の自力だけによる作戦計畫を建て直すなければならなくなつたことによるものと思はれる。

しかも、イタリア本土上陸以來の兵力損害は相當に大きく、現にスチムソン米陸軍長官は、十月二十一日、「イタリア上陸以來ヴォルテウルノ戦に至る間、米第五軍の損害は戦死六千七百七十四名であり英軍の損害はこれより多少多い見込である」と發表してゐる。

尙、ドイツ軍は九月下旬から十月初めに互る前後六日間、於てコルシカ島及びサルチニア島より整齊たる撤收作戦を敢行、反樞軸軍(バドリオ系伊軍を含む)に大損害を與へ、堅固な要塞並びに軍事施設を破壊した後、兵員三

萬、軍需資材六千噸、車輛、火炮並に戦車六千をイタリア本土に上陸せしめ、伊本土作戦に合流せしめることに成功した。

一方、ドイツ軍は、十月三日、ドデカネーゼ群島のコー島を、又同月中旬より下旬にかけてエーゲ海のカルチ島、レロス島、スタンバリア島等を占領し、歐洲要塞を強化した。

(五) 歐洲東部戦線

東部戦線においては、ドイツ軍は、十月中也極めて計畫的且自主的に戦線の短縮整理を行つた。

即ち、フォン・クライスト元帥麾下のクバン方面ドイツ軍は、クバン橋頭堡地区の重要軍事施設一切を破壊した後、同方面からの撤収を完了したが、中部戦線においては、十月七日ネヴェリ市を撤退、南部戦線においては、十月十三日キエフを、同十四日ザポロジエを、同二十二日メリトポリを、同二十五日ドニエプロベトロフクを撤収した。

その間、北はヴェルキエ・ルーキ南方より、南はアフ海岸に至る凡そ一千五百哩の全線は連日激闘をくり返したが、就中ドニエプル下流の戦局は、クリミヤを含む南部全戦域の運命を賭しての戦闘であつたため、コーネフ大將麾下の第二ウクライナ戦線軍及びマリノフスキー大將麾下の第三ウクライナ戦線軍等の力攻激烈を極め、クレメンチウグ以南の都市攻防戦の如き、その戦闘の苛烈さと損害の莫大さとは凄絶を極めたといはれてゐる。しかし、全戦線を通じ、獨軍は常に或る程度の餘裕を保ち乍ら、赤軍に多大の「出血」を拂はせてゐる模様で、十月七日のドイツ軍當局発表によれば、去る七月五日、東部戦線における夏季作戦の開始されて以來、ドイツ軍が赤軍に與へた損害は左の通りである。

兵 員 二百萬
戰 車 二萬臺以上
(内、戦死、百萬、捕虜十二萬)

飛行機 七千五百機
火 砲 七千門

しかも、十月下旬に至るや、東部戦線の重點はメリトポリ西方地區に置かれ、赤軍がその突出部擴大を企圖し續々新鋭部隊を増強したのに対し、獨軍もまたその出撃を捕捉挫折すべく新鋭機甲兵力を續々繰出してゐる様子であり、同方面事態に對しては獨軍當局も多大の關心を示してゐるやうに見受けられる。しかし、ドイツ軍の後退作戦は決して無計畫のものではなく、あくまで獨ソ兩

軍の人的、物的兩面の綜合戦力を睨み合はせた出血消耗作戦に基くものと認められる。そして、ドイツの戦力は依然強大であり、その軍需工業も、去る九月二日附の總統令により、シユベリア軍需相の一元的指導下に置かれて以來着々増産の一路を辿つてをり、加ふるに本年度歐洲各地の豊作により來年度の食糧には何等の不安もないので、前線銃後ともに士氣頗る旺盛、必勝の信念は微動だもしてゐないのである。

十月中の世界政治日誌

日	樞 軸 側	反 樞 軸 側	其 他
十月一日	(比)ラウレル、バルガス、アキノ三氏東條首相訪問懇談。 (南)北ボルネオ原住民民政治參與令公布 (十一日八日實施)	(米)アヴエリル・ハリマン駐蘇米大使に任命さる。 (米)ウィルキー次期大統領選挙に立候補の意思を表明 (米)眞珠灣攻撃責任者の裁判を延期する (英)陸軍省共同聲明發表 (露)食糧増産の爲め労働再編成、軍需係より七萬人を食糧生産部門に振向く	(獨)軍ナポリ撤退 (佛)マレトリス市を伊軍より公式接收
二 日	(獨)獨逸外務省當局獨逸和平説を否認 (日)株在米ユダヤ人六千人の清掃開始 (日)農商省、運輸通信省創設閣議決定 (十一月一日實施)		

三	日	(日)文科系在學生徵集延期廢止、年内に徵集開始(報告公布) (獨)農作感謝祭舉行、パツケ食糧相大豐作と發表、ゲツベルス宣傳相獨逸不敗の態勢につき演説 (南)ジャワ防衛義勇軍編成布告
四	日	(泰)デイレック前駐日大使歸國 (南)第一回ジャカルタ特別市參議會に各州參議會開催
五	日	(日)滿支第四回大陸連絡會議新京に開催(六日終了) (獨)ナチス黨領袖會議開催、各主腦意見發表(七日終了)
六	日	(ソ)全勞務者の二割を減員軍に徵集(入民委員會議命令) (重慶)宣傳部長更迭、梁寒操を新任 (伊)國王エマヌエーレ三世パリ放送局を通じ反獨演説を放送 (米)ノックス、南伊前線視察を終へ、アルジェーラ歸着 (米)九月中造船高減少と發表、八月中百六十隻、百六十五萬二千噸、八月對比四隻四萬五千噸減少(米海軍委員會副委員長ハロルド・ウィックカリー發表) (米)百五億弗附稅案上程 (米)國務次官後任に武器貸與局長官ステチニアスを任命 (英)軍令部長更迭、アンドロリュー・カニンガムを新任 (ソ)新駐米大使、アンドレイ・ゲロムイコ信任狀捧呈 (中)海軍委員會各國代表決定、ソ聯ヴィンエドウイン・ウイロソフ(前駐パナマ大使)使 (伯)ドウトラ陸相伯軍の參戰準備成ると聲明 (米)ルーズヴェルト、石油問題に關し、ソ連政府と折衝中と聲明 (米)海軍首腦ホルルにおいて會議、キング、ニミッツ、ハルゼー出席 (英)スマツツ、ロンドン着 (米)父羅召集案上院通過 (米)ルーズヴェルト比島獨立附與時期條上に關し特別教書を議會に送付 (英)内相ハーパー、モリソン、米國內に於ける對英不滿に應酬

(獨)軍コルシカ島撤收
(獨)軍タマン市撤收
(獨)軍ドカネーゼ群島のコー島ニ奇襲上陸

(丁)林)戒嚴令解除、但罷業及び集會禁止命令等を留保

七	日	(獨)ヒトラー總統、黨領袖全國指導者等に對し所信を披瀝 (比)特別全比島代表者會議開催、憲法案を承認 (日)新設三省設置要綱、行政機構簡素化要綱等閣議決定發表
八	日	(中)華)双十節式典舉行、汪主席訓示 (比)ルマビルマ國特派大使、デー・モン氏入京
九	日	(獨)駐葡獨公使アゾーレス諸島問題に關しサラザール首班ロメル元帥と會談 (伊)ムツソリーニ首班ロメル元帥と會談
十	日	滿獨經濟第三次協定調印(於新京) (タ)ロアチア)内閣總辭職(十二日バグエリツチ氏再組閣) (伊)義勇勞働隊を編成、道路の開闢物資の輸送に當らしむる旨伊國防相グラチアーニ元帥布告
十一	日	(米)國務省「平和と戦争」發行(本年初頭發行、平和と戦争の關係公文書二百七十四件を日附順に収録したもの) (米)労働總同盟ボストンに大會を開催 (米)ルーズヴェルト、同盟會長グリフィンに書翰送付、労働者の犠牲的精神を要望 (重慶)蔣介石、双十節慶祝演説を放送 (重慶)蔣介石、支那人移民禁止法撤廢法の通過を要望、議會に教書送付 (重慶)地租の棉花による實物徵收開始(十月末より實施) (重慶)宋子文重慶歸着
十二	日	(英)アゾーレス諸島便宜供與協定成立 (米)接収東部炭坑千七百を所有主に返還完了

(アルゼンチン)駐米大使を更迭
(獨)ネウエリ市撤收
(獨)軍クバン橋頭堡全地域を撤收
(獨)軍南伊カプア撤收

瑞芬代表會談、スエーデン首相及びフィンランド、タンネル、藏相を夫々首班とす、兩國代表ストツクホルムにおいて協議

十五日	日獨兩國、ポルトガル國のアゾーレス諸島便宜供與に關し嚴重抗議	(米)ハルゼー、太平洋方面で近く攻撃開始と豪語 (米)ウイルク、正式に共和黨次期大統領候補として立候補する旨セントルイス市に於て言明、政策を發表 (米)ルーズヴェルト、アルゼンチン政府のユダヤ語各紙停刊處分を非難、駐アルゼンチン米大使をして抗議提出 (米)戰時生産局長ドナルド・ネルソン、スターリン首相訪問會談(二十八日モスクワ退去) (英)マウントバットン、蔣介石と會談のため空路重慶着 (英)漢洲議會終了無期休會に入る (米)戰時情報局航空機の九月中生産高は七千五百九十八機、本年度計畫達成は不可能と發表 (米)罷業炭坑労働者、ルイスの罷業打切り指令を拒否、續行を決議 (ソ)第六回汎スラブ大會をモスクワに開催(十七日) (印度)ウエーヴェル新總督着任 (米)ハル米國務長官、イデーデン英外相、ハリマン駐ソ米大使モスクワ着 (英)チャーチル首相、米上院議員視察團報告事件に關し下院において態度表明 (米)英加三國外相會談モスクワに開催 (米)英加三國外相會談モスクワに開催	(アルゼンチン)ユダヤ排撃共產黨に彈壓 (アルゼンチン)左翼分子本日朝刊に樞軸斷交宣言書署名、政府斷交開始 (アルゼンチン)ラミレス大統領對樞軸斷交宣言書署名、官吏を罷免、不忠誠官吏の嚴重處罰を言明 (瑞典)議會開會
十六日	(南)ジャワ中央參議院第一回會議開院式(舉行二十日閉會) (勃)ブルガリア獨政キリル大公並にワイロフ首相、ヒトラー總統を訪問懇談	(南)ジャワ中央參議院第一回會議開院式(舉行二十日閉會) (勃)ブルガリア獨政キリル大公並にワイロフ首相、ヒトラー總統を訪問懇談	
十七日	(南)スカルノ氏ジャワ中央參議院議長に就任	(南)スカルノ氏ジャワ中央參議院議長に就任	
十八日	(泰)北部マライ四州泰への移管手續完了 (比)ワイリピン共和國特別議會開會、日比條約可決(二十三日閉會)	(泰)北部マライ四州泰への移管手續完了 (比)ワイリピン共和國特別議會開會、日比條約可決(二十三日閉會)	
十九日	(獨)陸海軍各司令官黨主議會開會、ヒトラー總統訓示 (獨)武部滿洲國總務長官一行東條首相訪問要談 (泰)マライ四州シャーン二州を接收、施政開始	(獨)陸海軍各司令官黨主議會開會、ヒトラー總統訓示 (獨)武部滿洲國總務長官一行東條首相訪問要談 (泰)マライ四州シャーン二州を接收、施政開始	

十三日	(日)官廳疎開、官廳職員縮減、教育戰時非常措置等閣議決定	(米)ルーズヴェルト、シベリア基地使用問題に關し見解發表 (米)本年度農作豫想發表、前年對比七〇減少の見込(戰時農糧局發表) (米)ハル國務長官訪ソ途次南米ナタールに立寄、ブラジル外相アラウキヤと會談 (英)チャーチル、投降伊艦船數發表 (米)駐土英大使及び駐土米國代理大使サラジヨグル土首相を訪問會談	(アルゼンチン)樞軸斷交三閣僚を罷免(十五日後任補) (赤軍)クリミヤ半島上陸
十四日	ワイリピン共和國獨立宣言 ラウレン大統領就任、帝國政府ワイリピン共和國承認、日比同盟條約調印	パドリオ伊政權對獨宣戰布告 (米)英、パドリオ伊政權を共同交戰國として承認、但し休戰協定には無影響と發表(ホワイト、ハウス十三日發表ルイスベルト、チャーチル、スターリン共同聲明) (印)インド食糧會議開催、英領インド各州代表、各土侯領代表出席(於ニユーデリー十六日終了) (重慶)米國より重慶に歸還した林語堂、中央黨部大禮堂に於て現下の世界狀勢に關し演説 (米)比島獨立に關し、内務長官イツクス前比島大統領ケソン、夫々メツセーヂ發表 (米)下院金融通貨委員會商品金融會社に對する食糧助成金制限の附與を否決 (米)東部炭坑再び不穩、アラバマ州炭坑夫六千五百名罷業開始 (米)農業労働力供給協定締結 (漢)石炭消費規程開始、鐵道用二五%、工業用十二・五%の夫々削減(カーチン首相言明)	(獨軍)ザポロジエ撤收

二十日
 (日) 比同盟條約御批准。即日發效。
 (比) 初代外相にレックト氏任命。
 (泰) 前駐日大使デイレックト氏を外相に任命。
 (中華) 中文の新敵産第二回移管式舉行。
 (日) 朝鮮茶葉學生に對し陸軍特別志願兵制度を設け、内地人幹部候補生資格者と同様實力に應じ將校下士官に任用。
 (自由インド) 假政府獨立宣言。
 (自由インド) 獨立聯盟昭南に東亞代表者大會を開催。獨立提案を可決。スパス・チヤンドラ・ボース氏を首班に推戴。
 (日) 帝亞丸交換を了しマルマゴン出港。

二十一日
 (米) 支那移民禁止法撤廢法案下院通過。
 (米) 上院に可附。
 (米) 國際協力案(コナリー案) 上院外交委員會議通過。本會議に上程。
 (米) ルーズヴェルト三大労働組合代表(アクリン、マレー、ホイットニー)と總罷業危機打開につき協議。
 (米) エネズエラ大統領メデイーナ・アンガリータと會見。
 (英) マウントバットン重慶發インド露任リン議長イデーデンを引見。
 (西) シリア首相ハド・アラド・ジャヤブ、外相ジャマル・ムルダム・ベイ等エチオピア政府の招聘に應じカイロ到着。
 (米) ハスバシヤとアラブ聯盟問題を協議。

(ハンガリー) 議會開會。
 (佛) フランス人義勇軍二ヶ部隊東部戦線へ向け出發。

二十二日
 (泰) 駐日大使後任にウイチット前外相を任命。

二十三日
 (日) 帝國自由インド假政府承認。
 (比) 比島初代駐日大使バルガス氏に決定。(二十四日任命式)。

二十四日
 (自印) 自由インド假政府對米英宣戰布告。

二十五日
 (獨) クリスマス特別發表。小麦粉五〇〇瓦砂糖二五〇瓦菓子一二五瓦等。
 (伊) フアシスト共和政府ヴェネチアを首都と決定したる旨發表。
 (伊) オモロロプリンチビーニ大佐を駐日代理大使に任命。

二十六日
 (日) 第八十三回臨時帝國議會開會。東條首相施政方針演説(二十九日開會)。
 (中華) 新民主聯合協議會開會(三十日終了)。
 (獨) 伊石炭供給協定成立、引渡開始。

二十七日
 (伊) 新國軍法案を決定。ムツソリーニ統帥陸海空三軍の再建を言明。グラチアニニ國防相ロメル元帥訪問。軍隊組織の問題を協議。
 (日) 日高大使ヴェネチアにムツソリーニ

の旨傳へらる。
 (米) ルーズヴェルト比島政府の成立を否定する旨公式聲明發表。
 (米) 東部炭田罷業抗夫五萬突破。
 (米) 戦時石油局反權軸支配地域の石油産出額及び出資關係を發表。
 (米) スタックワーズ第四次會議開催。スターリン首相、イデーデン英外相、カー英大使と會談、ソ代表團觸發表。
 (米) 戦時労働局罷業打切を命令。炭坑労働組合本部同様打切を要請。
 (英) 飛行機工場従業員四十%は女子と聲明。スタックワーズ飛行機製作相。
 (モスクワ) 第五次會議開催。三國代表顧問團初會合。
 (モスクワ) 會談第六次會議開催。
 (モスクワ) 會談第七次會議開催。スターリン首相ハル米國務長官と會見。
 (重慶) 新徴兵辦法公布。徵集年齡を十九才に引下げ。雜軍を正規軍に改編。
 (米) 西南太平洋反權軸海軍司令官にキンケード中将任命。
 (モスクワ) 會談第八次會議開催。

(米) 海軍記念日、ルーズヴェルト、ノックスにメツセージ送付。海軍力充實を自讃。ニミッツ、日六軍依然強力と警告。
 (米) ウォーレス副大統領後反權軸諸國に對し食糧援助を爲す旨の空手形を發。

(獨) 軍ドニエプロベトロフスク撤收。
 (土) 在重慶トルコ公使館を大使館に昇格。
 (獨) 軍メリトポリ撤收。
 (米) 軍モノ島に上陸。

二十八日	(日) 統帥訪問、ロメル元帥とも會談の帝國主義的野望を指摘 (伊) ローマ進軍二十一年、バゾオリニ黨書記長國民の奮起要望 (ベルマ) 初代駐日大使デー・モン氏信任 (中華) 王克敏氏南京訪問、汪主席と會談 (中華) 第三回敵産八十七件國民政府移管通告
二十九日	(日) 中支振興傘下の華中鹽業公司を中國 (日) 移讓、華中鹽業公司を解散 (中華) 軍事委員會機構改革、調查統計部を整理し政治部新設黃自強氏を新部長に任命
三十日	(泰) 新首都候補地をベチャブンに変更 (自由インド) チャンドラー、ボース首班
三十一日	

各國動向

米 國

【軍事】

海軍首脳部對日反攻作戰協議

太平洋艦隊司令部は、十月五日、聯合艦隊司令長官兼海軍軍令部總長アーネスト・キング、太平洋艦隊司令長官チエスター・ニミッツ、南太平洋艦隊司令長官ウイリアム・ハルゼーが真珠灣の海軍基地において太平洋戦域の作戰につき重大協議を行ひ、五日をもつて會議を終了した旨發表した。

建艦計畫一部變更

海軍省當局は、十月八日、その建艦計畫の内、護送用驅逐艦の建造を一部取消して上陸用舟艇の建造に振替へることに決定した旨發表したが、更に海軍長官ノツクスは、十月二十九日、海軍建艦計畫の變更につき、次の如く發表した。

「大西洋における潜水艦の脅威減少に鑑み、海軍は目下建造中の驅逐艦四百二十七隻の工事を中止することとした。その代りに海軍は海陸兩用作戦用として他の艦種の軍艦を建造する豫定である。」

新空母續々進水

エセックス型空母艦「フランクリン」號は米國大西洋岸



の造船所で十月十二日進水したが、右と相前後して、ク
リーヴランド型巡洋艦を改造したエセックススカボット型
空母(排水量一萬六千噸)六隻が就役したといはれる。

四萬五千噸級大型空母建造計畫發表

海軍長官フランク・ノックスは、十月二十二日、記者團
に對し、四萬五千噸級大型空母三隻の建造計畫を發表し
たが、ワシントン軍事消息通は、同二十三日、その意義
に關し次の通り語つたと傳へられる。

「此の大型新空母第一艦が完成するのは、海軍の造船
速度が著しく向上されてゐるにも拘らず、漸く二年後
である。これを見ても米海軍が太平洋戦の長期化を覺
悟してゐることが分る。また此の大型空母の建造計畫
は、海軍作戦における航空機の役割が益々重大性を加
へて來たことを立證する。米海軍がこれを對日戦に使
用する豫定であることは明らかであり、米國が對日作
戦の容易でないことを認識してゐる證左である。」

「潜水艦の脅威依然重大」

——ノックス海軍長官言明——

英本國及び地中海方面前線視察中の海軍長官フランク・
ノックスは、米第五軍占領後のナポリを視察したのち、
十月三日、驅逐艦でアルジェーに歸着、次の様に語つた。

「歐洲戦は未だ始つた許りである。今後我々は最大
の人的消耗を覺悟しなければならぬ、戦争の短期終
結を期待することなどは飛んでも無い間違ひである」
尚、ノックス海軍長官は、歸途カリブ海方面の米國海
軍基地をも視察し、同九日、ワシントンに歸還したが、
十三日、歸國後最初の新聞記者會見を行ひ、潜水艦の脅
威を警告して、次の如く述べた。

「ドイツは目下地中海においてその潜水艦隊勢力を
増強してゐる。潜水艦の脅威は未だ克服されたわけ
は決してなく、戦争が終るまで重大な脅威として残る
であらう。英國がその地中海艦隊の一部を對日作戦の

ために太平洋に派遣し得るなどいふことは單なる想
像に過ぎない。」

パレット海兵隊代將死去

第八海兵隊は、十月十日、代將チャールス・パレット
が太平洋において軍務に従事中、事故により死去した旨
發表した。

海軍人事異動

十月中に判明した海軍人事異動左の通り。

海軍航空練習部長海軍少將 クック

任海軍中將

任第十海軍區及カリブ水域司令官

ジャクソンヴィル海軍航空基地司令官海軍大佐

アーサー・ギヤヴィン

任海軍航空練習部長代理

海軍大佐 ウィリアム・ウォーレス

任西部海兵隊航空部隊司令官

海軍少將 ハロルド・トレイン

任第十五海軍區司令官

海軍代將 ルイス・ウツツ

任海兵隊航空部隊司令官

海軍中將 アール・キンケード

任西南太平洋反艦軍海軍司令官

海軍少將 アーサー・カーペンター

任第九海軍區司令官

海軍少將 ユートランド・ヴォガム

任海軍基地司令官代理

陸軍人事異動

ルーズヴェルト大統領は、十月一日、戦時假階級であ
る中將の階級にある左の十一名を、正式の陸軍少將乃至
代將に任命、上院の承認を求めた。

在東亞米陸軍地上部隊總司令官

ジョセフ・スチルウェル

第七軍司令官 G.S.パットン
 陸軍軍需部隊司令官 プレホン・ソマーヴィル
 陸軍參謀次長 ジョセフ・マツクナニ
 任陸軍少將(各通)

第五軍司令官 マーク・ロウエイン・クラーク
 西南太平洋反樞軸軍空軍司令官

北阿反樞軸軍空軍司令官 カール・スバツツ
 第八陸軍航空部隊司令官 アイアー・イーカー
 ニューギニア米軍司令官

南太平洋陸軍航空部隊指揮官 ミラー・F・ハーモン
 フォレツ・ブラッドリー

任陸軍代將(各通)

ソマーヴィル軍需部隊司令官重慶訪問

十月十日附ステイツマン紙の報道によれば、陸軍軍

需部隊司令官ソマーヴィル中將は、濠洲において、マツクアーサー西南太平洋軍總司令官と協議ののち、インドに向ひ、十月七日、インド軍需部隊副司令官オイヤラ少將にセイロン島において出迎へられ、同八日、ニューデリーに到着、マウントバツテン東南アジア反樞軸軍總司令官と會談を行ひ、次いでマウントバツテンと共に重慶に赴き、米英將會談に参加したが、マウントバツテンの歸印後も重慶に滞留して、軍需補給問題につき重慶當局と協議した。

陸軍地上部隊の編成

陸軍省は、十月十六日、陸軍地上部隊の編成改正につき、次の通り發表した。
 一、陸軍編成改正の一般目的は、最大の戦闘力を海外へ派遣出来る様、あらゆる人的資源の最大限活用を確保し、受動的防禦要素を減少して最大の攻撃力を發揮するに在り、その要點は次の通りである。

一、歩兵師團の兵力を八割、歩兵師團の自動車数を十割減少する。

一、別個の組織として存在する自動車師團を廢止し、各歩兵師團を輸送隊一箇大隊で輸送する。

一、裝甲師團に於ける聯隊組織を廢止する。そして新師團は戰車、裝甲歩兵各三箇大隊を以て混成し、師團長直接指揮下の兵力を増大する。新師團の砲兵並びに歩兵勢力は戰車兵力に比して大に増強される。

一、新設の輕師團は、目下陸海兩用作戰、空輸作戰、山岳作戰並びに密林戰の訓練を受けてゐる。輕師團は普通の師團より著しく兵力が少いが、小銃及び自動砲の火力においては普通の師團と略々同じである。

一、師團の防禦裝備を限定し、別に高射砲隊、並びに對戰車砲隊をアールして、軍團並に方面軍に附屬させ、一定の戰線が脅威を受ける場合合同方面に使用する。

一、軍團の行政的事務は各軍團から野戰軍司令部に移

管、従つて軍團は、別働軍團即ち事實上小規模な方面軍として行動する場合以外には、純粹な作戰訓練組織となる。又軍團付の參謀を作戰に必要な最少限度に局限する。參謀の人員が多くて不統一では迅速且效果的な作戰は出来ないからである。

陸軍航空部隊事實上獨立

——一年に搭乗員十萬を養成——

空軍部隊を陸海軍から獨立させる案は、久しい以前から米國軍部の懸案となりながら、未だに實現してゐなかつたが、十月二十日、陸軍當局から發表された陸軍航空部隊新操典によつて、陸軍に關する限り、既に事實上空軍が地上部隊から分離して獨立作戰を行つてゐることが判明した。發表された操典の主要内容次の通り。

一、陸軍地上部隊及び航空部隊はいづれも補助的關係におかれず、平等の立場をもつて相互依存關係に立つ。

一、但し一部隊が獨立して遠隔の地に作戰、しかも連絡

の便を缺く場合においてのみ、航空部隊は地上部隊の補助部隊として作戦する。

そして、この操典内容は、既に三ヶ月前から實施されてゐたもので、最近の地中海戦域では米陸軍航空部隊の獨立作戦は、相當顯著に具體化されてゐたといはれる。

尙、陸軍當局筋の漏らす所によれば、陸軍航空部隊飛行乗員訓練状況の通り。

一、陸軍航空部隊訓練司令部は現在一年に約十萬の飛行乗員を養成してゐる。

一、一九三一年の飛行練習事故死亡率は、飛行時間一千時間に對し〇・〇四四だつたのに對し、一九四二年は〇・〇三七に減少、又練習事故率も一・五から〇・五に減少した。

「陸軍擴充は七百七十萬で打切り」

——スチュムソン陸軍長官言明——

スチュムソン陸軍長官は、十月二十一日の新聞記者會見

で、次の如く言明した。

「陸軍の召集計畫が最近更に百萬名増加擴大されたとの噂があるが、これは事實無根で、陸軍は依然として本年末總兵力七百七十萬を目標に擴充計畫を進めてゐる。陸軍の擴充計畫はこれをもつて一應打切りとし、その後は單に補充を行ふのみであるが、この補充だけでも尙毎月七萬五千の新召集を必要としよう。因みに九月一日現在の陸軍總兵力は七百三十萬であつた。」

海外派遣兵力軍需補給状況

陸軍軍需部隊司令官代理ライオネル・デンソン大佐は、十月三日、次ぎの通り言明した。

「國外各戦線の米軍は一九四四年末迄には今年末に比し殆んど二倍に達しよう。従つて更に多くの裝備が必要となり、陸上部隊に對する明年度補給計畫は約二百二十億ドルに上らう。海外派遣兵百人に對し毎年六十挺の小銃が喪失又は損傷の補填として送らなければ

ならず、また各百挺の機關銃に對しても毎年八十四挺が代替として送らなければならない有様である。」

尙、八月一日附ニューヨーク・タイムス紙は、陸軍軍需部隊の活動状況を次の如く傳へてゐる。

一、陸軍軍需部隊は開戦以來十八ヶ月間に兵力約二百萬の米國部隊を海外に輸送し、一方兵器、彈藥その他軍需品二千萬噸をも輸送した。

一、今次大戦においては上陸作戦が開始された場合は一月一兵當り平均七噸半の軍需品が送られ、その後は戦閉繼續のため一月一人當り一噸餘が送られてゐる。

他方、軍需品の生産状況については、陸軍軍需部隊司令官ブレホン・ソマーヴェルが次の如く不満を表明した旨七月二十三日附ニューヨーク・タイムス紙が報じてゐる。

「軍需生産は豫定計畫におくれること甚しく、到底軍の要求を充たし得ない状態にある。上半期の生産が

豫定計畫に達しなかつた結果、本年一ヶ年分の生産豫定目標を達成するためには、下半年において強度の生産能率を擧げなければならぬ。現在豫定計畫通りの生産が行はれてゐるのは軍用醫療品のみである。

尙今年生産目標を一〇〇とする各兵器の生産額は左の通りである。

- 一、飛行機 六一%
- 一、火 砲 五九・六%
- 一、信號兵器 六七・九%
- 一、工兵部隊兵器 六五・一%
- 一、化學戰兵器 六八・九%

空襲警報機構事實上解消

陸軍省は、十月四日、次の如く發表した。

「一般市民の志願者より組織されてゐる空襲警報機構は、全米にわたり事實上解消し、今後は一旦緩急の際に備へ、待機の體制をとるのみとする。同時に沿岸

地方に設置されてゐる敵機看視所も、従来の二十四時間制を廢し時間制をとることとした。」

そしてこれは専ら人的資源不足対策としてとられた措置であり、これによつて戦時活動の他の分野に解放される人員数は全米で六十萬の多きに達すると見られるが、陸軍航空部隊司令官ヘンリー・アーノルドは今回解放されることとなつた空襲警報員に書翰を送り、人心の弛緩を戒めて、要旨次の如く警告した。

「今回の措置は米國に對する空襲の危険がなくなつたためにとられたのでなく、空襲によつて蒙る損害は覺悟の上で、それ以上に人的資源の緊迫が感ぜられた結果とられたものである。即ち今や米國は國全體として攻勢に轉ずる要があり、空襲防止に萬全を期するより、人員を他の方面に動員した方が積極的戦力増強に役立つとの見解がとられた爲である。米國民は今回の措置をもつて戦争の前途に見透しがついたなどと樂觀して

はならない。事實は寧ろ逆であつて、今後われわれの前途には一層苦しい戦争が横たはつてゐるであらう。」

西部諸州燈火管制緩和

西部防衛司令官陸軍中將デロス・エモンズは、十月九日、カリフォルニア、ワシントン、オレゴン各州の燈火管制を緩和する旨言明した。

眞珠灣責任者裁判延期

陸海軍兩省は、十月二日、共同聲明をもつて、眞珠灣敗戦當時の米國陸軍ハワイ駐屯軍司令官陸軍少將ウォルター・シヨートと米國太平洋艦隊司令長官海軍少將ハズバンド・キンメルの處分につき、次の如く發表した。

「陸軍長官ヘンリー・スタムソン及び海軍長官フランク・ノックスは現在キンメル及びシヨートの兩名に對する裁判を開始することは公の利益にとり望ましからずとの見解に到達した。従つて兩名の裁判は今後適當と思惟される時期まで延期されるであらう。」

尙、キンメルは眞珠灣事件の責任を一身に負はされたことには大いに不満であるといはれ、眞の責任の所在を明らかにするため軍法會議の開催を要求したとの報道が傳へられたのに加へ、民主黨下院議員スターリング・コールがこの問題を取りあげて、正式裁判の即時開始を要求するに及んで、眞珠灣事件責任問題は再び米國政界の表面に躍り出た形となつたが、當のキンメルは、十二日、特に聲明を發し、彼をめぐる報道を部分的に否定して、次の如く言明した。

「余は海軍省に軍法會議の即時開催を要求する書翰を送つたこともなければ、又その送附方を他人に頼んだこともない。余としては勿論余のために軍法會議が開催されることを常に希望し、又これに出席して余の云ひ分を主張し得る権利あるものと信じてゐる。然しながら、戦争最中の現在、かうした軍法會議を開くことは、現に第一線にあつて作戦に従事中の多數の高官

連を證人として召致しなければならず、戦争遂行に多大の妨害を與へるばかりか事實上不可能であらう。」

キンメルがかうした聲明を發したにも拘らず、キンメルの顧問として彼の海軍省宛書翰の起草に關係したといはれる海兵隊のハリ・レオナード大佐は、書翰送附の事實を明らかに認め、

「書翰が書かれたことは事實である。その内容は海軍長官ノックスに聞いて貰ひたい。」

と言明、一方海軍當局は、十二日午前、「少くとも今までの所かゝる書翰は海軍省には届いてゐない。」

と言明してゐる。そしてキンメル書翰事件を最初に素破抜いたのはワシントン・メリー・ゴードンで有名なドリユー・ピアソンであるが、彼の報道内容は次の通り。

「嘗て海兵隊總司令官スメドレー・バトラー事件の際、バトラーの辯護士となり、遂にフーヴァー政府をして

彼に對する軍法會議を中止するに至らしめたハリ・レオナードが、キンメルの顧問辯護士となつて、軍法會議開催要求の書翰起草し、これをノックスに送附した。キンメルは最近に至り彼の立場が完全に變つたことを認識し、彼の立場を辯護する數多くの理由を擧げてゐるが、キンメルに同情してゐる友人連の間でも、彼の主張に對し、ノックスとしても或ひは又ルーズヴェルトとしても、これを反駁することは極めて困難であらうといつてゐる。」

新兵器性能

(一) 防彈衣

最近、胸部及び腹部負傷による戦死傷率が非常に高いので、陸軍では一種の胴着様の鎧を考案した模様で、ニューヨーク・タイムズ紙は次の通り報道してゐる。

「この防彈衣は袖無し、チョッキ状のものと、これにホックで取付けるエプロン状のものからなつてゐる。」

(二) 燒夷機銃彈

十月十八日附英紙「ニュース・クロニクル」は米空軍が最近使用し始めた「燒夷」機銃彈の性能に關し次の通り豪語してゐる。

「この機銃彈は空中戦において、これまでの彈丸と

は比較にならない程の猛威力を發揮する。この燒夷機銃彈は〇・五〇吋口径機銃より打出され、航空機の装甲ならどんな厚いものでも貫通する。此の彈丸の中には化學藥品が入つてをり、彈着と同時に直徑數呎の圓の範圍に非常に高熱の火焰を噴射する。自動漏洩防止式燃料槽を有する飛行機に對しては從來の曳光彈では發火させることが困難であつたが、この彈丸だと燃料槽に突入してから發火して、難なく燃料を爆發させることが出来る。」

(三) グラマンヘルキヤット戦闘機

海軍省は、十月二十五日、最新式戦闘機「グラマンヘルキヤット」の性能を次の通り發表した。

「グラマンヘルキヤットは、單發單座全金屬性單葉機であり、航続距離一千五百哩、上昇限度三萬五千呎、プラットホイットニー二千馬力の發動機でプロペラは三葉である。翼は折疊式で航空母艦上の發着は容易で

あり、引込式着陸装置を有し、翼長は四十二呎十吋全長三十三呎六吋である。同機がはじめて使用されたのは去る九月一日の南鳥島攻撃で、續いて十月十五日の大鳥島攻撃にも參加した。」

(四) 新超重爆B29その他

戦時情報局は米軍の新型爆撃機について、十月十七日、次の通り發表した。

- 一、新型長距離超重爆撃機B29は目下大量生産中であり、今後六ヶ月以内に作戦に使用する豫定である、B29の爆彈搭載量は二萬八百封度である。
- 一、米軍は更に近く新型輕爆撃機の生産に取りかゝる豫定である。
- 一、エアラコブラ戦闘機は上昇能力に缺陷があるから目下これに代るべき新型戦闘機を試作してゐる。
- 一、高度飛行技術を行ひ得る單座戦闘機も製作中である。

る。

尙、新超重爆機B29は全重量四十噸、空冷式二五〇馬力發動機四基を裝備し、明年中に五百臺を製造する計畫といはれる。

【外 交】

ハル國務長官モスクワ着

——米英ソ三國外相會談開始——

ハル國務長官は、十月十八日、ハリマン新駐ソ大使以下の隨員を帯同して、空路モスクワに到着、翌十九日より米英ソ三國外相會談を開始した。(詳細は國際月報本號國際時報中「米英ソ三國外相會談の實情」参照)

アゾーレス協定に賛意表明

英葡アゾーレス協定に關し、國務省は、十月十二日、次の聲明を發表した。

「英葡兩國間の同盟に基いてアゾーレス諸島の便宜使用に關し兩國間に締結された協定については米國政

府はすでに通告を受けてをり、右取極めに賛意を表明してゐる。」

尙、ルーズヴェルト大統領は、同日の新聞記者團との會見において、英國がポルトガル領アゾーレス諸島において基地を獲得したことにつき、次の如く言明した。

「今回の英葡協定は、本年五月余とチャーチルとが會談した時にはじまる。従つて米國も必要の場合にはアゾーレスの基地を使用することが出来よう。勿論ポルトガルに對しては米英兩國ともに領土的野心は持つてゐないとの保障が與へられてゐる。カポ・ベルデは目の所本協定に含まれてゐない。」

更に、十月十四日、海軍長官フランク・ノックスは、新聞記者との會見において、アゾーレス諸島内基地の状況につき、次の如く言明した。

「アゾーレスの港灣設備には大規模な修理と改裝工事が加へられなければならない。これ等の工事を加へ

ければ折角のアゾーレスの基地も軍事的價値を發揮しないだらう。又空軍基地にも擴張と近代化工事が必要である。」

バドリオ政權を交戦國として承認

——伊俘虜の取扱は不變——

バドリオ政權は、十月十三日、正式に對獨宣戰の布告を行ひ、米英ソ三國は同政權を以て共同交戦國として承認したが、同十三日夜、陸軍省は、

「米國內にゐるイタリア軍捕虜五萬人の地位は當分變更されることはない。但し地位變更の可能性については検討を加へる筈である」との發表を行つた。

對芬債權の辨濟取極

政府は、十月十四日、フィンランド政府が二個年間に拂となつてゐた第一次世界大戰當時の國債二箇年分を清算する爲、今後二十箇年間、辨濟金を年額四萬二千弗だ

け増額することに同意した旨發表した。新契約に基く辨濟は一九四五年六月から開始される。

ガソリン不足對策にイラン石油を利用

ルーズヴェルト大統領は、十月五日、米國のガソリン不足對策としてイランの石油を西亞各前線の米軍に供給すべく、イラン政府との間に折衝を進めてゐると言明した。

西亞向供給委員會新設

政府は、十月一日、西亞向輸出許可制を實施したが、同八日當局の發表によれば、右實行機關として西亞向供給合同委員會を新設、同地域に對する供給物資の種類及び數量決定等輸出に關する權限を附與することとなつたといはれる。右機關は舊經濟戰局及び舊武器貸與計畫當局並びに英供給委員會の代表を以て構成されるといはれる。

對パラグアイ航空協定締結

國務省は、十月二十七日、米國、パラグアイ兩國間に

軍事航空協力に關する協定が締結された旨發表した。米國はこれにより陸海軍航空將校を、パラグアイに派遣し、同國空軍將兵の訓練にあたる筈で、有効期限は四ヶ年である。

武器貸與總額百五十二億弗

海外經濟局長官レオ・クローリーは、十月二十一日、議會において武器貸與狀況に關する報告を發表したが、その要點次の通り。

「武器貸與法實施以來、米國が反極軸諸國に對して與へた貸與總額は、百五十二億三千五百萬弗に上つたが、その内譯は完成武器五十一%、工業製品二十一%、食糧品十四%、海運、船舶修繕其他勞務提供十四%であつた。工業製品の内は鐵、鋼、化學製品、工作機械、その他設備を含むが、この工業製品の供給は反極軸諸國の軍需工業の活動を維持し、その人的資源を十分利用せしめるためである。食糧その他農作物は最も多く

ソ聯に供給されてゐるが、これは殆ど赤軍將兵によつて消費されてゐる。英國に對しても夥しい食糧が供給されてゐるが、その額は英國食糧消費額の十%に當る。武器貸與の實施は、陸海兩軍の補給當局或ひは戰時海運局及びその他關係當局と十分打合せを遂げた後行はれ、又、各國への武器その他の割當も、統合參謀本部の作戰計畫に従つてなされてゐる。」

各國商社のブラック・リスト作成

——對外經濟恫喝政策愈々露骨——
政府は、對外經濟恫喝政策の一環として、米國の意に沿はない各國商社の「ブラック・リスト」を作成、隨時これを發表してこれ等商社と米國商社との取引を禁止してゐるが、十月二十五日、國務省から發表されたこれ等斷交商社の新改訂表は、再び米國の對外政策を極めて露骨に現はして、アルゼンチン商社のうちで新たに七十九社が表に追加され、スペイン商社のうちで二十二社が追加さ

れ、三社が取消されてゐる。

ネルソン戰時生産局長官訪ソ

戰時生産局長官ドナルド・ネルソンは、ランデイス近東經濟代表とともに、十月五日、エチプトのカイロに到着、更にネルソンは、同九日、空路テヘラン經由ソ聯を訪問、ミコヤン貿易人民委員、モロトフ外務人民委員と協議を遂げ、次いで一月十五日、スターリン議長と會談を遂げた。更に同日ミコヤン外國貿易人民委員をはじめ、アンドレイ・ウイシンスキーその他政府高官、將師等多數出席の歓迎午餐會に出席した。

そして十月十九日、ネルソン戰時生産局長官は、モスクワを出發、各都市の軍需工場視察の途についたが、終つて、同二十八日、モスクワを出發、歸國の途についた。

モーゲンソー財務長官地中海前線視察

財務省は、十月十八日、モーゲンソー財務長官が、財務省顧問ハリ・ホワイト、フレッド・スミスの兩名を伴ひ、

目下戰線視察中であると發表したが、モーゲンソー財務長官は、十月十五日、北阿のアルジェーに到着、同二十一日マルタ島を出發、イタリアに向つたといはれる。

尙、地中海前線視察の歸途、モーゲンソー財務長官は、十月二十四日、再びアルジェーに到着、更に、カイロ附近に新設された米國空軍基地の開所式に出發のため、翌二十五日、同地よりカイロに向つた。

地中海委員會代表着任

地中海地域軍事・政治委員會の米國代表エドウィン・ウイエルソンは、十月十一日、アルジェーに到着した。

アーサー駐亞大使歸任

アルゼンチン駐劄大使ノーマン・アーサーは、二ヶ月の間本國に歸還してゐたが、十月十三日、ブエノスアイレスに歸任した。

ハリマン駐ソ大使信任狀捧呈

政府は、十月一日、モスクワ駐劄大使ウイリアム・ス

ランドレーが健康上の理由で辭職し、後任に武器貸與聯絡官アヴェリル・ハリマンが任命された旨發表した。ハリマンはルーズヴェルト大統領腹心の一人で、最近、ロンドン駐在の武器貸與聯絡官をつとめてゐたが、米國參戦後ルーズヴェルト大統領の特使としてモスクワに使ひしたことがあり、米國における親ソ派の一人として知られてゐる。

尙、同人は米英ソ三國外相會談に出席のハル國務長官に同行して、十月十八日、モスクワ着、同二十三日、ソ聯邦最高會議々長ミハイル・カリーニンに信任狀を捧呈した。

駐英武器貸與聯絡官にリード任命さる

ルーズヴェルト大統領は、十月十九日、アヴェリル・ハリマンの駐ソ大使轉出に伴ふ駐英武器貸與聯絡官の後任に、前ジェネラル・エレクトロリツク會社理事長フイリツプ・リードを任命した。リードはハリマンの補佐役を勤

めてゐたが、今回公使の資格を與へられ、武器貸與關係の他米國海外經濟局、戰時海運局、戰時食糧局、戰時生産局、戰時燃料局その他の駐英代表を兼ね、ワインナント駐英大使がロンドンにおける米國の政治代表たるに對し、リードは米國の經濟代表としての役割を果たすこととなつた。

外交官異動

十月中に發表された外交官異動は左の通り。

ジョン・コールドウエル

任エチオピア駐劄公使

(十月六日附)

南阿聯邦駐劄公使 リンカーン・マッククウェー

任ユーゴスラヴィア及びギリシヤ亡命政權大使

アンソニー・ピツドル

任ルクセンブルグ亡命政權公使

(十月二十一日附)

【一】 般

大統領選挙と輿論

米國ギヤラツプ輿論調査所は明年の大統領選挙においてウイルキーとルーズヴェルトとが相争ふとの假定の下に國內の輿論を調査した結果を公表した。調査の結果によれば一九四〇年と同様ウイルキーは労働階級の支持を受けることが困難とみられ、一般に労働者間の人氣はルーズヴェルトの方に傾いてゐるといふ結論になる。公表要旨は左の通り。

- 一、國內の熱練、半熱練及び非熱練労働者の輿論を調べると、六五%まではルーズヴェルト支持である。これは一九四〇年投票の實績によるルーズヴェルト六五%ウイルキー三四%に比較して殆んど變つてゐない。
- 一、労働者一般がルーズヴェルトを支持してゐるのみでなく、組織労働者だけをみてもルーズヴェルトの人氣

は高い。

即ち調査結果を一九四〇年實績と比較してみると次の通り。

ルーズヴェルト	最近の調査	七二%	一九四〇年投票實績	七二%
ウイルキー	最近の調査	二九%	一九四〇年投票實績	二八%
上層階級	最近の調査	三九%	一九四〇年投票實績	二八%
ルーズヴェルト	最近の調査	六一%	一九四〇年投票實績	七二%
中層階級	最近の調査	五三%	一九四〇年投票實績	五三%
ルーズヴェルト	最近の調査	四七%	一九四〇年投票實績	四七%
ウイルキー	最近の調査	四七%	一九四〇年投票實績	四七%
下層階級	最近の調査	六六%	一九四〇年投票實績	六九%
ルーズヴェルト	最近の調査	六六%	一九四〇年投票實績	六九%

ウイルキー 三四% 三二%

一、地域別にみると次の如くである。

ロツキー山地帯 最近の 一九四〇年 調査 投票実績

ルーズヴェルト 五四% 五六%

ウイルキー 四六% 四四%

中西部諸州

ルーズヴェルト 五三% 四九%

ウイルキー 四七% 五一%

南部諸州

ルーズヴェルト 七一% 七三%

ウイルキー 二九% 二七%

太平洋岸諸州

ルーズヴェルト 五九% 五八%

ウイルキー 四一% 四二%

即ちロツキー山岳帯においてはウイルキーが若干進出してゐるに反し、中西部では逆にルーズヴェルトが優勢

となつた。

一、尚ほ年齢別にみるとルーズヴェルトの勢力は低年齢

の間で増加してゐることが判明する。

二一―二九歳 最近の 一九四〇年 調査 投票実績

ルーズヴェルト 六七% 六〇%

ウイルキー 三三% 四〇%

三〇―四九歳

ルーズヴェルト 五八% 五六%

ウイルキー 四二% 四四%

五〇歳以上

ルーズヴェルト 五五% 五一%

ウイルキー 四五% 四九%

又、投票者の教育程度からみると、大學専門學校卒業

者の間では、ウイルキーの方が人氣が高くなつてゐる。

共和黨の選舉政策

歐洲並に太平洋の兩戦線に互る戦局を他處に、米國政界

はセントルイスにおけるウエンデル・ウイルキーの立候補聲
明(後掲)を以て愈々大統領選舉戦の前哨戦に入つたが、來
るべき選舉戦において、共和黨は、「同一政權の繼續は自
由主義政治と相容れない」といふ選舉對策を掲げて、飽く
迄ルーズヴェルト大統領の四選阻止を企圖すると解され、
ルーズヴェルト大統領は未だ立候補するかどうかも確言
してゐないが、四選の野心を包蔵して、種々の政治工作を
進めてゐることはいふまでもなく、今後米國政界一切の動
きは大統領選舉戦を目標として展開されるであらう。

ウイルキー立候補第一聲

米國共和黨の大立物ウエンデル・ウイルキーは、十月
十五日、セント・ルイスにおいて演説を行ひ、明年秋の大
統領選舉戦に對する第一聲を放ち、正式に共和黨候補の
名乗りをあげたがその演説要旨左の通り。

「米國は既に過去十二年のながきにわたり一人の大
統領を戴き、同じ人物の群によつて支配されて來た。然

るに我々は、今や更にこれからの四年間をも同じ大統領
同じ一團によつて支配されるか否かの時期に直面して
ゐる。これ等の人々の能力が如何に優秀であり、又そ
の勤儉が如何に崇高なものであつても、同じ人物にこ
のやうにながく政權を握らせておくことは、自由な政治
體制を維持する上に危険千萬なことである。外交問題
については、余は反極軸國間の主要二國が排他的な同盟
關係に立つことに反對する。米國は宜しく英國、ソ聯、
重慶その他反極軸諸國を打つて一丸とする共同國際機
關の設立を準備すべきである。かうした見地からハル
國務長官の今回のモスクワ訪問は成功である。反極軸
側はかうした國際協力會議の重要性をあまりにも長く
怠つて來た。余は更にこれに引續きハル國務長官乃至
はその他の重要人物が重慶をも訪問することを希望す
る。内政問題については余は次の三點を特に強調する。
第一は緊縮政策であり、社會的に不必要な政府の浪費

的支出はこの際思ひきつて削減すべきである。一方現在の税制、特に所得税體制に根本的修正を加へ、労働者、農民、企業家たるを問はずその仕事に精勵するに足る利戟を與へる餘地を残す必要がある。

第二は、完全な企業の自由性を確保するため、現行法規の勵行、乃至は必要とあれば、新たな法規の制定を提唱する。たとへ必要に基づいて企業の自由競争を停止せしめるやうなことがあつても、これは飽くまでも一般大衆の利益と合致するものでなければならぬ。

第三は賢明な労働政策の採用である。罷業彈壓法は勿論、現政府の労働政策は懲罰の精神を基礎としたものあり、そのため労働陣營と資本陣營とを不必要に對立させてしまつた。我々は労働階級を政府の有力な一翼とし、労働代表をして政府の財政、内政、外交政策に参畫させるべきである。」

戦線觀察上院議員團英國を痛撃

上院議員チャンドラー、ミード、ラッセル(以上民主黨)ロッチ、ブルースター(以上共和黨)の五名は世界各戦線を視察し、九月末相前後してワシントンに歸還したが、十月七日、八日の兩日に互り上院秘密會において世界戦争の現状を説き、英國政府の老獪な利己的政策を痛烈に非難、獨り米國政界のみならず、反樞軸陣營に青天霹靂の衝撃を與へた。委員の報告内容としてU・P通信その他が傳へるところを要約すれば次の通り。

一、英國はインドに大軍を擁してゐながら依然として對日反攻を行はうとしない。
一、北アフリカ地方においては一般人までが米國のガソリンを使用してゐるが、英國はその石油を退藏してゐる。
一、米國政府は自らの資金によつて諸外國に建設した飛行機場の使用權を戦後確保すべき保障を得てゐない。
一、出先の米軍當局では、勿論機密は保持しなければならぬが、戦況の實情を米國民にもつとよく教へるべきである。

きであるといふ意見をもつてゐる。

一、英國は米國軍の奪回した地域に勢力を扶植しやうとつとめるのみならず、武器貸與法によつて米國から貰つた物資に英國のレットルを附して撤布し、各地住民の歡心を買つてゐる。

最初に發言した民主黨上院議員ラッセルは米國政府が今回の戦争遂行の爲に諸外國に建設した空軍基地の使用權について即時英國政府と交渉を開始する必要があることを力説し、更に次の諸點を強調したと言はれる。

一、米國政府の外交政策はこの際全面的な建直しを必要とする。

一、反樞軸各國は合衆國に對し非常に大きな援助を期待してをり、一々各國の要請に應じてゐたのでは米國は財政的に破産するの外はない。従つて米國政府としては、これら各國に對し制限された範圍内での援助しか與へることが出来ないことを明瞭に斷言すべきである。

一、現在反樞軸軍に對する燃料の補給には主として米國政府が當つてゐるが、英國側にも充分石油資源があるのであるから、それを出させるべきである。

一、戦時情報局の諸外國における支部は極めて無能であり、その活動状態については再検討の必要がある。

ついで、ニューヨーク州選出ミードはインド政廳の態度を非難し、

「セイロン島にはゴムの樹はあるが、労働力が足りない。しかもインド政廳はセイロン島への労働移動について出國の手續きを用意しないから、反樞軸軍は年々五萬トンの生ゴムを損してゐる實情である。」

と述べ、マサチューセツツ州選出ヘンリー・ロッチ、メイソ州選出ブルースター兩議員も夫々太平洋戦線の現状について率直な見解を表明した。最後にケンタッキー選出のアルバート・チャンドラーは歐洲重點主義の誤謬を指摘し、次の通り述べたといはれる。

「マックアーサーもシェンノートも決して對日反攻作戦に充分な兵力をあてがはれてゐない。米國政府としては西太平洋に充分な兵力を出すか、さもなければマックアーサーを呼び返へすべきである。インドからの反攻作戦はマックアーサーにとつても非常な助けとなるだらうが、英國が果して重慶政權援助に本腰を入れてゐるかどうかは疑はしい。英國は現在インドに大軍を待機させてゐるが、この兵力を本気で繰り出す氣はないと思ふ。」

即ち以上各議員の發言を通じて極めて顯著なことは、英國に對する軍事的、政治的、經濟的不滿の深刻なことである。

父親召集案上院通過

父親召集法案は上院に於て審議を續けてゐたが、十月六日、民主黨議員バートン・ホイラーの「父親召集延期案」が否決され、民主黨議員ベネット・クラーク提出案が

可決され、父親召集に關する政府案は概ね原案通り上院を通過、徴兵當局は十月五日から一九四一年九月十五日以前出生の子供を有する父親の召集を開始した。現在、三十八歳以下の父親数は全米で約六百萬と推定され、既に特別召集で八十萬の父親が軍務に服してゐるが、徴兵當局は今年末までに四十四萬六千の父親を召集する計畫といはれてゐる。

出征家族扶助料増額案兩院通過

上院は、さきに下院から回附された出征家族扶助料増額案を十月中旬可決した。新給與案は子供を一人持つ妻に月八十弗を支給し、子供一人を増す毎に廿弗が増強される。従來の給與額は子供一人の妻に月六十二弗、子供一人増す毎に十弗増加であつた。なほ子供のない妻への手當は従來通り五十弗に据置かれた。

支那移民禁止法撤廢案下院通過

支那移民入國禁止法撤廢案は、本年初頭、民主黨議員

ウオレン・マグナツソンによつて提出されてゐたが、其後屢々賛否兩派の間に白熱的論議が展開され、約半歳に亘つて未解決の儘難航を續けてゐた。これに對しルーズヴェルト大統領は、十月十一日、同法案竝に支那人歸化法案の成立を要望し、議會に教書を送つたが、これは勿論米國の重慶懷柔策の顯著な一つの表はれであるとともに、日本の大東亞建設工作が着々と進捗するのに焦慮した米國政府當局の狼狽ぶりを示すものである。ウオレン・マグナツソン提案の骨子は、

- 一、支那人の米國への入國を禁止した現行諸法令の撤廢
- 一、移民入國割當制度の支那人への適用
- 一、現行歸化法の支那人への擴大

等であり、要するに、現在米國が支那及び支那人に與へてゐる差別待遇を撤廢したものである。

かくして、一時は下院議員會で握り潰しの状態に置かれた同法案も、猛烈な政府の政治工作によつて反對派の

策動を完全に封じ、遂に十月二十一日、下院本會議において可決され、上院に廻附された。

上院國際協力案討議開始

上院外交委員會は、十月二十一日、米國の戦後國際協力に關するコナリー委員長提出の決議案を表決に附した結果、二十二對二票を以て可決したので、上院本會議は、同二十五日より同案に對する討議を開始した。右コナリー案内容左の通りである。

「米國上院は次の如く決議する。

- 一、吾人の一切の敵に對する戦争は完全な勝利を獲得する迄遂行すること

- 一、米國は公正且名譽ある平和達成のため戦友諸國と協力すること

一、米國は立憲的手續に従ひ、侵略防止、世界平和保持の實力を有つ國際權力の樹立及び維持のため自由且主權的な諸國に協力すること。」

しかし、上院においては、米國を國際協力に立入らせ
るの得策でないといふ空氣が未だに濃厚で、右表決に
おいて反對投票をなしたジョンソン(加州選出、共和黨)
及びラフォレット(ウイスコンシン州選出、進歩黨)を中
心とする孤立議員は、今後猶反對を繼續するものと豫想
される。しかも、コナリー案は、曩に下院を通過し、上
院に廻附後擱置となつた積極的なフルブライト案に對
する妥協案として提出されたものであるため、他方ベッ
パー(フロリダ州選出民主黨)を指導者とし、バートン(オ
ハイオ州選出共和黨)、ポール(ミネソタ州選出共和黨)
ハッチ(ニューメキシコ州選出民主黨)、ヒル(アラバマ
州選出民主黨)等を中心とする國際協力派議員十四名は、
同案を消極的なものであるとして、侵略防止のため軍事
的實力を保有する國際組織を樹立すべしといふ修正案を
提出してゐる有様であるが、政府はモスクワ會談が進行
中であるのに鑑み、ソ聯に對する政治的ゼスチュアとし

てコナリー案の通過を要望してゐるから、同案は結局上院
を通過するであらうとみられてゐる。
右に關し、ニューヨーク・タイムズ、ニューヨーク・ヘラ
ルド・トリビューン及びワシントン・ポスト等の各紙は、
米國は二十年前國際聯盟加入を拒否した失策を今日繰返
してはならないとの趣旨で、同案の支持を表明してゐる
が、ハリスト系及びマコーミック・バターソン系諸紙は
これを攻撃し、英ソの戦後計畫が不明である今日、米國
は自繩自縛的な行爲を爲してはならないと論じてゐる。
米増税總額百六十億弗
モーゲンソー財務長官は、十月四日、未曾有の老大な
増税案を提出、議會の猛烈な反對を受けた。この増税案
には社會保險税の増徴も含まれてをり、この兩者を合すれ
ば、その總額は實に百五十八億六千萬弗の巨額となる。
即ちモーゲンソー案によれば、現在の社會保險收入十
一億五千萬弗を一舉六十四億五千萬弗に増加せんとする

ものであるが、但し一般増税と社會保險増徴とは相互
にらみ合せ、必ずしも増税案の目標全額を達成する
必要はないとしてゐる。そして税種別増税案のうち、
法人税の増徴は主として所得附加税の引上げにより年
收五萬弗以上の會社に對する附加税率現行の最高四十
%を五十%に引上げることとなつてゐる。

戦勝税即時拂戻案下院通過

下院は、十月十一日、戦勝税の一部を即時拂戻す案を通
過、上院へ廻附した。現行5%の戦勝税は昨年十一月一日
より實施されてゐるもので、本年七月一日以降は隨時納
税計畫に包含されて20%の源泉課税の一部となつてゐ
た。當初の規定によれば、戦勝税は年收六百二十四弗以
上の賃金、俸給所得者に課せられるが、年收一千弗以下
の低收入獨身者に對しては納税額の二五%、既婚者に對
しては四〇%、扶養家族一人當り二%をそれぞれ戦後に
拂ひ戻すこととなつてゐた。今回下院を通過した案によ

れば、右割合を以て次回の納税申告期に控除せしめんと
するもので、たゞ拂戻額は全部戦時公債買入れ、保險金
支拂、負債償還に使用することが條件となつてゐる。
財務省は、再開議會に提出した新増税案において、戦勝
税を個人所得税の中に完全に包含しようとしてゐたが、
下院今回の行動は、寧ろ戦勝税そのものを廢止せんとす
る意圖を示したものと注目されてゐる。

會計検査院長陸軍の綱紀紊亂糾弾

上院陸軍委員會は、陸軍省の提案した陸軍の軍需契約
清算に關し陸軍當局に全權を與せんとする法案の審議
を開始したが、十月十八日、同委員會公聽會に出席した聯
邦會計検査院長リンゼー・ウォレンは猛烈に同案に反對、
陸軍内部の綱紀紊亂ぶりを曝露して、次の如く述べた。
「陸軍の關係當局が民間の者と情を通じて行つてゐ
る不正事件は實に夥しい數に達してゐる。例へば陸軍
當局が承認し、會計検査院の方でその不正を發見した

といふ件数だけでも二百七十件に達した。その金額は數百萬弗にも上らう。陸軍の綱紀紊亂ぶりは實に言語に絶してゐると評しても過言でなく、かうした法案を成立させる場合には陸軍の腐敗を二層激しくしよう。更に陸軍は、この法案が成立しなくても、現在既に會計検査院の権限を侵害した越權行爲を行つてゐるのであり、今更白々しく本法案を提出するなどといふのは、議會を囂着せんとする許し難い侮辱行爲である。」

ブラウン物價管理局長官辭職

ルーズヴェルト大統領は、十月二十一日、物價管理局長官ブレンチス・ブラウンの辭表を受理したが、後任には現物價管理局總務部長チェスター・ボウルズが昇格任命されるものとみられる。

尙、ブラウン物價管理局長官の辭職説は、物價政策の行詰りと關聯して過般來ワシントン政界で頻りに取沙汰されてゐたものである。

軍需生産計畫變更

ルーズヴェルト大統領は、十月十五日の新聞記者會見で、米國軍需生産計畫の大々的變更に關し、次の如く言明した。

「陸海兩省は、軍需生産計畫の變更に伴ひ、戰時生産局が民間軍需工場との間に締結した八千餘の軍需契約につき、再檢討を加へてゐる。かうした大掛りな軍需生産の變更は戰局の推移及び實戰の經驗に徴し、陸海軍の武器に對する要求が著しく變つて來た爲である。」

尙、バーンス戰時動員局長官は、十月十四日、關係各代表者と軍需生産の變更につき、數時間に互り協議を重ねた。

九月中の軍需生産高

政府は、十月二十四日、九月中の軍需生産狀況に關し、詳細な報告を發表したが、その概要左の通り

「航空機生産は八月中の七千六百十二機に對し、九月は七千五百九十八機で、若干減少したが、これは戰争の要求に従ひ機種別による生産重點の變更が行はれたためである。例へば重爆撃機の如きは、九月中の生産豫定計畫を達成したばかりでなく、八月中の生産高を超越すること六%であつた。更に金額にしても四%の増加となり、又飛行機組立資材並びに飛行機用信號裝備の生産も夫々三%及び六%方増加した。

地域別に見れば、太平洋岸の飛行機工場は勞働力不足及び機型變更等により生産を阻害されてゐたが、九月にはその事態は若干改善された。然しその他諸地域の飛行機生産高が激増してゐるのに比較すれば、なほ事態は決して芳しくなく、大體太平洋岸の航空機生産高は過去數ヶ月に互り増減なしといふことが出來よう。

彈藥類の生産は八月は寒心すべきものがあつたが、

九月には三%増加した。大砲用彈藥は八月に比し十一%増加した。小火器用彈藥は計畫量には達したが、七月の生産量には及ばなかつた。

造船方面では海軍用艦船、一般商船ともに、九月中建造高は八月に比し夫々三%及び一%増加した。そして建造海軍艦艇の約四分の一は驅逐艦及び護衛船であつた。本年初頭以來九月末までに建造された商船噸數は一千三百二十萬噸で、本年造船計畫一千九百十六萬二千噸の六十九%が既に達成された。船種別に見れば、リバティ型百六隻で、八月より四隻少く、油槽船は廿二隻であつた。

信號用兵器生産高は八月に比し六%増加したが、計畫量には達しなかつた。

戰闘用車輛は、八月に比し十九%減、自動推進火器は一%増、高射砲及びその裝備は二%増、小火器歩兵用武器は十三%増、自動車輛は五%減となつた。

九月中の船舶建造高

海軍委員会副委員長ハロルド・ウィツカリーは、九月中の米國造船高につき、十月四日、次の如く發表した。

「九月中の全造船隻数は百六十隻にとどまり、八月の百六十四隻に比し減少したことは遺憾千萬である。我々は九月において造船の最高記録を期待したにも拘らず、造船実績は却つて七月の水準に逆戻りしてしまつた。但し個々の造船所では非常な成績をあげたものがある。例へばオレゴン造船所では九月中に新船二十四隻を未曾有の低労働時間で完成した。」

開戦以來の事故死傷者七百八萬人

安全評議會は、十月一日、國內における事故死傷者數を發表したが、同報告によれば、開戦以來事故による死傷者は合計七百八萬人で、内死者八萬、負傷者七百萬であるといはれる。

食糧機關改造

ルーズヴェルト大統領は、十月二十九日、新聞記者團との會見で、反樞軸並に米國の食糧機關の改造につき次の如く發表した。

一、一九四二年六月設立された米英合同食糧協議會には今回カナダ代表をも加へることとし、會長に農務長官クロード・ウィツカードを任命する

一、戦時食糧局内の食糧諮問委員會及び各機關連絡委員會を廢止し、新たに「食糧需要、割當委員會」を設置する

一、戦時食糧局長官マルヴィン・ジョーンズを米英合同食糧協議會の米國代表委員に任命する

尚、ルーズヴェルト大統領は來る十一月一日、議會に對して食糧問題に關する教書を添附する旨發表した。

紐育でバタ使用制限

ニューヨーク市長ラ・ガーディアは、十月四日、市民に對してバタの使用制限を次の如く要請した。

「旅館及び料理店等では今後其食にバタをつけるこ

とを止めて貰ひたい、バタ不足の現状に鑑み、余は近く正式に市内の各種飲食店で食糧にバタの使用を禁止する法令を發布する豫定である。」

食糧事情深刻

ウィツカード農務長官は、十月二十日、國內の食糧事情に關し、要旨次の聲明を發表した。

「米國の農村が最も不足を感じてゐるのは労働力であり、そのため食糧増産は相當の危機に直面してゐる。農業機械及び車輛不足も農作に深刻な支障を與へてをり、又農作物運輸機關の不足も全國的に見て由々しい問題である。」

一方肉類の需給豫想も決して樂觀を許さず、米國家畜販賣協會當局は、同二十日、次の如く言明してゐる。

「來年の夏には民需向の肉類は殆んど皆無といふやうな深刻な事態さへ豫想される。」

ゴム問題危機に直面

十月二十六日附エコノミスト誌所載の「米國のゴム不足」と題する論說要旨は左の通りである。

「本年九月にゴム需要状況を調査した戦時動員局特別顧問バーナード・バルーチは、四三年四四年の兩年度

は、毎年軍需六十一萬七千噸、民需十六萬五千噸、外に武器貸與法による外國輸出量を考慮すれば、すくなくとも年額八十四萬五千噸を生産しなければならぬと發表した。しかし、本年度天然ゴム輸入總量は、四萬一千噸に過ぎず、古ゴム蒐集も失敗に歸したため、殘餘を全部人造ゴムに依存しなければならぬが、参戰當初から開始した人造ゴムの製造は捗々しくない。

戦時生産局長官ドナルド・ネルソンは、本年末迄には四十三萬噸の生産は可能で、なほ増産の見込があると發表したが、ゴム委員會の百十萬噸案には到底達し得ず、米國ゴム問題は危機に直面した観がある。」

ガソリン不足東部より西部に波及

東部諸州のガソリン不足は、關係當局必死の緩和策實施にも拘らず、愈よ深刻化してゐる模様で、最近では西部に迄波及し、米國のガソリン不足は遂に全國的現象となる氣配を示してゐる。ワシントン來電によれば、石油管理官ハロルド・イツキーズは、十月四日、西部諸州選出上下兩院議員三十七名を招致、

「太平洋岸並にロッキーマウン系の十州では、近い將來ガソリンに不足を來すこととならう。そのため以上西部諸州における民需用ガソリンの割當消費量は一日約一萬五千バレルに減少される見込である。」

と包み隠しなく言明、政府の措置に對する議員側の支持を豫め要請した。

東部炭田罷業益々擴大

今春以來不穩狀況にあつた東部炭田では、十月十三日、先づアラバマ、インディアナ兩州に罷業勃發、以來九日間、政府躍起の工作も效なく却つて益々擴大の勢を示し

たので、戰時勞働局は、十月二十三日、炭礦夫組合代表トーマス・ケネディ及びアラバマ州組合支部長ウイリアム・ミッチを招致、一時間半にわたり協議の後、罷業勞働者に呼びかけ、

「二十五日までに罷業を打ち切り復業すること、然らざるときは問題一切を大統領の下に移譲する。」

旨聲明を發した。これにより戰時勞働局は再び罷業炭田を政府に接收する非常措置の實施を示唆したと見られるが、一方炭礦夫組合本部も、

「この際無統制な罷業は徒らに勞働者の立場を窮地に陥れ、賃銀値上げ要求を却つて不利にする惧がある。」旨を強調したが、罷業は日毎に隣接諸州に擴大した。

一方、石炭罷業の長期化と共に燃料不足によつて米國軍需産業の蒙る打撃は漸次深刻化してゐるが、戰時燃料局長ハワード・グレーは、十月二十二日、上院の委員会に出席して、石炭供給の前途が極めて憂慮すべき状態にお

かれてゐることを指摘、

「石炭の需給状態は現在でも決して良好ではないが、今後悪化する可能性こそあれ好轉する望みは殆どない。今年の各無煙炭は昨年約九十%の供給が期待出來るが、有煙炭に至つては軍需生産、電力及び鐵道運轉等戰時に絶對不可決な用途を滿たすのがせいぜいで、一般民需用に向ける餘裕は殆どあるまい。」と警告を發した。

尙、炭坑罷業に業を煮やしたデーヴィス戰時勞働局長官は十月二十八日、ルーズヴェルト大統領に對し罷業に關する報告を送附、ルーズヴェルト大統領はこれに對し、罷業勞働者に對し斷乎たる措置に出でる旨の返書と與へた。

しかも、東部諸州炭田の罷業は、十月三十一日夜半、休戦期限切迫に拘らず、尙ほ終熄せず、三十日夜の形勢では罷業参加人員總數十一萬五千を數へるに至り、しかも刻々増加せんとしており、炭坑勞働者組合加入の四十

五萬がやがて一齊總罷業に入る惧れを生じてゐる。

十月二十七日、ストックホルム・チドニンゲン紙ニューヨーク特電によれば、米國における勞働不安は、十月下旬、全面的に悪化し、罷業は東部十二州の炭坑および全米鐵道に波及するかの形勢を示すに至つた。かうした情勢が軍需生産に與へた打撃もまた極めて大なるものがあり、アラバマ州では現に二萬人の炭坑夫が罷業に入つただけで出炭量が激減し製鋼高も著しく減少した模様で、一説には十日間の罷業で二千萬トンの石炭および十萬トンの鋼鐵を失はれたとさへいはれる。

全米鐵道従業員不穩

全米百萬餘の組合員を擁する鐵道友愛會所屬勞働者は、十月下旬、賃銀割増問題で不穩な形勢を示しはじめた。鐵道従業員からなる五大鐵道友愛會は米國勞働總同盟、産業別組織委員会と並んで米國勞働組合三大勢力の一つである。

全米鐵道從業員の列車乗員五組合はシカゴで開かれた代表者會議で罷業決行か否かを決定する投票を行ふこととなつたが、これに續いて百萬以上の組合員を有する全米鐵道非乗員各組合も、十月二十五日、全組合員に對して罷業決行を投票に問ふことに決定した。これにより文字通り全米鐵道從業員總罷業の可能性が益々濃厚となつたが、非乗員組合代表は投票實施を決定すると共に次の聲明を發表した。

「我々は組合員の満足し得べき賃銀の増額を確保するため、罷業を行ふべきかを投票によつて決定することとなつた。現在の低賃銀に對する組合員の不滿をそのままに放置すれば、労働者の怠業或ひは組合當局の承認せざる罷業の頻發により戰時輸送が支障を受けることは必至であり、我々はこの際斷乎一致行動をとることによつて現在の不鮮明なる事態を解決せんとするものである。」

労働者不足対策

マクナット人的資源委員長は、十月十一日、ボストンにおける労働總同盟年次大會に臨み、労働力不足の狀況につき次の如く説明した。

「去る七月現在で軍需工業に従事してゐる労働者は六千三百萬と推定された。軍需産業の労働力不足は益々甚しく何らかの對策を至急とらなければならぬ状態にあり、政府は次の諸政策の實行を考慮してゐる。

- 一、不念不要産業から軍需産業への労働者移動促進
- 一、女子労働者の雇傭増加
- 一、缺勤の防止
- 一、營働者一人當りの生産額増加
- 一、労働力不足地區への發註抑制

労働力不足により鑛産制限

戰時生産局は、十月二十七日、一部鑛物の生産制限を發表した。その理由としては鑛物の増産、軍需の強化、勞

働力の不足が上げられてゐるが、最大の原因は労働力の不足であつて、これがため一部生産を犠牲にせざるを得なくなつたものと解される。同時に、同局は一部鑛物の新規輸入を禁止し、貧鑛に對する生産者助成金交付を廢止する旨發表した。かくて今後ヴァナジウム、タングステン、モリブデン、コバルトなど特殊鋼への合金用金屬については、在荷が豫定の目標に達し次第、過剩ストックの累積を避けるため、生産及び輸入と需要との調整を計ることとなるが、右に關聯し、政府はすでに一部合金用鑛石の買入制限措置を講じてゐる。

政府は、先づ鉛、亜鉛に對する助成金を中止すべく、輸入クローム鐵鑛、ヴァナジウム、コバルトに對する政府買上契約は、すでに新規締結を禁じた。またモンタナにある貧鑛のクローム鑛山は稼行停止を命ぜられ、労働力をより緊急の鑛山に振向けてゐる。尙、政府は國內の黒鉛大生産者に對する註文を取消し、その手持増加を禁

止したが、戰時必要な場合直に採業再開の出来るやう指令してゐる。

労働總同盟第六十三回年次大會

労働總同盟第六十三回年次大會は、十月四日より全國の地方支部代表六百名出席の下にボストンで開催、會長ウイリアム・グリーンは、開會劈頭、次の如く演説した。

「米國は孤立主義を棄て、世界家族の仲間入りをしなればならぬ。今次大戰は米國が世界の他の部分から孤立し得ないことを教へた。自ら平和を欲するだけでは充分でなく、平和確保のため積極的に参加しなければならぬ。労働階級は戰爭の善後措置に労働代表をも參刺させることを要求する。労働階級は將來の問題が職業的な外交家のみによつて誤つて處理されるのを看過出來ない。」

ルーズヴェルト大統領は、十日、同大會に宛て會長ウイリアム・グリーンへの書翰の形式で聲明書を送り、軍

需生産第一主義を強調し、労働戦線の協力を要請した。要旨左の通り。

「米國は生産戦線において熾烈な戦ひを続けてゐる。現在の生産水準を維持するためには更に大なる努力を傾倒しなければならぬが、場合によつてはその際議の沸騰するのをもまた避け難い。労働者諸君はいづれにしても犠牲的精神を以て全力を盡し、又自らの生活に一大改変を加へて戦争努力に絶えざる寄與をなさなければならぬ。労働者のみに限らず、今日米國內のいたるところにおいて、全く同じ犠牲が拂はれてゐることを知つて貰ひたい。労働者はこの際賃金引上げを強要する如き行動を止め、國內經濟の安定を支援されたい。勿論政府は生活費の切下げには十分対策を練つてをり、物價水準の引下げにはやがて相當な成果をあげる積りである。」
尚、同大會は十四日再びその會長に現會長ウイリアム・グリーンを選出した。グリーンは一九二四年以來總

同盟の會長であり、今度で二十四回目の當選である。
對外投資總額拾壹億弗

財務省は、對外投資を有する米國民四萬人について調査した結果、十月十二日、左の如く地域的分類により發表した。

世界合計	一、一五三、四〇六、〇〇〇弗
(1) 樞軸國	一二八、九五二、〇〇〇弗
内ドイツ	一〇一、四二九、〇〇〇弗
イタリヤ	二四、一三五、〇〇〇弗
(2) 樞軸占領地(歐洲)	七八、六七二、〇〇〇弗
内フランス	二四、七五七、〇〇〇弗
ノルウェー	一三、九七二、〇〇〇弗
ギリシヤ	一一、七二二、〇〇〇弗
(3) アルゼンチン	三七、三七三、〇〇〇弗
(4) ブラジル	三〇、八八五、〇〇〇弗
(5) チリ	二二、二〇二、〇〇〇弗

本年八月末までの輸出額七十九億弗

商務省は、十月八日、本年一月以降八月末までの輸出貿易額は、七十九億六千三百萬弗に達し、前年同期に比し六十四%の増加、一九四二年全年度分に比較しても一%少ないに過ぎないと發表した。
右輸出額中には海外派遣の米國軍に對する補給を除き、武器貸與法による輸出額も含まれてゐる。

「戦争の長期化を覺悟せよ」

——ホプキンス大統領特別顧問警告——

大統領の特別顧問としてその智慧袋といはれるハリ・ホプキンスは、十月二十七日附アメリカン・マガジン誌に一文を寄稿、戦局の前途について次の如き警告論を吐いた。

「戦局の前途に對してあまりに早まつた樂觀論を抱くことは危険千萬である。何故なら日獨兩國共にまだ龍大な工業力を持ち、更に軍事力の點では依然として

世界の第一位を占めてゐるからである。反樞軸空軍は歐洲の工業中心地に最近頻りに爆撃を加へてゐるが、ドイツはいまだ開戦當初よりも更に多數の工場を有してゐることを知るべきであらう。現在ドイツには一千三百萬もの外人労働者が働いてゐる有様である。

一方日本の戦力は強靱であるばかりでなく、反樞軸軍が日本の軍需工場を破壊し、船舶を撃沈しない限り、その戦力は今後益々増強されてゆくばかりであらう。かくして我々は今後尙少くとも數年の戦争繼續を覺悟しなければならぬのである。」

英國

【軍事】

海軍軍令部長更迭

政府は、十月四日、病氣辭職した海軍軍令部長海軍大

將ダッドレイ・パウンドの後任として、地中海方面反樞軸艦隊司令長官海軍大將アンドリュウ・カニングラムを任命した旨発表した。

尙、パウンド前軍令部長は、十月二十一日ロンドンで死去した。享年六十六歳。

地中海方面反樞軸艦隊司令長官更迭

政府は、十月二十一日、海軍軍令部長に榮轉したアンドリュウ・カニングラムの後任として、東地中海水域前線艦隊司令長官海軍大將ジョン・カニングラムを地中海方面反樞軸艦隊司令長官に任命したと発表した。

海軍人事異動

海軍中將 ハロルド・パロウ
任ジブラルタル要塞司令官
海軍少將 ハミルトン
任海軍中將、命マルタ島海軍司令官代理
海軍少將 ニコルソン

任セイロン島海軍司令官

奇襲部隊司令官任命

政府は、十月二十二日、ルイス・マウントバツテンが東南アジア反樞軸軍總司令官に轉出した後任として、ジョーセフ・レイコック少將を英軍奇襲部隊司令官に任命した旨発表した。

軍事使節團太平洋戦域を視察

陸軍少將レスブリッジを主班とする英國軍事使節團は、ソロモン群島に二週間滞在して、ガダルカナル及びムンダの戦跡を視察した後、十月中旬、ニュージーランドに到着したが、レスブリッジは使節團の使命に就て次の通り語った。
「政府は、太平洋戦線における米英兩國軍の協力を促進する爲め、使節團を派遣した。本使節團は、戦術以外の全軍事部門に互つて調査し、特に太平洋戦線に最も適した軍編成、兵器その他の裝備及び訓練を検討するであらう。」

尙、一行は、ソロモン群島及びニューギニアの戦闘に参加した濠洲及び米軍代表に會談した後、濠洲からインドに赴く豫定といはれる。右使節團の主な顔觸れは次の通り。

陸軍少將レスブリッジ、海軍少將ゴルドン、代將マクレーン、代將バートレット。

チャーチル首相伊艦隊の利用價值肯定

チャーチル首相はイタリア艦隊の利用に關する下院の質問に對し、十月十二日、書翰を以て次の通り答辯した。
「イタリアの政變に依り反樞軸軍に投降したイタリア艦艇の数は、現在までに百隻以上に達し、戦艦六隻の内五隻、巡洋艦十一隻の内八隻、商船十五萬噸が含まれてゐる。以上の艦船及び乗員を實戦に如何に使用するかは十分検討した上でなければ判らないが、イタリア艦艇が十分の利用價值を有してゐることだけは言明出来る。これ以上の説明は反樞軸軍の利益に反するの

で、發表することは出来ない。」

對歐空爆實績

空軍省は、十月十三日、英國を基地としてドイツ本土並に北部歐洲爆撃戰に参加した反樞軸空軍九月中の損害は、英軍百九十三機、米軍九十二機で、一月以降九月十三日までの損害は、英軍千八百四十四機、米軍五百三十九機(何れも爆撃機)であると發表、他方、シンクレア空相は、十月二十七日、下院において空軍が同月二十五日までの過去四週間にドイツに對し一萬七千トンの爆弾を投下したと言明した。

新兵器性能

(一)陸軍當局は、十月十日、千五百ヤードの距離から戦車の砲塔を破壊し得る新型超重對戦車砲の完成を發表した。新對戦車砲は獨軍の六十トン級「虎」戦車に對抗する爲に作られたものといはれる。
(二)空軍省は、對潜水艦新兵器に關し、十月二十二日、次の

通り發表した。

「空軍は強力な光線による對潜水艦防禦戰術を完成したが、飛行機中の特殊装置から或る種の光線を海面に發射すると、潜水艦は夜間浮上が困難となり、晝間の活動にも非常な制限を受ける。」

(三)陸軍當局は、ドイツ軍の空襲に備へ、最新鋭高射砲を完成した旨十月廿五日發表したが、同高射砲は六十發に一發の命中率を有してゐるといはれる。

【外 交】

イーデン外相モスクワ着

——米英ソ三國外相會議開始——

イーデン外相は、十月十八日、ストラング外務次官以下の隨員を帶同して、空路モスクワに到着、翌十九日より米英ソ三國外相會議を開始した。(詳細は國際月報本號國際時報中「米英ソ三國外相會議の實情」参照)

チャーチル首相英葡協定内容發表

——アゾーレス諸島便宜供與獲得——

十日十二日のB・B・C放送によれば、チャーチル首相は同日下院において、ポルトガル政府は英國に對して、アゾーレス群島において便宜を供與することに同意したが、右は歐洲に於けるポルトガルの中立を阻害するものではなく、急迫事態解消次第、英國は同島より撤兵すると發表した。

ポルトガル政府は、同日、左の如き英葡共同聲明を公表した。

「英國政府は、ポルトガル政府と諒解の下に、十月十二日、下院において左の通り聲明した。

一、今次戰爭勃發と共に葡國政府は英國政府と諒解の上戰火のイベリア半島波及を防止する爲中立政策を執りたるが、右は英葡同盟と矛盾するものに非ざる旨屢次聲明せり。

二、英國政府は今回英葡同盟に基き葡國政府に對し大西洋に於ける商船の航行を防護する爲アソトレス群島に於て或種の便宜供與方要請し來れるを以て葡國は之を容れ兩國間に左記協定締結せられ即時效力を發生せり

- (イ) 英國政府に供與する便宜に關する規定
- (ロ) 葡國軍隊及葡國經濟保持上必要な物資を英國より供與すること

三、前記便宜供與に關する協定は一時的のものにして葡國の領土主權を侵害するものに非ず同島駐屯の英國軍隊は戰爭終了と共に撤退す

四、本協定は歐洲大陸に於て中止を維持し且イベリヤ半島に平和地域を確保せんとする葡國の政策と矛盾するものに非ず

五、本協定は英葡同盟に新生命と力とを與へ英葡親善を益々鞏固ならしむるものなり

米上院議員の對英非難にレウエリン應酬

ワシントン常駐の英國軍事生産補給長官ジョン・レウエリンは十月十八日デトロイト市において演説を行ひ、米國上院議員の對英非難(國際月報本號各國動向中米國の部参照)に答へ、大要次の如く應酬した。

「前線視察の米國上院議員連は、英國が武器貸與協定により米國から補給を受けたものを他に轉賣して不當な利益を得てゐると非難してゐるが、彼等は貸與協定に基づき、英國も米國に對して非常な寄與をなしてゐる事實を御存知なのであらうか。例へば、米國の太平洋艦隊が對日戰の結果航空母艦の不足に陥つた時には、英國海軍は米國に空母を貸與したことさへある。更に反樞軸軍への石油の供給は殆んど米國が負擔してゐるとの主張も真相ではなく、油槽船不足のために戰場に近い油田が大いに利用されてゐる。例へばイラン及びトリニダッド島の英國系油田の如きは油田の生命をも考慮せず、最大限にまでその産油を供出してゐる

る。一方英國が航空機生産の點でも反樞軸軍に大きな
貢献をなしてゐることを見逃してはならない。」

ホリア駐西大使歸任

スペイン駐劄大使サミュエル・ホアは、八月下旬フラ
ンコ統領と會見した後、英國に歸還、本國政府と打合せ
を行つてゐたが、十月十日、マドリッドに歸任した。

ヨーク大司教歸英

ヨーク大司教カーベットは、九月十九日、モスクワを
訪問して以來、英ソ宗教連繫問題に關し、ロシア教會首
腦と協議を重ねてゐたが、二十數日間の訪ソ旅行を終へ
て、十月十一日、ロンドンに歸着、出迎への記者團に對
しソ聯宗教復興の印象を次の通り語つた。

「ソ聯における教會の權威は完全に許容され、反宗
教宣傳は終止符を打たれてゐるが、無神論者の團體は
依然根を張つてをり、宗教宣傳は許されてをらず、國
家自體は徹底した無宗教を標榜してゐる。但しソ聯が

共產主義國家といふよりは、社會主義國家に轉形して
ゐることは斷言出来やう。

國民の間にも神の導きを求める聲が、次第に多くな
つてゐる。英ソ宗教提携に關しては、英ソ兩國教會代
表間に原則上意見の一致をみたが、細目決定の運びに
至らなかつたし、近い將來提携が實現するとも思へな
い。

ソ

次いで、十月十四日、ヨーク教職會議において、ソ聯
の宗教復興に關し、次の通り言明した。

- 「ソ聯の宗教復興に關して余の受けた印象は、
 - 一、ロシアの教會が國家の制約から脱したること
 - 一、完全な信教の自由が許されてゐること
 - 一、ソ聯民衆の信仰心が篤いこと
 - 一、反宗教宣傳が悉く禁止されたこと
- の四事實に盡きる。スターリン議長が今回の措置を斷
行した動機は、宗教がソ聯民衆の心に深く根差してゐ

る事實に鑑み、戦時下民衆に多くのものを要求してゐ
る代償として宗教を興へたものと思はれる。従つて宗
教が民衆の生活に大きな影響を興へることが判れば、
ソ聯政府の對宗教態度は更に變化しよう。」

サウデイ・アラビアとの友好條約更新

政府當局は、十月中旬、英國、サウデイ・アラビア兩
國政府間に一九二七年に締結された友好條約が、最近兩
政府間の覺書交換によつて更新された旨發表した。

【一】 般

攝政法改正案上院通過

國王ジョージ六世の發議により、去る九月二十二日、
議會に提出された攝政法中改正法律案は、十月十二日、
上院において可決された。その内容は左の通りであ
る。

- 一、三七年攝政法にコンセラー・オブ・ステートは成年者

(二十一歳)に限られてゐるのを、國王が病氣又は國外
旅行の場合國務をコンセラー・オブ・ステートに委任す
ることが出来、王位繼承推定相續人であるものは、十八
歳に達した時はコンセラー・オブ・ステートとなること
が出来ると改正した。改正の目的は四四年四月成年に達
するべき第一王女エリザベスに適用するためである。

- 二、國王が國外に旅行する場合、女王は必ずコンセラー
オブ・ステートの一員となるべき規定に關し、國內に
ゐないものはコンセラー・オブ・ステートより除外する
ことに改正した。右は三九年國王が女王同伴國外に旅
行した時の経験によつたものである。

外務次官更迭

政府は、十月四日、ロー外務次官の關係昇任に伴ふ人
事異動を次の通り發表した。

- 外務次官 ジョージ・H・ホール(労働黨)
- 海軍省財政長官 ジェームス・P・L・トーマス(保守黨)

民間航空會議開催

英帝國全體に共通する戦後民間航空政策協議を目的とする民間航空會議は、國領尙書ヒューアブルック主催の下に十月十一日より十三日迄ロンドンに開催され、南阿、濠洲、ニュージーランド、インドの各ロンドン駐節高等辨務官の外、航空關係専門家が多数出席し、商業會議所、工業聯盟、英・米航空會社代表により成る國際航空委員會が設置されたが、同委員會において、十月十一日、次の如き提案が行はれた。

- 一、國際航空路割當を行ふため國際機關を設置すること。
- 一、米英兩國航空事業は平等の基礎に基いて組織されるべきこと。

一、英帝國航空路は英帝國において維持すべく右は英國海外空路會社の手に委ねること

英國は、右會議の決定方針に基き、米國その他反極軸諸國と協議をなすものとみられるが、この會議を開催す

るに至つた英國側の動機は、蓋し戦後米國が世界航空路を獨占しやうとする情勢に對し英國輿論に深刻な憂慮が接頭したのによるものと解される。即ち反極軸國側の航空路は、戰爭以來概ね米國の支配するところとなつたので、英國が戦後の航空路再配分に不安を感じたのによるものである。しかし、英國が英帝國內の航空路に關し排他政策をとることゝなれば必然的に米國側の反對に遭遇するであらうことは、米上院議員視察團報告事件に鑑みても明である。

保守黨の戦後改造問題報告

保守黨の戦後改造問題中央委員會の報告は、十月六日に發表されたが、右は下院議員カドガンを委員長とする復員及び復業問題小委員會の第一次中間報告である。そして、この報告は小委員會の意見に止るとはいへ、首相に參考として提出されるべき同黨戦後政策案中に織込まれるものである。本報告の提案は、ベピンのT・U・Cに於

ける陳述と興味のある對照をなしてをり、その要點は左の通りである。

「復員順序の優先位は現役に服してゐるもの、特に海外で服務してゐるものに與へることを根本方針するが、右資格該當者中の優先については、個人的事情を無視することは出来ない。そして服務年數も然るべく併せ考慮することを可とする。具體案として、服務年數、海外勤務、昇進、年齢、配偶及び子供の有無並に就職の能否、個人經營者、産業に必要な人員であるか否か、學業の経歴等に夫々點數を定め、軍隊において留めて置くことを望む場合にはそれだけマイナスの點數とし、最大點數を得たものに優先位を與へることとする。尚、ナショナル・サービス・アクトを戦後も存続、現役軍人の速かな除隊を圖るが、戦後英國の國防力増大が豫想されるので、軍隊志願を促進する様に軍人の給與昇進等を良くするべきである。女子部隊は軍隊の一

部として戦後も存続させるが、若し適當な待遇を與へるにおいては充分の志願者があるものと豫想される。尙出生率減少に鑑み、女子が家庭の人となることは獎勵する。」

この報告は小委員會の一員、退役陸軍中將ジョン・ブラウンが軍人の心理を考慮して考案したものといはれるが、エコノミスト誌は、かうした複雑な點數制が、一日も早く除隊を望む兵隊を納得せしめ得るかどうかを疑つてゐる。

保守黨及び統一黨中央評議會

保守黨及び統一黨協會全國聯盟中央評議會々々は、十月七日、ロンドンにおいて開催されたが、本會議において採擇された決議案は左の通りである。

- (イ) 小商人の利益を保護する
- (ロ) 政府に對し勞働問題及び四百萬戸住宅建築問題等に關する明確な政策の發表方を要請する

(ハ) 戦後各人に職業を與へる爲に政府に對し投資及び生産を高度に維持する責任をとらせる
尙、本會合に關しては、國家統制反對の空氣の認められたことが注目された。

リットルトン生産相ゴム自給談話

リットルトン生産相は、十月十三日の下院において、「英國は戦時中自國のゴム需要を生ゴムによつて、十分満し得るばかりでなく、相當多額の生ゴム餘剰量を輸出し得る。」

と豪語したが、右は生ゴムを現在米國から輸入してゐる人造ゴムに混入してゴムの増産をはかるもので、この混用に用ひ得る英國の生ゴム在荷は、英國自體の需要に應じ得るばかりでなく、米國向け輸出も可能であるといふ意味に解される。しかし、實際にはゴム需給に餘裕のある筈はなく、生産者も古ゴムの回収に躍起となつてゐる。

工業事故増大

工場總監ウイルフレド・ガレットは、軍需工業の事故に關する年次報告を政府に提出、右報告は十月六日公表された。その報告によれば、軍需工業の事故は過去一ケ年間に倍加したといはれるが、事故による死傷實數は出てゐない。報告の要旨次ぎの通り。

一、歐洲戦争の開始前英國工場の事件數は毎年一萬三千件に上り、開戦後一九四一年には四萬二千件に増大、一九四二年には七萬一千件に達した。

一、然るに、事故件數は過去一ケ年間に更に二倍に増加した。増加の原因の一つは一九四二年以來工場に婦人労働者が使用されてゐることであり、他の原因は事故防止の安全處置が不十分なことである。但し事故の過半数は危険な彈藥工場で起つてゐる。

英國銀行保證發行限度擴張

英國銀行の保證發行限度は十月五日より十億磅から十億五千萬磅に引上げられたが、昨年十二月までの三

ケ月間における現實の通貨膨脹は八千五百萬磅に達したからこの程度の限度擴張では不十分とみられる。

尙、十月十三日のイングランド銀行業態は左の通り(單位千磅)。

	十月十三日 前	週	前年同期
政府預金	七五〇〇	七六〇〇	三八〇〇
其他預金	二〇三、一〇〇	二〇五、四〇〇	一、〇〇、〇〇〇
内銀行	一、四、四〇〇	一、五、〇〇〇	一、四、一〇〇
其他	五、七〇〇	五、三〇〇	四、九〇〇
政府證券	一、五〇、八〇〇	一、五三、一〇〇	一、五三、三〇〇
其他證券	一、八三、〇〇〇	一、八二、〇〇〇	一、五七、〇〇〇
内割引及貸付	一、四〇〇	一、九〇〇	二、五〇〇
證 券	一、六九〇〇	一、六三〇〇	一、七三、〇〇〇
紙幣金銀貨	三、一〇〇	三、〇六〇	不明
金貨金地金在荷	一、八〇〇	一、八六〇	一、六〇〇
評價率(一オンス)	一、六	一、六	一、六

銀行券流通高 九三、七〇〇 九一、三〇〇 不明
預金準備割合 三六% 三六% 三五%

ケニヤ産のマリアア類

英領ケニヤ産の植物サン・ピレトラム(一種の除虫菊)の種子はマラリヤ劑として反稱軸側の最重要軍需品の一となつてゐるが、十月中旬入手した一情報によれば、既に同地方よりソ聯に對し二萬封度、ブラジルに一萬封度、インドに五千封度夫々輸出された模様である。
尙、拓相オリヴァー・スタフレは、十月十日、空路ケニヤに到着した。

リンリスゴ前インド總督歸着

前インド總督リンリスゴは、十月二十七日、家族同道空路インドからロンドンに歸着した。リンリスゴの乗用車が空港外に乘出した際、待ち受けてゐたインド青年の一團は、獨立旗を振つてインド語で獨立標語を叫び氣

勢を擧げた。

ド イ ツ

ヒトラー總統等戰勝の確信表明

——ナチス黨全國指導者會議——

十月八日、總統大本營發表によればナチス黨領袖は、黨書記長ホルマン博士司會の下に六、七の兩日に互り、會議を開催したが、終つてナチス黨の全國指導者並に地區指導者はヒトラー總統の招請に基き、七日、總統大本營を訪問した。ヒトラー總統は世界戦局の現段階について全般的な検討を加へ、「ドイツ國民は飽くまで戦闘を繼續し、目的を貫徹するまで絶對に倦み疲れることがないであらう」と言明した。ナチス領袖會議においては、軍需相シュペアー博士、空軍司令官ミルヒ元帥、海軍最高司令官デーニッツ元帥、突撃隊總司令官ツクトール・ルツ

ツェ、内相兼親衛隊總司令官ハインリッヒ・ヒムラー、勞働戰線統監ライ博士等が夫々所見を開陳した。各領袖の演説は左の通りである。

ヒトラー總統——

「世界史上における他の幾多の重大決定と同様、今回の戦争も亦獨自のリズムを以て一進一退を示すであらう。戦力について、勝利を獲得するために決定的に重要なものは、指導者の意志と堅忍持久とである。背後に國民の決意を伴はなければ、武器だけでは何等の役にも立たないであらう。戦局の推移如何に拘らず、斷乎たる決意と堅實な執拗さを以て、終始一貫、所期の目的に邁進しなければならぬ。ドイツ國民が、現に各戦線において示されてゐると同様の精神を、國內戦線においても發揮するならば、ドイツ國民は絶對に戦争を失はず、否、戦ひは必然的にドイツ國民の大勝利に終るであらう。ドイツ國民は、一人の例外もなく、「戦ひか死か」の

重大局面に當面してゐることを知つてゐる。ドイツ國民の背後における一切の橋梁は焼き拂はれた。ドイツ國民に残された唯一の途は前進あるのみ。従つて、時に最後の勝利が遑速且至難であるかにもえることがあらうとも、ドイツ國民は不拔の決意を固めて最後の勝利まで頑張らなければならない。ドイツ國民は、到る所において勇戦敢闘し、目的が達成されるまでは斷じて倦み疲れないであらう。諸君、ドイツ國民の決意が微動だもしない限り、この戦争はドイツ軍の勝利に終るであらうことを銘記されたい。」

シュペアー軍需相——

「ドイツ軍需工業は、質の點において反樞軸のそれに勝つてゐるが、軍需省においては質の優位を維持すると共に、大量生産によつて、質の優位を量的に補強する見地から、種々の對策を講じてゐる。生産力に關する豫備力が残されてゐる場合には、軍需生産機構の變更

並に勞働力の全面的動員によつてこれらの豫備力を活用しなければならぬ。嚴格な對策を講ずれば、ドイツ軍の勝利は困難ではなく、ドイツ國民は勝利を獲得するためにはずべてをなし、すべてを與へる用意がある。」

空軍司令官ミルヒ元帥——

「空軍省においては、空軍力の増強特に夜間戦闘機に重點を置いての爆撃機隊並に戦闘機隊の擴充に努力してゐる。ドイツ軍も、反樞軸軍も、空軍の技術的發展に全力を傾注してゐるが、新兵器の不斷の發展に鑑み、軍用機の生産に當つては、質の問題が特に重要である。ドイツ空軍は、歐洲戦争の開始以來、三千五百萬トンの爆弾を投下、空中戦において、反樞軸空軍四萬八千二百六十八、高射砲によつて、一萬二千七百九十四機合計六萬一千臺以上を撃墜し、反樞軸船舶六百萬トンを撃沈し、一千二百九十萬トンを撃破した。ドイツ空軍は以上の戦果を擧げたと同様の精力と熱意とを

以て現下の苛烈な空中戦に依つて齎された重要な任務を遂行する方針であるが、將來の戦局については、ドイツ空軍は不動の確信を抱いてゐる。」

海軍司令官デーニッツ提督――

「潜水艦戦の戦果は、反樞軸軍が新たな技術を得る毎に一進一退はあるが、反樞軸軍にとつて最大の苦痛であることに變りはない。窮極において潜水艦戦は戦局の歸趨を決定する重大な要素とならう。ドイツ各界も亦反樞軸科學陣に後れを取らず、この方面の苛烈な闘争においては遅々としてゐても確實な進歩を示してゐる。ドイツ潜水艦隊は、新たな戦術方法と新たな兵器とを以て、再三海上に現れ、現在よりも一層猛烈な海戦を反樞軸軍に挑むであらう。噸數の戦ひを更に最高潮に導き最大の規模において強行することは余の狂信的意圖である。」

シエプマン突撃隊司令――

「今回の戦争は、ひとり前線において戦はれてゐるばかりでなく、國內戦線においても戦ひは繼續されてゐるのである。戦時における突撃隊の任務は、廣く且深い意味におけるドイツ國民の指導である。如何に武器が精銳であらうともこれを使用する人間が、ドイツ國民の自由と將來との爲にこれらの武器を帯びてゐることを知らなければ、全然意味をなさないであらう。突撃隊員は今回の戦争において幾多の犠牲者を出したが、今後も斷乎たる決意を以て重要な任務を遂行するであらう。突撃隊員の一致團結した態度は、ナチス黨並にドイツ國民全體に、必ずや祝福を與へるであらう。」

ヒムラー親衛隊司令兼内相――

「ドイツ國民は、前後四ヶ年に互る大戦にも拘らず、舉國一致、旺盛な戦意を以て戦争を繼續してゐる。勿論、時に例外がない譯ではないが、これら例外分子に對し

では、斷乎たる處分を加へてゐる。裏切り行動を使職することによつて、ドイツ國民の内部崩壊を來たさうとする反樞軸軍の一切の企圖は、必ずや失敗に歸するであらう。この事實についてはひとりドイツ國民のみならず反樞軸各國も意を安んじてよい。又武裝親衛隊の中にフルンズベルグ隊並にゲッツ・フォン・ベルリヒンゲン等の兩部隊を編成する方針である。外國居住ドイツ人の士氣旺盛なるは特に稱揚すべきでその總數の十以上は既に義勇兵に出願してゐる。」

勞働戦線統監ライ博士――

「反樞軸空軍の盲爆に對抗する手段としてドイツ非常住宅計畫を樹立、奥地に避難住宅地帯を設定する方針である。」

余はすでにこれらの住宅地帯を視察したが、各住宅は臺所と居間を合せた一室と寢室の二部屋から出來てをり、その上各戸毎に小さな庭が附屬してゐる。以上の

住宅計畫によつて、一面總力戦の要請に應ずると同時に他面週末の休養を與へ、かくして空襲の危険を出來るだけ避けながら、同時にドイツ國民の勞働力と戦争資源とを保全することが出來よう。勿論これらの住宅は、應急的に大量に建設されるので、被害者の從前の生活に比べれば生活程度は下がつてをり、全く非常の措置に過ぎない。しかし、戦後において、これらの住宅は、週末旅行の宿舎に使用されるであらうし、本格的な都市の復興は戦後に着手すればよい譯である。

これら非常住宅の建設に當つては、戦前週末宿舍の建設と同様、隣人互に相扶け合ふことはいふまでもないが、一番大切なことは、これらの住宅を單純な各部分に分けて大量生産し、現場で組立が出來るようにすることである。以上の住宅計畫を遂行するに當つて、ナチス黨の各地區指導者は地方の住宅委員として協力した。」

新兵器性能

(一) 十月二十日のアングリフ紙は写真二葉を第一面に大きく掲げ空軍の新爆弾の威力を示した。この新爆弾は、長さ約一米、丁度鷗のやうな翼を持ったロケット式の爆弾で、發射されるとグライダーのやうな恰好で水平に飛び出し、時速五百乃至六百哩の快速で水平に飛び、目標に命中する仕組みになつてゐるといはれる。又、チャーナルは、これは發射後恐らく無電で操縦されるのであらうと説明してゐるが、米英兩國専門家の間では、爆弾の形が小さいから、多量の爆弾の外には、無電操縦装置を積むことは難かしいとみて、その性能の判断に苦しんでゐる模様である。又、これは目標から一哩位離れたところから發射されるといふから、一種の空中魚雷ともいふべき新兵器である。

(二) ドイツ軍が大型グライダーを多數使用し、効果を擧げてゐることは知られてゐたが、最近のドイツ新聞雜誌に初めてその寫眞が掲載された。寫眞に出てゐるも

のはD・F・S一三〇型で、これはグライダーらしく胴體に比し翼が頗る長く、優美な形をしてゐる。このほか未だ名稱は發表されないが、胴體が後で短くなつてをり、別に二本の支柱が翼から後に延びて尾翼を與へてゐるものもある。これらグライダーは普通の飛行機に曳き綱で牽引されて飛び、目的地近くになれば、引き綱を離れ、滑空飛行に移り着陸するわけであるが、グライダーであるため、別に飛行場でなくとも、狭い地域に簡單且安全に着陸出来るといふのがその最大特徴である。

(三) ドイツ軍は目下晝間の戦闘機としてメツサー・シュミット一〇九とフォッケ・ウルフ一九〇を使用してゐるが、その最新鋭機は右兩型をどう改良したのかは勿論公表されてゐない。しかしドイツ戦闘機の高速度は既に定評あり、十一日の記者團會見で、軍當局が、「反極軸軍では、空の要塞の装甲が厚いから、とてもドイツ戦闘機などでは齒が立たないと稱してゐた

が、赤軍のドイツ西部空襲では、ドイツ新戦闘機は砲門を開くや忽ち空の要塞を射落してしまつた。」と言明してゐる點からみても、装甲や航空性能に大改善が加へられてゐることは想像に難くない。

對英捕虜交換

政府は、英國政府との間に、捕虜の交換について交渉を重ねてゐたが、十月十八日、モラン港にゲーテボルグにおいて交換が開始され、外務省は十八日夜次の通り發表した。

「ドイツ外務省は、現在アフリカ大陸に英本國におけるドイツ軍傷病兵、衛生隊並に罹病船員と、ドイツ軍の捕虜となつてゐる英軍傷病兵並に衛生隊との交換について交渉を重ね、右交渉の結果、ドイツ軍將兵五千名が數日内にドイツ本國に歸還することとなつた。交換の手順は次の通りである。

十月十八日、ドイツ病院船二隻並にドイツ客船二隻はモラン港沖合に繋留し、翌日アフリカ北部からのド

イツ人交換團體三千八百七十六名を收容する。

十月十九日、英國はゲーテボルグにおいてドイツ傷病兵、衛生隊員並に船員八百三十一名を引き渡す、同時に英軍傷病兵、衛生隊並に船員四千三百四十四人は同港において英に引渡す。

十月二十六日、さらにドイツ軍傷病兵並に衛生隊員一千六十一名と英軍傷病兵並に衛生隊員一千八十三名と交換される。」

對瑞新經濟協定成立

ドイツ、スイス兩國代表は十月二日、ベルリンに於て、新經濟協定に調印した。新協定は本年末まで有效である。

「アゾーレス軍事基地提供は中立違反」

——英葡協定に關し嚴重抗議——

政府は、フォン・ホイニンゲン駐葡公使を通じて、十月十二日午後、ポルトガル外務省からアゾーレス諸島に關する英葡兩國間協定の締結に關し通告を受けたので、

同公使を通じ、ポルトガル政府に嚴重抗議を提出し、同十五日正午、次の通り發表した。

「政府は、十五日、リスボン駐劄ドイツ公使を通じてポルトガル政府に提出した正式通牒において、ポルトガル政府が英國の壓迫に屈從し、アゾール諸島における軍事上の基地を提供し、かくして同政府が中立義務の重大違反を犯した事につき最も強硬な抗議を提出した。ドイツ政府はアゾール諸島における情勢の變化によつて必要となることあるべき措置を講ずる權利を茲に留保する。」

尙、外務省當局は、十三日、次の意向を表明した。

一、ポルトガル政府筋の言明する所によれば、英國政府は、今回ポルトガル政府に最後通牒を突きつけ、アゾール諸島の基地提供を強要したと解されるが、英國首相チャーチルが一三七三年英葡兩國政府間に調印された條約を持ち出した如きは、單なる宣傳謀略に外な

らない。當條約はポルトガル國の中立とは何ら關係なく、單に植民地の保護に關する條約であるが、右條約についても、英國政府が再三修正を強要、逐次ポルトガル領植民地を取上げてゐる。

一、英國政府は、ドイツ潜水艦戰の脅威に對抗する爲、歐洲戰爭の當初から凡ゆる手段を講じてアゾール諸島の基地使用を狙ひ、或はブラジル政府を通じてポルトガル政府に働きかけてゐたが、これら一切の企圖が水泡に歸した結果、今回愈々最後通牒を叩きつけたものとみられ、モスクワ會談を前に、チャーチルは何か外交上の勝利を收め度いとも考へたのであらう。反樞軸軍が一九四二年十一月佛領北アフリカ植民地に上陸した當時のポルトガル各紙によれば、英國政府は特にポルトガル政府に對し、

「ポルトガル本國は勿論、ポルトガル植民地に對しても反樞軸軍が上陸して戰禍の巷に化するやうなこ

とは絶対にない」

との保障を與へてゐるが、今回の行動により英國政府の公約が絶対に頼りにならないことは改めて確認された次第である。

一、英國政界筋では、今回の協定に有頂天になつてゐる様子であるが、ドイツ軍當局においては一切の事情を察知して萬全の對策を講じてゐるから、アゾール諸島を基地としても、チャーチルが戰爭に勝ち得る譯はなく、世界戰爭は決してアゾール諸島において決定はされないであらう。

アゾール諸島問題に關する獨紙論調

アゾール諸島問題に關し、ドイツ各紙は、英國の背信一齊に攻撃したが、その論旨は、概ね、本事件は昨秋の北阿上陸に際し米英がポルトガルに與へた領土の安全保障を裏切るものであり、殊に英國は政治的壓迫によりポルトガルを恫喝屈服せしめたものであるとして中立國の戒

心を要望してゐる。

「不正行爲を似而非合法性の衣を以て糊塗する英人の特性に従ひ、チャーチルは下院において、アゾール諸島問題辯明の爲、一三七三年の古證文を引用したが、その所論は二重の矛盾を有する。第一に、右英葡條約は共通の敵に對する相互援助を規定してゐるが、一締約國がその利益の爲に他の締約國の中立性を侵犯することとは規定されてゐないのである。第二に、右條約締結以來英國は何等ポルトガルを援助しないのみならず、英葡同盟の假面に隠れ、順次ポルトガル領土を強奪して今次の措置に及んでゐる。今次戰爭においてドイツは大西洋上の困難な作戰にも拘らず、ポルトガルに對し、その主權を害す様な要求を行つたことはない。しかるに英國は、ポルトガルを戰爭に捲込む様な行動は慎しむとの昨秋の言質を破り、又もや同盟國を侵略した。この措置は、目的達成の爲には如何なる中立國を

犠牲にすることも厭はないといふ戦争擴大政策の論理的歸結といふべきであらう。英國は、ポルトガルに對し戦後の返還を約束してはゐるものの、當になるものではなく、英國は此の海賊行爲に依つて、部分的中立といふ新例を開いたのである。即ち中立國は、自國と同盟關係に在る交戦國の利益に合する様に、その中立を解釋出来ることとなり、その結果、國際法は混亂に陥る他はないであらう。ドイツとしては、この様な國際法の曲解を斷じて容認し得ないことは明かである。

チャーチルは大西洋上の一岩礁に英國旗を翻す事によつて、勝利を夢みてゐるが、今次の戦争はドイツ軍の戦場において決せられるのであらう。(十月二十日附ドイツ外交通信)

「米英は豫てからアゾール奪取を策動して今回は英國の主動の下に實施した次第であるが、ポルトガル自身も中立違背の責任を免かれないものである。」



戦争に於ても全然同様なことは既に疑ふ餘地がなく、歐洲共榮圏外から來る歐洲侵略を破摧するドイツ側の勝利のみが小國の將來を保證するものである。(十月二十二日附ベルリナー・ベルゼンツァイトウング紙)

「バドリオ政権は實質的影響なし」
——外務省當局言明——

バドリオ政権は、マドリッド駐劄ドイツ大使に對し、宣戦布告の通牒を傳達したと傳へられるが、外務省當局は右報道に關聯し、十月十三日午後、次の通り言明した。

一、イタリア前國王エマヌエーレ三世竝にバドリオ等の一黨は、今回ドイツ政府に對し宣戦を布告したといふが、すでにイタリア叛軍は數週間前からイタリア南部においてドイツ軍と交戦してゐるので、實質的には何等情勢に變化がない。要するに裏切行爲の仕上工作に外ならないが、今回の宣言によつて彼等が全く反樞軸

英國がアゾール諸島の戦後返還方を約束してゐるが如きは、英國從來の遺口に徴し信じるに足りない。米英は歐洲諸小國の植民地國家としての存立を否認し、その植民地を利用してゐる。チャーチルはポルトガルの收穫不良に乗じて壓迫を加へ、且、同國の各種罷業に援助を與へ、ポルトガル政府を窮地に陥れたが、米國が大西洋洋島嶼を占領する野望に燃えてゐることも、英國が今次措置に出でた原因であらう。

米國輿論は、年末、アゾール諸島が米國の大西洋支配上不可缺の要衝であること及び歐洲小國に米國に對しこの種基地の供與により世界平和に貢獻すべきことを主張し、米國政府も着々アゾール占據を準備してゐたが、英國はその機先を制して横取りしたのである。中立諸國は米英から種々の美名の下に今回同様の便宜供與要求を受ける覺悟を要する。米英の小國無視はヴェルサイユの先例に依つて明かであるが、今次の

の傀儡に外ならず、一身の利益の爲には如何なる卑劣行動をも辭しない事實を、全世界に對して確認した結果とならう。

一、ただ興味あるのは、米英兩國政府のみならず、ソ聯政府までが、イタリア傀儡政権を所謂「共同交戦國」として承認したといふ事實で、ソ聯政府が自國と直接關係のない事柄についてまで發言しようとする好個の現れである。

ヒトラー總統ブルガリア兩攝政を引見

總統大本營は、十月二十二日夜、左の通り發表した。

「ヒトラー總統は、十月十六日、ブルガリア攝政府のキリル殿下竝に首相フィロフ教授を引見し、全般的情勢竝に獨勃兩國共同の利害ある諸問題について意見を交換した。會見にはフォン・リッペン・トロッツ外相、カイトル元帥、竝にヨドル將軍が出席した。會談は獨勃兩國間における懇篤な諒解と傳統的友好精神裡に遂行

された。キリル殿下にフィロフ教授は十九日リツベントロップ外相を訪問し、友好的會談を遂げた。」

本年度收穫豐作

——ゲツベルス宣傳相等農民に感謝——

政府は、十月三日午前、ベルリンの總統官邸において、一九四三年豐作感謝祭を舉行し、ヘルブレヒト・バッケ食糧省次官が、ヒトラー總統に代り、農業戰士百八十名に對し第一級殊勳十字章を授與した。同席上におけるゲツベルス宣傳相の演説要旨は左の通りである。

「農村子弟の大部分が戦線に在り、戦時下幾多の制約を受けてゐるにも拘らず、開戦第五年目に、パンの配給月量を四百瓦即ち開戦時配給よりも更に百瓦増加し、九千六百瓦と爲した様な奇蹟的豐作を見たことは、ドイツ農民の勤勉によるものである。吾々はこの秋の收穫により、來年の食糧を確保する事が出来、前大戦の如く飢饉によつて吾々を屈服せしめようとする敵の

希望を粉砕した。農民は更に將來共食糧戰に於、必らず勝利を得る様努力せられたい。他方、空爆により軍事生産力を破壊しようとする敵の企圖は、シュベアー軍需相の大々的な生産合理化によつて挫折され、我が軍需生産量は着々と増加してゐる。

空爆危険地帯にある同胞に對しては、その犠牲を要求せざるを得ないが、これも吾々の自由及び將來を確保する爲である。今回の戦争は、吾々を大危難に直面させる一面に又吾々にとり千載一遇の好機であるといふことが出来る。戦線銃後共此の好機を把握する爲に如何なる困難をも厭ふ事なく、萬一、吾々の中に國民的榮譽よりも個人的安樂を望んで、國民の自由と將來とを危険にさらす様な者があるときは、裏切者として抹殺すべきであり、戦線の兵士は自己の生命を賭するにふさわしい銃後を要求する権利を有してゐる。然しこの様な分子は極く一部の例外に過ぎない。尙米英がドイツに、七

月二十五日事件の再來を望むのは、ドイツの國情を知らないのも甚しいものである。第一にヒトラー總統は國民尊信の的であり、第二にドイツ軍人は名譽を重んじて卑劣な屈服を選ばず、第三にドイツ國民は前大戦の經驗に依り政治的修練を積んでゐるからである。

戦争が交戦國民及び各個人の生死を左右するものであることは、古來變りのないことで、勝利に達せずには戦を捨てる時は唯滅亡があるのみである。戦局に時々浮沈のあるのは當然であつて、問題は何れが最後の勝利者であるかに存する。そしてこの勝利は敵側から承認し得られるべきものであることを必要とする。右の原則に基づいて、冷靜に現戦局を觀察すると、

(一) 敵の空襲は數週來稍や下火となつてゐる様であるが、吾々は將來の大きな犠牲を覺悟する必要がある。但し我が防禦手段も益々進歩してゐるから、敵の空襲は、遂にはその爆撃効果と不似合の大損害を

蒙むる日が来るであらう。しかし、空の戦ひは技術の争と云へよう。現在我が技術は敵を凌駕しつゝあるので、空襲の被害は甚大であるとしても、武器の生産は何等脅かされる事なく、戦争遂行には少しも支障はないのである。

我が民間防空も大都市の防空壕施設、市民立退き等によつて、著しく進捗し、一般市民の被害は次第に輕減されてゐる。ドイツ全國民の最も待望する空襲に對する報復に關しては、發表する事は不可能であるが、決して空論でない事は實證出来るのである。

(二) ドイツ軍の潜水艦戰も近日大々的に再開されるであらう。これは海と空においての一時的な小康に興奮してゐる英米にとつて警告に値するものである。

(三) 先日來の東部戦線整理は冷靜、大膽な考慮から出たものであつて、その意義は敵側も遠からず悟るに相違ない。對蘇戰二年間に攻略した廣汎な地域の

部分的喪失は、戰略上の利益により充分に償ひ得る事が出来る。我が戦線に敵に突破された箇所は全然無い。しかし、東方において決定的勝利の無い限り脅威は去らないのである。ボルシェヴィズムの接近につれて、その危険は中立國はもとより敵國內においても次第に現實的に認識されてゐるが、ドイツは殆ど獨力を以て歐洲の爲に反共戦争を行つてゐるもので、歐洲諸國はドイツの戦争指導を批判する前に、寧ろドイツに感謝すべきである。

(四) ムツソリーニ統帥失脚後のイタリア情勢は夙にヒトラー總統の洞察してゐたところで、政治的には、ムツソリーニ統帥の解放により、又軍事的には即應措置により、敵側の企圖を粉碎したのである。本戦争に於て武器を捨てる國民は政體、指導者の如何に拘らず、滅亡の外ないことは、敵がイタリアに課した條件に照して、愈々明かである。吾々は戦争か平和かの

選擇をすることなく、唯勝利による平和の途を選び得るのみである。米英は漸く歐洲の周邊に取付き、未だに南伊においてドイツ軍の防禦により、大打撃を受けて居るが、若し彼等が欲すれば、吾々は隨時隨所に右と同様な目に會はせる事が出来る用意を有してゐる。ムツソリーニ統帥の解放は、敵側の戦争道德には見られない崇高な友情の發露であり、バドリオの妻切は完全に失敗し、イタリアは新ファシズムにより徐々に甦生しつつある。イタリアの事件はドイツ國民に對して忘れることの出来ない教訓を與へたのである。

(五) 英國はダンチヒの爲戦端を開き、ダンチヒの住民以上の人民を失つた。萬一英國が勝利を得ても必ず米國により壓倒されるであらう。即ち一ドイツ都市を防遏しようとした爲、その世界帝國を失ふに至るであらう。英國が他國民をナチ獨裁から解放すると僭稱出来ないことは、ボルシェヴィズムとの協

調及び自國內に於ける金權獨裁に照らし明かである。

(六) 戦争は益々深刻化し、大きな犠牲を要求するであらうが、戦争はこれを償ふべく總てを賭して戦ふ者のみが勝利を得るのである。これは古來の原則であり、吾々は決して勇氣を失つてはならない。フリードリッヒ大王は今日より遙かに困難な情勢の下にありながら七年戦争に勝つたではないか。吾々は名譽と自由との上に立つ平和を再興する爲に戦つてゐるのである。犠牲が大きい程戦勝は速に訪れ、吾々は甦生ドイツ國民の爲如何なる物的損失を拂つても國家的自由を擁護しなくてはならない。

(七) ナチス運動は、從來當時國民に政治的教育を施して來たのであるが、今日においても亦國民を興起させなくてはならない。今こそ全國民は一致結束して總統を支持する秋である。戦争が何時終るかと問ふことは無意味であつて、歴史的な時期は人間の豫

見し得ないものである。右は一九三三年吾々の政權獲得當時経験したところである。吾々は今や背水の陣を敷いてをり、唯前進の一路があるのみである。しかし、歴史の論理及び運命の摂理を信じる故に、前途に尙多大な困難があるとも、瞬時も勝利に對する確信を失ふことはないものである。」「
「次いでバツケ次官は、要旨左の如く本年度の豊作に對し満足の意を表明した。
「今年の農業收穫は、現在ドイツ國民が存亡を賭して戦つてゐる歴史的闘争の今後における針路を決定する上に、非常に重要な役割を果すであらう。現在の收穫豫想によれば、穀物類の收穫は開戦以來の新しい記録を示すばかりでなく、平時における平均收穫高を突破するであらう。耕作面積は平時に較べて多少減少してゐるが、前年度の收穫高に較べれば少くとも三分の一の増収が期待されてゐる。一九一八年當時舊ドイツ

帝國領内における農作收穫も同じ地域内における現在の收穫とを比較すれば、一九一八年のライ麦收穫六十萬噸に對し本年は七百四十萬噸に達する見込みである。又小麦は一九一八年二百三十萬噸で本年は四百二十萬噸、以下この比較を列擧すると、大麥百九十萬噸に對し二百六十萬噸、小麥四百三十萬噸に對し五百三十萬噸、甜菜七百五十萬噸に對し千六百萬噸の増加である。又馬鈴薯は一九一八年に比し一千萬噸の増加である。尙一九三九年實收は五千六百十萬噸であつた。野菜植付反別は、一九三九年十三萬五千ヘクタールで、本年は三十九萬五千ヘクタールである。又油脂作物は一九三九年の植付反別は、四萬六千ヘクタールで收穫高は八萬噸で本年は三十二萬三千ヘクタールに對し十七萬五千噸になつてゐるのである。プロテクトラツト、ポエーメン、モエーメンに對するドイツ國內からの食用穀物供給額は、一九四〇—四一年度は三十五

萬四千噸で一九四一—四二年度は八萬一千噸であつたが、一九四二—四三年度には遂にドイツ國內に十七萬四千噸の食用穀物が供給された。アルサスロートリンゲンに對しては合併最初の一年間にドイツ國內から食用穀物十八萬二千噸を供給したが、その量は一九四二—四三年度には三萬噸に減少した。

因みにドイツ領に編入されたドイツ東部諸州の穀物餘剩額は戦争第一年目の、十七萬七千噸から第四年目には八十二萬五千噸に増加、戦争第五年目には一百萬噸に達する見込みである。」

降誕祭食糧特配

政府は、今年のクリスマスにも例年通り食糧品の特配を行ふ旨、十月二十五日發表したが、増配量は一人當り小麦粉五〇〇瓦、砂糖二五〇瓦、バター一二五瓦ほか十八歳以上の者には菓子二二五瓦、コーヒー五〇瓦、リ

キニール半瓶、十八歳以下の子供に對しては菓子二五〇瓦が特配される。

民間のガソリン使用禁止

四箇年計畫當局は、十月八日、今後一切の民間用自動車ガソリンその他の液體燃料を使用することを禁ずる旨布告した。此の結果、従來ガソリンその他の液體燃料を使つて運轉してゐた民間自動車は、早速木材、木炭その他の固形代用燃料を使用する様式に改造されなければならぬ譯である。このために固形燃料をガス化する自動専用ガス發生装置の製造取締に關する従來の各種制限が撤去された。此の處置の結果として、ドイツの固形代用燃料の産出額は最近著しく増大したと云はれる。

勞働従業員の經濟改良案具申獎勵

ドイツ勞働戦線は、十月十七日から三十日迄の二週間を従業員の經濟上の改良案具申制度徹底化運動週間に指定し、之と同時に經營者及び勤勞者に命令し、經營者は、男

女老幼を問はず、所有部門勤勞者の意見具申を傾聴し、尙も能率向上に貢獻すべき提議に對しては、單に一經營内に之を専有することがない様、廣く全經營に公開して、勞働の増大を伴はない能率増進を圖るべき旨を強調した。

フンク經濟相等貯蓄の重要性強調

十月二十三日から三十日迄の本年度貯蓄週間に際して、フンク經濟大臣及びライヒスバンク副總裁ラングは、夫々現下貯蓄の重要性を強調したが、その演說要旨は左の通りである。

フンク經濟大臣

「貯蓄預金の大部分が、戦時下の困難な條件の下に取得される所得であるか、或は戦後生産設備の擴充更新又は商品購入の爲の資金である點に鑑みて、政府は之に對し特殊租税を課する意圖を有してゐない。」

ラング副總裁

「空襲時の貨幣需用に關しては、空襲被害者はその貯

蓄金庫以外の信用機關に於て拂戻を受ける事が出来るのみならず、必要の場合には國家が所要額の即時拂戻を出來得る様に規定してある。預金者は空襲によつて何等の不便を感じない様に、空襲に對處する非常準備金に關しては、滅失の場合に損害額證明の途がなく、從つて事實國家保證を受けることが困難である退蔵貨幣の形式を採用せずに、貯蓄預金の儘、之を用意することが安全であり且つ又便宜である。」

開戦後の新設住宅四十五萬戸

ライ黨組織部長(住宅問題監督官)は、十月下旬、住宅の空襲被害に關し、大ドイツ人口八千九百萬の現に居住する總部屋敷九千二百萬の内、空襲によつて破壊されたものが約二百萬に達すること、及び之に對應する住宅新設問題に關しては、開戦後すでに四十五萬戸の住宅を新設(前大戰時の二倍)したが、更に空襲の激化に伴ひ、事務所の改造に依るもの十萬戸、建造途中の住宅の完成に

依るもの十萬戸、ドイツ労働戦線の建造に懸る特殊企業住宅二萬五千戸を提供したこと、しかし、これだけでは、尙不十分な爲、應急避難住宅の建設に着手し、その一部は既に十月中に完成を見たこと等を發表した。

「報復は早晚必ず實行」

——ゲツベルス宣傳相戰況説明——

宣傳相ゲツベルス博士は、十月三十日週刊「ダス・ライヒ」誌上に「時來りなば」と題する所論を開陳、次ぎの通り述べた。

「前後四ヶ年餘に亙る今回の戦争に於て、少くとも一回は殆ど致命的とさへ見える危機を經過しない交戦國はなかつた。英國はダンケルク直後危機を體驗し、ソ聯邦はドイツ軍がモスクワを包圍しようとした際危機に當面し、米國も亦眞珠灣と比島の喪失後同様危機に見舞はれた。この間ドイツ國民だけが今回の戦争を通じて、同様の試練を経ないとすれば寧ろ不思議と云

はなければならぬ。尤も反樞軸各國と比較すれば、ドイツ國民は豊富な資源を擁して居るだけに危機を克服することが割合容易なのは云ふ迄もあるまい。挫折と失敗とに拘らず、堅忍不撓の意氣を示すには、從來ドイツ人の體得して居ない或る種の訓練を必要としよう。反樞軸陣營はドイツ軍に戦勝の見込みがないと思ひ込ませ、武力の壓力では屈服させることが出來ないが、謀略宣傳でドイツ人の戦意を喪失せよと力めることは勿論である。殊に反樞軸陣營は今回の戦争開始に關する責任をドイツ政府に轉嫁しようとしてゐるが、戦前水平線上には重大な危機が差し迫り、今回の苛烈な戦争を誘致した利害の衝突と論争とがすでに存在してゐた。反樞軸陣營が異常な準備を整へて危機の到來を待つてゐたことはこゝに繰返すまでもないが、ドイツ政府がこの危険を豫見し、萬全の對策を講じてゐたため、彼等の企圖は失敗に歸した。然るに、ドイツ軍

がドイツ國民を窒息させようとする彼等の企圖を拒んだといふだけの理由で、反樞軸陣營は、ドイツ軍が戦争を開始したと強辯してゐるのである。反樞軸陣營が呼號する戦争目的に徴しても以上の事實は明瞭である。彼等の戦争目的は全く空疎な言葉に過ぎない。今度の戦争を終結させ、眞の平和を確立するには、唯一つ三國同盟の勝利以外に方法はない。若し歴史上に強要された戦争をあくまで自國の勝利に終局させようと決意してゐる國民があるとすれば、それはドイツ國民である。反樞軸軍が後方に對する威嚇作戦によりドイツ國民から生活必需品と快樂とを奪へば、ドイツ國民は反つて自分の生活水準を引下げ、殊に勝利を収める曉には、あくまで無條件に勝利の要求を突きつけるであらう。世界の如何なる力を以てしようとも、ドイツ人に自由と生存と完全な國家獨立と並に將來の發展に對する天賦の權利を放棄させることは出來ない。ドイツ國民は今回

の戦争において、幾多の犠牲と幾多の試練とを體驗したが、假りに反樞軸陣營がドイツ人は戦ひに倦み疲れたと考へるとすれば誤りも甚だしい。すくなくとも反樞軸各國民に比れば、ドイツ人は絶対に戦争に疲れた様子を示してゐない。英人記者團はベルリンへの進軍を揚言してゐるが、大西洋防壁の老大なコンクリート要塞とベルリンとの間には反樞軸軍將兵の墓地となるべき廣大な地域が横はつてゐることを指摘したい。ドイツ軍の後方に對する反樞軸空軍の盲爆については、ドイツ軍は敵の攻撃に對し、今まで應酬せずには措かなかつたことを指摘するに止めよう。もつともドイツ軍の應酬は時に非常な時間を経過した後に實現することもあつたが、早晚必ず應酬が實行されることだけは間違ひない。多くの場合敵が最早勘定に入れていない様な時に、ドイツ軍は突如として應酬するのが例である。ドイツ國民はあくまで確信を持つてゐるが、窮局

において重要なのは國民の信念である。第一次世界大戦とは異り今回の戦争は決して虚偽や欺瞞によつて決定されないであらう。」

東條首相演説に對する各紙論調

帝國議會における東條首相の演説については、ドイツ各紙は、十月二十七日の朝刊紙上に大々的に報道し、東條首相が日本の國力増強の状態を力強く説明し、更に大東亞共榮圈建設の方式を再び闡明したことに、全幅の共感を表明してゐる。日本の軍事力は、戦時體制の強化と相俟つて、大東亞戦争開始以來急速度の進展を遂げて來たが、今回軍需工業再編成により、全生産部面の統合が實現し、將來の飛躍的發展に即應する體制が完成されるであらうと日本の戦力増強に多大の期待をかけてゐる。又ドイツ外交界筋では、東條首相の大東亞共榮圈建設方式を重視し、日本政府が既に軍事的大攻勢の後、比島に獨立を與へ、タイ國や中華民國の自主獨立を尊重援助して、堂々と建

設の大道を歩んでゐるのみならず、更にインドに對しても飽くまで獨立達成を支援して、インド四億の民衆を帝國の手から解放しようとする熱意を示したことは、日本政府の確固たる大方針の闡明に他ならないと見てゐる。當局筋でも戦争が今や熾烈なる決戦段階に入つた時期に際し、日本政府が悠々たる自信と確乎たる信念を明にしたことは、樞軸陣營全體に大きな力を與へたと解し、首相の演説を歓迎してゐる。

重光外相演説に對する各紙論調

今次議會に於ける東條首相及び重光外相の演説は十月二十七、二十八兩日、當地各紙に詳細に掲載せられ、二十八日、フェルキシャー・ペーパー紙は重光外相の演説に對し、要旨左の通りの論評を掲げた。

「重光外相は英米の大東亞搾取計畫と、右地域諸國民の緊密な協力下に推進され且三國同盟の精神に完全に合致する雄渾な日本の大東亞政策とを對比し、英米に

對し一矢を報いた。米國は東太平洋を自國の海とし、その沿岸諸國を保護領化することを國是とし、その世界制覇慾たるや支那、フィリピン及び南洋實地を擧取するのみならず日本民族を縮出することに依りその國際的地位を打倒しようとする夢さへ見るに至つてゐたのである。

大東亞諸民族がその生存權防衛に共通の關心を有してゐることは、大東亞戦争に際し戰場となつた地域の諸民族が英米を援助しないのみならず、寧ろその敗退を歓迎してゐるのを見ても明かである。日本はこれらの地域に大規模な建設を進めてゐるが、右は今や解放せられた地域への攻撃に對する日本の防衛力を増強し、再び英米の奴隸と化することを望んでゐない現住民の斷乎とした反抗心を強化する爲には最上の前提條件である。」

イタリヤ

國內取締令發布

ムツソリーニ統帥は、閣議決定に基くフアシスト共和政府の國內取締方策として、十月六日、十三箇條から成る法令を發布したが、主なる條項は次ぎの通りである。

- 一、集會の禁止
- 一、短波受信装置及び敵側ラジオの盜禁止
- 一、怠業行為の禁止

一、罷業への参加または反國家的行為の禁止
而して以上の諸條項に對する違反には、場合により死刑を課することが出来る。

參謀總長にガムビラ將軍任命

國防相グラチアニ元帥は、ガストン・ガムビラ將軍を參謀總長に任命する旨、十月二十日、發表した。

ガムビラ將軍は、本年五十三歳、第一次歐洲戦争にアルプス部隊を擁して偉功を樹て、アビシニア戦役では黒シ

ヤツ隊第一師團參謀長してアムバ・アラダマ、トムビ側

に赫々たる戦果を収めた。またスペイン國內戦闘にも黒シヤツ隊を率ゐて従軍、名譽の戦傷を負ひ中將に昇進、功に依りサヴォイア勳章を授與せられ、一九三九年スペイン駐劄大使となり、今次歐洲戦争勃發と共に自ら進んで第四軍司令官に就任、メントーナ攻略戦に勇名を馳せた。

レグナニ將軍次官逝去

——後任はベルレーニ提督——

海軍次官アントニオ・レグナニ提督は、ウイトンサとヴェロナとの間において、自動車事故のため十月二十日、逝去した。尙、後任として二十六日、フェルチオ・ベルレーニ提督が任命されたが、新海軍次官は潜水艦作戦の權威として著名である。

國軍再建方針決定

政府は、十月二十七日、ヴェネチアにおいて重大閣議を開催し、國軍再建に關する國防相グラチアニ將軍の提

案にかゝる「新國軍法案」を審議決定した。席上ムツソリーニ統帥は、内閣の主班として、イタリア軍の再建について左の通り言明した。

「フアシスト政府が第一回の閣議を開催して以來、

國家精神の復興に漸く顯著なるものあり、イタリア國民は七月竝に九月の裏切黨により屈辱と道義の實質的崩壞の深淵に投げ込まれたが、今や全國國民は着々としてこの深淵から這ひ上らうとしてゐる。祖國の新秩序の輪廓は、特に軍の部面において第一に現れるであらう。イタリア軍の再建に着々として進言し、グラチアニ元帥はガムビラ將軍の協力の下に、新國軍を率ひて、國軍竝に三國同盟の戦友とともに再び戦ふであらう。現在閣議に提出されてゐる「新國軍法案」は、過去四ヶ年に亙る戦争の經驗を取り入れ、強力且近代的軍隊組織を結成することを目標としてゐる。今回の法案を基礎として、フアシスト政府は、陸海軍に直屬し

て、防空隊を設置する方針である。」

新フアシスト黨加入規定

フアシスト共和黨書記長バヴォリーニ氏は、黨加入

につき、十月二十六日、左の通り布告した。

- 一、舊フアシスト黨員の新フアシスト共和黨加入締切は十月二十一日限りとする
- 一、舊フアシスト黨員にあらざる者も新フアシスト共和黨に加入し得
- 一、加入者はフアシスト共和黨の諸規則を遵守し、衷心より黨に協力するを要す

裏切黨員の罪狀審理

フアシスト共和政府は、十月二十七日の閣議の結果、

左の通り樞軸各國に對する外交代表ベルリン駐劄アンフユゾ、ソフイア駐劄ウミルタ、アグラム駐劄タムブリニブタベスト駐劄カゼンタノ各外交代表の任命案を附議し

た。のち次の重要施策を決定した。

「一、非常州法院並に非常特別法廷を設置し、州法院においては、七月二十五日の政變以來フアシズムに對する忠誠を裏切つた黨員の罪狀を審理する。

一、非常特別法廷は舊黨員九名を以て構成、七月二十四日のフアシスト大評議會の席上國王派に味方し、フアシズム顛覆に賛成したフアシスト大評議員を審理する。

一、フアシズムに對する忠誠を裏切つた黨員に對しては、死刑を課することを得、その他に對しては五年以上三十年以下の懲役に處する。

一、特別法廷の存続期間は六箇月とする。」

人事異動

十月中における人事の異動は左の通りである。

任 ダルマチア地方黨委員長

マリオ・ペトロニコ

ステファニ通信社特派員

フランコ・トラングアイロ

任 アカレスト駐在イタリア代理大使

(以上十月十一日附)

前法王廳駐劄大使

デヴェツキ

前外務次官

ギユゼツベ・パスチアニーニ

前外務大臣

ラファエレ・グアリリア

前米國駐劄大使

アスカニオ・コローナ

前スペイン駐劄大使

パウリツチ・デ・カルボリー

前ドイツ駐劄大使

デイノ・アルフイェリ

前トルコ駐劄大使

ギドロツコ

前ブルガリア駐劄大使

マメーリ

前スエーデン駐劄大使

グアナバスクアリー

前ルーマニア駐劄大使

ボバ・スコバ

前フィンランド駐劄大使

グアルナスチェリ

免官(各通)(バドリオ政權に協力せるに依る)

(以上十月十六日附)

任 駐日代理大使

オメロ・プリンチビーニ大佐

(以上十月二十六日附)

新聞新體制

フアシスト共和政府の樹立に伴ひ、新聞社代表は、十月十二日、ミラノ市において會議を開催、イタリア北部における新聞の統合につき協議した結果、左の如き取極が成立した。

コリエール・デラ・セラ紙及びイタリア紙―朝刊

ボメリジオ紙―廢刊

セラ紙―夕刊

アムプロージアノ紙―廢刊

スタンバ紙―朝刊

ガゼツタ・デル・ポポロータ刊

その他の各紙は發行部數を一律に二割減と決定した。

國王等ナポリに到着

國王エマヌエーレ三世は王儲ウンベルト及びバドリオ元帥を従へて、十月三日、バリ出發、ナポリに到着した。

バドリオ政權對獨宣戰を布告

背信漢バドリオを主班とするイタリア傀儡政權は、十月十三日附を以て、ドイツ政府に對し、宣戰を布告したと傳へられるが、右の事實はイタリア國內において極めて不評判で、國民は一旦休戰しておき乍ら今更戰爭でもなからうとバドリオの支離滅裂な態度を批難し、又、各新聞は何を好んでドイツを敵とする必要があるか、イタリアとしてはドイツと戰ふ意志はなく、只徒らに内亂を助長するだけであるとバドリオ政權の措置を一様に攻撃してゐる。

尙、英國政界筋の消息によれば、バドリオ政權は反樞軸陣營内でも非常な不評判で、今回の宣戰布告も何とか

命脈を保たうとする最後の足掻きに外ならないと解される。現に、エマヌエーレ三世が九月二十三日傀儡政権から出した布告において「エチオピア皇帝アルバニア國王」の稱號を使つたことは、すでに英國下院で問題となり、閣僚ローは、十月十三日の質問時間に、

「皇帝の稱號を使用したのは、全くタイピストの手落ちと判明したが、英國政府としては絶対に容認出来ない旨すでにバドリオ政權に通告した。」と答辯してゐる有様である。

更に傀儡政權の陸相ロアツタ竝に參謀總長アンブロージオに對しては、戰爭犯罪人として飽迄引渡しを要求すべきであるとの意見さへあり、十三日の英國下院においては、傀儡政權の主班バドリオも入れて、これら戰爭犯罪人の引渡しを要求せよとの質問さへ出た位で、反ファシスト首領と云はれるカルロス・スフォルツァは、米國から故國へ向け歸還の途次、ロンドンに立寄り、チャーチル首相と會見し

たと傳へられる。他方、バドリオ自身も傀儡政權を改組する用意があると聲明してをり、結局同政權はスフォルツァ等左翼の分子を取入れざるを得ないことになるものとみられてゐる。

尙、バドリオ政權は、今回の宣戰布告の代償として、米英ソ三國政府から「共同交戦國」として承認されたが、「共同交戦國」の地位は、第一次大戰當時聯合國がポーランド人、チェツコスロヴァキヤ人等に與へた地位で、或る特殊目的達成の爲に反樞軸軍と協力する軍隊に與へられる地位にすぎない。しかも「共同交戦國」としての承認に關しても、フランス國民解放委員會は可成り不滿の様子で、同委員會としては、事前に何等の相談もうけてゐないから全く責任はないとの意向を表明してゐる。

ソ 聯 邦

米英ソ三國外相會談開催

十月十八日、ハル、イーデン以下米英代表部がモスクワに到着した結果、モロトフ外務人民委員以下ソ聯代表部との間に翌十九日より米英ソ三國外相會談が開始された。(詳細は國際月報本號國際時報中「米英ソ三國外相會談の實情」参照)

米英加との第三次武器貸與協定成立

米、英、加三國とソ聯との第三次武器貸與協定は、十月十九日、ロンドンにおいてカドガン英外務次官、リットルトン英生産相、ワイナント駐英米大使、マツシー駐英カナダ高等辨務官等と、グーセフ駐英ソ聯大使及びボリセニコ通商代表との間に調印された。

新協定の内容は、十九日、調印と同時に四國首都で夫夫發表されたが、その内容は次の通り。

一、米、英、加三國は船腹の許す限りソ聯に對する戰闘機、爆撃機、銅、亜鉛、ニッケル、アルミニウム

ム、工作機械等の供給を増加する

一、カナダはあらゆる輸送上の困難を克服してソ聯に對し小麦、ベイコン、罐詰、肉類を供給する

一、ソ聯は米、英、加三國に對し出来るだけ早く逆貸與をもつて三國の必要とする物資を供給する

尙、米、英、加三國とソ聯との第一次武器貸與協定はモスクワにおいて一九四一年十月一日の期限をもつてはじめて締結され、第二次協定は、ワシントンにおいて一九四二年十月に更改され、今回再び満期更改されたものである。

そして、カナダは、今回初めて本件協定に参加したのであるが、従來カナダよりの供給は、英國又は米國側貸與の一部を履行してゐたものである。

グロムイコ駐米大使信任状捧呈

新任ワシントン駐節大使アンドレイ・グロムイコは、十月四日、ルーズヴェルト大統領に對して信任状を捧呈した。

グウセフ駐英大使就任

駐英大使フェオドル・グウセフは、十月二日午前、ロンドンに到着、同六日イーデン外相と會見、就任の挨拶を述べたのち懇談した。

マイスキー外務人民委員部長歸國

訪英の任を終へたマイスキー外務人民委員部長は、ロンドンから歸國の途次、十月五日、エルサレムに到着、同地において、ユダヤ人團體代表にユダヤ人極左團體代表等と長時間にわたり懇談し、同十三日、テヘランに立寄り、翌十四日、イラクのパクダツドに到着、首相スリ・サイドを訪問して協議した。

かくして、約一ヶ月間の英國並に西亞各地訪問旅行を終へて、マイスキー外務人民委員部長は、十月二十三日、モスクワに歸還した。

外交官更迭

十月中發表された外交官更迭は左の通り。

在英亡命各政權派遣大使

アレクサンドル・ボゴモロフ

任北阿佛佛僑政權代表

(十月四日附)

ニコラス・ノヴィコフ

任初代カイロ駐荷特命全權公使

(十月十五日附)

グリゴリー・レザノフ

任コロンビア駐荷公使

(十月二十一日附)

外交官制服制定

人民委員會議は、十月上旬、外務人民委員部職員及び在外公館員に對し、今後制服を着用するやう命令を發した模様である。新制定の制服には禮服及び通常服があり、ソ聯外交官は原則としてこの制服を着用しなければならないことになつた。

尙、右制服には肩章が附されてゐる。

上級元帥の稱號設置

元帥肩章制定

最高會議幹部會は、十月十日夜、赤軍の砲兵、空軍、戦車、通信、工兵の各兵科に「上級元帥」といふ新階級を設置する旨發表したが、更に十月二十六日、元帥の肩章規定に關し、發表を行つたが、それによるとソ聯邦元帥の肩章は星の直徑を五種とすることとし、砲兵、空軍、戦車、通信、兵技の各特科元帥は星の直徑が四センチと規定されてゐる。また特科上級元帥の肩章の星は月桂樹で圍まれ、特科元帥と區別されることになつてゐる。

フメリニツキー勳章制定

最高會議幹部會は、十月十日、新たに「ボグダン・フメリニツキー」功一級、二級、三級勳章を制定した旨發表した。ボグダン・フメリニツキーは十七世紀のウクライナに雷名を轟かせた將帥で、ポーランドの抑壓下からウ

クライナを解放するため戦つたので、ロシア史上に永く勇名を留めてゐる。幹部會の布告によれば、同勳章は赤軍並に赤色海軍の將兵、バルチザン隊長並に隊員の勳功を賞するため授與されるものであるが、ウクライナ解放戦の英雄ボグダン・フメリニツキーの名を冠する勳章をウクライナ戦前今日特に制定したところに特別な意義があるとみられる。

尙、最高會議幹部會は、同十二日、最近奪回したベレヤスラフ市(ホエフ東南六十五軒)をもベレヤスラフ・フメリニツキー市と改稱する旨發表した。ベレヤスラフ市はフメリニツキー生誕の地であるとともに、一六五四一年、フメリニツキーの提唱で同市においてポーランドに對抗するロシアとウクライナ民衆の同盟を議する會議が開催されたことで有名である。

チモシエンコ元帥勲章

——ペトロフ大將、軍大將に昇進——

最高會議幹部會は、十月九日、タマン半島作戦における果敢な行動を賞するため、チモシエンコ元帥にスヴォロフ功一級章を授與した旨發表した。チモシエンコ元帥は昨年秋行はれた赤軍首脳陣容再編に伴ひ第一線を勇退、一時スターリン大本營前線代表としてレニングラード包圍環突破戦に参畫したといはれた以外、全く消息を斷つてゐたが、今回の發表で同元帥が雜物のクバン橋頭堡攻防戦に参加してゐたことが判明した。

尙、最高會議幹部會は、同日夜、北コーカサス戦線軍司令官ベトロフ大將を軍大將に昇進せしめ、スヴォロフ功一級勳章を授與する旨發表した。

クスネツオフ農業人民委員に任命さる

クス通信社の報道によれば、最高會議幹部會は、十月十五日、クスネツオフを農業人民委員に任命したといはれる。

工場労働者の二割を軍へ轉用

人民委員會議は、十月三日、兵器、火藥工場を含む國內

全工場に對し、その労働者及び事務員の二割を減員し、軍務に轉用するやう命令した。右命令は十六歳から六十五歳までの男子及び徴兵適齡期の女子に適用されるが、その目的は工場の大量生産組織の強化乃至は生産方法の單純化によつて労働者数を減員し、軍用に振向ける爲とみられる。

ソ聯の戦費財源

十月十九日附スキス紙ブンドはソ聯の戦費調達方法を左の通り報じてゐる。

「一九四一年度ソ聯の豫算は、二千百七十億ルーブル(内軍事費七十億)で、その約半分は租税、四分の一は國家企業収益、そして残餘は公債で賄はれたが、公債發行高は、獨ソ開戦前既に二百億ルーブルに達し、開戦後は、戦費の増大(教育費その他は開戦後も減少してゐないといはれる)に伴ひ、激増してゐる(四二年及び四三年度豫算は公表されない)。

そして、戦費財源については、概ね左の如く公債、預金、富籤、獻金等より成るとみられる。

一、公債は、大衆向に小額々面で發行され、そして、戦争第二年以來は、無利息で半は強制的(富籤式のものを含む)に割當てるものである。

二、各地に散在する貯蓄金庫の預金(四一年一月現在で預金者約一、六〇〇萬人、金額約七十億ルーブルに達する)を悉く戦時強制債券に引換へさせた。

三、富籤

四、殆んど強制的に行はれる國民の獻金。殊に寺院よりの獻金は、非常な額に達し、今日迄の通計は公債發行高を凌駕してゐる。

革命二十六周年黨標語五十四項

革命二十六周年に際する黨の標語五十四項が十月三十日附各紙上に發表されたが、その大部分は、前線及び後方に對し、祖國の防衛、獨軍の撃滅、軍需品の増産等を

訴へるもので、今これを各年革命記念日及び本年メーデーのそれ／＼に比較すると、公、軍用路、炭坑、發電所、各種工場の急速建設、回復都市及び農村並にその地方の産業復興等を叫び、地方産業の地方資源使用及び住民並に赤軍のための生産増加を訴へてゐるが、これは戦局が好轉した一反映であらうとみられてゐる。

汎スラブ委員會總會開催

十月十六、十七の兩日、モスクワにおいて、第六回汎スラブ委員會總會が開催されたが、同總會は、スターリン議長に對し挨拶を送り、全スラブ民族は赤軍最近の成功を歓迎すると共に、獨軍の潰滅及びスラブ民族の全領域解放のため、全力を傾倒するものであると述べ、又ソ聯内愛國ポーランド人聯盟及び全ソ聯内第一ポーランド兵團(兵團中のコスチウシコ師團はドニエール渡河作戦に参加した)の將兵に對し、汎スラブ委員會は、聯盟の結成したポーランド軍が祖國に歸り、新たな獨立民主

主義ポーランドを樹立すべきを確信する旨述べた挨拶を送つた外、更に赤軍、ソ聯バルチザン、ソ聯内第一チエツコ旅團の將兵並にユーゴー國民解放軍の將兵及びバルチザン等に對し激勵の挨拶を送つたといはれる。

回教徒大會開催

十月十五日より同十九日迄五日間タキシケントにおいて、ウズベツク、タジツク、トウルクメン、キルギス及びカザフの回教僧侶及び信者の大會が開催されたが、大會は、同地に中央アジア及カザフ回教本部を設置し、その本部長にウズベツクのバ・ハン・アブドゥマドジクトハノフを選挙したといはれる。

ロシア正教會會議新設

ソ聯邦人民委員會は、十月八日、同會議直屬機關として「ロシア正教會」事務會議を設置する旨發表した。右會議は政府と全ソ及びモスクワ總主教との間の連絡を取り、政府の承認を要する教會問題を審議する機關である。

尙、同會議議長にはカルボフ・ゲー・ゲーが任命された旨併せて發表された。

セルギー總主教エルサレム訪問

全ソ聯及びモスクワ總主教セルギー神父は正教會代表三名を帯同してエルサレム訪問の途に上り、十月十六日テヘランに到着、ソヴェト大使ミハイロフの歓迎會に出席して米英兩國の外交團と交歓した。そして、總主教は同十八日、テヘランからバグダッドに赴き、更に同夜エルサレムに向つた。

フランス

資源管理委員會並に原料資材省新設

政府は、十月七日、布告を發して、資源管理委員會を新設することに決定した旨發表した。この委員會は重要資源の確保と節約を任務とするもので、更に、政府は原

料資材省を新設したが、その所管事項は左のごときものである。

- 一、原料資材の消費者向け配給に關する方法を審議する。
- 一、生産制限乃至代用品の使用に關し、その決定權を有する。

一、生産者側の提案を蒐集審議し、生産計畫を樹立する。そのため政府代理機關及び各産業部門は原料資材省に對し必要な書類及び情報を提供する。

そして同省初代長官にはサルモン前機械工業監督官が任命された。

遺獨労働者問題話合成立

十月二十二日附ウイシー各紙の報ずる所に依ると、十月十六日のラヴァル、ザウケル會見に際し、遺獨労働者問題に關して、

(イ) ドイツは一九四三年末迄はフランス側に對し、新に労働者を要求しない。

(ロ) フランス側から新に労働者を派遣するときは、現在ドイツにゐるフランス労働者を同數だけ歸佛させるべく、又在獨労働者中四十五歳以上のもの及び四名以上の子供を有する父はこの交替に際し優遇される。旨の話合が成立した模様である。

滿洲國

鳥取縣震害御救恤金

皇帝陛下には、今般日本鳥取縣下震害御救恤のため、御内帑金を御贈與あらせられる旨仰出され、十月十三日、王駐日大使を経て日本政府宛右御沙汰を傳達せしめられた。

嘗新祭御儀

興農滿洲の誇りも高く五穀を大神に獻進して無邊の神恩に應へ奉る嘗新祭の御儀は、十月十七日早朝、建國神

廟で、皇帝陛下御親祭の下に厳かに執り行はせられた。この日、皇帝陛下には日滿顯官參列裡に神域にお成り遊ばされ、全國の農民が赤誠こめて獻進せる五穀の初穂を御自ら大前に御供へ遊ばされ、併せて御自作の穀類をも獻進あらせられ、五穀豐饒の感恩を述べさせ給ひ、國運の隆昌を御祈念遊ばされた由に洩れ承る。

滿獨經濟第三次協定調印

昨年八月二十九日、滿獨兩國間において締結された對獨經濟關係存続のための第二次協定は、兩國の通商親善關係に多大の寄與をなしたが、右協定の有効期間は昨年十一月三十日を以て満了した。その後、兩國政府間において第三次協定につき折衝中のところ圓滿妥結をみたので、ウォルター獨經濟使節團長は、十一月五日、同協定調印のため新京に到着、翌六日午前梅津關東軍司令官、張國務總理等を訪問、終つて正午獨公使館の招宴に臨んだ。又八日國務院を訪問、古海國務廳次長、下村外

交、青木經濟、稻垣興農各部次長等と懇談を遂げた。そして、十一日午前十一時外交部大臣室において滿洲國全權委員李外交部大臣と獨逸國全權委員ワグネル公使、同全權委員、ウォルター經濟使節團長との間に、滿洲國及び獨逸國間經濟關係存続のための第三次協定の正式調印を行ひ、同時に右に關する共同聲明を發表した。かくて第三次協定は調印とともに效力を發生し、兩國經濟の綜合緊密化は一層促進されることとなつた。

弘報處發表

「本十一日新京に於て滿洲國全權委員李外交部大臣と獨逸國全權委員ワグネル駐滿獨逸公使及びウォルタート氏との間に「滿洲國及び獨逸國間經濟關係存続の爲の第三次協定」の署名調印を了せり。」
次いで午後六時第三次協定祝賀會が總理官邸で李外交部大臣主催の下に開會、滿洲國側から李外交、既經濟、黃興農各部大臣以下、ドイツ側よりはワグネル公使、キ

ルホン總領事等五十四名出席し、李外交部大臣獨獨親善を強調、ドイツの發展を祝して乾盃、ワグネル公使これに答へて謝辭を述べ、盛會裡に終つた。かくして第三次協定調印の使命を無事果したウォルター經濟使節團長は十二日歸途に就いた。

價格等臨時措置法改正公布實施

價格等臨時措置法は、康徳八年七月二十八日公布以來物價の昂騰を抑制し、價格政策上相當の効果を擧げたが、なほ當分同法存置の必要があるのに鑑み、政府は同法に所要の訂正を加へ、一層物價安定に資するとともに、物資流通の圓滑迅速化を図ることとなり、十月十一日付をもつて價格等臨時措置法中改正の件を公布、即日實施した。

陸軍高等軍事學校開設

軍事部では國軍優秀幹部の養成充實を圖るため、陸軍高等軍事學校を創設することとなり、諸般の手續を完了、

十月二十日發表した。同校は試験のうへ兵科軍官を選抜入校せしめ、人格の陶冶、軍事に關する學術調査研究を行ふ軍官教育の最高學校で、第一回學生は十一月五日入校の豫定である。

人事異動發令

政府は、十月一日付を以て特任、簡任六十二名、薦任百二十餘名にわたる人事異動を發令したが主な異動は左の通りである。

- 特任東滿總省長 牡丹江省長 三谷 清
- 特任興安總省長 興安南省長 博 參 滿 都
- 特任興安總省長 興安北省長 額爾欽巴圖
- 特任興安總省諮議兼興安北省長(簡一) 興安西省長 旺 沁 船 爾 賚
- 任興安總署諮議(簡二)

中華民國

「民族の熱情を奮起せよ」

——双十節に當り汪主席感想發表——

國民政府汪主席は、參戰下はじめて迎へる双十節に當り、十月九日、「國民革命の進展とその中心理念」と題し、左記要旨の感想文を發表した。

「本年は中國が大東亞戰爭に参加した一年であり、また中國の租界回收、治外法權撤廢を完徹し、國父孫文先生遺囑による不平等條約を廢除した一年である。故に今年の國慶日は、以前に増して人をして昂奮せしめ、勇往邁進せしめるのである。大東亞戰爭は正に必勝不敗であり、中國の大東亞戰爭への参加はこれによつて戰爭目的を速かに完遂せしめるにある。

一方、中國の獨立自主は、大東亞戰爭中にあつて既に

展開招來してゐるが、これも大東亞戰爭を完遂することによつてのみ確保し得るのである。三十二年前の辛亥八月十九日、武漢起義より清國元首に忠誠を盡すことをがえんじない全民族は遂に背反した。そして青年志士は先を争つて革命運動に参加し、數ヶ月をせずして、革命は全國に擴がつた。かかる革命の普及は要するに民族主義思想が成熟したからに外ならない。當時民間及び軍隊間に一つの句が流行した。それは「漢人は漢人を攘たず」である。この一句は軍隊間に共通の信念を持たしめた。しかるに、現在はどうかといふに、民族の自覺は更に擴大高揚された。そして辛亥時代の呼號である漢人は漢人攘たずは今日「東亞人は東亞人を攘たず」の呼號に變つたのである。

その思想は、大東亞の全民族即ち文明先進の日本、廣土衆民の中國、新興滿洲國、驅起せるタイ國より創業中のビルマ、フィリピン、開放中の南洋英蘭植民地まで普及

し、みな一樣に東亞人の自覺を持つに至つた。米英の壓迫に對しては、必然的に團結して意向を俱に闘り、また偉大なるインド民族は英國よりの桎梏を打破、自由獨立の運動に従事したが、元來東亞保衛と自國の保衛は不可分の關係にある故に、「東亞人は東亞人を攘たず」の呼號のもとに、彼の米英に依存して東亞に嚙みついてゐるものは、必然早急迅速な轉換を行ふべきである。しからざれば迅速な消滅を俟つのみとならう。惟ふに辛亥時代、漢人を攘つての無道を行つた少數人に比較して、その消滅は更に迅速である。最後に一言したいのは、辛亥革命の成功は、漢民族の自覺に起るが、民族主義の目的は決して漢民族の解放のみに限定したわけではない。又、漢民族の下に五族協和を呼號したけれども、その終局の目的は寧ろ米英帝國主義の侵略に抵抗し、中國の自由平等を守らんとするにあつた。かくして中國の大東亞戰爭参加は、正に國民革命の終局の目的たる不平等條約廢除に到達したのであり、

國民革命の光榮ある前途を顯示したのである。われらは國慶日にあたり、全民族の熱情を奮起して、國府の指示に従ひ、大東亞戰爭完遂と東亞民族の團結とをはかり、東亞民族の共榮を求めれば、中國の自由平等の保障もまたここに獲得し得られるのである。われらはここに一致熱烈に叫ぼう、中華民國萬歲、大東亞解放萬歲。」

日華同盟條約調印式

日華兩國が恒久的和親友交關係を維持し、且大東亞建設に互助協力すべき日華國交上劃期的意義を有する同盟條約の調印式は、十月三十日、國民政府大禮堂において嚴肅にとり行はれた。この日、汪行政院長及び隨員は午前九時五十分國民政府大禮堂に到着、これと相前後して谷駐華大使は落合、前田陸海軍兩武官、大田、岸兩參事官以下隨員を從へ、中國軍樂隊の奏する迎賓曲に迎へられて同じく式場に入り、控室において小憩の上、同十時兩國代表は肅然として式場定席につき、日華兩國語をもつて認め

られた條約文、附屬議定書並に交換公文につき讀合を行ひ、確認を了した後、谷大使、汪行政院長は夫々各文書に署名捺印を行ひ、谷、汪兩國代表は互に挨拶を交し、同十時四十分滞りなく調印式を終了した。

尙國民政府外交部及び宣傳部は、日華同盟條約調印に關し、三十日左の如き共同發表を行つた。

外交部、宣傳部共同公表(十月三十日午前十一時)

「本日午前十時國民政府汪行政院院長は日本帝國特命全權大使谷正之との間に國民政府大禮堂において中華民國、日本國間の同盟條約及び附屬議定書並に交換公文に署名調印を行ひ同十時四十分完了せり」

汪行政院院長挨拶

日華同盟條約調印後汪行政院々長が谷大使に對して行つた挨拶内容左の通り

「本日ここに大使閣下と共に日華同盟條約及び附屬議定書並に交換公文の署名調印を了したのは、日華兩

國永久友好の關係の前途のためまた大東亞建設の前途のため、慶賀に堪えない所である。只今大使閣下の述べられたことは眞に敬服の至りであつて、大使閣下のいはれるが如く、今回の同盟條約の締結は實に劃期的意義を有するものである。貴國は、大東亞戰爭開始以來、その國力をあげて、東亞における米英の侵略勢力を破砕肅清するとともに、東亞共榮の大義を掲げ、東亞各國家民族の團結を促がし、一心一德、協同して大東亞戰爭の完遂と大東亞共榮圏の實現とを求めつつあり。わが國は貴國日本と兄弟の國に屬し、貴國が大東亞の爲め光輝燦然たる前途を拓いたのに對し、わが國民政府及び人民また奮勵して大東亞建設の責任を分擔せんことを期してゐる。今年一月九日、わが國は貴國と共同宣言を發表、不動の決意と信念とを以て軍事上政治上及び經濟上完全に協力し、以て米英に對する共同戰爭を貫達すべき旨を闡明したが、今日更に同盟條

約及び附屬議定書並に交換公文成立し、これにより民國二十九年十一月三十日調印せる日華基本關係條約及び一切の附屬文書はその效力を失ふこととなつた。我が國民政府及び人民は右貴國の厚意が我が國の獨立自主の完整を援助する趣旨に基き、我が國をして更に一步を進めて復興に當らしめ、國力民力ますます充實して、大東亞戰爭に對する協力を充分發揮せしめんとするものであることを深く認識してゐる。本院長は、今後日華間永久友好關係の基礎牢固として動かず、且つ益々強固となるべきを信じて疑はず、且つ中國國內の全般的平和の克服もこれによりその速度を増し、遂に實現をみるの日の來るべきを望んで止まざるものである。今回の同盟條約は、日華間の好誼上及び東方の道義的精神上、極めて偉大な結實といふべく、國民政府及び人民は専ら眞摯熱烈なる決意を以て條約を履行し、以て貴國の厚意にそむかざらんことを期するのみ。大使閣

下が條約改訂交渉開始以來深厚な同情と遠大な眼光とを以て、日華兩國のため又大東亞の前途のため、この光榮ある使命を達成せられたのに對し、本院長はこゝに謹んで敬祝の意を表するものである。」

谷大使挨拶

日華同盟條約調印後、谷特命全權大使は、國民政府汪行政院院長に對し左の如き挨拶をなした。

「本日茲に閣下と共に日華兩國間の永久的友好關係と大東亞建設のための緊密なる協力關係とを規定する日華同盟條約及び附屬議定書の調印並に交換公文の署名を終了したことは、私の最も欣快とするところである。大東亞戰爭開始以來東亞の情勢は一變し、日華兩國はもはや第三國の策動に乗ぜられ兄弟隣にせめぐ謂れがなくなつたのみならず、互に相協力して共存共榮の道に進むべき本來の關係に復した。これ實に東亞に於ける歴史的一大展開であつて、帝國はこ

の新情勢に即應し、愈よ中華民國の自主獨立の完整に寄與し、その復興と繁榮を促進し、兩國同一の地歩に立つて、相携へて大東亞建設の偉業達成に邁進せんとする根本方針を決定し、本年初頭以來、着々これが具現に努力し來つたが、今次の同盟條約は即ち右日華間の新關係を最も嚴肅な形式において表現したものにほかならない。

これによつて前述の如き帝國の根本方針とこれが遂行に關する帝國の強固なる決意とはまたあまたところなく披瀝されたと信ずるものである。本同盟條約の調印により、昭和十五年十一月三十日締結の日本國中華民國間基本關係に關する條約及び附屬書類はすべて效力を失ひ、今後日華兩國間の基本關係は本同盟條約によつて律せられるべきであつて、従つて本條約は東亞の新情勢と日華間の新關係に照らし、劃期的意義を有するものとふべきである。さきに大東亞戰爭遂行中における兩

國の協力關係を闡明したものととしては本年一月九日の日華共同宣言がある。今又ここに兩國の關係を永久的且根本的に律すべき同盟條約が締結せられたのである。彼我相俟つて、今後兩國の關係は必ずや、史上空前の大轉回を遂げるであらう。今次の同盟條約及び附屬書類が直ちに重大な意義を有することは以上の如くであるが、今後中華民國において全般的平和が齎らされた時は、更に一層の効果を發揮することは勿論で、私は今後中華民國國民全般が擧げてその本然の姿に立ち還り、帝國と共に興亞の大業に邁進するに至るであらうことを信じて疑はない。又帝國は益々必勝の態勢を固め大東亞戰爭の完遂に邁進しつつあるを以て、日華共同の大事業は、本條約の締結を機として劃期的な進展を遂げることが疑ふ餘地がない。私は中華民國が帝國とともによく本同盟條約の眞髓に徹して、大東亞の建設と安定、確保に努力せられ、以て本同盟條約の世界史的な意義を宣揚せ

られんことを期待して止まない。本日歴史的條約の調印に當つて一言所感を述べ挨拶とする次第である。」

内務部次長に袁愈詮決定

——十月中の人事異動——

十月中における主要人事異動は左の通りである。

任江蘇省財政廳長 實業部次長 袁 愈 詮

任行政院內務部次長 行政院內務部次長 王 敏 中

(以上十月一日附)

任實業部次長 建設部次長 姜 佐 宣

(以上十月四日附)

任首都高等法院院長 司法行政部次長 湯 應 煌

全國經濟委員會委員 胡 澤 吾

任司法行政部次長

(以上十月十二日附)

全國經濟委員會秘書長 鄒 敬 芳

兼任同會委員

(以上十月十四日附)

天津特別市公署財政局局長 李 鳳 圖

任天津特別市長代理

朱 崇 信

任天津特別市公署社會局局長

鄒 敬 芳

任全國經濟委員會委員

陶 孝 潔

任浙江省第一區行政督察專員

胡 澤 吾

免全國經濟委員會委員

能 劍 東

免浙江省第一區行政督察專員

(以上十月十五日附)

任漢口市長

石 星 川

特別漢口市長

張 仁 森

任天津特別市長

實業部長 陳 君 慧

兼任合作事業委員長

(以上十月十九日附)

任全國經濟委員會委員

陸軍編練總監 黃 目 強

任全國經濟委員會委員

軍事委員會總務廳長

項 致 莊

任駐蘇北綏靖公署主任

中央大學校長 陳 柱

任新國民運動促進委員會委員

(以上十月二十一日附)

任軍事委員會總務廳長

張 恒 中 將

(以上十月二十五日附)

任銓敘部次長

顏 德 桂

任物資統制審議委員會委員

實業部次長 姜 佐 宣

(以上十月二十六日附)

陸軍編練總監 黃 目 強

任軍事委員會政治部部長

調查統計部代理部長 楊 傑

任首都警備副司令

政治警衛總署々長 馬 嘯 天

任首都憲兵副司令

(以上十月二十九日附)

軍事委員會機構改革

政府は、かねて戦時下軍事關係機關の能率増進を企圖し、軍事委員會の機構改革を検討中であつたが、このほど成案を得たので十月二十九日の中央政治委員會臨時會議において左の如く決定した。即ち今次改革の要點は先づ陸軍編練總監公署を廢してその事務を陸軍部に統合するとともに、空軍の強化を図るため現在の航空署を整理して、軍事委員會直轄の下に空軍司を新設し、一方軍事委員會總參謀長の下に參謀次長一名を増員し、専ら該司の指導監督に當らしめることになつた。

またこれと同時に、調査統計部を整理し、別に軍事委員會直屬の政治部を新設して、その事務を引継ぎ、また陸軍部管轄の軍令司を軍事委員會に移し、更に軍事委員會の軍衡司を陸軍部に移管するもので、今次軍事委員會の根本機構改革は、國府軍の全面的強化に寄與するものとして、その成果は各方面より期待されてゐる。

中支の米糧收買價格決定

物資統制審議委員會委員長周佛海は、米糧統制委員會の連かなる活動開始と米糧收買價格を審査決定するため、十月七日、儲備銀行上海支行會議室において關係當局者の參集を求め重要會議を行つた結果、米糧統制委員會の提案通り滿場一致の可決を見、翌八日正式これを發表した。その内容は左の通りである。

一、米糧統制委員會の米穀收買價格は、年内これを變更せる方針のもとに、同委員會は別に定むる受渡し場所において、標準精白米一市石(正味八十キロ)梗米、糯米は八百二十元、秈米八百元まで買上げることを得。なほ玄米は精白米の八十八パーセント、粳は精白米の六十六パーセントとして計算するものとす。一、標準精白米は従來の買上げにおける一等米相當品とし、各格付は米統會において決定公表するものとす。二、清鄉地區内の農村における標準、白米、梗米並びに糯米の庭先價格は一市石につき米統會買上價格の

百元より低價たることを得ざるものとす。その他の品種についても亦同じ

- 一、清郷地区外における庭先價格も亦前項に準ず
- 一、米統會における金利、倉敷など諸掛りを考慮し、同委員會よりの公布價格は買上價格の五十元増しの豫定とす。

尙周佛海物資統制審議委員會委員長は、左の如き談話を發表して、一般の協力を要望するとともに、米穀收買を妨害するものに對しては斷乎處罰する方針を明かにした。

「曩に行政院の命令により米糧統制委員會の設立をみ、爾來その下部機構たる各地米穀收買同業公會籌備委員の指定に、或は米穀運銷管理暫行條例の制定に、順調な事務の進捗を示し、今また米穀收買の中心問題たる買上價格の決定發表をみるに至りたるは、民食問題の前途に光明を與へるものにして眞に同慶に堪え

ては職權を濫用して搬出を阻止又は不當なる雜損課税を徴せんとせしものあるがごときその例抄しとせず。

かゝる結果、萬一にも合理的なる米糧の收買並に配給を阻害することあらんか、これ天人共に許さざるものと云ふべし。宜しく官民とも政府の意の存するところを諒得し、米糧の提供に或ひは收買に各々萬全を盡すべく、官憲また不當の干渉を廢止して、これらに對し好意的援助を惜しむべからず。萬一官民にして右趣旨に反し、或は法規を紊す等のものあらんか、その官たると民たるとを問はず、嚴重なる處斷を受くることまた止むを得ざるところといふべし。」

次いで國民政府は、同日附を以て蘇浙皖米穀收買の圓滑化を期することとなつたが、同條例の要旨は左の通りである。

「一、米糧統制委員會は行政院の認可を得蘇浙皖三省及び南京、上海兩特別市を米穀運銷管理區に區分

ざるところなり。そもそも米糧問題たるや、民生の安定、治安の確立上極めて重要にして、經濟施策上また

最大の問題となり、就中その買上げ價格決定の如何は、及ぶところ單に農民生活者のみに限らず、消費大衆のためにも一大關心事なり。政府はここに鑑み、價格決定にあたりては本年度中これを變更せざる方針の下に、先づ米糧生産費を調査して庭先收買價格算出の基礎資料となし、收買業者に對しては合理的且つ最少限の諸掛りをもつて收買に従事せしむる如く、米統會の買上價格を決定し、依つて以て公正なる價格制度により、消費者制度により消費者の保護に遺憾なきを期したり。殊に過去における米糧收買の實績の諸報告につき調査するに生産者にしてこれを囤積し、徒らに非合法なる搬出を企圖して暴利を策したるが如き、或は收買業者にして庭先價格を低廉ならしむる如く強要し、以て不當なる中間利潤を獲得せんとし、甚しきに至り

する。

一、米穀の運輸は本條例に規定する場合のほかこれを禁止する。

一、米商が米穀を運搬せんとするときは、米穀採辦照または米糧運搬護照によりこれを行ふものとする。

一、米穀の運搬をなすに際し同時に禁制品或は脱税貨物等の運搬、隱匿その他類似行爲をなし或は本條例の規定に違反するときは、米穀採辦照或は米糧運搬護照を取消し、以後再下附申請を許さず。

一、米穀採辦照或は米糧運搬護照の下附を受けずして米穀を運搬せるもの或は不正取引をなすものは、米穀を沒收するとともに罰金を科す。

一、本條例中の罰則も日本人に適用する場合は、豫め國府より日本官憲と協議するものとす。

一、本年三月十二日公布の蘇浙皖米穀運銷管理暫行條

例はこれを廢止す。

尙同委員會ではさらに所定場所における品種別、等級別米糧買上價格を次の通り決定、十一日附をもつて發表即日實施した。しかして今回の買上價格については、精白米、玄米に關して特等米、一等米(標準)、二等米、三等米、等外米の五等級を區別し各品種級別並びに等級別にそれぞれ決定されてゐるが、特等米價格は一等米價格に對して二十四元を加算、等外米價格は三等米價格に對して三十二元を差し引き決定されてゐる。なほ粳の等級は一、二等及び等外のみとなつてゐる。(單位一市石當り)

△粳米及糯米	一	等	二	等	三	等
精白米	八二〇元〇〇	八〇四元〇〇	七八八元〇〇			
玄米	七二一元六〇	七〇五元六〇	六八九元六〇			
粳米	五四一元二〇	五二五元二〇				
△秈米						

精白米	八〇〇元〇〇	七八四元〇〇	七六八元〇〇
玄米	七〇四元〇〇	六八八元〇〇	六七二元〇〇
粳米	五二八元〇〇	五一二元〇〇	

東條首相に感謝電發送

——新民會全體聯合協議會開催——

華北新民會では、十月二十五日から召集された盟邦日本臨時議會に呼應して、二十六日より五日間、北京中南海懷仁堂において、新中國建設、大東亞解放に邁進する華北一億の鬪魂を結集する民國三十二年度新國民大會全體聯合協議會を開催、全華北より參集した代表一六〇名を初め、汪主席代理林柏生宣傳部長その他多數列席の上華々しく開幕された。その日程は左の通りである。
二十六日 僉副會長開會の辭、次いで林柏生宣傳部

長汪主席に代り祝辭を述べ、會長王克敏決戰全聯に賦課された重大使命を強調訓示、終つて岡村最高指揮官、鹽澤公使の祝辭代讀、東條首相等の祝電披露、最後に滿場拍手の裡、王家瑞議長に、汪鈞甫副議長に、張子鈞書記長に任命され、閉會

二十七日 午前十時北京懷仁堂にて開催、文書起草委員會、各分科委員會、諮問事項草案審議委員會設置、委員任命、次いで新民會副會長より會の運動の方針説明に會務報告、張政治局長より昨年度全聯議案の處理結果並に本年度議案整理の報告、終つて華北政務委員會内務總處より各施政方針の説明、ついで帝國臨時議會に對し打電の旨決議す、午後二時三十分再開

汪時景財務總署督辦兼聯銀總裁の財務總署施政方針並聯銀業務概況を説明、次いで禁烟の徹底、公務員及び教職員の待遇改善、教育會計の獨立等に關し討議、六時五十分終了

二十八日 午前九時三十分開會、劈頭宣言案を滿場一致可決、次いで東條首相始め各司令官宛感謝激勵電並にビルマ比島獨立祝賀電發送に關する件を可決、これより議題に入り、軍官會の總力結集、對共鬪爭態勢を確立する件、東亞民族總騷起に對する華北の決意を表明する件を採擇
二十九日 午前十時凌撫元以下七代表岡村最高指揮官訪問、全聯に對する厚意を謝す。
三十日 日華同盟條約の締結に當り、午後東條首相並に汪主席に宛祝電發送、ここに五日

間に互る全日程を終へ多大の成果を収め
終幕。

尙、東條内閣總理大臣宛決議文の内容は左の通りであ
る。

「閣下は帷幄に運籌し、強敵を驅逐し、南洋民族をし
ては更生の喜びを得せしめ、東亞を東亞に回歸せしめ
られたが、この御殊勳に對しては、洵に感佩に堪えな
い。中國は參戰以來全國國民同生共死の決意を愈々固
くして、貴國の忠勇な國民將士と相共に精誠團結し、
以て大東亞戰爭最後の勝利を獲得することを期してゐ
る。茲に謹んで敬意を表する次第である。」

重慶政權

蔣介石主席就任式舉行

重慶放送によれば、蔣介石の重慶國民政府主席就任式

は、十月十日、第三十二回目の双十節を期して、午前十
時より重慶大禮堂において行はれた。蔣は主席就任の宣
誓を行ふとともに、全國各機關に對してこの旨通達した
が、午後四時より外國使臣招待茶會を開催、更に午後八
時より軍官民代表三百名を招待、晩餐會を行つた後、同
八時半から主席就任後初のラジオ放送を行つた。演説要
旨は左の通りである。

「わが建國の方針は、對内的には全國の地方自治を
促進し、國家の統一を強固にし、法治を確立して民主
政治を完成するにある。民主政治の精神は、守法にあ
り、若し法が守られなければ、民主制度は根本から破
壞され中國は危殆に陥ることにならう。今後中國が國
際場裡に立つためには國民上下が違法の習慣を養成し
て、文明國民の盡すべき義務を盡さなければならぬ。
國民各々が是非を明かにし、公私の別を辨へ、違法を
光榮として違法を恥辱と心得、自由に藉口して私利を

圖ることなく、また責任を回避して天職を放棄するや
うなことがあつてはならない。」

宋子文歸國

米、英兩國を訪問後、ニューデリーにおいて、東南ア
ジア反樞軸軍司令官マウントバツテンと會見した外交部
長宋子文は、十月十一日、空路重慶に歸還した。

新政府委員決定

十一中全會を通過した重慶國民政府組織條令と蔣介石
の國府主席就任に伴ひ、重慶當局はかねて新國民政府委
員を人選中のところ、十月四日、新委員の顔觸れを左の
如く發表した。

- 張 靜 江 熊 克 武
- 鄒 魯 馮 玉 祥
- 張 繼 柏 文 蔚
- 顧 鈞 王 伯 群
- 閻 錫 山 李 文 範

- 宋 慶 齡 李 烈 鈞
- 萬 福 麟 章 嘉 呼 圖 克 圖
- 鈕 永 建 麥 斯 武 德
- 刻 哲 孫 科
- 居 正 干 右 任
- 戴 天 仇 孔 祥 熙
- 葉 楚 傖 覃 振
- 劉 尙 清 朱 家 驊

以上の如く二十六名の委員中には元老派、舊西北派、
舊東北派、回教徒派、元胡漢氏派、キリスト教派等の國
民黨内諸分派が包含されてゐる。

梁寒操宣傳部長に任命さる

政府は左の人事異動を十月四日附發令した。

- 宣傳部長 張 道 藩
- 任海外部長 梁 寒 操

任宣傳部長

梁宣傳部長中共を非難

重慶放送によれば、宣傳部長に就任した梁寒操は、十月二十日午後、最初の外人記者會見において、

「國共關係について最近國共の武力衝突の噂が盛に流布されてゐるやうであるが、實際問題として國民黨が指導力を握つてゐる現状では、中共との武力闘争の如き事態の發生すべき可能性は少しも存在しない。」と國共の武力衝突を否定した。次いで記者側から「一體それは貴下個人の意見なのか、それとも中央の意見なのか」との質問が出たのに對し、梁は「余は政府のスポークスマンとして政府の意見を代表してゐる」と答へ、更に重慶の對中共態度に關し、

「國民黨の中央に對する方針は、過般の十一月中旬會における蒋介石の對中共宣言に云ひ盡されてゐる。即ち蒋介石は「中共を同一家族内における叛逆兒とし

て取扱ひ、あくまで政治的方法によつて解決する」と述べたが、我々としては中共が抗戰の初めにあたつて國民黨に約束したところを履行し、中央の命令、法律を遵守するやうに望んでゐるに過ぎない。それにも拘らず、昨今武力衝突が國內は勿論海外で盛に傳へられてゐるのは、むしろ中共側が何等かの政治的意圖のもとに暗々裡にやつてゐる行爲の結果であらう。たしかに中共は第三インターの解消によつて一大不安に叩きこまれた。」

と述べ、武力衝突説そのものが、既に中共側のためにせんとする政治的行爲であるとして、中共の態度を攻撃した。

經濟趨深刻

重慶政府の經濟情勢は、ビルマ・ルートの遮斷以來惡化の一途を辿つてゐるが、クリスチャン・サイエンス・モニター紙の重慶特派員グンサー・シュタインは、十月二十七日、重慶の物價は、戰前の百五十倍以上に達してゐる

旨左の通り報道してゐる。

「重慶政權のスポークスマンは、記者の質問に答へて、永らく不發表に附されてゐた重慶の物價情勢を明かにしたが、これによると重慶の平均卸賣物價指數は、統制品をも含めて一九四二年一月現在で戰前の三十一倍、一九四三年一月には八十二倍、去る九月には百五十倍に騰貴してゐる。小賣物價の情勢に就ては發表されなかつたが、重慶の商店で賣つてゐる各種商品の英斤一ポンドの法幣價段は左の通りである。

配給米	現在	昨年十月
鹽	十二元	三元五十
フー	九元	三元二五
豚肉	五十五元	十五元
鶏卵(一ケ)	四十二元	十二元
野菜	四元	一元二十
茶	六元	一元

マツ	チ(一箱)	專賣價額四元	一元二十
苦力用草鞋足		八元	三元
石	炭(百ポンド)	一千百元	

重慶は米國から二億ドルの金塊を輸入することになつてをり、その一部は既に到着してゐるが、これがインフレ抑止に多大の効果を及ぼすことが期待されてゐる。これに關しては重慶宣傳部の發表は同様の期待を表明しながらも、他方經濟財政、及び實業専門家達の左の如き意見をも引用してゐる。

一、國內で金を賣出すことは、大量の流通紙幣の收縮を招來しない。

二、金は間もなく投機の対象となり、遊資は金塊市場に吸収されるであらう。そしてそれが飽和點に達すると再び物品市場に吐出されるであらう。この全面的に困難な經濟情勢下に在つて唯一の光明は本年の食糧増産であるとされてゐる。」

尙、本年度の重慶政權下十五省における食糧生産は、政府発表によると、昨年度に比し八%増収を示してをり、その結果消費者は市場に供出される食糧の増加によつて恵まれるであらうが、そこにはなほ配給の問題が残つてゐる。更に河南省における飢饉の惨みは深刻で、本年度の同省收穫高は、戦前十ヶ年の平均高に比較すると三分の二以下の減収である。

タイ

ウイチット外相駐日大使に轉出

ウイチット外相は、十月八日午前十時、新聞記者團會見において、デイレック大使の後任問題に關し、後任駐日大使にはウイチット外相自身轉出し、大使館參事官には外務省儀典局長サンガ・ニルカ・ヘン氏が任命され、外

相は一時ピブン首相が兼任することに決定した旨發表したが、二十日に至り新外相には前駐日大使デイレック・チャイナムが任命された旨正式發表された。デイレック新外相は、今年四十歳の若さで、しかも極めて有能な外交官である。駐日大使就任前、内閣書記官長、外相などを歴任し、特に大東亞戦争の勃發前の外相在任當時には、タイ、佛印紛争に處してメコン流域の失地を回復し、また駐日大使として、今次のマライ四州領土接收に極めて功績があつた。ピブン首相とは革命時代から親交があり、その信任も極めて篤い。日本朝野に多くの知己を有してゐるウイチット外相の駐日大使轉出と相俟つて、日

タイ提携は今後益々緊密を加へると思はれる。

マライ及びシヤン新領土編入完了

——新領土入國通過規則制定——
マライ四州及びシヤン二州のタイ國領土編入接收完了に關し、タイ國政府は、十月十九日午前、特別公報を以て、右

兩地におけるタイ國側施政の開始及び權益の接收を無事完了した旨發表したが、更に十月二十三日、軍最高統帥部は、北部マライ新領土の入國通過に關し、左の如き十月十九日附第八六の二三六號野戰軍令を即日實施する旨を發表した。

二、タイ國以外の國に居住するものにして該四州に入國又は通過せんとするときは、左の項に該當するもの外は之を許可せず。

(イ) タイ國政府又はタイ國及び日本軍部關係者に於て、其の旨の證明書を所持するもの

「九月七日附北部マライ四州施政規則に關する第八六の二〇八號野戰軍令に關聯し、左の通り同地域入國通過規則を制定す。

(ロ) 該四州駐屯野戰軍最高司令官野戰警察司令官第六師團司令官第十八特殊師團司令官又は軍政長官の命に依り入國を許可せられたるもの

一、タイ國內に居住するものにして本地域に入國し又は通過せんとするときは、外務省規定に従ひ旅券を所持すべし。本旅券には國防省陸軍部の査證を受くるを要す。該四州と境界を接する南タイ諸縣住民に對しては、旅券の代りに境界交通規定に従ひ、縣駐在軍指揮官か縣知事又は郡長に代りて發給すべき通過許可書を所持すべし。許可書には陸軍部の査證を受くべし。

三、政府の命に依り、同地方へ通過又は入國する官吏は、旅券又は許可書を要せず。但し所要身分證明書と共に所屬長官の命令書を携行するを要す。

四、該四州内居住者にして、タイ本國を通過入國又は往復せんとするときは又は四州内の他州に入國せんとするときは、軍政長官の發布せる規定に従ふものとす。四州内の住民に關する他事項亦同じ。」

人事異動



十月中の主要人事異動は左の通りである。

大蔵副大臣空軍大佐ガット・ケンダドンジン

依願免本官

商業大臣代理ナイ・コーマハイサクン

任商業副大臣

内閣書記官長陸軍少將チャイ・プラテイバン

任無任所大臣兼外務代理大臣

厚生大臣陸軍大佐

チュン・チャベン・サツクソングラム

兼任大蔵大臣事務管掌(大蔵大臣病氣引籠中)

司法大臣陸軍大佐タムロン・ナワサワン

兼任外務大臣事務管掌(デイレック大臣病氣引籠中)

(以上十月二十日附)

スリクルン・タイ・ラツシユドル

任新聞協會長

重役會長マニット・バスワ

(以上十月二十六日附)

商業代理大臣、兼大蔵代理大臣

ワニット・バーナノン

任大蔵副大臣

宣傳局長ビアン・ラチャタムニ

任ラジオ番組編成委員長

ヴァイチャット・ソングラーム陸軍中將

任顧問

(以上十月三十日附)

明年度豫算四億バーツ

政府は、十月二十六日附官報を以て特別議會召集に關する勅令を公布した。今回の特別議會は十一月一日に召集され、その主なる議事は明年度豫算案の審議にある。この豫算案は政府豫算委員會において編成を急いでゐたもので、總額は四億バーツに上つてゐる。これは本年度の二億七千萬バーツに比し五割の増額であり、タイ

國財政史上空前の戦時豫算である。

新首都候補地ベチャブンに變更

政府は、さきに首都のサラブリ移轉を決定、十五ヶ年計畫をもつて首都建設準備を進めてゐたが、その後の情勢に鑑みサラブリ移轉を中止し、同地における建築その他の中止命令を發し、これに代るものとして新にベチャブンをあげ、これを新首都候補地に決定、十月三十一日夜ラジオを以て公表した。

タイ國新首都候補地に決定したベチャブンは、バンコック北方三百キロ、メコン支流、パーク河溪谷に臨む小都で東西を山に包まれた風光明媚の天然の要塞である。北タイ縦貫鐵道ピサヌロークから自動車で約半日行程を要するが、政府は、ウイチャット官廳をサブアン(ベツチャーン)への分岐點になる小驛に移すこととなり、又同地を自動車交通の要衝となすべく準備を進めてをり、北方ラバン、南方バンコック、東方ウボンの各都市に通ずる道

路の擴張、修築工事中で、來年の乾期六月頃までには、その交通網を完成し、逐次政府機關を同地に移す豫定である。

フイリピン

軍政撤廢布告

比島方面陸軍最高指揮官黒田重徳中將は、十月十四日を以て比島の軍政を撤廢すべき旨布告を發した。

獨立宣言發布

ラウレル大統領を首班とするフイリピン共和國の獨立宣言は、十月十四日、午前九時五十分、マニラ市國會議事堂前の式場において發布された。(詳細は國際月報本號國際時報中「フイリピン共和國の誕生」参照)

閣僚並に參議決定

十月十四日、フイリピン共和國の樹立とともに新政府の各省大臣には、比島政府の各部長官が昇格就任し

たが、更に十月十八日開會された特別國會において大統領の國策諮問機關たる參議會參議六名が指名された。(附錄並に參議の類觸れは、國際月報本號國際時報中「フィリピン共和國の誕生」参照)

日比同盟條約調印

政府は、十月十四日、獨立を宣言するや、帝國との間に同盟條約を調印した。(詳細は國際月報本號國際時報中「フィリピン共和國の誕生」参照)

國旗正式決定

—道義、勇氣、希望を象徵—

大東亞共榮圏の一員として新たに誕生したフィリピン共和國の國旗は、一八九八年アギナルド將軍がキャピラ原頭高く掲げた獨立國旗に則つたものである。即ち旗竿近くに白の等邊三角、その残りの部分を青、赤の上下二部分に分ち、三角形中に太陽と三つの五稜星を配してをり、フィリピンの雄々しい傳統と輝かしい前途を象徵

し、米國の羈絆を脱して東亞共榮圏内獨立國として更生した誇りを力強く物語るものである。白は清淨な思想、道義、赤は勇氣、血、決心、青は希望と高い理想を象徴し、太陽は獨立フィリピンの不滅の榮光と運命を、星はルソン、ミンダナオ、ビサヤの三地方を、三角形の各邊は三地方平等の權利を示してゐる。フィリピン民族の理想、傳統、歴史、榮光を示すこの國旗の復活は以前から全民衆の熱望して已まなかつたところであり、さればこそ獨立準備委員會は新興フィリピンの表徴としてこの國旗を採用したのである。アギナルド將軍によつて創案されたこの旗は米國の統治時代には一時法律を以て使用を禁ぜられたが、その後一九一九年掲揚許可となつたので戦前まで使用されてゐた。しかし、米國旗の下に従屬を餘儀なくされてゐた。曾ての國旗といまフィリピン民衆自身の手によつて何物にもはばからず空高く翻へる國旗とでは重大な相違があり、その精神において偉大な飛躍がある

といへよう。

國歌正式決定

フィリピン共和國の國歌は、かねてレクト氏を委員長とする國歌分科會において慎重検討中であつたが、獨立に先立つて、十月初旬正式決定を見、獨立準備委員會から發表された。

フィリピン國歌(タガログ語より和譯)

うまし國—

東の太陽の兒よ

汝が胸内

熱き血は燃ゆ

うまし國—

勇士の誇傳へて

あなどりを

ゆるさぬ國ぞ

青空に風はさやぎ

山脈は海につらなる

吾等聞く自由の詩の

天地に満てるを

國民の希望導き

勝鬨にはためく旗の

太陽よ、はた三つ星よ

燦として久遠に輝け

うまし國—

生ける徴こゝにこそあれ

この國を

護らむ、きはみ

わが命

なにか惜しまん

この比律賓國歌(バンバン、サング、アウイット、ナン、ピリピナス)は一八九六年の革命に當つてアギナルド將軍のもとに馳せつけた作曲家フリアン・フェリベが

作曲したものである。

十月十四日を國祭日に決定

フィリピン共和国誕生の佳き日即ち十月十四日の感激を永遠に國民の頭に甦へらせるため、毎年この日を國祭日とする法案が十月二十三日の特別國會に提出され、満場一致で可決された。

國家計畫局新設

ラウレル大統領は十月十八日開會された特別國會において國家計畫局の新設を發表、同時にその委員を次の如く任命した。

- 總裁 ラファエル・アルナン
- 副總裁 マヌエル・ロハス
- 委員 ホセ・ユーロ、アントニオ・デ・アラス、キンテイン・パレデス、ラファエル・コルプス、グレゴリオ・アノナス、エルビデオ・キリノ、ビセンテ・マドリガル、ホセ・サンピクトレス、ビセンテ・カルモナ、ベドロ・サ

ビド、ホセ・バエス

この國家計畫局は、日本の企畫院に似た性格を有するもので、主として國家計畫の綜合企畫その他を擔當する。

レクト外相外交政策闡明

レクト新外相は、十月二十日、聲明を發し、比島の外交政策に關し次の如く述べた

「政府はフィリピン國民の名譽と自由とを昂揚し、更にフィリピンの主權を尊重する國家に對しては善意を以て酬いてあらう。そして、大東亞共榮圈内各國家との關係については、善隣政策を遂行するであらう。フィリピンは世界動亂の眞只中に誕生をみたのであるが、未だ獨立國家としての日は淺く、現在我々が直面してゐる最も大きな問題は、國民精神の昂揚を圖ると共に諸資源の開発に一路邁進することである。そしてこの線に沿つて我々の外交方針も遂行されなければならない。政府は、その憲法にも明示されてゐるやうに、

平和と自由と正義とに立脚した世界秩序の建設に貢獻する決意であり、これは既に明かなところである。我々は我國の主權と獨立を防衛する必要がある場合にのみ他國に對して戈を取つて起つであらう。」

駐日大使にバルガス前行政長官決定

ラウレル大統領は、閣議に諮つた結果、バルガス前行政長官を駐日大使に起用するに正式決定、十月二十三日正午、大統領府よりその旨を發表した。

初代駐日大使に正式決定をみたホルヘ・ビー・バルガス前行政長官は、比島再建の多難な時期をよく軍政に協力し、フィリピンの獨立獲得に多大の貢獻をなしたもので今回駐日大使に任命されたことは、東亞外交の重要性に鑑み、頗る適任とみられてゐる。バルガス大使は過般ラウレル大統領、アキノ國會議長と共に來朝、戦時下日本の眞の姿について認識を一層深めたが、戦前においても數次に互り來朝してをり、フィリピン有數の日本通と

して、その濃厚篤實な性格と共に、日比協力關係の強化に多大の貢獻をなすものと期待されてゐる。

ビルマ

本年度歳出一億八千萬ルピー

政府は、かねて本年度の政府豫算に關し各省間に折衝を重ねて來たが、遂に最後案成り、十月四日の閣議において正式決定、八日これを發表した。新豫算は獨立日たる去る八月一日より明年三月末までを實施期間とし、歳入は四千二百萬ルピー、歳出は一億八千八百萬ルピー差引き一億四千六百萬ルピーの赤字となるが歳出のなかには中央銀行設立資金、新穀米買上資金、農業融資等計七千六百萬ルピーの經費に非ざる支出が含まれてゐるから、實際の赤字は約半額に減少する。そしてこの赤字は、南發ビルマ支金庫よりの借受けと、

民間よりの借上げを以て補填される豫定である。政府は、豫算編成にあたり歳入については差しあたり、従來の租税その他の収入機構に特別な變更を加へず、なるべく舊慣を尊重し、その範囲内において収入増を圖る建前をとり、また歳出については獨立に伴ふ國家機構の整備、國土防衛および治安維持、日本との作戦協力などの絶對的重要性に鑑み、その完遂を豫算全體の眼目として、これがためには十分の支出を計上した。なほ政府は、本豫算の編成が獨立直後國務急忙の裡に行はれる一方、前線ビルマの特殊性による編成資料の不備に加へて、經濟情勢の變化が豫想されるため、今後豫算の實施に當つては、當然收支の過不足の生ずることを覺悟し、これがため本豫算の數字を必ずしも墨守せず、必要に應じ、臨時追加豫算を計上し、全體として暫定運営を機動的に行ふ方針である。

財務相にウセツト顧問官任命さる

初代駐日大使デーモン博士(前財務大臣)は十月二日訪日の途についたが、財務大臣の後任については、ラングーン市長樞密院顧問官ウセツトが、十月七日午前、正式に任命された。新財務大臣の略歴は左の通りである。

マンダレーに生れ、本年五十九歳、ラングーン官立ハイスクール及びラングーン大學に學び、一九〇九年より二十年に亘り印度政府會計官を務め、一九三〇年ラングーン市政監督官となり、政府經理局長を経て、ラングーン大學校長に三年間在職したほか、印度貯蓄銀行理事その他銀行實業界に重きをなした。その後ビルマ體育協會會長として全ビルマの運動競技界にその名を知られてゐた。我軍政施行後はラングーン市長に任命され、同市の復興建設に盡瘁し、また獨立準備委員の一人として建國の創業に参加、樞密院顧問官となり、今日に至つた人で、財政方面における同氏の經歷と手腕はデーモン前財務大臣とならび稱されてゐる。

地方長官會議開催

政府は、獨立後最初の地方長官及び警察部長會議を上ビルマ及び下ビルマの二回に分けて開催することに決定、十月四日其の第一回目としてビルマ十八縣の地方長官を召集、バーモウ國家代表より地方長官の新しい心構へを示し、政府の新政策遂行及び國民指導につき率先垂範すべきことを強調する訓辭を行つて第一日の日程を終了した。會議は八日迄行はれたが、討議、議題の主なるものは次の如くである。

- 一、戦争目的に必要な物資、食糧等の確保並びにその円滑適切な補給と配分
- 一、民防衛の強化と治安の維持(一般犯罪の減少方策及び官吏罰則の適用を含む)
- 一、政府の政策に適應する正しい吏道の振興
- 一、国内政治情勢の検討
- 一、戦時收税問題

- 一、戦時産業対策(米作の必要量確保)棉花増産、家畜特に役牛の飼料確保及び衛生
 - 一、森林及び鑛山問題
 - 一、戦時交通運輸の確保
 - 一、ビルマ國軍の募兵
 - 一、戦時勞務者の募集
 - 一、政府及びドバマ・シンエタ聯盟の地方に於ける有機的關係の確立
- 「我等の任務は獨立強化と戦勝」
——バーモウ國家代表訓示——
- 地方長官會議第一日におけるバーモウ國家代表兼内閣總理大臣の訓示は左の通りである。
- 「ビルマは今や獨立國となつた。余は他の指導者とともにこの新ビルマの建設における諸責任を受諾したのである。地方行政官との接觸を確立することは最も重要な責任の一つである。英國統治時代とは異り、

政府と國民は今こそ一體とならなければならぬ。我々は宿望通りビルマの獨立を達成し、今や新しい政府を持つに至つた。

我々は政府の諸問題を協議によつて有効に處理すべきであつて、本會議は將來の會議の重要な基礎をなすであらう。政府官吏はビルマの指導者である。ビルマの歴史は良き指導者がビルマを進歩せしめ、良からざる指導者が常にビルマを没落せしめてゐることを明示してゐる。従つて指導者諸氏が賢明練達であればビルマは興隆するであらう。余は諸氏に信頼し、諸氏に責任を託するものである。ビルマは今や緊急時期に再會してゐる。余はさきに新秩序計畫を發表したが、その最も重要な事項は、我々が如何にして自國を防衛するかにあり、我々の今直ちに執るべき責任は、ビルマの獨立を強固にし且戰爭に勝つことである。今日まで我々は言葉に時を空費しすぎた。過去のビルマ人は天然資

源に依存し、人間としての修養陶冶を怠つた。即ち我々はビルマの天然資源に依存する民族的寄生虫となり果てたのであつて、かくてビルマ人は衰退し、我々の力を結集することに失敗した。今やビルマの新秩序は人間より始められなければならない。これさへ成れば他はすべて自動的にこれに倣ふであらう。」

インド

自由インド假政府樹立

インド解放の戦闘組織たる自由インド假政府は、十月二十一日、スバス・チャンドラ・ボース、インド獨立聯盟總裁を首班として、昭南において樹立された。(詳細は國際月報本號國際時報中「自由インド假政府の樹立」参照)

自由インド假政府米英に宣戦

自由インド假政府は、十月二十三日深更の緊急開議において對米英宣戦を決議し、翌二十四日午前零時五十分、米英に對し宣戦を布告した。

早期釋放をガンヂー翁要請

マハトマ・ガンヂー翁は、十月二日、彼の第七十四回目の誕生日をブリーナにおける監禁所で過したが、この日ルーズヴェルト大統領に電報を發し、英國當局に働きかけて彼の早期釋放を實現するやう要請したと傳へられる。

マウントバッテン着任

—重慶軍政首脳部と協議—

マウントバッテン東南アジア反樞軸軍總司令官は幕僚を従へ、リベレーター機で十月七日、カラチからニューデリー近郊の空港に到着、インド軍總司令官クロード・オーヒンレック、東洋艦隊司令長官ジエームス・ソンマーヴィルその他の出迎へを受け宿舎に入つたが、七、八日兩日

に互り反樞軸軍首脳と東亞反攻作戦につき協議を遂げた後、重慶に赴き蔣介石と會見、同二十一日、ニューデリーに歸任した。この間數次の會談において、東亞の作戦、一般情勢の検討を行ひ、ビルマ反攻について協議を遂げたが、一説には重慶側が輸送ルート回復の見地からビルマ奪回を強調したのに對し、マウントバッテン東南アジア反樞軸軍司令官は昭南奪回を主張、兩者の足並不調であつたと傳へられる。

ウエーヴェル新總督着任

新任インド總督アーチボルト・ウエーヴェルは十月十七日空路ニューデリーに到着、同十九日、正式に總督に就任した。尙、同人はロンドン出發に先立ち、米人新聞記者代表ラウエル・ベネットに對し、次の通り豪語したと傳へられる。

「余はインドに到着の上は米軍將官と緊密な強調連絡を圖りたいと思つてゐるが、スチルウェル在東亞米

軍地上部隊總司令官その他二、三の人達とは舊知の間柄なので萬事好都合である。ビルマ反攻作戦については十分成算がある。インド總督としての余の第一の使命は、マウントバッテン東南アジア反樞軸軍總司令官の東亞反攻作戦を援助するため、インドの政治的經濟的地位を一層強化することであり、就中我々はインドに有力な空軍基地を完成せしめるやう努力しなければならぬ。現に歐洲戦線で活躍してゐる大型爆撃機をインドからも盛んに飛ばすことが出来るやうになれば、その時こそ反樞軸軍は日本軍に對し航空戦において満足すべき成果を收め得ることと思ふ。」

食糧饑饉依然深刻

既報國際月報(第三十四號參照)ベンゴール州の食糧饑饉は依然として緩和されないのみならず、英本國政府の冷淡な責任回避策とインド政廳の無爲無策のため、その後の慘狀は益々深刻なものがある。しかもインド事務相

エイメリーは、十月二日、英國下院において白々しくも次の通り陳辯したと傳へられる。

「先づ第一に下院は今回の不安な事態に關する英國の責任を痛感してゐることと思ふ。英國政府においては一九四三年の初め重大な食糧不足を豫測して穀類輸入に必要な船舶を用意したが、その後インド北部において春季の收穫が豊作であつた爲に、事態は緩和されるに至つた。その後再び深刻化するに至つたので、英國政府は船腹をインドにふり向けた。そして食糧穀類は現にインドに到着してをり、さらに年末までに到着する見込みである。また子供等に對するミルクと食糧の供給にも努力してゐるが、問題は船腹であつて、反樞軸各國全體の緊急な必要を考慮した上で割り振りを決定する外はない。インド政廳は一九四二年四月食糧増産運動を開始し、前年度においては幾分耕作面積が増加するに至つた。インドの食糧難は主として分配の

問題であり、インド政廳としては各州相互間の食糧融通に重點を置き、殊にベンゴール州に對しては去る四月以來他の諸州から鐵道又は海運によつて米その他の穀類が移入されてゐる。

九月に入つてからだけでも相當量の食糧がベンゴール州に入つてゐるが、インド政廳は各州の權限を侵さない限度において、食糧難の特に激しい地區には地區食糧委員會を設置、食糧狀況について報告したり注意を與へるやうに配慮してゐる。インドの食糧難が、ベンゴール、コチン、トラヴァンコール並にテンカンの一部等各地方に極限されたのは、主としてインド政廳の努力の結果である。インド政廳は穀類を生産する諸州に對し食糧を手放させるやう説得しなければならず、殊にベンゴール州に移出された食糧が間違ひなく州民に行き渡ることを納得させなければならないが、ベンゴール州政廳に對しても救済資金を附與してゐる。

カルカッタ市内においては人口が平常通りであれば食糧が不足する譯はないが食糧の物價が奔騰し貧乏人には手が届かず且つ地方から難民が入り込んで事態は重大化した譯である。然しベンゴール州知事代理サー・トーマス・ラザフォードその他州政廳では食糧の分配に當つてゐる。尤も州内における黨の争ひ種族の争ひで州政廳の救済事業も困難に當面してゐるが、州民自身が事態の重大なのに氣付いて一致協力することに至ることを希望する。」

ついでエイメリーは、十月二十八日、「一九四三年の食糧狀況」と題する白書を議會に提出したが、その内容が左の通り。

第一節 八月九日印度財務長官アジズル・ハクのインド中央立法會議への報告

第二節 従來の食糧政策、現在の實狀を検討し、戦時食糧政策につき勸告案を提出するため一九

四二年七月任命された「食用穀類政策」委員会の報告

第三節 全インド食糧會議で發表されたインド政廳の

食糧政策

第四節 本ゴール州内現在の食糧事情

第五節 インド全般の食糧事情

しかも、インドにおける現實の事態は極めて深刻であり、十月十八日、カルカッタ市廳は左の通り發表した。

「八月十六日以降十月十二日までの餓死者は二千四百九十二名、他に街上で死亡したインド人は四千七百九十二名である。更に八十五名のインド人は十六日カルカッタ市内の病院で死亡した。」

尙、これに伴ひ、州内各地にコレラが流行し、マドラス州西部のマラバー地方においては六、七、八の三ヶ月間に三萬名がコレラの爲死亡したといはれ、その對策として十三日より四日間、全インド食糧會議は英領インド各州代表並に土侯領代表等を網羅して開會され、十六日を

もつて終了した。會議の決定内容について、ロイター電報の傳へるところは次の通りである。

一、食糧の分配に關するグレゴリー委員會の報告を採擇一、食糧穀類の過剰な各州における穀類の買入れについては、インド政廳は干渉しないが、當該各州政廳においては、その都度インド政廳に通告すること。

一、食糧の値段については或る程度の統制を加へること。この會議後、ハチンス食糧省總務局長は、

「食糧問題の解決並に物價の一般的統制についてはインド政廳は斷じて他の妨害を許さない。政廳としては各州政廳が逐次インド全體としての政策を採るに至ることを希望する。」

と言明したが、本ゴール州の窮迫した食糧危機については何等具體的な對策を決定しなかつたと傳へられる。然し以上の措置も英國一流の机上の空論に過ぎず、何れにせよ今次の事件は英國のインド占有以來長く糸を引

いた慢性飢饉がインドに存在し、それがインドの軍事基地化によつて急性的症狀を呈したものであつて、飢饉の原因は遠近ともに英國にあると云へよう。このことは世界の等しく認めるところとなつてをり、現に米國上院議員ラルフ・ブルースターは十月二十日、次の通り言明したと傳へられる。

「自分達が前線視察の途次、カルカッタに赴いた當時にも、インド人の女子供が道端に倒れてゐるのを見たが、この食糧飢饉は、英國官憲の説明によれば、ビルマ地方からの米が入らなくなつたのよることであつた。しかし、ビルマ地方の米が入らなくなつても、精々全體の一割程度しかインド人の食糧は減つてゐない筈である。インド政廳が食糧を正しく分配すれば食糧危機は避けられたのに違ひない。」

四三―四四年度豫算案内容

チーフリー蔵相は去る九月二十九日、一九四三―四四年度豫算案を議會に提出したが、その内譯次の通り(單位千濠洲ポンド)

歳出
非軍事費 一四四、五二六(前年比増一〇八、五六三)
軍事費 五七〇、〇〇〇(前年比増八二、五七〇)
内譯 國內にて消費 五〇〇、〇〇〇
海外にて消費 七〇、〇〇〇
歳入

總 額 三二二、〇八七(前年比増四四、六三四)
内、各種稅收入二七二、七六七(前年比増四二、六三〇)
(右の中所得稅收入は本年三月の増稅により一六〇、二二三に達する見込)

稅收以外の歳入三九、三二〇、そしてこの結果赤字額は四〇二、四三九千ポンドに達するが、これは

濠洲

公債に借入金を以て充當される筈である。
議會無期休會

— 軍需相等重要報告 —

議會は、九月二十三日開會以來豫算案等重要法案の審議を進めてゐたが、十月十七日から無期休會に入つた。カンベラ來電によれば、最終日の十月十六日にはメーキン軍需相及びドレークフォード空相が下院で夫々次の通り報告したといはれる。

メーキン軍需相

「反樞軸國で目下製作されてゐる或種の戦車は、濠洲の要求には打つてつけなので濠洲の戦車製造は今後取止め、かくして生じた餘剩勞働力を他の重要な生産に振り向ける意向である。」

ドレークフォード空相

「現在五萬の濠洲空軍將兵が世界各戦線で活躍してゐる。」

更に上院においては、キーン貿易相が武器貸與法に關し、エヴァット外相が濠洲空軍増強に關し、夫々次の通り述べたと傳へられる。

キーン貿易相

「一九四二年度における濠洲からの逆貸與は六千五百萬磅であつたが、一九四三年度には一億磅に上る見込である。米國は四億七千磅に相當する物費を濠洲に送つたが、半分以上は軍需物資であり、殘餘と雖も石油、運輸資材、機械、工作機械、織物及び織物原料等の戦争關係物資である。更に濠洲は米國から八千二百萬磅に相當する勞力奉仕を受けてゐる。」

エヴァット外相

「英國から更に多數のスピットファイアー戦闘機が濠洲に送られることになつてゐるが、同機は最新型の熱帯地用飛行機であり、英人飛行士が搭乗することになつてゐる。」

米濠武器貸與狀況

貿易、關稅相R・キーンは、十月十四日、上院において米濠兩國間の武器貸與狀況につき、次の如く發表した。

「武器貸與協定に基づき濠洲が米國から受けた物資並に勞務は、本年六月末までに五億五千二百萬弗に上つたが、これに對し濠洲も逆貸與として本年初頭以來米國に對して一億磅に相當するものを提供した。

米國からの援助物資のうち最も多いものは軍需資材と石油で、全額の六十三%に及んでゐる。濠洲に對する武器貸與額は増加してはゐるが、しかし、我々の必要とするだけの額が完全に補給されてゐるわけではない。たゞ米英兩國政府とも今では濠洲の事情を充分認識するに至り、他の戦線との振りあひにおいて出来るだけ多くの物資を送らうとしてゐる。」

尙、駐米公使オーエン・デイクソンも、十月四日、「濠洲は米國との武器貸與協定による逆貸與により、

現在までに米國に對し三億五千萬弗の物資を補給した。これは濠洲本年度の全財政支出額の六分の一に當ると言明した。

カーチン首相石炭不足に苦慮

政府は、全國に亘る慢性的炭坑罷業に基く石炭不足に苦慮してゐるが、カーチン首相は、十月十四日、國內における石炭の消費規正を發表、鐵道用二五%、工業燃料用一二・五%を削減する旨言明したのみならず、更に十月十五日、炭坑肅正工作の必要を指摘し、左の如く言明したと傳へられる。

「濠洲における本年現在迄の石炭産出高は一千二百五十萬噸に過ぎず、これを一九四二年同期間の産出高に比較すると、二百五十萬噸の減産となつてゐる。かうした事態は、すべて全國的に波及續發する炭坑罷業によるものであり、これを阻止して石炭増産を確保す

るためには各地炭坑内の不逞分子肅正工作を強行し、彼等の策動を封殺することが必要である。」
尙、過去九ヶ月間に、罷業のため約二百萬噸の石炭が喪失されたが、その濠洲全鐵道に與へた影響は甚大で、列車特に貨物列車の遅延ぶりは一般生活に大きな不便を與へてゐる。

牛肉割當制實施

政府は、十月二十一日の閣議の結果、明年一月一日から國內に牛肉の配給割當制を實施するに決定、閣議後、首相カーチンは次の通り言明した。

「明年から肉の割當制を實施するに決定したが、英國における食糧配給の現状を考へれば、この程度の措置は當然である。しかも濠洲は、明年西亞並に西南太平洋方面の反樞軸軍に多量の食糧を補給しなければならず、國民は一段と食糧増産に努めなければならない。」
更に、同二十五日、首相カーチンは右割當數量に關し、

次の如く言明した。

「年齢九歳以上一週の割當量は二・二五ポンド、九歳以下はその半分とし、國內生産の半數を市民用に充當、他の半數は英本國を始め反樞軸軍の食糧用に供給する。」

ニューギニア戦線兵士休暇

フォード陸相は、十月二十七日、次の通り言明した。
「現在ニューギニアで戦つてゐる濠洲兵士は今後十八ヶ月の間に全部賜暇歸郷させることになつた。」

ニュージーランド

議會新分野

十月初旬に行はれた下院總選舉の結果、議席定員八十名に對する新議員の分野は左の通りになつた(括弧内は舊議員數)。

労働黨四四名(五〇名)、國民黨三五名(二五名)、中

立一名(四名)、民主労働黨ナシ(一名)
即ち第一黨は依然與黨たる労働黨が占めてゐるが、議席は相當減少してをり、更に得票總數に至つては一層減少してゐる労働黨の不評を示してゐる。

南阿聯邦

スマッツ首相訪英

スマッツ首相は、十月五日朝、カイロ經由空路で英國に到着したが、以來連日のやうに英國戰時内閣に出席、更にウエーヴェル印度總督等とも會見した。そして週末にはチエツカースにおけるチャーチル首相の別墅に赴き、チャーチル首相と共に英帝國の戰爭指針について協議した。尙、スマッツは、十月十九日、シテイにおける午餐會に出席、一場の演説を行つた。
スマッツ首相演説の要旨は次の通りである。

「我々は冬までに成就しようと企圖した所より以上に前してゐる。さらに特に南歐洲並に東南歐洲において一段と前進して歐洲の中央要塞に迫つた。従つて來年には三軍を動員しての一大攻勢を決行する配置を了することが出來ると期待して差支へない。歐洲に對する最終的攻撃は來年出來るだけ早く開始されなければならないが、いづれにせよ歐洲に對する攻撃が反樞軸軍第一の任務である。」

しかし、同時に東亞に對する重壓を増加し、我々の第二の仕事たる日本攻撃の爲の一切の準備的措置をも講ずるであらう。」
そして、スマッツ首相は英帝國の戰爭努力を特に強調し、スターリングラードの戦ひとエルアラメインの戦ひとが今回の戰爭の轉機であつたと述べ、モスクワ會談における英國代表の爲に、遙かに援護射撃を加へると共に、「米國の人的資源は反樞軸軍の最終的攻撃における

戦略的豫備である。歐洲要塞に對する最終的攻撃において米國は疑ひもなく指導的地位を占めるであらう。」と述べて、第二戦線の見解には巧みに米軍を利用しようとする意圖を仄めかした。

右演説が、特に三國會談開催と時を同じくして行なはれたのに鑑み、ソ聯邦の執拗な第二戦線要求に對する英國の回答と看做せるが、右のスマッツ首相演説に關し、英國放送は對獨戰に於ける英國及び英帝國の擔當する役割が極めて大であることを指摘し、暗にソ聯邦は勿論米國の戰爭努力をも過少評價しようとする様な解釋を行つたが、右は目下英國で問題視されてゐる上院戦線視察團五名の議員の反英的言辭とも關聯して注目される。

白人二百萬中三十六萬が軍關係に勤務

八月十九日附マンチエスターガーディアン紙によれば、南阿白人の人口は二百萬で、その内、國外派遣軍隊は、八萬六千、陸空軍への徵募兵數は、十六萬六千で

ある。これに加へ、一部軍務に服する者五萬三千、軍需工場その他に徵用するものは六萬であり、結局軍事關係要員は總數約三十六萬に達するといはれる。尙、この外に有色民族の兵員十萬が各方面に協力してゐるといはれる。

カナダ

ウエニア少將北阿派遣代表に任命さる

政府は、十月二十五日、アルジェーのフランス傀儡政權に對するカナダ外交代表として少將ジョージ・ウエニアを任命、同人は任地に向つて出發した旨發表した。

第五回國債募集開始

政廳は、十月十九日から第五回「勝利」國債の公募を開始した。募集總額は十二億弗で内最低五億二千五百萬弗は一般個人から募集する方針で、殘餘は各州政府、市役

所法人その他の諸團體に負擔させることとなつてゐる。

アルゼンチン

フアレール陸相副大統領に任命さる

前大統領スエイロ提督の死去以來、副大統領の椅子は空席となつてゐたが、十月十二日、政府は現陸軍大臣フアレール將軍が副大統領に任命され、同將軍はその儘陸軍大臣をも兼任することとなつた旨發表した。

スエイロ副大統領死去の當時政府が副大統領の椅子は空席とし、補充しない旨公式に發表したに拘らず、今回フアレール將軍を副大統領に任命したことは、政府がその強化を圖り、現下の政局に備へようとする意圖があるのだと一般に觀測されてゐる。

右に關し、十月十二日附エル・カビルド紙は次の如く報じてゐる。

「時局は混沌として各種の流言が流布されてゐる重大な折柄副大統領が任命されたのは、ラミレス大統領下の政局安定を意味すると共に同大統領に對する國民の不變の信頼をも強化させるものである。」

尙、フアレール副大統領は、十月二十二日、陸軍航空學校の新軍旗奉戴式に參列のため、コルドバ市に赴き、同地の新聞記者に對し次の如く述べた。

「アルゼンチンは目下反動期に直面して居り、右反動は、アルゼンチンの現狀に對し直に有利に展開しつつある。一九三〇年革命後における情勢は極めて複雑で、その打開のためには絶大な努力を必要としたが、今回は事態がその當時と異り、吾々は義務遂行に當り満足してゐる。そして何人もアルゼンチンが善き意味の反動期に在ることを認めるに至つた。」

斷交派官公吏を罷免

藏相サンタマリナを主班とする國內の反政府分子は、

十月十五日、樞軸國との断交を要求する所謂断交宣言を政府に突きつけたが、大統領ラミレス將軍は、右宣言に署名した官公吏を直ちに罷免し、政府部内の異分子を一掃して中立堅持の方針を闡明した。

右断交派聲明に關し、政府は十月十五日、左の通りコンミュニケを發表した。

「何物をも代表する價値のない人士より成る一群が昨日の諸新聞紙上に或種の國家的問題につき其の根本的解決を要求する聲明書を發表すると共に國民に訴へるところがあつたが、右聲明は去る六月四日、容認出來ない舊政治態勢と絶縁した健全なる國民を誤まつた目的と邪惡な意圖をもつて利用しようとしたものであるが、この如き態度は、これを國民が、容認するものではないことを知らないためになしたものである。軍部が國民の聲援の下に計畫し、且實現する革命は、民衆を悲惨な境地に陥れた分子の企圖する様な舊政治態

勢への復歸は如何なる觀點からしてもこれは許せないものである。

民衆に向けられた前記聲明書に署名した者の中に外國人と見られる者が數名あるが、この點に關して、國民は深く注意を要さねばならない。國家の問題は一家の主である國民が決定するもので、客分である外國人が云々するものではない。署名者の多くは極左主義に關係のある者で、その中、或る者は共同より共產主義者の極却を捺された者である。

政府は、最も廣汎な意味の共和主義を尊ぶものであるが、干渉乃至強要は如何なるものと雖もこれを容認しないばかりでなく、政府の威信に背馳する様な言論もまた許すものではない。」

又、十月十六日、大統領府情報局は、大統領府書記官長から各省大臣に宛られた一書翰の教書を公表したが、その一部において、次の如く述べてゐる。

「大統領は、十月十五日附新聞紙上に現はれた聲明書の署名者で、中央官廳及び地方官衙に奉職する者に對し、本日附をもつて停職を命ずると共に、今後官吏又は政府備人は官規及び公衆道德が許さない越權行爲のないこと、官吏又は政府備人は連名又は慣例に反する方法による聲明書をもつて政府の施策の變換を企圖しないこと及び政治屋により宣傳される思想に参加、又は協力することを容認しないことに決定した。」

通して現下の國際問題を云々する危険を冒したものでなく、各政黨の指導階級は誰も現政府の政策に反對の決意をすることは、黨員との對立關係を招來するといふ事を熟知してゐる。政府は、断交派聲明書の署名者に對し適切な回答を與へた。政府は、國內擾亂者を放置せず、又署名者中の官廳奉職者に對し、停職を命じた政府の措置は、吾人の賞讃に値する。」

藏相、法相、公共事業相任命

大統領府情報局は、十月十五日、左記三大臣の任命を見、いづれもこれを受諾した旨發表した。

大藏大臣 セザール・アメヒーノ博士

司法兼教育大臣 グスターヴォ・マルチーネス・スヴィ

リーヤ博士

公共事業大臣 リカルド・ヴァーゴ海軍大佐

右三者の中新大藏大臣は、ブエノスアイレス州大藏長官であつたことがあり、又一九三九年以來同州高等法院

「断交派の聲明書は、アルゼンチンに敵意のある外國が南米各國において、これ等諸國に我がアルゼンチンを敵視させるために廣く行つた宣傳を取次いだに過ぎない。右聲明書の張本人は、何等尊敬される様な勢力をもつてゐないが、政黨を代表する様な振りを裝つてゐる。けれども如何な政黨と雖もその責任ある機關を

判事の職に在つた。

新司法大臣は、リトラール大學教授、聯邦代議士であつたことがあり、一九三一年以後現在迄國立圖書館長を勤め、又文士としても有名で、その作品はウーゴ・ウワストのペンネームを以て出版され、反ユダヤ傾向が濃厚である。

新公共事業大臣は、一九三三年より一九二六年迄在米大使館附海軍武官であつたことがあり、一九三三年以來、退役となつてゐたものである。

尙、右三大臣は、十月十六日、宣誓就任した。

專任外相及び内相任命

政府は、十月二十一日附大統領令をもつてヒルベルト内務大臣兼外務大臣を專任外務大臣に任命すると同時に陸軍少將ルイス・セザール・ベルリンゲルを内務大臣に任命し、翌二十二日、兩大臣の宣誓式を舉行した。

新任ベルリンゲル内相はこれ迄内務省總務局長の地位

にあり、今回の二大臣の任命は、前記三大臣の任命と共に現政府の内外政策遂行のため、政府補強を意味してゐる。

ヒルベルト外相外交政策を闡明

ヒルベルト外相は、十月二十二日、宣誓式終了後、新聞記者との會見に於て外交政策に言及し左の如く述べた。

「アルゼンチンの對外政策は簡單明瞭で何等複雑なものではない。余は世界の各國との通商關係の緊密化に特に努力しなければならない。」

「亞伯親善に努力」

——ロソン大使赴任聲明——

ロソン大使は、ブラジル赴任のため十月四日、ブエノス・アイレスを出發、同日リオ・デ・ジャネイロに到着したが、同大使は、出發に先立ち新聞記者團に對し次の如く聲明した。

「伯亞兩國政府との公的關係の發展に努力すると共

に傳統が要請する兩國親善關係の紐帶永續のため最も堅實な基礎である兩國國民間の相互諒解の推進に努める所存である。」

外交官異動

十月中發表された外交官異動は左の通り。

フエリベ・エスピル博士

免駐米大使

アドレーン・エスコバール博士

任駐米大使

(十月七日附)

前外相エンリケ・ルイツ・ギナツ

任駐西大使

(不 明)

前駐ベルン公使カルロス・プレビア

任駐ヴァチカン大使

(十月十一日附)

北米預託金塊本國に移動

大藏省は、十月五日、左の通り發表した。

「ニューヨークよりの通信によれば、十月五日、ニューオリンズよりのアルゼンチン向金塊の第一回積出があつたが、右は對外貿易決済の結果生じた受取勘定八億五千萬ペソに相當する金塊で、聯邦準備銀行に預託してあつたものの一部で、アルゼンチン中央銀行が政府の許可に基き同國における金準備の増加を圖るため北米から移動させるものである。そして今後も徐に前記金塊のアルゼンチン向移動を繼續するのに必要な手配を執つてゐる。」

ユダヤ新聞を停刊

政府當局は、十月十四日、同國で發行されるイディッシュ語の全ユダヤ人新聞を無期停刊處分に附した。

移民局内務省管轄下

政府は、十月十一日、從來農務省の管轄下にあつた移

民局を内務省に所屬せしめることに決定した旨、發表した。右と關聯してアルゼンチン移民法改正委員會が新たに設置されたと言はれる。

亞・智關稅同盟準備進む

アルゼンチン、チリー兩國は、本年八月末、關稅同盟締結に關する條約に調印したが、アルゼンチン政府は關稅同盟締結準備のため、十月二十六日、ヒルベルト外相を委員長とする準備委員會を組織した。ヒルベルト委員長は委員會設置にあたり、「亞・智兩國の企圖する關稅同盟こそ米洲大陸將來の貿易新體制の基礎となるであらう」と強調したが、關稅同盟締結の具體的方法として目下兩國政府は、

- 一、關稅障壁の即時撤廢
- 一、毎年七%乃至二〇%宛關稅率を低減し、五年乃至十年以内に關稅同盟を實現する

の二方法を考慮してゐる模様である。而してこの關稅同

盟には隣接各國も參加出来るやうにする方針といはれる。

十月中貿易總額三億一千萬ペソ

十月中における對外貿易は左の通りである。

輸出總額	二四四、六二六、〇〇〇ペソ
内 英 國	九三、二一一、〇〇〇ペソ
米 國	五七、七三九、〇〇〇ペソ
輸入總額	七〇、〇五七、〇〇〇ペソ
内 英 國	一〇、〇三〇、〇〇〇ペソ
米 國	九、〇二九、〇〇〇ペソ

チ リ ー

フェルナンデス外相滯米動靜

十月二日、カナダから再びワシントンに引返したフェルナンデス外相は翌三日、ルーズヴェルト大統領と會見

した後、同五日、同地を出發し、メキシコに向ひ、同十一日同國に到着したが、フェルナンデス外相は國賓として二日間メキシコ市に滞在、更にキューバ、パナマ、コロンビア、エクワドル及びベルーの諸國を歴訪した。

フェルナンデス外相は、滯米中米智通多關係に關し數次に互りハル米國務長官その他北米要人と會談を遂げたが、兩國の懸案である通商條約は署名を見るに至らず、右條約は、近き將來において更めてチリー側使節のワシントン到着をまつて締結されるであらう傳へられる。

尙、メキシコにおいては、十月十三日、バデイーリヤ外相との間に墨智通商のため、一時的措置として最惠國待遇一ヶ年延長方に關する協定に調印した。

ドヴァリアス空軍司令長官訪米

空軍司令長官マヌエル・ドヴァリアス將軍は十月五日ワシントンに到着し、チリー空軍要員養成法研究のため在米中である使節團を檢閲した後、チリー空軍所要器

材の獲得に努めてゐるが、他方北米貸與法實施審議會員ウイリアム・オバー提督は、十月十四日、チリーに到着その任務を遂行中である。

水力電氣六百萬キロワット増大

政府は十月二十七日、國內産業振興の目的をもつて水力電氣開發十八年計畫を發表した。これによれば、開發に當るのは國營電力會社で、これに要する資金二千萬弗の九割は同社が負擔する。現在のところでは六百萬キロワットの電力増大が計畫されてゐる。

ブラジル

在伯邦人商社清算開始

政府は、十月二十九日、官報を以て樞軸國民所屬會社清算に關する法令(第一三七五號)を發表したが、要旨は左の通りである。

第一條 一九四二年三月十一日附法令第四一六六號の事項を含め左記會社(日獨伊計四五列記)の清算を許可す

第一項 會社の債權債務は指定清算人管理す

第二項 ブラジル銀行は政府指定の清算人として會社の財産權利若しくはクオーターの處分を定め政府は右履行のため必要な命令を發すべし

第二條 清算により生ずる金額は株主及び會社員に配賦せらる。但し賠償資金若しくは管理せらるべき資金に編入せらるべき資金は法令第四一六六號若しくは第三九一號に定むる形式によりブラジル銀行に保管せらる

第三條 法令は發表と同時に效力を生ず

尙右法令に基き精算された在伯邦人資産は二十五件に及ぶといはれる。

海外派遣部隊選抜開始

陸相エンリコ・ドウトラは過般來米國各地の軍事施設を視察歸國したが、ブラジル派遣軍が前戦に参加する具體的打合せは既に米伯兩國政府間に完了し、ブラジル軍は裝備の到着を待つてゐるだけだと言明したが、一説によれば、軍當局は、愈々十月二十日、海外派遣軍部隊選抜を開始したといはれてゐる。

参戦以來船舶喪失高二十隻

非公式見積によれば、参戦以來の船舶喪失高は合計二十隻(十萬トン)に達したといはれる。

尙ほ右二十隻の船舶名次の通り
ブアルケ、オリング、アラブタン、カイル、カベデロ、バラナヒバ、コマンダンテラ、ゴンカルベス、ディアス、アララクアラ、アニバルベネベロ、バエベンデイ、アレグレート、タマンダレ、バルバセナ、ベルドリン、ハス、タウバチ、イタギバ、アララ、イタバゲ、その他一隻

ウルグアイ

徴兵制決定
政府は、十月三十日の閣議において國內に徴兵制を布くに決定した。

パラグアイ

通商協定締結の使節團派遣
政府は、パヤ通商協定締結のため、エスピノーサ蔵相を主班とする公式使節團を十月二十八日、ブエノス・アイレスに派遣した。

新貨幣發行

止まるところを知らぬ物價の昂騰に直面してゐる政府は、今回通貨の面よりするインフレ抑制對策として通

貨の大改訂を實施するの餘儀なきに至り、十月十日、來る十一月四日から現行の通貨百ペソに相當するグアラニと稱する新通貨を發行する旨發表した。これは、百セントヴオに等しく、右を舊ペソ貨及び舊セントヴオ貨と比較すれば次の通りである。

- 一、グアラニ 一〇〇ペソ
- 一、新セントヴオ 一ペソ

尙、舊紙幣の所持者は、一九四六年一月一日迄に新貨幣に引替へなければならぬ。

コロンビア

カルダス州に戒嚴令布告

大統領アルフォンソ・ロベスは十月八日中部のカルダス州に戒嚴令を布告した。國內には最近全國的に罷業が續發し、カルダス州においては特に情勢が險惡で、罷業

團と警官隊が衝突し、警官数名が重傷を負ふやうな事態に至つたので、同州知事アルフォンソ・ハラミロの要請に基き、今回の處置が採られたので、八日には早速陸軍豫備兵力の一部が召集され、全放送局に嚴重な檢閲制度が施行された。

新内閣成立

内閣は、カルダス州における罷業の責任を負ひ、十月八日、總辭職を決定したが翌九日、新内閣が成立した。閣僚の顔觸は次の通りである。

- 内 相 アルバルト・レラス・カマルホ
- 外 相 カルロス・ロサーノ
- 藏 相 カルロス・レラス・レストレロ
- 陸 相 ゴンザロ・レストレロ
- 勞 働 相 ジョルジュ・エリエゲル・ゲイタン
- 經 濟 相 モイセス・プリエト
- 鑛山石油相 フーリオ・エンリケ・タスコ

- 公共事業相 エルナン・エチャヴァリア
- 文 相 アランゴ・ヴェレス
- 選 相 ゴメス・ピコン

メキシコ

對米勞働供給協定成立

メキシコ政府は、十月十四日、今回米・墨兩國政府との間に戦争繼續中メキシコは米國の農作物收穫援助のため、毎年七千名の勞働者を供給する協定が成立した旨發表した。

對智通商假協定一ヶ年延長

政府は、十月十四日、今回チリ政府との通商協定を更新した旨發表したが、チリとの通商に關しては本年三月相互最惠國條款に基く假協定が締結され、今回右有効期限を更に一ヶ年延長することとなつたものである。

外人の採油一切不許可

經濟省次官フランシスコ・ハクシオラは、十月二十日、メキシコにおける石油發掘權を外國人に對し今後一切與へないことに決定した旨聲明した。

パナマ

對米新協定締結

パナマ共和國政府は、十月十八日、同國駐屯米國軍當局との間に締結された取極めを發表したが、右取極めによれば、米國駐屯軍は戰爭中、パナマ國內において軍事的に必要と思はれるあらゆる物件を占領、使用し得ることとなつてゐる。

スペイン

フランコ統領中立堅持聲明

——アゾーレス問題に政府慎重——

ポルトガル政府が、アゾーレス諸島における便宜供與を英國政府に約したとの報道に關聯し、フランコ統領は十月十二日夜、聲明を發表し、

「政府は、あくまで監視的中立を堅持する。」旨聲明した。

尙、政府筋では極めて慎重な態度を示し、

「今回の協定によつて、特にスペイン政府が動き出さねばならない様な法律上乃至國際的な問題は起つてゐない。」

と述べた。スペイン各紙も以上當局の意向を反映し、一切論評を差控へ、單に英葡兩國政府の公報を發表するに止めた。

ウイラロンガ總督ミノルカ島着任

西地中海のスペイン領バリアレク諸島のミノルカ島新

任總督ホアキン・ホアン・ウイラロンガ將軍は、十月二十七日マホン港に到着、就任した。

ポルトガル

アンソレス協定公報發表

政府は、十月十二日夜、アンソレス諸島に關する英葡兩國間の協定（國際月報本號各國動向中英國外交の部参照）につき、公報を發表したが同時に聲明を發表し、次の諸點を強調した。

一、政府は、從來自國の國際政策を強調し、自國の中立政策を確立する必要がある場合には、常に右中立は條件付であることを指摘した。即ち英國政府は英葡兩國間の同盟に關聯し、便宜の提供を要求する場合には同條約はこゝに效力を發生するが故に政府の中立も亦右同盟條約を前提とする。

一、政府は、歐洲戰爭の當初からスペイン政府との間における不可侵條約並に附屬議定書に由來する諸義務を遵守してゐるが、英國政府の戰爭政策は、イベリア半島に中立地帯を確立しようとする方針に何等矛盾する所なく、従つて西葡兩國間の不可侵に關する政策は、英國政府の支持を受けてゐることが確認された。ポルトガル政府は英葡兩國間の關係發展について詳細にスペイン政府に通告してをり、マドリッド駐葡英國大使も同様英國政府を代表して、スペイン政府に對し経緯を報告するであらう。

アンソレス協定に關する各紙論調

アンソレス問題に關する英葡協定に就ては、十月十三日附の諸新聞は何れも政府公表の趣旨と同巧異曲の論評

を掲載してゐたが、十四日に至つては全然論及するものがなく、唯ポルトガルの態度を賞讃する外電を載せてゐる。

一方ドイツが、右の協定は英國の對葡壓迫の結果であり、ポルトガル國の中立性を破壊する責任は英國側にあり、となす等、本協定を繞つて痛烈に英國を攻撃してゐる電報記事は、これまた各紙が掲載してゐる。

尙、十三日の各紙論調中主要なものは左の通りである。

「ポルトガル政府の嚴正且正直な中立政策は、聊かも變更がないが、今回の協定によつて、新な表現を與へられるに至つた。今回の措置については、久しい前から首相サラザール博士がその可能性を豫想してゐたのであるが、ポルトガル領の島嶼において外人が定住することは、實力行動でもなければ祖國に屈辱を與へる譯でもない。

今回の協定により過去四ヶ年間ポルトガル政府が維持して來た中立は擁護され、各交戰國との調和は守られた。國家の船は暴風雨と闘ふために針路を變へる必要もなく、靜かな海上を航海してゐる。ポルトガル國民は深い確信を以て將來を見守つてゐるが、必要な場合に英雄的な態度を以て祖國を擁護し、一切の試練に堪へる力を缺いてはゐない。」（セクロ紙）

「英國政府は、今回の協定によつてアンソレス諸島につき、特權を得、ポルトガル政府も亦同盟に基く義務を果したが、首相サラザール博士が英國政府の同意の下に闡明した中立政策は、今回の協定によつて聊かも侵犯されてゐない。」（ノヴィダ紙）

「英葡兩國間同盟條約の條項を履行しても、今回の戰爭におけるポルトガル政府の立場には本質的には何ら變りはない。」（ディアリオ・ダ・マンハ紙）

國際電話に外國語使用禁止

政府は、十月十三日以降ポルトガル以外の外國語による國際電話通話を一切禁止するに決定した。右決定は外交官にも適用される。

政府再度防空演習實施

ポルトガル政府は、十月十七日、リスボン地區で大規模な防空訓練を實施する旨十月十四日公表した。

特別軍事豫算支出

蔵相ビント・ダ・コスタ・レイテ博士は、十月十四日、陸軍省に對して、軍事費及びマデイラ、アゾールレス兩群島の道路建設費として、十萬エスクドの特別豫算を與へた旨發表した。

陸軍追加豫算百八十萬エスクド

政府は、十月二十一日、陸軍追加豫算總額百八十萬エスクドを支出するに決定した。

スエーデン

議會開會

スエーデン議會は、十月十八日、開會されたが、スヴェンスカ・ダークブラデト紙の主筆たる保守黨議員イヴァル・アンダーソンその他數名の議員は、現政府がスエーデンに不時着した外國旅客機及び軍用機の處分その他の國際的影響を持つ軍事的措置を極秘に付してゐるのは、國民の疑惑を深める所以であるとして政府を攻撃した。

瑞芬兩國社會民主黨代表協議

民主黨機關紙「ソシアル・デモクラテン」の報道によれば、ハンソン首相を含むスエーデン社會民主黨の首腦は、十月十日、ストックホルムにおいて、フィンランド社會民主黨の代表と協議會を開催、政治、經濟の各般に互つて重要協議を遂げた。兩國代表の顔觸れは左の通りである。

スエーデン側

首相ハンソン、社會相メラ、社會民主黨書記長ト

ルステン・テルゼン、黨財政部長ウオーリン、労働組合議長ガンナー・アンダーソン、同組合員アクセル・ストランド、及びオスカール・カルレン
フィンランド側

蔵相タンネル、社會相フアゲル・フォホルム、社會民主黨書記長アールト・ネン、労働組合議長ヴオリ

デンマーク

戒嚴令解除

デンマーク駐屯ドイツ軍當局は、十月六日を以て戒嚴令を解除する旨を公表したが、同時に次の布告を發した。

「去る八月二十九日戒嚴令が布告された際、ドイツ駐屯軍司令官が發した左の諸命令は、今後も效力を持続する。

ノールウェー

戰時刑法強化

首相ヴィドクンド・キスリングは、十月二十一日、國內治安維持、官紀肅正の目的を以つて、戰時刑法を強化するに決定した旨發表したが、要旨は左の通りである。

一、官公吏の職務懈怠には、六箇月以上の禁錮處分に附し、情狀に應じて無期禁錮乃至死刑に處する。

一、罷業及び集會禁止の命令

一、デンマーク商社のドイツ軍に對する物資供出に關する命令

一、建築物の沒收に關する命令

一、公衆の中でデンマーク軍制服を着用することを禁ずる命令

一、軍事物資の提出に關する命令

一、平時乃至軍の動員のない場合にも、戒嚴令を施行出来る。
 一、信教上の徴兵忌避を認めない。
 一、國內の食糧供給を危殆ならしめる場合にも嚴罰に處する。

ス キ ス

政府勢力減退

十月三十一日施行された議員選挙の結果は、社會黨の進出著しく、政府黨殊に舊新民主義の勢力は減退を見た。尙右の結果は十二月十六日選挙される政府の構成に影響があるものと観測されてゐる。

對獨新經濟協定調印

獨瑞新經濟協定締結に關しては、四月中旬以來五ヶ月餘に亙り折衝中のところ、去る十月一日調印を了し、ス

キス聯邦會議は、五日これが批准を了した。かくて兩國間の經濟金融關係は、本年一月十五日舊協定期限満了以來十ヶ月振りに常態に復したわけで、新協定の有効期限は本年十二月三十一日となつてゐる。新協定の内容は左の通りである。

- 一、精算制度は引續き繼續する。(尤もスキスよりの供給物資及びサーヴィスに對するドイツ側支拂期限は、從來より長くなる筈である)
- 一、スキス所有の在獨資本、投資、收入及び保険料のスキス向引渡し及び旅行者の送金は從來と變りなく、在獨スキス人及び歸國スキス人の本國向送金にはドイツ側で便宜を與へる。
- 一、ドイツ原料物資の對瑞引渡し及びスキス輸出入品のドイツ及び同占領地域内通過輸送は、ドイツ側で保障する。
- 一、舊協定と異り、スキスは精算資金を設置しない。

一、スキス側の對獨輸出は、從來の半額に削減されたが、その代りドイツ側は、歐洲以外へのスキス輸出に對する封鎖を緩和する。

一、スキスのドイツよりの石炭、鋼鐵、液體燃料、穀物、肥料の輸入は、從來と同水準に維持する。

一、スキスは果實收穫の一部及び一部過剩家畜類を供給するが、チーズ及びコンデンス・ミルクの供給は中止する。

避難民六萬餘

聯邦議會は、十月十三日、避難民宿舍建設の爲、三百萬フランの豫算案を承認した。十月六日迄にスキス國內に入國を許可された避難民は總數六萬一千四十五名に達して居る。

フアシスト系九團體を解散

司法省は、十月十三日、フアシスト系九團體の解散を命じた。フアシスト團體の結社は、本年七月六日、聯邦

議會の決議により既に禁止されてゐたものである。

ヴァチカン

ヴァチカニ市平穩

本國歸還命令を受けた前法王廳駐劄アルゼンチン公使ホセ・マヌエレ・ロベトは、十月二十七日夜バルセロナに到着したが、同夜、記者團に對し、ローマ及びヴァチカンの情勢に關し左の通り言明した。

「ヴァチカン内部の情勢は、全く平穩である。ローマ法王は至つて健在で、法王廳では凡ゆる宗教的行事が平時と變らず行はれてゐる。」

ドイツ軍との關係良好

十月三十日、法王廳機關紙オーセルバドン・ロマノはドイツ軍の法王廳に對する態度に關し左の趣旨の公表を掲げた。

「ドイツ軍のヴァチカンに對する態度に關し、外國に於けるデマを封じる爲、法王廳駐獨大使フォン・ワイツゼッカーは本國政府の訓令に基き、十月二十九日、ローマ法王廳を訪問、ドイツ軍は從來通り今後もヴァチカンの主權に完全を尊重し、カトリック教團の活動に對しては何も干渉しない旨を特に申入したが、これに對し法王廳も亦ドイツ軍が法王廳にヴァチカン市國を尊重して來た事實を認め且つドイツ大使の將來に對する保證を記録した。」

ルーマニア

交通相更迭

交通相コンスタンチン・ブシラ氏は、健康勝れず辭任し、後任にアツク・コンスタンチネスコ氏が七日任命された。

更に兵員徵集

政府當局は、十月二十一日、一九二三年、一九二四年、一九二五年各年度の壯丁に對して十一月一日入營すべき旨の徵集令を發した。

ブルガリア

キリル、フィロフ兩攝政訪獨

攝政キリル太公竝にフィロフ首相は、十月十六日、總統大本營にヒトラー總統を訪問し、リツベントロップ外相、カイテル元帥竝にヨドル將軍を交へて長時間に互り會談を遂げた。會見後ヒトラー總統は、ブルガリア代表を招待し、晩餐會を催したが、右晩餐會にはブルガリア大使、ヒムラー内相その他が出席し、飽迄友好的な雰囲気の中に獨逸兩國代表は隔意なき歡談を遂げたと傳へられる。ブルガリア代表は更にフォン・リツベントロップ外相と

も別個に會見協議を遂げたが、會見後特に總統大本營から公報が發表され兩國間の「傳統的友好關係」が強調された。

外相更迭

外相サヴァ・キローフは病氣の爲十月十四日辭任、後任には外務省總務局長デミトリ・シシユマノフが就任、十四日朝親任式が舉行されたが、シシユマノフ新外相は一流の政治家として内外に定評あり、且つ詩人としても有名である。一八八九年ソフィアに生れ、ゼノア大學に法律學を學び辯護士を開業、一九三二年外務省條約局長となり、一九三五年アテネ註劄公使としてギリシアに赴任、ブルガリア再建に關するサロニカ條約調印に功績を樹てた。一九四〇年外務省總務局長に就任、同年フィロフ首相とともにベルヒテス・ガーデンにヒットラー總統を訪問、一九四一年三月ウインにおける三國條約調印式にもブルガリア代表として出席した。

國立大學に日本語講座設置

首都ソフィア市にあるオ・スヴェティ・コメント國立大學では、十月二十三日、日本語講座開講記念式が催された。言語學部々長が同大學を代表して「長年の念願が叶ひ、東亞の友邦日本と學究的提携が結ばれたことは本學の最大の喜びである」と祝辭を述べた。

ハンガリー

議會開會

本年五月以降停會中であつた下院は十月二十一日召集され、上院も同日より開會されたが劈頭デ・カーライ首相はホルテイ攝政の宣言を朗讀し、次いで委員會に入り、國防相フォン・ツァアテイ大將が戦局につき報告した。更に三十日には上下兩院委員會が開催され、席上ギツキー外相は、ハンガリー國の外交、政治情勢に關し

詳細報告した。

兩政黨國內清掃主張

ハンガリー國民黨は十月七日聲明を發表し、不良分子を一掃して、樞軸最後の勝利に邁進する決意を披瀝した。聲明要旨は左の通りである。

「ハンガリー國民黨は、反樞軸軍の謀略宣傳に乗せられて、反古に等しい約束を信用する徒輩を斷乎たる態度を以て國家に對する反逆者として處分することを政府に望む。就中デマを流布して國內統一を亂し、國內戦線を擾亂する徒輩を斷乎一掃することを主張した。」
更に國家社會主義黨も、ハンガリー國民に對して、一九一八年の騷擾を想起して、再びかゝる事態を惹起しないやう警告すると共に、國內戦線の擾亂分子を斷乎一掃しようとする國民黨の態度に全幅の支持を表明した。

クロアチア

バイドウル駐ソ大使信任狀捧呈

新内閣成立
内閣は、十月十一日午後總辭職したが、國家主席バツエリチ博士は直ちに後繼内閣を組織し、新内閣は十二日正午クロアチア憲法に忠誠を誓つたが、宣誓式直後、國家主席司會の下に初閣議を開いた。

エチオピア

エジプト、アラビア間鐵道建設計畫

首相ナハス・パシヤは、十月十八日の新聞會見でエジプトとサウジ・アラビヤを繋ぐ紅海沿岸鐵道を建設する計畫を發表した。

トルコ

新ソ聯駐在トルコ大使フツセイ・ラヒト・バイドウルは、十月五日、アンカラを出發、空路モスクワに向つた。

尙、十九日、モロトフ外務人民委員と面會し、ついで二十日カリニン議長に信任狀を捧呈した。

重慶公館を昇格

政府は、在重慶公使館を大使館に昇格した旨、十月二十三日發表した。

英國より快速艇購入

政府は、過般英國から快速艇を購入する交渉を進めてゐたが、その中三隻が十月二十七日、イスタンブール港に到着、トルコ政府に引渡された。

日本の戰略的態勢は堅固

軍事評論家エルキレ將軍論說——
著名な軍事評論家エルキレ將軍は、十月二十五日、ジユムフリエツト紙上に於て、東亞の地位と日本の要塞と

云ふ題目で日本の軍事基地を記載した地圖と共に次の様に論じてゐる。

「真珠灣に對する日本の驚くべき果敢な攻撃後六ヶ月間に於て、日本は既に多數の防禦的外線の建設に成功してゐる。此の強力な行動は日本の過大な人口を養ひ、尙日本に多數の大量物資を與へたことばかりでなく、對日攻撃を目標とする一切の企圖を排除することに依つて外國の帝國主義總てを除去しようとする日本の政策を鞏固にさせたのである。

以後一ヶ年以上に互つて英米は外線即ち西南北部の隅に至る迄の一連の要塞を破壊する爲多大の努力を傾倒して來たのである、日本は千島を保持する爲にキスカ及びアツツ兩島は、對日攻撃の基地となり得ないものである。此の線は南方に於て蘭印の様な大島を有つてゐる外特にマーシャル及びカロリンの様な日本の極秘的強力な要塞を持つてゐる島を包含してゐる。従つて

この部分を潰滅させる爲には長年月を要する。此の理由に基づいて英米側一切の軍事行動は日本を直接攻撃することを指さず一ヶ年半來、ニューギニア島の南東部及びソロモン諸島の北部を攻撃し、濠洲に對する脅威の除去を意圖としたのである。然し此の目的もニューギニア島の大部及びチモール島の全部が目下日本の占有下にあるので實現困難となり又英米の全般的な方法としてビルマ、シンガポール及びマライの攻撃に對し、印度と印度洋方面に十分な準備をなし、其の上

に對日作戦基地として重慶を利用する計畫を夢みただのである。
シベリア基地問題に關しては目下英米にとつて之を利用する可能性が全然なく又對日第一線基地の獲得可能性は上々の条件下においても猶ほ多月を必要とする。然し此の期間中を通じて日本は軍需品に關しても、近代武器を望むだけ多量に生産することが出來、英米

の生産に抵抗出来る可能性を有つてゐるのである。今次戦争に於ても英米にとつて最も困難な點は有効に對日攻撃をなし得る爲に日本の弱點を發見すること存在するのである。

イラン

國王危機打開策に苦慮

レザ・シャー・パーレヴィイは、十月二日、イラク首相スリ・サイド及び米人財政顧問ミルスボーと會見、補給及び輸送問題に關して協議した。反極軸軍がイラン國內に進駐、輸送機關を専ら軍用に供して居る結果、イラン國內の取引は麻痺し、物價統制が悉く失敗に歸した爲め、國王も危機打開策に付き苦慮して居ると傳へられてゐる。

食糧借款五億リアル

政府は、現下の食糧飢饉緩和策の一助として、食糧品

を輸入するに決定、輸入資金として、イラン中央銀行から五億リアルを借入を供與された旨十月二十六日發表した。政府は以上の金額の外更に四億リアルを中央銀行に申し入れてゐるが、政府は既に食糧品輸入のため百五十萬リアルを支出してゐる。

ゲルサン將軍參謀次長に任命さる

イラン軍の首腦アハス・ゲルサン將軍は、十月十八日、參謀次長に任命された。

議會對米通商協定を批准

議會は、十月二十四日、米國・イラン兩國間の通商協定を批准した。

イラク

總選舉終了

議會の總選舉は、十月七日をもつて終了、新議會は十

日召集され、開院式には攝政アブドール・イラーが演説する豫定である。選挙の結果は左の通りである。

- 内相 サチ・ジャブール
- 蔵相 ジャラル・ババン
- 外相 ナスラト・アル・フリン

が辭職し後任は次の通り任命された。

- 内相 アブドラ・アルカサブ・ムタサリフ・チワニヤ
- 文相兼蔵相代理 イラ・ハフイド
- 外相代理兼交通相 タサン・アル・アスカリ

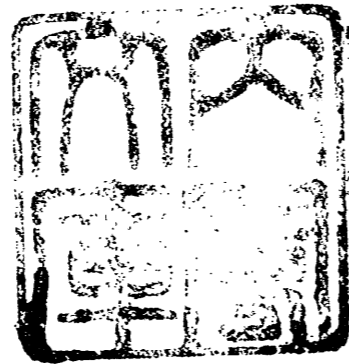
議會開會

議會の總選舉は、十月七日をもつて終了したが、總選舉に基く新議會は、九日バグダッドにおいて開會され、攝政アブドール・イラーは開院式に當り、國民の經濟生活安定を期すイラク政府の方針を闡明した。最近西亞各國に對する英國政府の謀略工作は愈々露骨となり、今回の

總選舉にも英國の手が動いてゐることは云ふまでもないが、更に、農業機械その他を持ち込んでイラク原住民の懐柔に躍起の工作を續けてゐる。東南アジア軍司令官マウントバッテンも過般ニューデリーに向け赴任の途次、特にイラク攝政と會見何事か會談を遂げてゐる。

首相パレスチナ、シリア兩國歴訪

イラク首相ヌリ・サイドはパレスチナ、シリア兩國を歴訪、十月二十六日、バグダッドに歸着した。



訂正 國際月報第三十四號所載標幟諸國の競争及斷交狀態一覽表「七」
 左の如く改訂するに付切抜附相成度

日	本
米	國 宣戰 (十六・二・八)
英	國 宣戰 (十六・二・八)
漢	洲 聯邦 宣戰 (十六・二・八)
カ	ナ 宣戰 (十六・二・八)
南	阿 聯邦 宣戰 (十六・二・八)
ニ	ュ ー ジ ー ラ ン ド 宣戰 (十六・二・八)
イ	ラ ー 宣戰 (十六・二・八) / 宣戰 (十六・二・八)
エ	ジ ー ア 宣戰 (十六・二・八)
コ	ロ ン ビ ア 宣戰 (十六・二・八)
キ	ュ ー バ 宣戰 (十六・二・八)
ド	ミ ニ カ 宣戰 (十六・二・八)
ハ	ン デ ム ラ ス 宣戰 (十六・二・八)
グ	ア チ ヱ ラ 宣戰 (十六・二・八)
コ	ス タ リ カ 宣戰 (十六・二・七)
ニ	カ ラ グ ア 宣戰 (十六・二・八)
サ	ル ガ フ ル 宣戰 (十六・二・八)
ハ	イ チ イ 宣戰 (十六・二・八)
オ	ラ ン ダ 宣戰 (十六・二・七)
メ	キ シ ヨ 宣戰 (十六・二・八) / 宣戰 (十六・二・八)
バ	ナ 宣戰 (十六・二・九)
ベ	ル ー 宣戰 (十六・二・八) / 宣戰 (十六・二・八)
ギ	リ シ ヱ ヤ 宣戰 (十六・二・三)
グ	エ ネ ス エ ラ 宣戰 (十六・二・三)
ベ	ル 宣戰 (十七・二・四)
ウ	ル グ ア イ 宣戰 (十七・二・五)
フ	ラ シ ャ 宣戰 (十七・二・六)
ポ	リ ガ イ ア 宣戰 (十七・二・六)

昭和十八年十一月二十五日刊 (非賣品)

發行所 情報局

印刷者 印刷局